

川崎市地域防災計画 震災対策編 (修正素案) 新旧対照表

総務企画局危機管理室

頁	修正後	修正前																																																																																
	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の方針【総務企画局危機管理室、消防局、市民文化局、各局室区】</p> <p>P4 第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中するなどの課題が明らかになっている。 こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、<u>地域防災活動における女性の参画を推進するとともに</u>、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2章 市の概況と過去の震災</p> <p>P7 第2節 社会的条件 1 市勢の概況 本市は、大正13年7月1日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し<u>平成29年10月1日現在、人口1,503,690人</u>、面積144.35km²となっている。・・・</p> <p>P8 2 人口・世帯数 平成29年10月1日現在で、本市の人口は<u>1,503,690人</u>、世帯数は<u>716,470</u>世帯であり、この5年間で人口は<u>3.8%</u>、世帯数は<u>5.6%</u>増加している。また、人口密度は、1km²あたり<u>10,417</u>人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。特に、幸区、中原区については、1万5千人を超える状況になっている。 このように、本市では、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">各年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>人口・世帯数の推移</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 別</th> <th rowspan="2">人 口</th> <th colspan="2">人 口 増 △ 減</th> <th rowspan="2">世 帯 数</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増加率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>25年</u></td> <td><u>1,448,196</u></td> <td><u>9,032</u></td> <td><u>0.63</u></td> <td><u>678,310</u></td> </tr> <tr> <td><u>26年</u></td> <td><u>1,461,043</u></td> <td><u>12,847</u></td> <td><u>0.89</u></td> <td><u>687,843</u></td> </tr> <tr> <td><u>27年</u></td> <td><u>1,475,213</u></td> <td><u>—※</u></td> <td><u>—※</u></td> <td><u>691,837</u></td> </tr> <tr> <td><u>28年</u></td> <td><u>1,489,477</u></td> <td><u>14,264</u></td> <td><u>0.97</u></td> <td><u>703,945</u></td> </tr> <tr> <td><u>29年</u></td> <td><u>1,503,690</u></td> <td><u>14,213</u></td> <td><u>0.95</u></td> <td><u>716,470</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※平成27年度は国勢調査結果の数値であり、前年との増減数、増加率を計算することができないため、「—」と表記しています。</u></p> <p style="text-align: right;">平成29年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>区別面積と人口</caption> <thead> <tr> <th>区</th> <th>面積 (km²)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎</td> <td>40.25</td> <td><u>229,653</u></td> <td><u>5,706</u></td> </tr> </tbody> </table>	年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数	実 数	増加率 (%)	<u>25年</u>	<u>1,448,196</u>	<u>9,032</u>	<u>0.63</u>	<u>678,310</u>	<u>26年</u>	<u>1,461,043</u>	<u>12,847</u>	<u>0.89</u>	<u>687,843</u>	<u>27年</u>	<u>1,475,213</u>	<u>—※</u>	<u>—※</u>	<u>691,837</u>	<u>28年</u>	<u>1,489,477</u>	<u>14,264</u>	<u>0.97</u>	<u>703,945</u>	<u>29年</u>	<u>1,503,690</u>	<u>14,213</u>	<u>0.95</u>	<u>716,470</u>	区	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	川崎	40.25	<u>229,653</u>	<u>5,706</u>	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の方針【総務企画局危機管理室、消防局、市民文化局、各局室区】</p> <p>第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。 こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、市では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、<u>地域防災活動における女性の参画推進</u>など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2章 市の概況と過去の震災</p> <p>第2節 社会的条件 1 市勢の概況 本市は、大正13年7月1日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し<u>平成24年10月1日現在、人口1,439,164人</u>、面積144.35km²となっている。・・・</p> <p>2 人口・世帯数 平成27年10月1日現在で、本市の人口は<u>1,475,300人</u>、世帯数は<u>691,236</u>世帯であり、この5年間で人口は<u>3.5%</u>、世帯数は<u>4.3%</u>増加している。また、人口密度は、1km²あたり<u>10,220</u>人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。特に、幸区、中原区については、1万5千人を超える状況になっている。 このように、本市では、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">各年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>人口・世帯数の推移</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 別</th> <th rowspan="2">人 口</th> <th colspan="2">人 口 増 △ 減</th> <th rowspan="2">世 帯 数</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増加率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>23年</u></td> <td><u>1,430,773</u></td> <td><u>5,261</u></td> <td><u>0.37</u></td> <td><u>666,787</u></td> </tr> <tr> <td><u>24年</u></td> <td><u>1,439,164</u></td> <td><u>8,391</u></td> <td><u>0.59</u></td> <td><u>672,392</u></td> </tr> <tr> <td><u>25年</u></td> <td><u>1,448,196</u></td> <td><u>9,032</u></td> <td><u>0.63</u></td> <td><u>678,310</u></td> </tr> <tr> <td><u>26年</u></td> <td><u>1,461,043</u></td> <td><u>12,847</u></td> <td><u>0.88</u></td> <td><u>687,843</u></td> </tr> <tr> <td><u>27年</u></td> <td><u>1,475,300</u></td> <td><u>14,257</u></td> <td><u>0.97</u></td> <td><u>691,236</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成27年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>区別面積と人口</caption> <thead> <tr> <th>区</th> <th>面積 (km²)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎</td> <td>40.25</td> <td><u>223,440</u></td> <td><u>5,551</u></td> </tr> </tbody> </table>	年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数	実 数	増加率 (%)	<u>23年</u>	<u>1,430,773</u>	<u>5,261</u>	<u>0.37</u>	<u>666,787</u>	<u>24年</u>	<u>1,439,164</u>	<u>8,391</u>	<u>0.59</u>	<u>672,392</u>	<u>25年</u>	<u>1,448,196</u>	<u>9,032</u>	<u>0.63</u>	<u>678,310</u>	<u>26年</u>	<u>1,461,043</u>	<u>12,847</u>	<u>0.88</u>	<u>687,843</u>	<u>27年</u>	<u>1,475,300</u>	<u>14,257</u>	<u>0.97</u>	<u>691,236</u>	区	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	川崎	40.25	<u>223,440</u>	<u>5,551</u>
年 別	人 口			人 口 増 △ 減			世 帯 数																																																																											
		実 数	増加率 (%)																																																																															
<u>25年</u>	<u>1,448,196</u>	<u>9,032</u>	<u>0.63</u>	<u>678,310</u>																																																																														
<u>26年</u>	<u>1,461,043</u>	<u>12,847</u>	<u>0.89</u>	<u>687,843</u>																																																																														
<u>27年</u>	<u>1,475,213</u>	<u>—※</u>	<u>—※</u>	<u>691,837</u>																																																																														
<u>28年</u>	<u>1,489,477</u>	<u>14,264</u>	<u>0.97</u>	<u>703,945</u>																																																																														
<u>29年</u>	<u>1,503,690</u>	<u>14,213</u>	<u>0.95</u>	<u>716,470</u>																																																																														
区	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)																																																																															
川崎	40.25	<u>229,653</u>	<u>5,706</u>																																																																															
年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数																																																																														
		実 数	増加率 (%)																																																																															
<u>23年</u>	<u>1,430,773</u>	<u>5,261</u>	<u>0.37</u>	<u>666,787</u>																																																																														
<u>24年</u>	<u>1,439,164</u>	<u>8,391</u>	<u>0.59</u>	<u>672,392</u>																																																																														
<u>25年</u>	<u>1,448,196</u>	<u>9,032</u>	<u>0.63</u>	<u>678,310</u>																																																																														
<u>26年</u>	<u>1,461,043</u>	<u>12,847</u>	<u>0.88</u>	<u>687,843</u>																																																																														
<u>27年</u>	<u>1,475,300</u>	<u>14,257</u>	<u>0.97</u>	<u>691,236</u>																																																																														
区	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)																																																																															
川崎	40.25	<u>223,440</u>	<u>5,551</u>																																																																															

頁	修正後				修正前			
	幸	10.09	<u>165,974</u>	<u>16,449</u>	幸	10.09	<u>160,864</u>	<u>15,943</u>
	中原	14.81	<u>254,156</u>	<u>17,161</u>	中原	14.81	<u>247,476</u>	<u>16,710</u>
	高津	17.10	<u>230,507</u>	<u>13,480</u>	高津	17.10	<u>228,119</u>	<u>13,340</u>
	宮前	18.60	<u>229,481</u>	<u>12,338</u>	宮前	18.60	<u>225,604</u>	<u>12,129</u>
	多摩	20.39	<u>216,681</u>	<u>10,627</u>	多摩	20.39	<u>214,240</u>	<u>10,507</u>
	麻生	23.11	<u>177,238</u>	<u>7,669</u>	麻生	23.11	<u>175,557</u>	<u>7,597</u>
	計	144.35	<u>1,503,690</u>	<u>10,417</u>	計	144.35	<u>1,475,300</u>	<u>10,220</u>
P9	<p>4 道路及び橋りょうの概況</p> <p>本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。</p> <p>本市が管理する道路延長は <u>2472.86</u> km であり、<u>面積</u>舗装率は <u>96.67%</u> である。また、本市の都市計画道路（<u>102</u> 路線・総延長約 <u>305</u> km）のうち、完成延長は約 <u>207</u> km（進捗率＝約 <u>68%</u>）で、他の大都市と比べると低い水準にあり、特に市北部の多摩区や麻生区において整備が遅れている。（平成 <u>28</u> 年 4 月 1 日現在）</p> <p>道路網については、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が 9 路線あり、その大部分が 4 車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道 409 号～川崎府中（府中街道）、鶴見溝ノ口～野川菅生線（尻手黒川道路）、幸多摩線（多摩沿線道路）の 3 路線で、しかも、その大部分が 2 車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって自動車交通量の増大に対応しきれないのが現状である。これらの状況緩和のため、平成 2 年 12 月には J R 南武線の高架事業が完成し、平成 14 年 4 月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路（I 期区間）のうち、殿町出入口までが供用開始となり、平成 22 年 10 月には、殿町出入口～大師ジャンクション間が供用開始となった。</p> <p>また、本市が管理する橋りょうは 619 橋（平成 <u>28</u> 年 4 月 1 日現在）であり、内訳は国道に 6 橋、主要地方道に <u>42</u> 橋、一般県道に 12 橋、市道に <u>559</u> 橋となっている。<u>緊急輸送道路など防災上重要な道路等に架かる 124 橋については既に耐震対策が完了しており、今後は、目標とする耐震性能を引き上げ、新しい年代に建設された橋りょうや、対策済の橋りょうのうち、耐震性能が不足するものを対象に対策を実施し、耐震安全性の向上に努めていく。</u></p>				<p>4 道路及び橋りょうの概況</p> <p>本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。</p> <p>本市が管理する道路延長は <u>2468.111</u> km であり、舗装率は <u>96.61%</u> である。また、本市の都市計画道路（<u>102</u> 路線・総延長約 <u>305</u> km）のうち、完成延長は約 <u>204</u> km（進捗率＝約 <u>67%</u>）で、他の大都市と比べると低い水準にあり、特に市北部の多摩区や麻生区において整備が遅れている。（平成 <u>26</u> 年 4 月 1 日現在）</p> <p>道路網については、市域を横断する国道、県道、自動車専用道路などの主要幹線道路が 9 路線あり、その大部分が 4 車線以上に整備されているのに比べ、市域を縦貫する路線は、国道 409 号～川崎府中（府中街道）、鶴見溝ノ口～野川菅生線（尻手黒川道路）、幸多摩線（多摩沿線道路）の 3 路線で、しかも、その大部分が 2 車線である。また、鉄道との平面交差、道路幅員の狭小などの問題もあり、縦貫交通の未整備と相まって自動車交通量の増大に対応しきれないのが現状である。これらの状況緩和のため、平成 2 年 12 月には J R 南武線の高架事業が完成し、平成 14 年 4 月には、東京湾アクアラインと接続する川崎縦貫道路（I 期区間）のうち、殿町出入口までが供用開始となり、平成 22 年 10 月には、殿町出入口～大師ジャンクション間が供用開始となった。</p> <p>また、本市が管理する橋りょうは 619 橋（平成 <u>25</u> 年 4 月 1 日現在）であり、内訳は国道に 6 橋、主要地方道に <u>41</u> 橋、一般県道に 12 橋、市道に <u>560</u> 橋となっている。<u>緊急輸送道路など防災上重要な道路等に架かる 124 橋のうち、112 橋（平成 25 年 4 月 1 日現在）については既に耐震対策が完了しており、残りの 12 橋についても、耐震性の向上に努めていく。</u></p>			
	<p>5 鉄道の概況</p> <p>鉄道網については、J R、私鉄合わせて 6 鉄道事業者・15 路線（旅客線）が市内で運行している。主要駅の 1 日平均乗車人員は、J R 川崎駅が <u>207,725</u> 人で最も多く、次いで東急溝の口駅が <u>148,474</u> 人、J R 武蔵小杉駅が <u>124,325</u> 人となっている。（「平成 <u>28</u> 年版川崎市統計書」より）</p>				<p>5 鉄道の概況</p> <p>鉄道網については、J R、私鉄合わせて 6 鉄道事業者・15 路線（旅客線）が市内で運行している。主要駅の 1 日平均乗車人員は、J R 川崎駅が <u>185,651</u> 人で最も多く、次いで東急溝の口駅が <u>136,482</u> 人、J R 武蔵小杉駅が <u>103,624</u> 人となっている。（「平成 <u>24</u> 年版川崎市統計書」より）</p>			
P10	<p>7 危険物施設の概況</p> <p>平成 <u>29</u> 年 3 月末現在の市内の危険物施設数は <u>4,452</u> 施設であり、このうち川崎区内が <u>3,834</u> 施設で <u>86.1%</u> を占めている。また、市内の屋外タンク貯蔵所における石油類等第 4 類の設置許可施設数は <u>1,595</u> 施設で、貯蔵量は約 <u>5,069,186</u> kℓ となっている。また、貯蔵状況を地区別に見ると、石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）内が約 <u>5,068,898</u> kℓ と市全体の 99.9% 以上を占め、石油コンビナート地域の特性を表している。（「平成 <u>28</u> 年消防年報」より）</p>				<p>7 危険物施設の概況</p> <p>平成 <u>24</u> 年 3 月末現在の市内の危険物施設数は <u>4,642</u> 施設であり、このうち川崎区内が <u>3,979</u> 施設で <u>85.8%</u> を占めている。また、市内の屋外タンク貯蔵所における石油類等第 4 類の設置許可施設数は <u>1,655</u> 施設で、貯蔵量は約 <u>5,143,527</u> kℓ となっている。また、貯蔵状況を地区別に見ると、石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）内が約 <u>5,143,241</u> kℓ と市全体の 99.9% 以上を占め、石油コンビナート地域の特性を表している。（「平成 <u>23</u> 年消防年報」より）</p>			

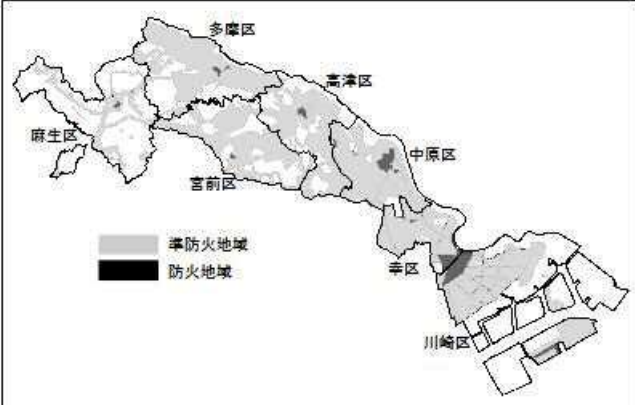
頁	修正後	修正前														
P24	<p>第4章 減災目標、地震防災戦略及び業務継続計画【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第1節 減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定</p> <p><u>国においては、平成17年9月に中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱を踏まえ、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、『今後10年間で、死者数を半減、経済被害を4割減』という減災目標を掲げた「首都直下地震の地震防災戦略」を平成18年4月に策定した。</u></p> <p><u>しかしながら、平成23年3月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を受け、地震モデルと首都直下地震対策の検討を行い、平成25年12月に「首都直下地震（都心南部直下地震）の被害想定と対策について（最終報告）」を取りまとめた。</u></p> <p><u>このような中で、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同法第4条に規定する「首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画」として「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を平成27年3月に策定した。この基本計画は、『今後10年間で、死者数概ね半減、全壊・焼失棟数概ね半減』の減災目標を設定するとともに、住宅の耐震化率を平成32年度までに95%（全国）を目指すなど、減災目標を達成するための施策についての具体的な目標を明示したものになっている。</u></p> <p><u>神奈川県においては、国の検討と連携して、平成19・20年度に地震被害想定調査を実施し、7地震を対象とした上で、『今後6年間で、三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上、経済被害額を4割減以上、神奈川県西部地震の津波による死者数を半減以上』を減災目標とする「地震防災戦略」を平成22年3月に策定した。</u></p> <p><u>また、東日本大震災の教訓や国の検討を踏まえ、平成25・26年度に地震被害想定調査を実施し、新たな地震防災戦略を、平成28年3月に策定した。</u></p> <p><u>川崎市では、平成21年度の地震被害想定調査結果を基に、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害及び直接経済被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を平成23年3月に策定した。</u></p> <p><u>しかし、策定と同時期の平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、平成25年4月に地震防災戦略を改定し、各種施策の実現に向けて取り組んできた。</u></p> <p><u>現行の戦略が、平成27年度末に計画期間が終了したことから、減災目標に対する達成度を確認し検証した上で、平成28年度から32年度までの5年間の計画期間とする新たな地震防災戦略を平成28年3月に策定した。</u></p> <p>【川崎市地震防災戦略における減災目標】</p> <table border="1" data-bbox="320 1512 1519 1732"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>計画期間（平成32年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の概ね半減 約1,140人 ⇒ <u>（平成27年度時点849人）</u> ⇒ 約570人</td> </tr> <tr> <td>津波被害</td> <td>慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロ 約5,820人 ⇒ 0人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	死者	計画期間（平成32年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の概ね半減 約1,140人 ⇒ <u>（平成27年度時点849人）</u> ⇒ 約570人	津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロ 約5,820人 ⇒ 0人	<p>第4章 減災目標、地震防災戦略及び業務継続計画【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第1節 減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定</p> <p><u>国の中央防災会議では、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、人的被害、経済被害の軽減について、達成時期を含めた具体的目標（減災目標）等が盛り込まれた「首都直下地震の地震防災戦略（平成18年4月）」を策定した。また、国は、災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画である防災基本計画において、国の地震防災戦略が対象とする大規模地震（＝東京湾北部地震）以外についても、地方公共団体に地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定することを求めている。</u></p> <p><u>これを受け、本市では、平成22年地震被害想定調査報告書に基づき、市域に大規模な被害をもたらす恐れのある地震の人的被害及び直接経済被害に対する減災目標及びその達成のために必要な施策に係る具体的な目標と達成時期を明らかにし、被害軽減のための対策を着実に推進していくことを目的として、本市における地域目標である「川崎市地震防災戦略」を平成22年度に策定した。</u></p> <p><u>しかし、策定と同時期の平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、平成25年4月に各種防災計画の改定等を行った。</u></p> <p><u>また、最新の知見に基づく平成25年地震被害想定調査報告書では、平成22年調査よりも、想定される震源域の位置が2km程度深くなっているため、平成22年調査より被害が軽減する傾向にある。</u></p> <p><u>このため、川崎市地震防災戦略における想定地震は、安全性を考慮して、平成22年調査と平成25年調査を比較して、被害が大きい結果に基づき、川崎市地震防災戦略の施策を見直した。</u></p> <p><u>なお、現行の戦略が平成27年度に計画期間の満了を迎えることから、新たな地震防災戦略を策定することとしている。</u></p> <p>【川崎市地震防災戦略における減災目標】</p> <table border="1" data-bbox="1676 1512 2715 1873"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>減災目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>計画期間（27年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の4割減を目標とする。 約1,140人 ⇒ 約690人</td> </tr> <tr> <td>直接経済被害</td> <td>計画期間（27年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される直接経済被害の3割減を目標とする。 約5.3兆円 ⇒ 約3.8兆円</td> </tr> <tr> <td>津波被害</td> <td>慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とする。 約5,820人 ⇒ 約0人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	減災目標	死者	計画期間（27年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の4割減を目標とする。 約1,140人 ⇒ 約690人	直接経済被害	計画期間（27年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される直接経済被害の3割減を目標とする。 約5.3兆円 ⇒ 約3.8兆円	津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とする。 約5,820人 ⇒ 約0人
項目	目標															
死者	計画期間（平成32年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の概ね半減 約1,140人 ⇒ <u>（平成27年度時点849人）</u> ⇒ 約570人															
津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロ 約5,820人 ⇒ 0人															
項目	減災目標															
死者	計画期間（27年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される死者数の4割減を目標とする。 約1,140人 ⇒ 約690人															
直接経済被害	計画期間（27年度まで）のできるだけ早期に、川崎市直下の地震（平成21年度想定）で想定される直接経済被害の3割減を目標とする。 約5.3兆円 ⇒ 約3.8兆円															
津波被害	慶長型地震で想定される津波による死者数ゼロを目標とする。 約5,820人 ⇒ 約0人															

頁	修正後	修正前																																																																																				
P25	<p>【川崎市地震防災戦略における具体的な取組】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="299 237 715 275">基本目標</th> <th data-bbox="715 237 1130 275">施策の柱</th> <th data-bbox="1130 237 1555 275">行動計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="299 275 715 793">地震に強いまちづくりの推進 《人的被害・直接経済被害の減少》</td> <td data-bbox="715 275 1130 499">I 耐震化の推進</td> <td data-bbox="1130 275 1555 499">1 一般建築物の耐震化促進 2 学校施設の耐震化 3 公共施設の耐震化 4 公共構造物の耐震化 5 上下水道施設の耐震化 6 造成地の耐震化</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 499 1130 537">II 消防署所等の整備</td> <td data-bbox="1130 499 1555 537">7 消防署所等の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 537 1130 682">III 防災住環境の整備</td> <td data-bbox="1130 537 1555 682">8 地域の不燃化促進 9 身近な危険回避対策 10 交通障害の防止 11 高層住宅対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 682 1130 793">IV 臨海部等の安全対策</td> <td data-bbox="1130 682 1555 793">12 コンビナート対策 13 液状化対策 14 長周期地震動対策の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 793 715 1052">地域防災力の向上 《被害軽減を促進するための防災力の向上》</td> <td data-bbox="715 793 1130 867">V 地域における防災環境の整備</td> <td data-bbox="1130 793 1555 867">15 地域防災力・活動実効力の向上 16 企業防災の促進</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 867 1130 940">VI 企業等との連携強化</td> <td data-bbox="1130 867 1555 940">17 企業との連携 18 ボランティアとの連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 940 1130 1052">VII 防災意識の醸成</td> <td data-bbox="1130 940 1555 1052">19 地震防災に関する調査・研究の実施 20 防災教育活動の推進 21 防災研修環境の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="299 1052 715 1730">市民生活の安定と都市復興 《震災からの回復力の向上》</td> <td data-bbox="715 1052 1130 1197">VIII 行政機能の保持</td> <td data-bbox="1130 1052 1555 1197">22 行政の業務継続力の向上 23 情報収集処理・広報の強化・運用 24 受援体制の整備 25 燃料供給対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 1197 1130 1234">IX 医療救護体制の整備</td> <td data-bbox="1130 1197 1555 1234">26 医療救護体制の強化・運用</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 1234 1130 1493">X 避難対策の推進</td> <td data-bbox="1130 1234 1555 1493">27 応急危険度判定体制の整備 28 空地・避難路の確保 29 避難所等の施設の確保 30 津波対策の推進 31 土砂災害避難対策等の推進 32 避難所運営体制の整備 33 帰宅困難者対策の推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 1493 1130 1530">X I 災害時要援護者対策の推進</td> <td data-bbox="1130 1493 1555 1530">34 災害時要援護者対策の推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 1530 1130 1682">X II 生活安定対策の推進</td> <td data-bbox="1130 1530 1555 1682">35 生活環境の確保 36 飲料水・食料等の確保 37 遺体取扱の体制確立 38 廃棄物処理体制の確立</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="715 1682 1130 1730">X III 都市の復興</td> <td data-bbox="1130 1682 1555 1730">39 復興に向けた取組の推進</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	施策の柱	行動計画	地震に強いまちづくりの推進 《人的被害・直接経済被害の減少》	I 耐震化の推進	1 一般建築物の耐震化促進 2 学校施設の耐震化 3 公共施設の耐震化 4 公共構造物の耐震化 5 上下水道施設の耐震化 6 造成地の耐震化		II 消防署所等の整備	7 消防署所等の整備		III 防災住環境の整備	8 地域の不燃化促進 9 身近な危険回避対策 10 交通障害の防止 11 高層住宅対策		IV 臨海部等の安全対策	12 コンビナート対策 13 液状化対策 14 長周期地震動対策の推進	地域防災力の向上 《被害軽減を促進するための防災力の向上》	V 地域における防災環境の整備	15 地域防災力・活動実効力の向上 16 企業防災の促進		VI 企業等との連携強化	17 企業との連携 18 ボランティアとの連携		VII 防災意識の醸成	19 地震防災に関する調査・研究の実施 20 防災教育活動の推進 21 防災研修環境の整備	市民生活の安定と都市復興 《震災からの回復力の向上》	VIII 行政機能の保持	22 行政の業務継続力の向上 23 情報収集処理・広報の強化・運用 24 受援体制の整備 25 燃料供給対策		IX 医療救護体制の整備	26 医療救護体制の強化・運用		X 避難対策の推進	27 応急危険度判定体制の整備 28 空地・避難路の確保 29 避難所等の施設の確保 30 津波対策の推進 31 土砂災害避難対策等の推進 32 避難所運営体制の整備 33 帰宅困難者対策の推進		X I 災害時要援護者対策の推進	34 災害時要援護者対策の推進		X II 生活安定対策の推進	35 生活環境の確保 36 飲料水・食料等の確保 37 遺体取扱の体制確立 38 廃棄物処理体制の確立		X III 都市の復興	39 復興に向けた取組の推進	<p>【川崎市地震防災戦略における具体的な取組】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1561 237 1976 275">基本目標</th> <th data-bbox="1976 237 2392 275">施策の柱</th> <th data-bbox="2392 237 2816 275">行動計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1561 275 1976 793">地震に強いまちづくりの推進 《人的被害・直接経済被害の減少》</td> <td data-bbox="1976 275 2392 499">I 耐震化の推進</td> <td data-bbox="2392 275 2816 499">1 一般建築物の耐震化促進 2 学校施設の耐震化 3 公共施設の耐震化 4 公共構造物の耐震化 5 上下水道施設の耐震化 6 造成地の耐震化</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 499 2392 537">II 消防署所等の整備</td> <td data-bbox="2392 499 2816 537">7 消防署所等の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 537 2392 682">III 防災住環境の整備</td> <td data-bbox="2392 537 2816 682">8 地域の不燃化促進 9 身近な危険回避対策 10 交通障害の防止 11 高層住宅対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 682 2392 793">IV 臨海部等の安全対策</td> <td data-bbox="2392 682 2816 793">12 コンビナート対策 13 液状化対策 14 長周期地震動対策の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 793 1976 1052">地域防災力の向上 《被害軽減を促進するための防災力の向上》</td> <td data-bbox="1976 793 2392 867">V 地域における防災環境の整備</td> <td data-bbox="2392 793 2816 867">15 地域防災力・活動実効力の向上 16 企業防災の促進</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 867 2392 940">VI 企業等との連携強化</td> <td data-bbox="2392 867 2816 940">17 企業との連携 18 ボランティアとの連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 940 2392 1052">VII 防災意識の醸成</td> <td data-bbox="2392 940 2816 1052">19 地震防災に関する調査・研究の実施 20 防災教育活動の推進 21 防災研修環境の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1561 1052 1976 1730">市民生活の安定と都市復興 《震災からの回復力の向上》</td> <td data-bbox="1976 1052 2392 1163">VIII 行政機能の保持</td> <td data-bbox="2392 1052 2816 1163">22 行政の業務継続力の向上 23 情報収集処理・広報の強化・運用 24 受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 1163 2392 1201">IX 医療救護体制の整備</td> <td data-bbox="2392 1163 2816 1201">25 医療救護体制の強化・運用</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 1201 2392 1459">X 避難対策の推進</td> <td data-bbox="2392 1201 2816 1459">26 応急危険度判定体制の整備 27 空地・避難路の確保 28 避難所等の施設の確保 29 津波対策の推進 30 土砂災害避難対策等の推進 31 避難所運営体制の整備 32 帰宅困難者対策の推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 1459 2392 1497">X I 災害時要援護者対策の推進</td> <td data-bbox="2392 1459 2816 1497">33 災害時要援護者対策の推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 1497 2392 1648">X II 生活安定対策の推進</td> <td data-bbox="2392 1497 2816 1648">34 生活環境の確保 35 飲料水・食料等の確保 36 遺体取扱の体制確立 37 廃棄物処理体制の確立</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1976 1648 2392 1730">X III 都市の復興</td> <td data-bbox="2392 1648 2816 1730">38 復興に向けた取組の推進</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	施策の柱	行動計画	地震に強いまちづくりの推進 《人的被害・直接経済被害の減少》	I 耐震化の推進	1 一般建築物の耐震化促進 2 学校施設の耐震化 3 公共施設の耐震化 4 公共構造物の耐震化 5 上下水道施設の耐震化 6 造成地の耐震化		II 消防署所等の整備	7 消防署所等の整備		III 防災住環境の整備	8 地域の不燃化促進 9 身近な危険回避対策 10 交通障害の防止 11 高層住宅対策		IV 臨海部等の安全対策	12 コンビナート対策 13 液状化対策 14 長周期地震動対策の推進	地域防災力の向上 《被害軽減を促進するための防災力の向上》	V 地域における防災環境の整備	15 地域防災力・活動実効力の向上 16 企業防災の促進		VI 企業等との連携強化	17 企業との連携 18 ボランティアとの連携		VII 防災意識の醸成	19 地震防災に関する調査・研究の実施 20 防災教育活動の推進 21 防災研修環境の整備	市民生活の安定と都市復興 《震災からの回復力の向上》	VIII 行政機能の保持	22 行政の業務継続力の向上 23 情報収集処理・広報の強化・運用 24 受援体制の整備		IX 医療救護体制の整備	25 医療救護体制の強化・運用		X 避難対策の推進	26 応急危険度判定体制の整備 27 空地・避難路の確保 28 避難所等の施設の確保 29 津波対策の推進 30 土砂災害避難対策等の推進 31 避難所運営体制の整備 32 帰宅困難者対策の推進		X I 災害時要援護者対策の推進	33 災害時要援護者対策の推進		X II 生活安定対策の推進	34 生活環境の確保 35 飲料水・食料等の確保 36 遺体取扱の体制確立 37 廃棄物処理体制の確立		X III 都市の復興	38 復興に向けた取組の推進
基本目標	施策の柱	行動計画																																																																																				
地震に強いまちづくりの推進 《人的被害・直接経済被害の減少》	I 耐震化の推進	1 一般建築物の耐震化促進 2 学校施設の耐震化 3 公共施設の耐震化 4 公共構造物の耐震化 5 上下水道施設の耐震化 6 造成地の耐震化																																																																																				
	II 消防署所等の整備	7 消防署所等の整備																																																																																				
	III 防災住環境の整備	8 地域の不燃化促進 9 身近な危険回避対策 10 交通障害の防止 11 高層住宅対策																																																																																				
	IV 臨海部等の安全対策	12 コンビナート対策 13 液状化対策 14 長周期地震動対策の推進																																																																																				
地域防災力の向上 《被害軽減を促進するための防災力の向上》	V 地域における防災環境の整備	15 地域防災力・活動実効力の向上 16 企業防災の促進																																																																																				
	VI 企業等との連携強化	17 企業との連携 18 ボランティアとの連携																																																																																				
	VII 防災意識の醸成	19 地震防災に関する調査・研究の実施 20 防災教育活動の推進 21 防災研修環境の整備																																																																																				
市民生活の安定と都市復興 《震災からの回復力の向上》	VIII 行政機能の保持	22 行政の業務継続力の向上 23 情報収集処理・広報の強化・運用 24 受援体制の整備 25 燃料供給対策																																																																																				
	IX 医療救護体制の整備	26 医療救護体制の強化・運用																																																																																				
	X 避難対策の推進	27 応急危険度判定体制の整備 28 空地・避難路の確保 29 避難所等の施設の確保 30 津波対策の推進 31 土砂災害避難対策等の推進 32 避難所運営体制の整備 33 帰宅困難者対策の推進																																																																																				
	X I 災害時要援護者対策の推進	34 災害時要援護者対策の推進																																																																																				
	X II 生活安定対策の推進	35 生活環境の確保 36 飲料水・食料等の確保 37 遺体取扱の体制確立 38 廃棄物処理体制の確立																																																																																				
	X III 都市の復興	39 復興に向けた取組の推進																																																																																				
基本目標	施策の柱	行動計画																																																																																				
地震に強いまちづくりの推進 《人的被害・直接経済被害の減少》	I 耐震化の推進	1 一般建築物の耐震化促進 2 学校施設の耐震化 3 公共施設の耐震化 4 公共構造物の耐震化 5 上下水道施設の耐震化 6 造成地の耐震化																																																																																				
	II 消防署所等の整備	7 消防署所等の整備																																																																																				
	III 防災住環境の整備	8 地域の不燃化促進 9 身近な危険回避対策 10 交通障害の防止 11 高層住宅対策																																																																																				
	IV 臨海部等の安全対策	12 コンビナート対策 13 液状化対策 14 長周期地震動対策の推進																																																																																				
地域防災力の向上 《被害軽減を促進するための防災力の向上》	V 地域における防災環境の整備	15 地域防災力・活動実効力の向上 16 企業防災の促進																																																																																				
	VI 企業等との連携強化	17 企業との連携 18 ボランティアとの連携																																																																																				
	VII 防災意識の醸成	19 地震防災に関する調査・研究の実施 20 防災教育活動の推進 21 防災研修環境の整備																																																																																				
市民生活の安定と都市復興 《震災からの回復力の向上》	VIII 行政機能の保持	22 行政の業務継続力の向上 23 情報収集処理・広報の強化・運用 24 受援体制の整備																																																																																				
	IX 医療救護体制の整備	25 医療救護体制の強化・運用																																																																																				
	X 避難対策の推進	26 応急危険度判定体制の整備 27 空地・避難路の確保 28 避難所等の施設の確保 29 津波対策の推進 30 土砂災害避難対策等の推進 31 避難所運営体制の整備 32 帰宅困難者対策の推進																																																																																				
	X I 災害時要援護者対策の推進	33 災害時要援護者対策の推進																																																																																				
	X II 生活安定対策の推進	34 生活環境の確保 35 飲料水・食料等の確保 36 遺体取扱の体制確立 37 廃棄物処理体制の確立																																																																																				
	X III 都市の復興	38 復興に向けた取組の推進																																																																																				
P26	<p>第2節 業務継続計画の策定</p> <p>大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。</p> <p>業務継続計画は、地震防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。</p>	<p>第2節 業務継続計画の策定</p> <p>大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。</p> <p>業務継続計画は、地震防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。</p>																																																																																				

頁	修正後	修正前				
	<p>市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。</p>	<p>市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。</p>				
	<p>第5章 市及び防災関係機関等の業務大綱</p>	<p>第5章 市及び防災関係機関等の業務大綱</p>				
P28	<p>第4節 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 997 667 1207"> 関東農政局 (<u>神奈川支局</u>) </td> <td data-bbox="682 997 1498 1207"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u> 2 <u>応急用食料・物資の支援に関すること</u> 3 <u>食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること</u> 4 <u>輸出証明に関すること</u> 5 <u>関係職員の派遣に関すること</u> </td> </tr> </table>	関東農政局 (<u>神奈川支局</u>)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u> 2 <u>応急用食料・物資の支援に関すること</u> 3 <u>食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること</u> 4 <u>輸出証明に関すること</u> 5 <u>関係職員の派遣に関すること</u> 	<p>第4節 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 997 1914 1081"> 関東農政局 (横浜地域センター) </td> <td data-bbox="1929 997 2745 1081"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整 </td> </tr> </table>	関東農政局 (横浜地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
関東農政局 (<u>神奈川支局</u>)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること</u> 2 <u>応急用食料・物資の支援に関すること</u> 3 <u>食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること</u> 4 <u>輸出証明に関すること</u> 5 <u>関係職員の派遣に関すること</u> 					
関東農政局 (横浜地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整 					
P29	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1249 667 1438"> 関東地方整備局 (京浜河川事務所) </td> <td data-bbox="682 1249 1498 1438"> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改築工事・維持修繕その他の管理 2 地震防災対策の実施 3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 5 <u>関係職員の派遣に関すること</u> </td> </tr> </table>	関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改築工事・維持修繕その他の管理 2 地震防災対策の実施 3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 5 <u>関係職員の派遣に関すること</u> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 1249 1914 1333"> 関東地方整備局 (京浜河川事務所) </td> <td data-bbox="1929 1249 2745 1407"> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理 2 地震防災対策の実施 3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 </td> </tr> </table>	関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理 2 地震防災対策の実施 3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改築工事・維持修繕その他の管理 2 地震防災対策の実施 3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 5 <u>関係職員の派遣に関すること</u> 					
関東地方整備局 (京浜河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域河川の改良工事・維持修繕その他の管理 2 地震防災対策の実施 3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1480 667 1701"> 東京管区气象台 (横浜地方气象台) </td> <td data-bbox="682 1480 1498 1701"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u> 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力</u> </td> </tr> </table>	東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u> 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力</u> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 1480 1914 1554"> 東京管区气象台 (横浜地方气象台) </td> <td data-bbox="1929 1480 2745 1953"> <ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報・注意報、津波予報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への伝達 2 東海地震に関連する情報の伝達並びに周知 3 地震、津波等に係わる防災情報伝達体制の整備 4 地震、潮位及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用 5 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 6 地震、津波等防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 7 地震、津波防災に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力 8 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣 9 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説 </td> </tr> </table>	東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報・注意報、津波予報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への伝達 2 東海地震に関連する情報の伝達並びに周知 3 地震、津波等に係わる防災情報伝達体制の整備 4 地震、潮位及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用 5 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 6 地震、津波等防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 7 地震、津波防災に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力 8 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣 9 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</u> 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力</u> 					
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報・注意報、津波予報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への伝達 2 東海地震に関連する情報の伝達並びに周知 3 地震、津波等に係わる防災情報伝達体制の整備 4 地震、潮位及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用 5 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 6 地震、津波等防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 7 地震、津波防災に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力 8 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣 9 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説 					

頁	修正後	修正前										
P30	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 241 667 346"> <u>国土地理院</u> <u>(関東地方測量部)</u> </td> <td data-bbox="667 241 1498 346"> <u>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u> <u>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u> <u>3 地殻変動の監視</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="311 388 519 420">第5節 自衛隊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 420 667 714"> 陸上自衛隊 第31普通科連隊 </td> <td data-bbox="667 420 1498 714"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 714 667 1060"> <u>海上自衛隊</u> <u>横須賀地方総監部</u> </td> <td data-bbox="667 714 1498 1060"> <u>1 防災関係資料の基礎調査</u> <u>2 自衛隊災害派遣計画の作成</u> <u>3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施</u> <u>4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧</u> <u>5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</u> <u>6 艦艇、航空機等による人員・物資輸送</u> <u>7 艦艇、航空機等による救援</u> </td> </tr> </table>	<u>国土地理院</u> <u>(関東地方測量部)</u>	<u>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u> <u>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u> <u>3 地殻変動の監視</u>	第5節 自衛隊		陸上自衛隊 第31普通科連隊	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与	<u>海上自衛隊</u> <u>横須賀地方総監部</u>	<u>1 防災関係資料の基礎調査</u> <u>2 自衛隊災害派遣計画の作成</u> <u>3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施</u> <u>4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧</u> <u>5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</u> <u>6 艦艇、航空機等による人員・物資輸送</u> <u>7 艦艇、航空機等による救援</u>	<p>(新規)</p> <p>第5節 自衛隊</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 420 1914 567"> 陸上自衛隊 第31普通科連隊 <u>海上自衛隊</u> <u>横須賀地方総監部</u> </td> <td data-bbox="1914 420 2745 714"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 </td> </tr> </table>	陸上自衛隊 第31普通科連隊 <u>海上自衛隊</u> <u>横須賀地方総監部</u>	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
<u>国土地理院</u> <u>(関東地方測量部)</u>	<u>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供</u> <u>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言</u> <u>3 地殻変動の監視</u>											
第5節 自衛隊												
陸上自衛隊 第31普通科連隊	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与											
<u>海上自衛隊</u> <u>横須賀地方総監部</u>	<u>1 防災関係資料の基礎調査</u> <u>2 自衛隊災害派遣計画の作成</u> <u>3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施</u> <u>4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧</u> <u>5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</u> <u>6 艦艇、航空機等による人員・物資輸送</u> <u>7 艦艇、航空機等による救援</u>											
陸上自衛隊 第31普通科連隊 <u>海上自衛隊</u> <u>横須賀地方総監部</u>	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与											
P31	<p>第6節 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1134 756 1249"> 中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター) </td> <td data-bbox="756 1134 1498 1249"> 1 東名高速道路・圏央道・<u>新湘南バイパスの保全</u> 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道・<u>新湘南バイパスの災害復旧</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1312 756 1428"> 東京電力<u>パワーグリッド</u>(株) (川崎支社) </td> <td data-bbox="756 1312 1498 1428"> 1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧 </td> </tr> </table>	中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター)	1 東名高速道路・圏央道・ <u>新湘南バイパスの保全</u> 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道・ <u>新湘南バイパスの災害復旧</u>	東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株) (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧	<p>第6節 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 1134 2003 1249"> 中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター) </td> <td data-bbox="2003 1134 2745 1249"> 1 東名高速道路・圏央道の保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道の災害復旧 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1312 2003 1428"> 東京電力(株) (川崎支社) </td> <td data-bbox="2003 1312 2745 1428"> 1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧 </td> </tr> </table>	中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター)	1 東名高速道路・圏央道の保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道の災害復旧	東京電力(株) (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧		
中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター)	1 東名高速道路・圏央道・ <u>新湘南バイパスの保全</u> 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道・ <u>新湘南バイパスの災害復旧</u>											
東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株) (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧											
中日本高速道路(株) (東京支社横浜保全・サービスセンター)	1 東名高速道路・圏央道の保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道の災害復旧											
東京電力(株) (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧											
P32	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1470 756 1764"> 日本郵便(株) </td> <td data-bbox="756 1470 1498 1764"> 1 郵便物の運送施設及び集配施設の整備 2 郵便物の送達の確保 3 窓口業務の維持 4 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 5 被災者が差し出す郵便物の料金免除 6 被災者あて救助用郵便物の料金免除 7 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 </td> </tr> </table>	日本郵便(株)	1 郵便物の運送施設及び集配施設の整備 2 郵便物の送達の確保 3 窓口業務の維持 4 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 5 被災者が差し出す郵便物の料金免除 6 被災者あて救助用郵便物の料金免除 7 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1602 1470 2003 1764"> 日本郵便(株) </td> <td data-bbox="2003 1470 2745 1764"> 1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 </td> </tr> </table>	日本郵便(株)	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱						
日本郵便(株)	1 郵便物の運送施設及び集配施設の整備 2 郵便物の送達の確保 3 窓口業務の維持 4 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 5 被災者が差し出す郵便物の料金免除 6 被災者あて救助用郵便物の料金免除 7 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分											
日本郵便(株)	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱											

頁	修正後	修正前
<p>P37</p> <p>P38</p>	<p>第2部 予防計画</p> <p>第1章 防災都市づくり【まちづくり局、消防局、総務企画局危機管理室、建設緑政局、経済労働局】</p> <p>第1節 基本的な方針</p> <p>2 災害に強い都市構造の形成を図るため、防火規制等の指定拡大、都市計画施設等の整備促進、建築物の耐震・不燃化、市街地の整備による避難空地・避難道路等の確保、公共建築物の災害時の機能維持など総合的な対策を進める。</p> <p>第2節 災害に強い市街地の形成</p> <p>1 拠点地域等の整備</p> <p>本市の広域拠点である川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区、<u>新百合ヶ丘駅周辺地区</u>では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを推進する。</p> <p>また、新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、<u>鷺沼・宮前平駅周辺地区</u>等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを推進する。</p> <p>なお、本市において、防災的整備を図る市街地開発事業は以下のとおりである。</p> <p>(1) 市街地再開発事業</p> <p><u>ア</u> 小杉町3丁目東街区</p> <p><u>イ</u> 柿生駅南口地区</p> <p><u>ウ</u> <u>鷺沼駅前地区</u></p> <p>(2) 土地区画整理事業</p> <p>ア 登戸土地区画整理事業</p> <p>2 市街地の整備</p> <p>従来は、商業地を中心とした再開発計画が中心であったが、これに加えて既成市街地における木造密集地域など防災性や住環境に問題のある地域の改善が必要であり、速やかにこれら木造密集住宅を中心とした住宅地の防災性や住環境の向上を推進していく必要がある。</p> <p>このため、局所的な再開発にとどまらず、広域な区域を対象とした基盤整備事業が必要であり、避難地としての公園、緊急輸送道路、延焼遮断帯としての幹線街路、避難路としての区画道路等の機能的な配置等、避難者の安全確保に向けた整備が重要である。密集市街地の整備手法としては、「土地区画整理法」「都市再開発法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の法律に基づくもののほか、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）及び優良建築物等整備事業等の手法の中から地区に適した手法を選択し、地元関係者の理解と協力のもとに事業を実施し、市民とともに安全で健全なまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>また、多摩川の河川流域では、氾濫を防止するため、高規格堤防事業と一体となった市街地整備を進めることにより、防災上重要な役割を担うとともに、まちなみに潤いをもたらすオープンスペースの確保に努める。</p>	<p>第2部 予防計画</p> <p>第1章 防災都市づくり【まちづくり局、消防局、総務企画局危機管理室、建設緑政局、経済労働局】</p> <p>第1節 基本的な方針</p> <p>2 災害に強い都市構造の形成を図るため、防火規制等の指定拡大、都市計画施設等の整備促進、建築物の耐震・不燃化、市街地の再開発による避難空地・避難道路等の確保、公共建築物の災害時の機能維持など総合的な対策を進める。</p> <p>第2節 災害に強い市街地の形成</p> <p>1 拠点地域等の整備</p> <p>本市の広域拠点である川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを推進する。</p> <p>また、新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを推進する。</p> <p>なお、本市において、防災的整備を図る市街地開発事業は以下のとおりである。</p> <p>(1) 市街地再開発事業</p> <p><u>ア</u> 鹿島田駅西部地区</p> <p><u>イ</u> 小杉町3丁目東街区</p> <p><u>ウ</u> 柿生駅南口地区</p> <p>(2) 土地区画整理事業</p> <p>ア 登戸土地区画整理事業</p> <p>2 市街地の整備</p> <p>従来は、商業地を中心とした再開発計画が中心であったが、これに加えて既成市街地における木造密集地域など防災性や住環境に問題のある地域の改善が必要であり、速やかにこれら木造密集住宅を中心とした住宅地の防災性や住環境の向上を推進していく必要がある。</p> <p>このため、局所的な再開発にとどまらず、広域な区域を対象とした基盤整備事業が必要であり、避難地としての公園、緊急輸送道路、延焼遮断帯としての幹線街路、避難路としての区画道路、<u>特に歩行者専用道路等の機能的な配置等</u>、避難者の安全確保に向けた整備が重要である。密集市街地の整備手法としては、「土地区画整理法」「都市再開発法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の法律に基づくもののほか、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）及び優良建築物等整備事業等の手法の中から地区に適した手法を選択し、地元関係者の理解と協力のもとに事業を実施し、市民とともに安全で健全なまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>また、多摩川の河川流域では、氾濫を防止するため、高規格堤防事業と一体となった市街地整備を進めることにより、防災上重要な役割を担うとともに、まちなみに潤いをもたらすオープンスペースの確保に努める。</p>

頁	修正後	修正前																																				
P39	<p>第3節 都市の防災化 市内防火地域、準防火地域図（平成29年12月現在）</p> 	<p>第3節 都市の防災化 平成27年9月現在（単位；ha）</p> <table border="1" data-bbox="1662 283 2700 567"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火地域</td> <td>256</td> <td>105</td> <td>111</td> <td>31</td> <td>7</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>541</td> </tr> <tr> <td>準防火地域</td> <td>1,304</td> <td>707</td> <td>1,058</td> <td>995</td> <td>1,117</td> <td>1,271</td> <td>439</td> <td>6,892</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,560</td> <td>812</td> <td>1,169</td> <td>1,026</td> <td>1,124</td> <td>1,292</td> <td>453</td> <td>7,433</td> </tr> </tbody> </table>		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計	防火地域	256	105	111	31	7	21	14	541	準防火地域	1,304	707	1,058	995	1,117	1,271	439	6,892	計	1,560	812	1,169	1,026	1,124	1,292	453	7,433
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計																														
防火地域	256	105	111	31	7	21	14	541																														
準防火地域	1,304	707	1,058	995	1,117	1,271	439	6,892																														
計	1,560	812	1,169	1,026	1,124	1,292	453	7,433																														
P39	<p>第4節 総合的な耐震対策等の促進 1 一般建築物の災害予防対策【まちづくり局】 住宅の耐震性を高めるために、木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断・改修工事等助成事業制度等を活用すること、また、特定建築物の耐震性を高めるために、特定建築物等耐震改修等事業助成制度を活用すること、<u>耐震診断義務化沿道建築物の耐震性を高めるために、耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣制度、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用すること</u>により、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p> <p>4 既成市街地の災害予防対策 都市の防災性を高めるため、老朽木造建築物が密集した市街地において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を始め、市街地開発事業や優良建築物等整備事業等の手法を活用し、土地の有効利用とオープンスペースを確保した耐火建築物等を建築することにより、都市の不燃化と市街地環境の整備改善を促進する。</p> <p>（資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱） <u>（資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱）</u> <u>（資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱）</u> <u>（資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱）</u></p>	<p>第4節 総合的な耐震対策等の促進 1 一般建築物の災害予防対策【まちづくり局】 住宅の耐震性を高めるために、木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断・改修工事等助成事業制度等を活用すること、また、特定建築物の耐震性を高めるために、特定建築物耐震改修等事業助成制度を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p> <p>4 既成市街地の災害予防対策 都市の防災性を高めるため、老朽木造建築物が密集した市街地において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を始め、市街地開発事業や優良建築物等整備事業等の手法を活用し、土地の有効利用とオープンスペースを確保した耐火建築物を建築することにより、都市の不燃化と市街地環境の整備改善を促進する。</p> <p>（資料編 川崎市特定建築物耐震改修等事業助成制度要綱）</p>																																				
P40	<p>第5節 オープンスペースの確保 2 市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】 震災時の市民の一時避難場所又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、農地をあらかじめ防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものである。 毎年、JAの協力を得て市民防災農地の追加登録を行っており、登録した農地については、引き続き、防災農地のシール、<u>標識柱又は標識板</u>で表示することにより市民に周知する。なお、<u>平成29年1月1日現在で、500箇所、75.8ha</u>の市民防災農地を登録している。</p>	<p>第5節 オープンスペースの確保 2 市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】 震災時の市民の一時避難場所又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、農地をあらかじめ防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものである。 毎年、JAの協力を得て市民防災農地の追加登録を行っており、登録した農地については、引き続き、防災農地のシール又は<u>標識柱</u>で表示することにより市民に周知する。なお、<u>平成27年1月1日現在で、495箇所、75.9ha</u>の市民防災農地を登録している。</p>																																				
P42	<p>資料 川崎市都市計画概要表 <u>平成29年12月現在</u></p> <table border="1" data-bbox="400 1764 1424 1942"> <tbody> <tr> <td>ア 市域面積</td> <td>14,435 ha</td> </tr> <tr> <td>イ 都市計画区域</td> <td>14,435 ha</td> </tr> <tr> <td>（ア）市街化区域</td> <td>12,728 ha</td> </tr> <tr> <td>（イ）市街化調整区域</td> <td>1,707 ha</td> </tr> <tr> <td>ウ 用途地域等指定面積及び割合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ア 市域面積	14,435 ha	イ 都市計画区域	14,435 ha	（ア）市街化区域	12,728 ha	（イ）市街化調整区域	1,707 ha	ウ 用途地域等指定面積及び割合		<p>資料 川崎市都市計画概要表 <u>平成27年9月現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1632 1764 2671 1942"> <tbody> <tr> <td>ア 市域面積</td> <td>14,435 ha</td> </tr> <tr> <td>イ 都市計画区域</td> <td>14,435 ha</td> </tr> <tr> <td>（ア）市街化区域</td> <td>12,728 ha</td> </tr> <tr> <td>（イ）市街化調整区域</td> <td>1,707 ha</td> </tr> <tr> <td>ウ 用途地域等指定面積及び割合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ア 市域面積	14,435 ha	イ 都市計画区域	14,435 ha	（ア）市街化区域	12,728 ha	（イ）市街化調整区域	1,707 ha	ウ 用途地域等指定面積及び割合																	
ア 市域面積	14,435 ha																																					
イ 都市計画区域	14,435 ha																																					
（ア）市街化区域	12,728 ha																																					
（イ）市街化調整区域	1,707 ha																																					
ウ 用途地域等指定面積及び割合																																						
ア 市域面積	14,435 ha																																					
イ 都市計画区域	14,435 ha																																					
（ア）市街化区域	12,728 ha																																					
（イ）市街化調整区域	1,707 ha																																					
ウ 用途地域等指定面積及び割合																																						

頁	修正後	修正前
P43	<p>(7) 用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> a 第一種低層住居専用地域 2,753 ha (21.6 %) b 第二種低層住居専用地域 15 ha (0.1 %) c 第一種中高層住居専用地域 2,205 ha (17.3 %) d 第二種中高層住居専用地域 442 ha (3.5 %) e 第一種住居地域 1,397 ha (11.0 %) f 第二種住居地域 <u>938</u> ha (7.4 %) g 準住居地域 632 ha (5.0 %) h 近隣商業地域 623 ha (4.9 %) i 商業地域 802 ha (6.3 %) j 準工業地域 673 ha (5.3 %) k 工業地域 465 ha (3.7 %) l 工業専用地域 1,782 ha (14.0 %) <p>(イ) 防火地域及び準防火地域</p> <ul style="list-style-type: none"> a 防火地域 <u>549</u> ha b 準防火地域 <u>6,887</u> ha <p>(ウ) 高度地区</p> <ul style="list-style-type: none"> a 第1種高度地区 2,769 ha b 第2種高度地区 2,647 ha c 第3種高度地区 3,915 ha d 第4種高度地区 <u>465</u> ha <p>(エ) 都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自動車専用道路 3路線延長 23,150 m b 幹線街路 73路線延長 <u>274,720</u> m c 区画街路 11路線延長 3,890 m d 特殊街路 14路線延長 3,810 m <p>(オ) 都市計画公園 緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> a 公園 321箇所 面積 198 ha b 緑地 39箇所 面積 797 ha <p>(カ) その他</p>	<p>(7) 用途地域</p> <ul style="list-style-type: none"> a 第一種低層住居専用地域 2,753 ha (21.6 %) b 第二種低層住居専用地域 15 ha (0.1 %) c 第一種中高層住居専用地域 2,205 ha (17.3 %) d 第二種中高層住居専用地域 442 ha (3.5 %) e 第一種住居地域 1,397 ha (11.0 %) f 第二種住居地域 <u>939</u> ha (7.4 %) g 準住居地域 632 ha (5.0 %) h 近隣商業地域 623 ha (4.9 %) i 商業地域 802 ha (6.3 %) j 準工業地域 673 ha (5.3 %) k 工業地域 465 ha (3.7 %) l 工業専用地域 1,782 ha (14.0 %) <p>(イ) 防火地域及び準防火地域</p> <ul style="list-style-type: none"> a 防火地域 <u>545</u> ha b 準防火地域 <u>6,891</u> ha <p>(ウ) 高度地区</p> <ul style="list-style-type: none"> a 第1種高度地区 2,769 ha b 第2種高度地区 2,647 ha c 第3種高度地区 3,915 ha d 第4種高度地区 <u>477</u> ha <p>(エ) 都市計画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自動車専用道路 3路線延長 23,150 m b 幹線街路 73路線延長 <u>273,950</u> m c 区画街路 11路線延長 3,890 m d 特殊街路 14路線延長 3,810 m <p>(オ) 都市計画公園 緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> a 公園 321箇所 面積 198 ha b 緑地 39箇所 面積 797 ha <p>(カ) その他</p>
P43	<p>第2章 公共施設等の安全対策【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、上下水道局、<u>環境局</u>、交通局、市民文化局、消防局、健康福祉局、総務企画局危機管理室】</p>	<p>第2章 公共施設等の安全対策【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、上下水道局、<u>交通局</u>、市民文化局、消防局、健康福祉局、総務企画局危機管理室】</p>
P44	<p>第4節 重要建築物及び特定建築物等の安全対策【まちづくり局、関係局】</p> <p>1 地震防災上重要となる公共建築物とその耐震化</p> <p>(2) 耐震性の確保</p> <p>(1)の施設の耐震性の確保については、<u>平成27年度までに必要な耐震対策を実施した。</u></p> <p>なお、これらの施設における電気、水道、ガス及び電話等の設備の機能確保についても配慮しておくものとする。</p> <p>3 一般建築物の耐震化の促進</p> <p>(5) 住宅の耐震化の促進のための支援制度</p> <p>木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断<u>事業費用助成</u>制度や上記啓発活動等の支援制度を活用することにより、住宅の耐震化の向上の促進を図る。</p> <p>(6) 特定建築物の耐震化の促進のための支援制度</p> <p>特定建築物等耐震改修等事業助成制度や上記啓発活動等の支援制度により、特定建築物の耐震</p>	<p>第4節 重要建築物及び特定建築物等の安全対策【まちづくり局、関係局】</p> <p>1 地震防災上重要となる公共建築物とその耐震化</p> <p>(2) 耐震性の確保</p> <p>(1)の施設の耐震性の確保については、これまでに耐震補強工事等に取り組んできており、今後は平成27年度までに必要な耐震対策を実施するものとする。</p> <p>なお、これらの施設における電気、水道、ガス及び電話等の設備の機能確保についても配慮しておくものとする。</p> <p>3 一般建築物の耐震化の促進</p> <p>(5) 住宅の耐震化の促進のための支援制度</p> <p>木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度及びマンション耐震診断費用<u>補助事業</u>制度や上記啓発活動等の支援制度を活用することにより、住宅の耐震化の向上の促進を図る。</p> <p>(6) 特定建築物の耐震化の促進のための支援制度</p>

頁	修正後	修正前
P46	<p>化の促進を図る。</p> <p>(7) 耐震診断義務化沿道建築物の耐震化の促進のための支援制度 耐震診断が義務付けられた<u>沿道</u>建築物について、耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣制度や耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用することにより、平成31年3月までに報告ができるよう耐震診断を促す。また、耐震性が不足している建築物の所有者に対しては、耐震化の啓発等を行い、<u>耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修助成金や耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用し</u>、耐震化を促進する。</p> <p>(資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱) <u>(資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱)</u> (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)</p> <p>第5節 上下水道施設の安全対策【上下水道局】</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) 取水・導水・浄水施設</p> <p>イ 浄水施設 <u>長沢浄水場の耐震化が完了し</u>、浄水場の受電を2系統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電設備を設置した<u>こと</u>で、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる態勢を確保<u>している</u>。</p> <p>(2) 送・配水施設</p> <p>ア 送水施設 送水管は主として溶接鋼管を使用し、耐震化を図っている。また、ポンプ施設の耐震化や電源及び通信設備の二重化として自家発電設備等を設置した<u>こと</u>で、災害時にも安定して送水が<u>継続できる態勢を確保している</u>。</p> <p>イ 配水施設 配水池・配水塔の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進め、貯水機能の向上を図る。また、電源及び通信設備の二重化を実施した<u>こと</u>で、災害時にも安定して配水が<u>継続できる態勢を確保している</u>。</p> <p>(3) 応急給水・応急復旧体制の確立</p> <p>ウ 災害時に半径約750m <u>以内</u>で市民が<u>応急給水を受けられるよう</u>、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点全139箇所の整備を平成25年度末に完了した。現在は配水池・配水塔や供給ルート^{の耐震化が完了した市立小中学校に、開設が不要な応急給水拠点の整備を進めている。開設不要型応急給水拠点を<u>含め</u>、災害時応急給水拠点は、平成28年度末で拠点数は169箇所となっている。}</p> <p>2 工業用水道施設</p> <p>(1) 取水・導水・浄水施設 浄水施設の耐震化を推進し、また、浄水場の受電を2系統とするとともに、自家発電設備等を設置した<u>こと</u>で、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる態勢を確保<u>している</u>。</p>	<p>特定建築物耐震改修助成制度や上記啓発活動等の支援制度により、特定建築物の耐震化の促進を図る。</p> <p>(7) 耐震診断義務化沿道建築物の耐震化の促進のための支援制度 耐震診断が義務付けられた建築物について、耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣制度や耐震診断義務化沿道建築物耐震改修助成制度を活用することにより、平成31年3月までに報告ができるよう耐震診断を促す。また、耐震性が不足している建築物の所有者に対しては、耐震化の啓発等を行い、耐震化を促進する。</p> <p>(資料編 川崎市特定建築物耐震改修等事業助成制度要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱)</p> <p>(資料編川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)</p> <p>第5節 上下水道施設の安全対策【上下水道局】</p> <p>1 上水道施設</p> <p>(1) 取水・導水・浄水施設</p> <p>イ 浄水施設 <u>現在、長沢・生田・潮見台の3浄水場を長沢浄水場に機能集約して更新する再構築事業を実施中であり、この事業の完成により浄水施設の耐震化率が100%となる。また、浄水場の受電を2系統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電設備を設置し、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる態勢を確保する。</u></p> <p>(2) 送・配水施設</p> <p>ア 送水施設 送水管は主として溶接鋼管を使用し、耐震化を図っている。また、ポンプ施設の耐震化や電源及び通信設備の二重化として自家発電設備等を設置し、災害時にも安定して送水が<u>可能となるよう施設整備を推進する。</u></p> <p>イ 配水施設 配水池・配水塔の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進め、貯水機能の向上を図る。また、電源及び通信設備の二重化を実施し、災害時にも安定して配水が<u>可能となるよう施設整備を推進する。</u></p> <p>(3) 応急給水・応急復旧体制の確立</p> <p>ウ 災害時に半径約750m で市民が<u>水を確保できるよう</u>、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点全139箇所の整備を平成25年度末に完了した。現在は配水池・配水塔や供給ルート^{の耐震化が完了した市立小中学校に、開設が不要な応急給水拠点の整備を進めている。開設不要型応急給水拠点は13箇所の整備が完了し、平成26年度末で拠点数は152箇所となっている。}</p> <p>2 工業用水道施設</p> <p>(1) 取水・導水・浄水施設 <u>現在、工業用水道の再構築事業を実施中であり、この事業により浄水施設の耐震化を推進する。また、浄水場の受電を2系統とするとともに、自家発電設備等を設置し、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる態勢を確保する。</u></p> <p>(2) 送・配水施設</p> <p>ア 送水施設 送水管は主として溶接鋼管を使用し、耐震化を図っている。また、送水ポンプ施設の更新・耐震化を進めるとともに、電源及び通信設備の二重化として自家発電設備等を設置し、災害時</p>
P48	<p>(2) 送・配水施設</p> <p>ア 送水施設 送水管は主として溶接鋼管を使用し、耐震化を図っている。また、送水ポンプ施設の更新・耐震化や、電源及び通信設備の二重化として自家発電設備等を設置した<u>こと</u>で、災害時にも安</p>	<p>ア 送水施設 送水管は主として溶接鋼管を使用し、耐震化を図っている。また、送水ポンプ施設の更新・耐震化を進めるとともに、電源及び通信設備の二重化として自家発電設備等を設置し、災害時</p>

頁	修正後	修正前
P49	<p>定して送水が<u>継続できる態勢を確保している</u>。</p> <p>イ 配水施設 配水ポンプ施設や調整池の更新・耐震化や、電源及び通信設備の二重化として自家発電設備を設置した<u>ことで</u>、災害時にも安定して配水が<u>継続できる態勢を確保している</u>。また、铸铁管等の老朽配水管については優先的にすべて更新する計画とし、配水管の新設・改良時には耐震管を採用する事により、地震に強い配水システムを構築する。</p> <p>第6節 廃棄物処理関連施設の安全対策 <u>廃棄物処理事業は、市民生活の維持に欠かすことのできない重要な社会インフラ事業である。廃棄物処理関連施設は都市の基幹的施設であり、震災により機能が停滞しないように施設の耐震性や安全性の強化を図る必要がある。</u> <u>今後のごみ焼却処理施設をはじめとする廃棄物処理関連施設の建設時にも、「廃棄物処理施設整備計画」をはじめ、官庁施設の総合耐震計画基準、建築基準法や火力発電所の耐震設計規程等の各基準を勘案しながら、耐震性、強靱性及び機能継続性の確保に取り組む。</u></p> <p>1 <u>耐震性の確保</u> <u>ごみ焼却処理施設において、建築物の構造体や重要な建築設備に加え、焼却炉やボイラー、タービン発電機、復水器、排ガス処理設備等のごみ焼却処理施設の根幹をなす重要なプラント機器についても、可能な限り耐震性を高め、大地震動時に人命及び安全を確保するだけでなく、震災後に大規模な補修をすることなく施設を使用できるよう努める。</u> <u>ごみ焼却処理施設以外の廃棄物処理関連施設についても、官庁施設の総合耐震計画基準や建築基準法の基準等を勘案して耐震性を確保する。</u></p> <p>2 <u>震災後の機能確保に向けた取組み</u> <u>定期的な点検等により、建築物の構造体やプラント設備等について、損傷や支障の有無を確認するものとし、支障等が認められた場合には、必要に応じて精密な調査及び保守、補修等の措置を講じて、機能の確保を図る。</u> <u>また、補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両等を常時整備して災害時にも対応できるように備えておく。</u></p> <p>3 <u>今後の廃棄物処理関連施設の役割</u> <u>廃棄物処理関連施設の地域における災害廃棄物処理体制上の役割を明確にしつつ、今後、耐震、耐水及び耐浪性の確保をはじめ、特に、ごみ焼却処理施設の建設時には、商用電源を確保できない場合でも焼却炉立上げを可能とするための始動用電源や燃料保管設備等の配備や薬剤等の備蓄を行うなど、災害対策を講じるよう努める。</u></p>	<p>にも安定して送水が<u>可能となるよう施設整備を推進する</u>。</p> <p>イ 配水施設 配水ポンプ施設や調整池の更新・耐震化を進めるとともに、電源及び通信設備の二重化として自家発電設備を設置し、災害時にも安定して配水が<u>可能となるよう施設整備を推進する</u>。また、铸铁管等の老朽配水管については優先的にすべて更新する計画とし、配水管の新設・改良時には耐震管を採用する事により、地震に強い配水システムを構築する。</p> <p>(新設)</p>
P50	<p>第7節 転倒・落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局、総務企画局危機管理室】 地震動による建築物の窓ガラス、外壁、広告物等の破損落下及びブロック塀、組積造の塀等の倒壊は、多くの人命を奪うだけでなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、危険なものに対して改善指導を行うなど耐震性を向上させる対策が必要である。</p> <p>1 転倒防止対策 (1) ブロック塀、組積造の塀等の転倒防止【まちづくり局】 危険なブロック塀、組積造の塀等について、可能な限り補強、改修、フェンス化、生け垣化を行うよう次の対策を実施する。 ア 市有施設のブロック塀について、補強、改善等の措置をさらに推進する。 イ 教育施設の塀等のフェンス化を引続き推進する。 ウ 避難所である小学校の通学路に面した危険なブロック塀について平成9年度から平成11年度まで行った実態調査に基づき、補強、改善等の指導を行うとともに、生け垣化の啓発を図る。 エ ブロック塀等を新設又は改修しようとする者に対して、技術指導する。 オ ブロック塀等の安全点検について、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを配布し、知識の普及を図る。</p>	<p>第6節 転倒・落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局、総務企画局危機管理室】 地震動による建築物の窓ガラス、外壁、広告物等の破損落下及びブロック塀、組積造の塀等の倒壊は、多くの人命を奪うだけでなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、危険なものに対して改善指導を行うなど耐震性を向上させる対策が必要である。</p> <p>1 転倒防止対策 (1) ブロック塀、組積造の塀等の転倒防止【まちづくり局】 危険なブロック塀、組積造の塀等について、可能な限り補強、改修、フェンス化、生け垣化を行うよう次の対策を実施する。 ア 市有施設のブロック塀について、補強、改善等の措置をさらに推進する。 イ 教育施設の塀等のフェンス化を引続き推進する。 ウ 避難所である小学校の通学路に面した危険なブロック塀について平成9年度から平成11年度まで行った実態調査に基づき、補強、改善等の指導を行うとともに、生け垣化の啓発を図る。 エ ブロック塀等を新設又は改修しようとする者に対して、技術指導する。 オ ブロック塀等の安全点検について、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを配布し、知識の普及を図る。</p>

頁	修正後	修正前
P51	<p><u>カ</u> (削除)</p> <p>2 落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局】 地震時における建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を実施する。 (1) 一般建築物の落下物防止対策 <u>避難所である小学校の通学路に面した3階建以上の建築物を対象に平成9年から平成11年に行った実態調査の追跡をしている。実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。</u></p> <p>第8節 災害時交通ネットワークの形成【総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、臨海部国際戦略本部交通局、港湾局】</p> <p>1 <u>交通</u>ネットワークの整備 「広域拠点」、「地域生活拠点」、「<u>臨空・臨海都市拠点</u>」それぞれを連携した交通ネットワークの形成は、初動対策、応急対策、復旧・復興対策期にも重要な要素となることから、災害における相互補助のネットワーク化を含めて、各拠点を結ぶ連携体制の形成に努める。 (2) 鉄道網、道路交通網等の整備【<u>総務企画局、まちづくり局、建設緑政局、臨海部国際戦略本部、交通局</u>】 新線整備、空港、新幹線駅、臨海都市拠点等との接続や、市バス等の活用について検討し、災害対応力の向上を図る。 (3) 海上・河川交通網の整備【港湾局、建設緑政局】 川崎港における内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、浮棧橋等の係留施設や大師河原河川防災ステーション<u>及び幸町緊急用船着場</u>等を活用した船舶による輸送体制について検討する。</p> <p>第4章 地震火災の防止【消防局】</p> <p>第2節 広報・広聴計画 地震時の地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚を図る。</p> <p>1 予防広報 (1) 集会広報 講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により実施する。 (2) 巡回広報 消防車・消防ヘリコプター等の放送設備による機動性のある広報活動及び立入検査時等の個別広報により実施する。</p>	<p><u>カ</u> 関係業界に対して、建築基準法に定める工事の実施を指導する。</p> <p>2 落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局】 地震時における建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を実施する。 (1) 一般建築物の落下物防止対策 <u>ア 実態調査</u> (ア) 多くの市民が集まる繁華街（容積率 300%以上の地域）の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に昭和61年度に行った実態調査の追跡 (イ) 避難所である小学校の通学路に面した3階建以上の建築物 <u>イ 実態調査の内容</u> ・ 外壁の落下防止 壁面のひび割れ・浮き上がり、はくり、剥落 ・ 窓ガラスの落下防止 枠の錆び・腐食、ガラスパテによる固定、ひび割れ ・ 看板等の落下防止 枠及びボルトの緩み・錆び・腐食 <u>ウ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。</u> <u>エ</u> その他の地域における建築物の所有者又は管理者に対し、広報紙、リーフレット等を活用し、建築物からの落下防止対策の重要性について啓発を行う。</p> <p>第7節 災害時交通ネットワークの形成【建設緑政局、まちづくり局、交通局、港湾局】</p> <p>1 <u>基幹</u>とネットワークの整備 「広域拠点」、「地域生活拠点」、「臨海都市拠点」それぞれを連携した交通ネットワークの形成は、初動対策、応急対策、復旧・復興対策期にも重要な要素となることから、災害における相互補助のネットワーク化を含めて、各拠点を結ぶ連携体制の形成に努める。 (2) 鉄道網、道路交通網等の整備【まちづくり局、交通局】 新線整備や新駅設置のほか、空港、新幹線駅、臨海都市拠点等との接続や、市バス等の活用について検討し、災害対応力の向上を図る。 (3) 海上・河川交通網の整備【港湾局、建設緑政局】 川崎港における内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、浮棧橋等の係留施設や大師河原河川防災ステーション等を活用した船舶による輸送体制について検討する。</p> <p>第4章 地震火災の防止【消防局】</p> <p>第2節 広報・広聴計画 地震時の地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚を図る。</p> <p>1 予防広報 (1) 集会広報 講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により実施する。 (2) 巡回広報 <u>広報車</u>・消防車・消防ヘリコプター等の放送設備による機動性のある広報活動及び立入検査時等の個別広報により実施する。</p>
P59	<p>第4章 地震火災の防止【消防局】</p> <p>第2節 広報・広聴計画 地震時の地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚を図る。</p> <p>1 予防広報 (1) 集会広報 講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により実施する。 (2) 巡回広報 消防車・消防ヘリコプター等の放送設備による機動性のある広報活動及び立入検査時等の個別広報により実施する。</p>	<p>第4章 地震火災の防止【消防局】</p> <p>第2節 広報・広聴計画 地震時の地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚を図る。</p> <p>1 予防広報 (1) 集会広報 講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により実施する。 (2) 巡回広報 <u>広報車</u>・消防車・消防ヘリコプター等の放送設備による機動性のある広報活動及び立入検査時等の個別広報により実施する。</p>

頁	修正後	修正前
P62	<p>第5章 震災に対応するための情報システムの整備【総務企画局危機管理室】</p> <p>被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、電子メール、震度情報ネットワークシステム、<u>震災被害シミュレーション</u>及び総合防災情報システム(一斉通知を含む。)を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から訓練等により機器操作に習熟する。</p> <p>第1節 震度情報ネットワークシステム</p> <p>【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】</p> <p>第2節 震災被害シミュレーション</p> <p><u>消防防災GIS等のソフトウェアを用いて、震度情報ネットワークシステムで観測した震度の実測値等に基づき</u>、市域における人的被害、建物被害、道路被害等のシミュレーションを実施する。</p>	<p>第5章 震災に対応するための情報システムの整備【総務企画局危機管理室】</p> <p>被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、電子メール、震度情報ネットワークシステム、<u>震災総合シミュレーションシステム</u>及び総合防災情報システム(一斉通知を含む。)を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から訓練等により機器操作に習熟する。</p> <p>第1節 震度情報ネットワークシステム</p> <p>【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】</p> <p>第2節 震災総合シミュレーションシステム</p> <p><u>震災総合シミュレーションシステムは、市内の人口分布や建物分布、震度分布等に基づいて計算を行い、地震によるおおよその被害を予測するためのシステムであり、震度情報ネットワークシステムと連携している。震度情報ネットワークシステムで大きな地震を計測すると、市内10箇所の計測震度計の実測値に基づき</u>、市域における人的被害、建物被害、道路被害等のシミュレーションを実施する。</p>
P66	<p>第7章 物資の備蓄及び協定【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第1節 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄【総務企画局危機管理室】</p> <p>(2) 公的備蓄品目</p> <p>市が行う公的備蓄の品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品とし、次の品目を中心に計画的に備蓄するものとする。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ避難者対策として、食物アレルギーに配慮した食料品の備蓄も進める。</p> <p>ア 食料品・飲料水 アルファ化米 (おかゆ含む。)、<u>簡易食料</u>、粉ミルク、飲料水</p>	<p>第7章 物資の備蓄及び協定【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第1節 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄【総務企画局危機管理室】</p> <p>(2) 公的備蓄品目</p> <p>市が行う公的備蓄の品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品とし、次の品目を中心に計画的に備蓄するものとする。</p> <p>また、食物アレルギーを持つ避難者対策として、食物アレルギーに配慮した食料品の備蓄も進める。</p> <p>ア 食料品・飲料水 アルファ化米 (おかゆ含む。)、粉ミルク、飲料水</p>

頁	修正後	修正前																																																																																		
P67	<p>なお、飲料水については、発災直後の応急対策として備蓄する。</p> <p>イ 生活必需品 毛布、紙オムツ、生理用品 等</p> <p>第4節 各局の備蓄業務 各局は災害対策本部規程の分掌事務に基づき、各局の確保する備蓄倉庫に迅速かつ的確な供給を考慮に入れた備蓄を実施する。</p> <p>1 経済労働局 <u>卸・小売店舗や生活協同組合と物資の供給協定を締結し、流通在庫備蓄品の供給体制を確保する。</u></p>	<p>なお、飲料水については、発災直後の応急対策として備蓄する。</p> <p>イ 生活必需品 毛布、紙オムツ、生理用品 等</p> <p>第4節 各局の備蓄業務 各局は災害対策本部規程の分掌事務に基づき、各局の確保する備蓄倉庫に迅速かつ的確な供給を考慮に入れた備蓄を実施する。</p> <p>1 経済労働局 卸・小売店舗や生活協同組合と物資の供給協定を、米穀卸業者と米穀の供給協定を締結し、流通在庫備蓄品の供給体制を確保する。</p>																																																																																		
P68	<p>別表 集中備蓄倉庫一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>備蓄倉庫名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">川崎区</td> <td>大師公園備蓄倉庫</td> <td>川崎区大師公園1</td> </tr> <tr> <td>川崎区備蓄倉庫</td> <td>川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幸区</td> <td>御幸公園備蓄倉庫</td> <td>幸区東古市場1</td> </tr> <tr> <td>幸区備蓄倉庫</td> <td>幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中原区</td> <td>中原区備蓄倉庫</td> <td>中原区下小田中2-9-1 (中原区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td>中原区役所備蓄倉庫</td> <td>中原区小杉町3-245</td> </tr> <tr> <td>等々力公園備蓄倉庫</td> <td>中原区等々力1-1 (等々力陸上競技場内)</td> </tr> <tr> <td>国際交流センター備蓄倉庫</td> <td>中原区木月祇園町2-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高津区</td> <td>緑ヶ丘霊園備蓄倉庫</td> <td>高津区下作延5-23-3</td> </tr> <tr> <td>高津区備蓄倉庫</td> <td>高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td>高津スポーツセンター備蓄倉庫</td> <td>高津区二子3-15-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮前区</td> <td>馬絹備蓄倉庫</td> <td>宮前区馬絹1-5先</td> </tr> <tr> <td>宮前区備蓄倉庫</td> <td>宮前区有馬2-6-4 (宮前区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多摩区</td> <td>稲田公園備蓄倉庫</td> <td>多摩区菅稲田堤2-9-1</td> </tr> <tr> <td>明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫</td> <td>多摩区三田2-3227</td> </tr> <tr> <td>川崎国際生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫</td> <td>多摩区枅形7-1-10</td> </tr> </tbody> </table>	区名	備蓄倉庫名	所在地	川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)	幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)	中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1 (中原区道路公園センター内)	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1 (等々力陸上競技場内)	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2	高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター内)	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子3-15-1	宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹1-5先	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4 (宮前区道路公園センター内)	多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1	明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227	川崎国際生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枅形7-1-10	<p>別表 集中備蓄倉庫一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>備蓄倉庫名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">川崎区</td> <td>大師公園備蓄倉庫</td> <td>川崎区大師公園1</td> </tr> <tr> <td>川崎区備蓄倉庫</td> <td>川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幸区</td> <td>御幸公園備蓄倉庫</td> <td>幸区東古市場1</td> </tr> <tr> <td>幸区備蓄倉庫</td> <td>幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中原区</td> <td>中原区備蓄倉庫</td> <td>中原区下小田中2-9-1 (中原区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td>中原区役所備蓄倉庫</td> <td>中原区小杉町3-245</td> </tr> <tr> <td>等々力公園備蓄倉庫</td> <td>中原区等々力1-1 (等々力陸上競技場内)</td> </tr> <tr> <td>国際交流センター備蓄倉庫</td> <td>中原区木月祇園町2-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高津区</td> <td>緑ヶ丘霊園備蓄倉庫</td> <td>高津区下作延5-23-3</td> </tr> <tr> <td>高津区備蓄倉庫</td> <td>高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td>高津スポーツセンター備蓄倉庫</td> <td>高津区二子3-15-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮前区</td> <td>馬絹備蓄倉庫</td> <td>宮前区馬絹2877-1</td> </tr> <tr> <td>宮前区備蓄倉庫</td> <td>宮前区有馬2-6-4 (宮前区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多摩区</td> <td>稲田公園備蓄倉庫</td> <td>多摩区菅稲田堤2-9-1</td> </tr> <tr> <td>明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫</td> <td>多摩区三田2-3227</td> </tr> <tr> <td>川崎国際生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫</td> <td>多摩区枅形7-1-10</td> </tr> </tbody> </table>	区名	備蓄倉庫名	所在地	川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)	幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)	中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1 (中原区道路公園センター内)	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1 (等々力陸上競技場内)	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2	高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター内)	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子3-15-1	宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹2877-1	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4 (宮前区道路公園センター内)	多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1	明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227	川崎国際生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枅形7-1-10
区名	備蓄倉庫名	所在地																																																																																		
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1																																																																																		
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)																																																																																		
幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1																																																																																		
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)																																																																																		
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1 (中原区道路公園センター内)																																																																																		
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245																																																																																		
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1 (等々力陸上競技場内)																																																																																		
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2																																																																																		
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3																																																																																		
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター内)																																																																																		
	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子3-15-1																																																																																		
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹1-5先																																																																																		
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4 (宮前区道路公園センター内)																																																																																		
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1																																																																																		
	明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227																																																																																		
	川崎国際生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枅形7-1-10																																																																																		
区名	備蓄倉庫名	所在地																																																																																		
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園1																																																																																		
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)																																																																																		
幸区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場1																																																																																		
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)																																																																																		
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中2-9-1 (中原区道路公園センター内)																																																																																		
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245																																																																																		
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1 (等々力陸上競技場内)																																																																																		
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町2-2																																																																																		
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延5-23-3																																																																																		
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター内)																																																																																		
	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子3-15-1																																																																																		
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹2877-1																																																																																		
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬2-6-4 (宮前区道路公園センター内)																																																																																		
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤2-9-1																																																																																		
	明治大学地域産学連携研究センター備蓄倉庫	多摩区三田2-3227																																																																																		
	川崎国際生田緑地ゴルフ場備蓄倉庫	多摩区枅形7-1-10																																																																																		

頁	修正後	修正前						
	<table border="1"> <tr> <td>麻生区</td> <td>麻生区備蓄倉庫</td> <td>麻生区古沢120 (麻生区道路公園センター内)</td> </tr> </table>	麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120 (麻生区道路公園センター内)	<table border="1"> <tr> <td>麻生区</td> <td>麻生区備蓄倉庫</td> <td>麻生区古沢120 (麻生区道路公園センター内)</td> </tr> </table>	麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120 (麻生区道路公園センター内)
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120 (麻生区道路公園センター内)						
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢120 (麻生区道路公園センター内)						
P70	<p>第8章 緊急輸送体制の整備【建設緑政局、神奈川県警察】</p> <p>(資料編 緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送道路一覧表) <u>(資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱)</u> (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱) <u>(資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱)</u> (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)</p>	<p>第8章 緊急輸送体制の整備【建設緑政局、神奈川県警察】</p> <p>(資料編 緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送道路一覧表) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱) (資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)</p>						
P72	<p>第9章 防災力の向上【総務企画局危機管理室、行政改革マネジメント推進室、教育委員会、経済労働局、建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】</p> <p>第2節 防災知識の普及と意識の高揚</p> <p>1 自助及び共助の推進 市及び防災関係機関等は、某合習慣等の時節に応じた防災関連行事等を活用し、市民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。</p>	<p>第9章 防災力の向上【総務企画局危機管理室、行政改革マネジメント推進室、教育委員会、経済労働局、建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】</p> <p>第2節 防災知識の普及と意識の高揚</p> <p>1 自助及び共助の推進 市及び防災関係機関等は、某合習慣等の時節に応じた防災関連行事等を活用し、市民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>方法</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディア等での啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係資料等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 </td> </tr> </table>	方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディア等での啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係資料等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 	<table border="1"> <tr> <td>方法</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディア等での啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係図書等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 </td> </tr> </table>	方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディア等での啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係図書等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 		
方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディア等での啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係資料等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 							
方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市ホームページ(防災情報ポータルサイト等)での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディア等での啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係図書等の貸出(ぼうさいライブラリー) 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 							
P73	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等) 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>生活再建に向けた事前の備え</u> 14 <u>その他必要な事項</u> </td> </tr> </table>	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等) 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>生活再建に向けた事前の備え</u> 14 <u>その他必要な事項</u> 	<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等) 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>その他必要な事項</u> </td> </tr> </table>	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等) 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>その他必要な事項</u> 		
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等) 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>生活再建に向けた事前の備え</u> 14 <u>その他必要な事項</u> 							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え(家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、災害時の家族の連絡方法等) 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など 13 <u>その他必要な事項</u> 							

頁	修正後	修正前																								
P73	<p>2 公助の推進</p> <p>市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="329 348 1555 667"> <tr> <td data-bbox="329 348 409 667">方法</td> <td data-bbox="409 348 664 436">自主的な研修</td> <td data-bbox="664 348 1555 436">市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 436 409 525"></td> <td data-bbox="409 436 664 525">職場研修</td> <td data-bbox="664 436 1555 525">一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 525 409 575"></td> <td data-bbox="409 525 664 575">集合研修</td> <td data-bbox="664 525 1555 575">職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 575 409 667"></td> <td data-bbox="409 575 664 667">その他</td> <td data-bbox="664 575 1555 667">災害時の<u>動員区分や集合場所等を明記した個人用携帯カードの配布等</u>により意識、知識、行動力の向上を行う。</td> </tr> </table> <p>内容</p> <ol data-bbox="418 678 878 848" style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動、役割 3 市の防災対策 4 その他必要な事項 	方法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。		職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。		集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。		その他	災害時の <u>動員区分や集合場所等を明記した個人用携帯カードの配布等</u> により意識、知識、行動力の向上を行う。	<p>2 公助の推進</p> <p>市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1570 348 2783 667"> <tr> <td data-bbox="1570 348 1650 667">方法</td> <td data-bbox="1650 348 1905 436">自主的な研修</td> <td data-bbox="1905 348 2783 436">市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 436 1650 525"></td> <td data-bbox="1650 436 1905 525">職場研修</td> <td data-bbox="1905 436 2783 525">一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 525 1650 575"></td> <td data-bbox="1650 525 1905 575">集合研修</td> <td data-bbox="1905 525 2783 575">職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 575 1650 667"></td> <td data-bbox="1650 575 1905 667">その他</td> <td data-bbox="1905 575 2783 667">災害時の対応などを盛り込んだ<u>個人用携帯冊子</u>を作成し、職員自ら所持することにより意識、知識、行動力の向上を行う。</td> </tr> </table> <p>内容</p> <ol data-bbox="1584 678 2110 848" style="list-style-type: none"> 1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動、役割 3 市の防災対策 4 その他必要な事項 	方法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。		職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。		集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。		その他	災害時の対応などを盛り込んだ <u>個人用携帯冊子</u> を作成し、職員自ら所持することにより意識、知識、行動力の向上を行う。
方法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。																								
	職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。																								
	集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。																								
	その他	災害時の <u>動員区分や集合場所等を明記した個人用携帯カードの配布等</u> により意識、知識、行動力の向上を行う。																								
方法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。																								
	職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。																								
	集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。																								
	その他	災害時の対応などを盛り込んだ <u>個人用携帯冊子</u> を作成し、職員自ら所持することにより意識、知識、行動力の向上を行う。																								
P74	<p>第3節 自主防災組織等の育成・強化【総務企画局危機管理室、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】</p> <p>災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要である。そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努める。また、市は自主防災組織が迅速かつ確かな防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進する。</p> <p>なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとする。<u>合わせて、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動を行うものとする。</u></p> <p>2 自主防災組織の活動支援</p> <ol data-bbox="379 1325 1555 1940" style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金） 自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するために活動助成金を交付する。 (2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金） 災害時の防災活動を行う上で必要な、防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図る。 (3) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金） 市及び各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付する。 (4) 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保【上下水道局、建設緑政局】 市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力する。 <u>(5) 自主防災組織等への防災資器材の貸出し</u> <u>市は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、申請を受けた場合に市が所有する防災資器材を貸し出す。</u> (6) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】 	<p>第3節 自主防災組織等の育成・強化【総務企画局危機管理室、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】</p> <p>災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要である。そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努める。また、市は自主防災組織が迅速かつ確かな防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進する。</p> <p>なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとする。</p> <p>2 自主防災組織の活動支援</p> <ol data-bbox="1614 1325 2783 1864" style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金） 自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するために活動助成金を交付する。 (2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金） 災害時の防災活動を行う上で必要な、防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図る。 (3) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金） 市及び各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付する。 (4) 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保【上下水道局、建設緑政局】 市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力する。 <u>(5) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】</u> 市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。 																								

頁	修正後	修正前																																				
P75	<p>市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。</p> <p>(資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱) (資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱) (資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱) (資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱) <u>(資料編 川崎市防災資器材貸出要綱)</u> (資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領) (資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)</p>	<p>(資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱) (資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱) (資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱) (資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱) (資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領) (資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)</p>																																				
P75	<p>第4節 防災ネットワークづくりの推進【総務企画局危機管理室、区】 地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進する。</p> <p>1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置 防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会、婦人消防隊等、様々な分野で活躍している人たちが団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。</p> <p>2 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動</p>	<p>第4節 防災ネットワークづくりの推進【総務企画局危機管理室、区】 地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進する。</p> <p>1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置 防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会、婦人消防隊等、様々な分野で活躍している人たちが団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。</p> <p>2 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動</p>																																				
P76	<table border="1" data-bbox="341 1003 1537 1707"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>防災ネットワーク連絡会議</th> <th>避難所運営会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平常時</td> <td>構成</td> <td>地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者</td> <td>自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など</td> <td>災害時の避難所運営の検討を行い、<u>避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。</u> 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害時</td> <td>構成</td> <td>地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者</td> <td>自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など</td> <td>避難所の運営</td> </tr> </tbody> </table>			防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議	平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討を行い、 <u>避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。</u> 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。	災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営	<table border="1" data-bbox="1578 968 2763 1598"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>防災ネットワーク連絡会議</th> <th>避難所運営会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平常時</td> <td>構成</td> <td>地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者</td> <td>自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など</td> <td>災害時の避難所運営の検討、啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害時</td> <td>構成</td> <td>地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者</td> <td>自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など</td> <td>避難所の運営</td> </tr> </tbody> </table>			防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議	平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討、啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。	災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営
		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議																																			
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等																																			
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討を行い、 <u>避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。</u> 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。																																			
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等																																			
	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営																																			
		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議																																			
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等																																			
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討、啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちが団体を結ぶネットワークを形成する。																																			
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、婦人消防隊、施設管理者等																																			
	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営																																			
P76	<p>第6節 企業防災の促進 (略)</p> <p>1 企業の防災 事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の</p>	<p>第6節 企業の役割 (略)</p> <p>1 企業の防災 事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の</p>																																				

頁	修正後	修正前																		
P77	<p>実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、発災対応に努める。</p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p><u>また、不特定多数の市民を集客する施設を保有・管理する事業者等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や被害の拡大を防ぐため、必要な対策を講じるよう努める。</u></p> <p>なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄等についても推進する。</p> <p>さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>4 行政による企業防災の推進</u></p> <p><u>市は、市内企業・事業所における防災の取組を促進するため、企業・事業所に必要な防災対策（施設・設備の災害対策、従業員・顧客の安全確保、業務継続計画（BCP）の策定等）について普及啓発に努め、防災意識の高揚及び取組の推進を図る。</u></p> <p><u>また、企業の防災体制の構築を図るため、市内企業・事業所で構成された団体の代表者等で構成した「川崎市防災協力連絡会」において、情報や意見の交換、提案を行うとともに、「川崎市防災協力事業所登録制度」の運用や地域住民への広報を通じて、企業と地域住民等との連携強化を促進し、地域防災力の向上を図る。</u></p>	<p>実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、発災対応に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄等についても推進する。</p> <p>さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。</p> <p><u>このような企業の防災体制の構築を図るため、市内企業・事業所で構成された団体の代表者等で構成した「川崎市防災協力連絡会」において、情報や意見の交換、提案を行う。</u></p> <p><u>また、市内企業・事業所における防災の取組を促進するため、企業・事業所独自の防災対策（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持）のほか、地域と協働で取り組む防災活動の必要性や方向性、内容等についてまとめた防災啓発冊子を作成し、地域防災力の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>																		
P79	<p>第10章 防災訓練の実施【総務企画局危機管理室、まちづくり局、建設緑政局、 消防局、各局室区】</p> <p>市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災週間等の時節に応じた防災関連行事を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する行動力を醸成するものとする。</p> <p>第1節 訓練の方針及び実施時期【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>1 総合防災訓練</p> <table border="1" data-bbox="397 1696 1552 1953"> <tr> <td data-bbox="397 1696 626 1770">予知対応型訓練・ 発災対応型訓練</td> <td data-bbox="626 1696 893 1770">津波対策訓練</td> <td data-bbox="893 1696 1552 1770">情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1770 626 1843">(東海地震・首都直下地震)</td> <td data-bbox="626 1770 893 1843">石油コンビナート等 対策訓練</td> <td data-bbox="893 1770 1552 1843">石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1843 626 1953"></td> <td data-bbox="626 1843 893 1953">個別訓練</td> <td data-bbox="893 1843 1552 1953">まちかど防災訓練、自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等</td> </tr> </table>	予知対応型訓練・ 発災対応型訓練	津波対策訓練	情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等	(東海地震・首都直下地震)	石油コンビナート等 対策訓練	石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等		個別訓練	まちかど防災訓練、 自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等	<p>第10章 防災訓練の実施【総務企画局危機管理室、まちづくり局、建設緑政局、 消防局、各局室区】</p> <p>市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災週間等の時節に応じた防災関連行事を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する行動力を醸成するものとする。</p> <p>第1節 訓練の方針及び実施時期【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>1 総合防災訓練</p> <table border="1" data-bbox="1632 1696 2783 1953"> <tr> <td data-bbox="1632 1696 1860 1770">予知対応型訓練・ 発災対応型訓練</td> <td data-bbox="1860 1696 2128 1770">津波対策訓練</td> <td data-bbox="2128 1696 2783 1770">情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1632 1770 1860 1843">(東海地震・首都直下地震)</td> <td data-bbox="1860 1770 2128 1843">石油コンビナート等 対策訓練</td> <td data-bbox="2128 1770 2783 1843">石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1632 1843 1860 1953"></td> <td data-bbox="1860 1843 2128 1953">個別訓練</td> <td data-bbox="2128 1843 2783 1953">まちかど防災訓練、自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等</td> </tr> </table>	予知対応型訓練・ 発災対応型訓練	津波対策訓練	情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等	(東海地震・首都直下地震)	石油コンビナート等 対策訓練	石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等		個別訓練	まちかど防災訓練、 自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等
予知対応型訓練・ 発災対応型訓練	津波対策訓練	情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等																		
(東海地震・首都直下地震)	石油コンビナート等 対策訓練	石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等																		
	個別訓練	まちかど防災訓練、 自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等																		
予知対応型訓練・ 発災対応型訓練	津波対策訓練	情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等																		
(東海地震・首都直下地震)	石油コンビナート等 対策訓練	石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等																		
	個別訓練	まちかど防災訓練、 自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等																		

頁	修正後	修正前
	<p>2 市、防災関係機関、自主防災組織等の訓練 市、防災関係機関等は各機関毎に、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練（<u>市と防災関係機関等との共同訓練を含む。</u>）を実施する。</p> <p>(1) 市の訓練 災害発生時に応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部設置訓練、情報受伝達訓練、所管業務訓練等を実施する。 また、実地訓練のほか、地震発生を想定した災害図上訓練を実施することで、災害対応能力や意思決定能力などを養うものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関の訓練 災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアル等に基づいた訓練を実施する。 また、東扇島基幹的広域防災拠点及び大師河原河川防災ステーションにおける国の訓練と連携した防災訓練を実施し、災害発生時の国と本市双方の機動性の向上を図る。</p>	<p>2 市、防災関係機関、自主防災組織等の訓練 市、防災関係機関等は各機関毎に、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施する。</p> <p>(1) 市の訓練 災害発生時に応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部設置訓練、情報受伝達訓練、所管業務訓練等を実施する。 また、実地訓練のほか、地震発生を想定した災害図上訓練を実施することで、災害対応能力や意思決定能力などを養うものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関の訓練 災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアル等に基づいた訓練を実施する。 また、東扇島基幹的広域防災拠点及び大師河原河川防災ステーションにおける国の訓練と連携した防災訓練を実施し、災害発生時の国と本市双方の機動性の向上を図る。</p>
P80	<p>第2節 訓練の検証【総務企画局危機管理室、各局室区】 市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災対応力の向上を図るものとする。</p>	<p>第2節 訓練の検証 市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災対応力の向上を図るものとする。</p>
P83	<p>第12章 災害時要配慮者対策【総務企画局危機管理室、健康福祉局、総務企画局庶務課、市民文化局、こども未来局、区、消防局】</p> <p>災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦<u>その他</u>の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。</p> <p><u>注）ここでいう「災害時要援護者」とは災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者避難支援制度に登録した者（以下「避難支援制度登録者」という。）と併せて、要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～4級（4級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級1級～2級の範囲とする。</u></p> <p>市では、要配慮者に対し、行政機関と社会福祉機関、自主防災組織、消防団、自治会・町内会、地域住民及び企業等との協力・連携により、支援体制の整備を推進するものとする。</p> <p>第1節 社会福祉施設等における対策【健康福祉局、こども未来局】 社会福祉施設等には、高齢者、障害者等が多数入所・通所しており、通常、施設が備えるべき防災対策の他に<u>要配慮者（特に災害時要援護者）</u>に対して、施設のもつ専門性等を効果的に活用できるよう、十分な事前対策が必要とされる。</p> <p>1 防災計画の策定 社会福祉施設等においては、災害発生時に在宅の災害時要援護者に対する的確な避難・誘導等の安全措置を講じることができるよう、職員の役割や情報連絡体制、避難救護体制等を確立し、防災計画を策定するものとする。</p> <p>2 防災設備等の整備 社会福祉施設等においては、耐震性の向上、防災設備の整備・点検に努めるほか、災害発生時に在宅の災害時要援護者に対する迅速かつ的確な対応を行うため、非常用発電設備、給水タンク、食料・医薬品の備蓄、災害時優先電話やMC A無線機等の整備を図るものとする。</p>	<p>第12章 災害時要援護者対策【健康福祉局、総務企画局危機管理室、総務企画局庶務課、市民文化局、こども未来局、区、消防局】</p> <p>災害時要援護者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々をいう。</p> <p>市では、災害時要援護者に対し、行政機関と社会福祉機関、自主防災組織、消防団、自治会・町内会、地域住民及び企業等との協力・連携により、支援体制の整備を推進するものとする。</p> <p>第1節 社会福祉施設等における対策【健康福祉局、こども未来局】 社会福祉施設等には、高齢者、障害者等が多数入所・通所しており、通常、施設が備えるべき防災対策の他に災害時要援護者に対して、施設のもつ専門性等を効果的に活用できるよう、十分な事前対策が必要とされる。</p> <p>1 防災計画の策定 社会福祉施設等においては、災害発生時に在宅の災害時要援護者に対する的確な避難・誘導等の安全措置を講じることができるよう、職員の役割や情報連絡体制、避難救護体制等を確立し、防災計画を策定するものとする。</p> <p>2 防災設備等の整備 社会福祉施設等においては、耐震性の向上、防災設備の整備・点検に努めるほか、災害発生時に在宅の災害時要援護者に対する迅速かつ的確な対応を行うため、非常用発電設備、給水タンク、食料・医薬品の備蓄、災害時優先電話やMC A無線機等の整備を図るものとする。</p>

頁	修正後	修正前
P84	<p>また、保育所においては、保護者等による引取りまでの間、適切に園児を保護するため、災害時に必要となる物品の備蓄に努めるものとする。</p> <p>3 防災教育・訓練の実施 社会福祉施設等においては、災害発生時に的確な行動がとれるよう、施設の実態に応じた訓練を行うほか、定期的に地域住民と連携した訓練を実施するものとする。 また、防災週間や防災関連行事を通じ、震災等についての基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等の習得に努めるものとする。</p> <p>4 社会福祉施設等管理者への防災知識の普及 社会福祉施設等の管理者に対して、災害時の対応能力の向上を目指して、防災研修等を開催する。</p> <p>5 地域との連携強化 社会福祉施設等の入所・通所者には、自力で避難することが困難で、介助が必要な者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の町内会・自治会、自主防災組織等と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。</p> <p>第2節 地域と連携した共助体制の確保【総務企画局危機管理室、健康福祉局】 災害発生時に要配慮者を守るには、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。</p> <p>1 自主防災組織及び地域住民に対する啓発 市は、自主防災組織及び地域住民等に対して、要配慮者に関する知識の普及・啓発を行い、理解を高めるようにする。</p> <p>2 要配慮者に配慮した備蓄等の実施 市は、食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。 (具体的検討品目 おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ装具他)</p> <p>3 防災訓練への参加 市は、自主防災組織及び地域住民等と要配慮者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、要配慮者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。</p> <p>4 家庭や地域での防災対策の推進 市は、ひとり暮らし高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯及び障害者等の安全確保を図るため、防災器具や防災製品の普及の推進を図る。 また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。</p> <p>第3節 迅速な避難支援体制の整備【総務企画局危機管理室、健康福祉局、区、消防局】 災害時において、要配慮者（特に災害時要援護者）が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、自主防災組織や地域住民等の協力、連携体制を平常時から確立する。 在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。 また、市は、災害時要援護者、支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。</p> <p>1 災害時要援護者避難支援制度【総務企画局危機管理室、健康福祉局、区】 地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、在宅で生活する要配慮者の内、支援希望の申込みによって次に掲げる情報が記載された避難支援制度登録者名簿を作成し、平常時からこの名簿情報を支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域の支援組織に配布する。</p>	<p>また、保育所においては、保護者等による引取りまでの間、適切に園児を保護するため、災害時に必要となる物品の備蓄に努めるものとする。</p> <p>3 防災教育・訓練の実施 社会福祉施設等においては、災害発生時に的確な行動がとれるよう、施設の実態に応じた訓練を行うほか、定期的に地域住民と連携した訓練を実施するものとする。 また、防災週間や防災関連行事を通じ、震災等についての基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等の習得に努めるものとする。</p> <p>4 社会福祉施設等管理者への防災知識の普及 社会福祉施設等の管理者に対して、災害時の対応能力の向上を目指して、防災研修等を開催する。</p> <p>5 地域との連携強化 社会福祉施設等の入所・通所者には、自力で避難することが困難で、介助に必要な要援護者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の町内会・自治会、自主防災組織等と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。</p> <p>第2節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、総務企画局危機管理室】 災害発生時に災害時要援護者を守るには、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、災害時要援護者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。</p> <p>1 自主防災組織及び地域住民に対する啓発 市は、自主防災組織及び地域住民等に対して、災害時要援護者に関する知識の普及・啓発を行い、理解を高めるようにする。</p> <p>2 災害時要援護者に配慮した備蓄等の実施 市は、食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、災害時要援護者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。 (具体的検討品目 おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ装具他)</p> <p>3 防災訓練への参加 市は、支援者と災害時要援護者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、災害時要援護者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。</p> <p>4 家庭や地域での防災対策の推進 市は、ひとり暮らし高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯及び障害者等の安全確保を図るため、防災器具や防災製品の普及の推進を図る。 また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。</p> <p>第3節 迅速な避難支援体制の整備【健康福祉局、総務企画局危機管理室、区、消防局】 災害時において、災害時要援護者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、自主防災組織や地域住民等の協力、連携体制を平常時から確立する。 在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。 また、市は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。</p> <p>1 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局、総務企画局危機管理室、区】 地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、高齢者、障害者、その他支援を必要とする者で、災害時又は災害が発生するおそれがあるときに、自力又は家族等の支援のみでは避難が困難で、在宅で生活する要援護者からの支援希望の申込みによって名簿を作成し、平常時からこの名簿情報を支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委</p>

頁	修正後	修正前																																													
P85	<p>支援組織及び支援者は、避難支援制度登録者名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ平常時から避難支援制度登録者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。また、災害時には支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="394 422 1546 680"> <tr><td rowspan="7">情報</td><td>1</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>2</td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>3</td><td>性別</td></tr> <tr><td>4</td><td>住所又は居所</td></tr> <tr><td>5</td><td>電話番号その他の連絡先</td></tr> <tr><td>6</td><td>避難支援等を必要とする理由</td></tr> <tr><td>7</td><td>その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</td></tr> </table> <p>2 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局地域福祉課、区】 健康福祉局及び区は、平常時から災害時要援護者情報（避難支援制度登録者及び要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～4級（4級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級1級～2級の者の名簿）について、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。なお、名簿への記載情報は避難支援制度登録者名簿と同じ項目とする。 災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。 <u>（表 削除）</u></p> <p>3 公助による支援体制の整備 (1) 公助による避難支援【健康福祉局地域福祉課、高齢者在宅サービス課、区、消防局】 災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、上記の名簿を区と消防署で共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。 また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。 (2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】 市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るよう努める。 (3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】 市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。</p> <p>4 災害時における情報伝達体制の整備【総務企画局危機管理室、区】 市は、要配慮者（特に災害時要援護者）や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter等を活用する。 （資料編 川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）</p> <p>第4節 難病患者等に対する対策【健康福祉局】 1 難病患者・公害病健康被害被認定者対策 難病に関する医療機関情報と患者情報を把握することにより、難病患者の医療を確保するとともに、公害病被認定者に対しても、区保健福祉センターを中心として支援を行う。 2 人工透析患者対策</p>	情報	1	氏名	2	生年月日	3	性別	4	住所又は居所	5	電話番号その他の連絡先	6	避難支援等を必要とする理由	7	その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項	<p>員等の地域の支援組織に配布する。</p> <p>支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ平常時から災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1632 422 2783 680"> <tr><td rowspan="7">情報</td><td>1</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>2</td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>3</td><td>性別</td></tr> <tr><td>4</td><td>住所又は居所</td></tr> <tr><td>5</td><td>電話番号その他の連絡先</td></tr> <tr><td>6</td><td>避難支援等を必要とする理由</td></tr> <tr><td>7</td><td>その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</td></tr> </table> <p>2 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局地域福祉課、区】 健康福祉局及び区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級（内部障害等を除く。）の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1632 863 2783 1121"> <tr><td rowspan="7">情報</td><td>1</td><td>氏名</td></tr> <tr><td>2</td><td>生年月日</td></tr> <tr><td>3</td><td>性別</td></tr> <tr><td>4</td><td>住所又は居所</td></tr> <tr><td>5</td><td>電話番号その他の連絡先</td></tr> <tr><td>6</td><td>避難支援等を必要とする理由</td></tr> <tr><td>7</td><td>その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</td></tr> </table> <p>3 公助による支援体制の整備 (1) 公助による避難支援【健康福祉局地域福祉課、高齢者在宅サービス課、区、消防局】 要援護者の生命及び身体の保護を目的として、上記の名簿を区と消防署で共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。 また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。 (2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】 市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るよう努める。 (3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】 市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。</p> <p>4 災害時における情報伝達体制の整備【総務企画局危機管理室、区】 市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter等を活用する。 （資料編 川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）</p> <p>第4節 難病患者等に対する対策【健康福祉局】 1 難病患者・公害病被認定者対策 難病に関する医療機関情報と患者情報を把握することにより、難病患者の医療を確保するとともに、公害病被認定者に対しても、区保健福祉センターを中心として支援を行う。 2 人工透析患者対策</p>	情報	1	氏名	2	生年月日	3	性別	4	住所又は居所	5	電話番号その他の連絡先	6	避難支援等を必要とする理由	7	その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項	情報	1	氏名	2	生年月日	3	性別	4	住所又は居所	5	電話番号その他の連絡先	6	避難支援等を必要とする理由	7	その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項
情報	1		氏名																																												
	2		生年月日																																												
	3		性別																																												
	4		住所又は居所																																												
	5		電話番号その他の連絡先																																												
	6		避難支援等を必要とする理由																																												
	7	その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項																																													
情報	1	氏名																																													
	2	生年月日																																													
	3	性別																																													
	4	住所又は居所																																													
	5	電話番号その他の連絡先																																													
	6	避難支援等を必要とする理由																																													
	7	その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項																																													
情報	1	氏名																																													
	2	生年月日																																													
	3	性別																																													
	4	住所又は居所																																													
	5	電話番号その他の連絡先																																													
	6	避難支援等を必要とする理由																																													
	7	その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項																																													

頁	修正後	修正前
P86	<p>人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により受療の確保を図る。</p> <p>3 その他の要配慮者対策 地域における妊娠後期妊産婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者（児）、医療依存度の高い療養者、アレルギー疾患を有する者等に対し、区保健福祉センターは必要な保健指導・栄養指導を行う。</p> <p>第5節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、総務企画局庶務課、シティプロモーション推進室、市民文化局人権・男女共同参画室、区】 国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>1 防災知識の普及・啓発 外国人（旅行者等の短期の訪日外国人を含む）向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成のほか、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。 （略）</p> <p>第6節 避難所等の対策【総務企画局危機管理室、健康福祉局、まちづくり局、教育委員会】 要配慮者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。</p> <p>1 避難所における要配慮者受入れ体制の整備【総務企画局危機管理室、区、教育委員会】 学校等の避難所において、高齢者、障害者等が健常者ととともに一時的に安全を確保し、また、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。 また、避難所に指定された公共施設にあつては、要配慮者が不安なく安全に避難生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。</p> <p>2 要配慮者等の避難施設の整備【健康福祉局】 要配慮者の内、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局】 応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した多様な住宅について、検討をする。</p> <p>（資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱） （資料編 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）</p>	<p>人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により受療の確保を図る。</p> <p>3 その他の災害時要援護者対策 地域における妊娠後期妊産婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者（児）、医療依存度の高い療養者等に対し、区保健福祉センターは必要な保健指導・栄養指導を行う。</p> <p>第5節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、総務企画局庶務課、シティプロモーション推進室、市民文化局人権・男女共同参画室、区】 国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>1 防災知識の普及・啓発 外国人向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成のほか、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。 （略）</p> <p>第6節 避難所等の対策【健康福祉局、まちづくり局】 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、各要援護者が安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。</p> <p>1 避難所における災害時要援護者受入れ体制の整備 学校等の避難所において、高齢者、障害者等が健常者ととともに一時的に安全を確保し、また、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。 また、避難所に指定された公共施設にあつては、災害時要援護者が不安なく安全に避難生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。</p> <p>2 災害時要援護者等の避難施設の整備【健康福祉局】 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局】 応急仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者に配慮した多様な住宅について、検討をする。</p> <p>（資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱） （資料編 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）</p>
P87	<p>第13章 混乱防止及び帰宅困難者対策【総務企画局危機管理室】 大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買い物客、ビジネス客、観光客等の滞留者や帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想される。また、臨海部の橋りょうやトンネルに通行支障が生じた場合、島部が孤立化し一時的な訪問者が滞留するおそれもある。</p>	<p>第13章 混乱防止及び帰宅困難者対策【総務企画局危機管理室】 大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買い物客、ビジネス客、観光客等の滞留者や帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想される。また、臨海部の橋りょうやトンネルに通行支障が生じた場合、島部が孤立化し一時的な訪問者が滞留するおそれもある。</p>

頁	修正後	修正前																				
P91	<p>膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される期間（大地震発生直後～数日後）は、人命救助が最優先となり、行政による支援は「救命救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力をしながら次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 市及び関係機関の役割 (1) 市の役割 市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとする。また、帰宅困難者一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努め、帰宅困難者一時滞在施設利用者用の飲料水、防寒シート、<u>簡易トイレ及び食糧</u>を備蓄するとともに、駅周辺及び地下街の通路等についても、歩行者等の通路を確保した上で、必要に応じて一時滞在場所として活用していくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第14章 津波対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局、港湾局、上下水道局、消防局、区、横浜地方気象台、第三管区海上保安本部】</p> <p>第4節 津波警報等の発表【横浜地方気象台】</p> <p>1 津波警報・注意報の種類 気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。 この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されるが、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに大津波警報、津波警報または注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で<u>大津波警報</u>や津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <table border="1" data-bbox="329 1623 1537 1940"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)</td> <td>巨大</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	<p>膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される期間（大地震発生直後～数日後）は、人命救助が最優先となり、行政による支援は「救命救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力をしながら次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 市及び関係機関の役割 (1) 市の役割 市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとする。また、帰宅困難者一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努め、帰宅困難者一時滞在施設利用者用の飲料水や防寒シートを備蓄するとともに、駅周辺及び地下街の通路等についても、歩行者等の通路を確保した上で、必要に応じて一時滞在場所として活用していくものとする。</p> <p><u>なお、帰宅困難者一時滞在施設については、原則、災害対策基本法における指定避難所として指定することとする。ただし、民間施設である帰宅困難者一時滞在施設を指定避難所に指定する場合には、当該施設管理者の同意を得るものとする。</u> <u>市は帰宅困難者一時滞在施設を指定避難所として指定したときは、公示等を行うこととし、指定を解除したときも同様とする。</u></p> <p>第14章 津波対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局、港湾局、上下水道局、消防局、区、横浜地方気象台、第三管区海上保安本部】</p> <p>第4節 津波警報等の発表【横浜地方気象台】</p> <p>1 津波警報・注意報の種類 気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報<u>または</u>津波注意報を、津波予報区単位で発表する。 この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されるが、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに大津波警報、津波警報または注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1623 2775 1940"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)</td> <td>巨大</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の発表	大津波警報	予想 される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大
種類	発表基準			発表される津波の高さ																		
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の発表																			
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大																			
種類	発表基準	発表される津波の高さ																				
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の発表																			
大津波警報	予想 される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大																			

頁	修正後				修正前			
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
P92	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)
P98	<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を、津波予報として、又は地震情報に付加して発表する。 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「大津波警報解除」・「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さという。 <p>第15章 高層集合住宅の震災対策【まちづくり局】</p> <p>高層集合住宅において、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられるが、地震動によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階にお住いの方々は上下移動が困難となり、自立生活に大きな支障を来すことが明らかとなっている。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、長時間揺れるなどの特有な被害が懸念されている。従って、高層集合住宅での震災対策への取組についても、川崎市地震防災戦略における「自助」・「共助」・「公助」の考え方にに基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力していくことが基本となる。</p> <p>そのため、市は、高層集合住宅に係る震災対策として、市民及び事業者と相互に連携・協力しながら、ライフラインが復旧するまでの間、高層階に居住する市民が自立生活できるよう、高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備誘導を推進するための対策を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市、市民及び事業者の責務・役割 <ol style="list-style-type: none"> 市の責務・役割 <p>市は、市民及び事業者の理解と協力の下に、高層集合住宅の震災対策に関し、必要な措置を講じ、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するように努めなければならない。</p> 市民の責務・役割 <p>高層集合住宅に居住する市民、管理組合等は、居住する高層集合住宅の管理規約・使用細則その他これらに類する規定を遵守するとともに、震災対策として整備された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。また、家具の固定などの安全対策に努めなければならない。</p> 事業者の責務・役割 <p>事業者は、高層集合住宅の建築に当たっては、自らの責任と負担において、震災対策に関し必要な施設の整備を図ることにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。</p> 震災対策用施設の整備 <p>事業者は、新たに高層集合住宅を建築しようとするときは、高層集合住宅に居住する市民の震災対策の用に供するため、その敷地内に、次の施設の整備を行うよう努めるものとする。</p> 				<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を、津波予報として、又は地震情報に付加して発表する。 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「大津波警報解除」・「津波警報解除」または、「津波注意報解除」として速やかに通知する。 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さという。 気象庁は「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を契機に津波警報等の改善に向けた検討を進め、新しい津波警報等を平成25年3月から運用を開始した。 <p>第15章 高層集合住宅の震災対策【まちづくり局】</p> <p>高層集合住宅において、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられるが、地震動によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階の居住者は上下移動が困難となり、自立生活に大きな支障を来すことが明らかとなっている。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、長時間揺れるなどの特有な被害が懸念されている。従って、高層集合住宅での震災対策への取組についても、川崎市地震防災戦略における「自助」・「共助」・「公助」の考え方にに基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力していくことが基本となる。</p> <p>そのため、市は、高層集合住宅に係る震災対策として、市民及び事業者と相互に連携・協力しながら、ライフラインが復旧するまでの間、高層階の居住者が自立生活できるよう、高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備誘導を推進するための対策を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市、居住者及び事業者の責務・役割 <ol style="list-style-type: none"> 市の責務・役割 <p>市は、市民及び事業者の理解と協力の下に、高層集合住宅の震災対策に関し、必要な措置を講じ、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するように努めなければならない。</p> 市民の責務・役割 <p>高層集合住宅に居住する市民、管理組合等は、居住する高層集合住宅の管理規約・使用細則その他これらに類する規定を遵守するとともに、震災対策として整備された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。また、家具の固定などの安全対策に努めなければならない。</p> 事業者の責務・役割 <p>事業者は、高層集合住宅の建築に当たっては、自らの責任と負担において、震災対策に関し必要な施設の整備を図ることにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。</p> 震災対策用施設の整備 <p>事業者は、新たに高層集合住宅を建築しようとするときは、高層集合住宅に居住する市民の震災対策の用に供するため、その敷地内に、次の施設の整備を行うよう努めるものとする。</p> 			

頁	修正後	修正前												
P99	<p>また、既存の高層集合住宅についても、次の施設の整備に努めるよう推進する。</p> <table border="1" data-bbox="409 275 1457 464"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>施設を整備する目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災備蓄スペース</td> <td>高層階に居住する市民が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。</td> </tr> <tr> <td>防災対応トイレ</td> <td>常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した市民が共同で使用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 普及啓発等</p> <p>(1) 市は、市民が震災対策用施設の適正な維持管理に努めるよう、その旨周知する。</p> <p>(2) 市は、高層集合住宅に対する震災対策用施設の整備を促進するため、必要な普及啓発を行う。</p> <p>第16章 臨海部における液状化、長周期地震動対策【総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、関係局】</p> <p>第1節 液状化対策</p> <p>大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生の防止は、緊急の課題である次の対策を図る。</p> <p>・臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策</p> <p>港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞ってしまわないよう、臨港地区内の緊急輸送道路指定路線を対象に液状化対策の検討を行い、輸送路の確保を図る。</p> <p>第2節 長周期地震動対策</p> <p>本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や南海トラフ地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。</p> <p>消防局は、特定事業所に対し、未だ長周期地震動に伴う耐震基準を満足しない内部浮き蓋付き特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、できるだけ早期に「新基準」への改修を進めるよう指導する。</p>	施設	施設を整備する目的	防災備蓄スペース	高層階に居住する市民が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。	防災対応トイレ	常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した市民が共同で使用する。	<p>また、既存の高層集合住宅についても、次の施設の整備に努めるよう推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1647 275 2694 464"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>施設を整備する目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災備蓄スペース</td> <td>高層階の居住者が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。</td> </tr> <tr> <td>防災対応トイレ</td> <td>常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した居住者が共同で使用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 普及啓発等</p> <p>(1) 市は、居住者が震災対策用施設の適正な維持管理に努めるよう、その旨周知する。</p> <p>(2) 市は、高層集合住宅に対する震災対策用施設の整備を促進するため、必要な普及啓発を行う。</p> <p>第16章 臨海部における液状化、長周期地震動対策【総務企画局危機管理室、港湾局、消防局、関係局】</p> <p>第1節 液状化対策</p> <p>大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生の防止は、緊急の課題である次の対策を図る。</p> <p>1 危険物屋外タンクの液状化対策</p> <p>消防局は、特定事業所に対し、未だ液状化に伴う耐震基準を満足しない旧基準の準特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、早期にこれら耐震基準を満足する「新基準」への改修を進めるよう指導し、コンビナート地域の保安対策の強化を図る。</p> <p>2 臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策</p> <p>港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞ってしまわないよう、臨港地区内の緊急輸送道路指定路線を対象に液状化対策の検討を行い、輸送路の確保を図る。</p> <p>第2節 長周期地震動対策</p> <p>本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や南海トラフ地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。</p> <p>消防局は、特定事業所に対し、未だ長周期地震動に伴う耐震基準を満足しない旧基準の浮き屋根式特定屋外タンク及び内部浮き蓋付き特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、できるだけ早期に「新基準」への改修を進めるよう指導する。</p>	施設	施設を整備する目的	防災備蓄スペース	高層階の居住者が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。	防災対応トイレ	常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した居住者が共同で使用する。
施設	施設を整備する目的													
防災備蓄スペース	高層階に居住する市民が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。													
防災対応トイレ	常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した市民が共同で使用する。													
施設	施設を整備する目的													
防災備蓄スペース	高層階の居住者が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。													
防災対応トイレ	常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した居住者が共同で使用する。													

頁	修正後	修正前
	<p>第3部 初動対策計画</p> <p>第1章 組織【総務企画局危機管理室】</p> <p>第2節 川崎市災害対策本部</p> <p>P102 8 本部会議 災害に係わる様々な情報等から、市の災害対策活動の基本的事項について審議し、被害の軽減に努めるため、本部長は本部会議を開催するものとする。なお、本部長は必要に応じ、本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。 (1) 構成員 ア 本部長（市長） イ 副本部長（副市長） ウ 参与（病院事業管理者、<u>教育長</u>） エ 本部員（各局室長等及び<u>危機管理監並びに</u>本部長が必要と認める者。なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。）</p> <p>P103 9 部 各部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の決定に基づき、災害対策を実施するものとする。 (1) 構成員 <u>各局室長等を部長とする。副部長を始めとするその他の構成員については別途定める。</u></p> <p>10 区本部 各区本部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の方針に基づき、区の総合的な災害対策を実施するものとする。 なお、区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。 (1) 構成員 <u>区長を区本部長とする。区副本部長を始めとするその他の構成員については別途定める。</u></p> <p>P104 11 事務局 (1) 目的 災害対策本部の活動を速やかに実施するため、事務処理機関として、事務局を設置する。なお、災害対策基本法第46条第1項に定める災害予防に関する業務に平時から取組むため、川崎市災害対策本部規程第7条に基づき事務局は常設とする。 (2) 構成員 <u>危機管理監を事務局長とする。事務局次長を始めとするその他の構成員については別途定める。</u> (3) 班構成 <u>資料編 川崎市災害対策本部規程別表第4参照</u></p>	<p>第3部 初動対策計画</p> <p>第1章 組織【総務企画局危機管理室】</p> <p>第2節 川崎市災害対策本部</p> <p>8 本部会議 災害に係わる様々な情報等から、市の災害対策活動の基本的事項について審議し、被害の軽減に努めるため、本部長は本部会議を開催するものとする。なお、本部長は必要に応じ、本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。 (1) 構成員 ア 本部長（市長） イ 副本部長（副市長） ウ 参与（病院事業管理者） エ 本部員（各局室長等及び本部長が必要と認める者。なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。）</p> <p>9 部 各部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の決定に基づき、災害対策を実施するものとする。 (1) 構成員 <u>ア 部長（各局室長等）</u> <u>イ 副部長（部長が任命した職員）</u> <u>ウ 各部連絡員（部長が任命した職員）</u> <u>エ 各部事務局員（部長が任命した職員）</u></p> <p>10 区本部 各区本部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の方針に基づき、区の総合的な災害対策を実施するものとする。 なお、区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。 (1) 構成員 <u>ア 区本部長（区長）</u> <u>イ 区副本部長（副区長及び区本部長が任命した職員）</u> <u>ウ 区本部員（区本部長が任命した職員）</u> <u>エ 区連絡員（区本部長が任命した職員）</u> <u>オ 区本部事務局員（区本部長が任命した職員）</u> <u>カ 応急活動要員（区本部各班、各隊を構成する職員）</u></p> <p>11 事務局 (1) 目的 災害対策本部の活動を速やかに実施するため、事務処理機関として、事務局を設置する。なお、災害対策基本法第46条第1項に定める災害予防に関する業務に平時から取組むため、川崎市災害対策本部規程第7条に基づき事務局は常設とする。 (2) 構成員 <u>ア 事務局長（危機管理室長）</u> <u>イ 事務局次長（危機管理室副室長）</u> <u>ウ 本部事務局員（危機管理室員及び災害対策本部事務局長が指名した職員）</u> <u>エ 区初動対応支援職員（災害対策本部事務局長が指名した職員）</u> <u>オ 本部連絡員（各部長が指名した職員）</u></p>

頁	修正後	修正前
P106	<p>第2章 配備【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 動員区分</p> <p>大規模な災害の発生時における迅速な初動活動は、その後の被害に大きく影響することが考えられる。その初動活動を大きく決定する、情報の収集と迅速な活動に重点を置き、近距離在住職員の配置を考慮した動員体制を、次によりあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生から時間の経過に伴い、本部長が効果的に災害対応等を行うため必要と判断したときは、上記にかかわらず、本部長の指示による動員体制をとる。</p> <p>1 勤務時間外</p> <p>夜間・休日等、勤務時間外の発災の対応は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 動員区分及び主な活動内容</p> <p>迅速かつ効率的な対応を行うため、動員区分を次のように定め、配置を行うこととする。</p> <p>なお、次に掲げる職員は動員対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市以外の関係機関・団体等への出向職員 ○ 被災状況を勘案し、所属長が参集が不可能と認めた職員 ○ その他本部長が認める職員 <p>※出向職員については、出向先の機関・団体等の応急活動等に従事するものとする</p> <p>ア 本部要員</p> <p>災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。</p> <p><u>参集場所………役割に応じて、災害対策本部または各職場に参集する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 応急対策要員</p> <p>災害時の初動活動として、人命等に係わる必要不可欠な業務、または市民生活の維持のために必要</p>	<p>(3) 班構成</p> <p><u>事務局の分掌事務を実施するため、次の班を設置する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指揮・調整班 イ 情報班 ウ 広域支援班 エ 広報班 オ 物資班 <p>第2章 配備【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 動員区分</p> <p>大規模な災害の発生時における迅速な初動活動は、その後の被害に大きく影響することが考えられる。その初動活動を大きく決定する、情報の収集と迅速な活動に重点を置き、近距離在住職員の配置を考慮した動員体制を、次によりあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生から時間の経過に伴い、本部長が効果的に災害対応等を行うため必要と判断したときは、上記にかかわらず、本部長の指示による動員体制をとる。</p> <p>1 勤務時間外</p> <p>夜間・休日等、勤務時間外の発災の対応は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 動員区分</p> <p>迅速且つ効率的な対応を行うため、動員区分を次のように定め、配置を行うこととする。</p> <p>なお、次に掲げる職員は動員対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市以外の関係機関・団体等への出向職員 ○ 被災状況を勘案し、所属長が参集が不可能と認めた職員 ○ その他本部長が認める職員 <p>※出向職員については、出向先の機関・団体等の応急活動等に従事するものとする</p> <p>ア 本部要員</p> <p>災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。</p> <p>なお、原則として、参集場所へ徒歩参集可能な者や所属する部の業務全般を把握する者とする。</p> <p>(ア) 本部会議及び事務局関係 (第1章第2節川崎市災害対策本部参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長・副本部長・参与・本部員 ○ 本部連絡員 (各部長が指名した職員) ○ 本部事務局員 (危機管理室員、災害対策本部事務局長が指名した職員) ○ 区初動対応支援職員 (災害対策本部事務局長が指名した職員、各区役所に参集) <p>(イ) 各部関係 (第1章第2節川崎市災害対策本部参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部長 (本部員) ○ 副部長 (部長が任命した職員) ○ 各部連絡員 (部長が任命した職員) ○ 各部事務局員 (部長が任命した職員) <p>(ウ) 区本部関係 (第1章第2節川崎市災害対策本部参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区本部長・区副本部長・区本部員 ○ 区連絡員 (区本部長が任命した職員) ○ 区本部事務局長 ○ 区本部事務局員 <p>イ 応急活動要員</p> <p>災害時の初動活動として、人命等に係わる必要不可欠な活動を行う区本部の各班・各隊を構成</p>

【震災対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前
	<p><u>な業務を担う職員。</u> <u>参集場所……………各職場に参集する。但し、各職場以外で活動を開始することとされている職員については、あらかじめ指定された参集場所に参集する。</u></p> <p>ウ <u>業務継続要員</u> <u>区役所を除く各職場において、業務継続計画（震災対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。</u> <u>参集場所……………各職場に参集する。</u></p> <p>エ <u>避難所運営要員</u> <u>各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員。</u> <u>参集場所……………指定された避難所に参集する。</u></p> <p>オ <u>区本部要員</u> <u>各区役所において区本部及び同事務局を構成する職員。</u> <u>参集場所……………各職場に参集する。</u></p> <p>カ <u>区業務継続要員</u> <u>区役所の各職場において、業務継続計画（震災対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。</u> <u>参集場所……………各職場に参集する。</u></p>	<p><u>すると定められた職員（区本部関係の本部要員を除く）及び各部から区本部へ派遣される職員。</u> <u>参集場所……………区役所及び区役所に所属する事業所等に参集する。</u></p> <p>ウ <u>地域要員</u> <u>地域の情報収集・連絡、避難所と区との連絡調整等、大規模災害時に地域住民の人命に係わる初動的な活動を行うア及びイにあてはまらない川崎市内在住の職員。</u> <u>参集場所……………指定された避難所</u></p> <p>エ <u>支援要員</u> <u>大規模な災害時に、各区においての活動を期待されるア及びイにあてはまらない川崎市外在住の職員。</u> <u>参集場所……………居住する県市区別に指定された各区役所</u> <u>(新設)</u></p>

頁	修正後	修正前
P107	<p><u>(削除)</u></p> <p>2 勤務時間内 勤務時間内において災害が発生した場合、市管理施設における施設の安全確認と施設内の市民の安全確認・避難対応等の実施はもとより、勤務時間外における対応と同様に、情報の収集等が急務になると考えられ、このような状況を考慮して、災害対策本部は、職員等の適切な配備を計画することとする。</p> <p>(1) 動員区分 勤務時間内に災害が発生した場合、「勤務時間外における配備体制」に準ずる。 ただし、次の者は除く。 ア 応急対策を実施する事業所等にある者 イ 施設にある市民（児童等）の保護等の特別の理由により、避難所へ参集できない状態にある者 ウ その他、災害対策本部により指定された者</p> <p>(2) 活動内容 参集した職員は、原則として参集場所の所属長の指示に従い応急対策を実施する。</p> <p>3 職員への周知 各職員へ参集場所を周知し、参集場所において参集する職員を把握するため、動員区分に基づき、毎年、災害時職員動員名簿を作成し、各所属へ配布する。 また、活動内容を熟知し、災害対応の迅速化を図るため、各局 <u>(本部)</u> 室区において、活動マニュアルを作成し、各職員に周知する。</p>	<p>b 火災の発生と延焼状況、消防関係情報の収集 c 道路、橋りょう、鉄道等交通関係情報及び水路等河川情報の収集 d ライフライン関係情報の収集 e 区役所、地域防災拠点及び避難所間の情報受伝達 f 被災地域住民への広報（二次災害の防止、誤情報の抑制等） g 住民の安否情報等の収集 h 避難所と区との連絡調整 i その他、区本部からの指示による活動</p> <p>エ 支援要員 (ア) 目的 各区本部の指示に基づき、避難所等において地域要員と同様の活動をするほか、区本部の活動を支援する。 (イ) 活動内容 区本部において活動する内容の支援</p> <p>a 情報の収集伝達 b 区本部各隊の人的支援 c 避難所と区との連絡調整 d 広報・広聴 e 区役所における各種災害対策事務 f その他、区本部からの指示によること</p> <p>2 勤務時間内 勤務時間内において災害が発生した場合、市管理施設における施設の安全確認と施設内の市民の安全確認・避難対応等の実施はもとより、勤務時間外における対応と同様に、情報の収集等が急務になると考えられ、このような状況を考慮して、災害対策本部は、職員等の適切な配備を計画することとする。</p> <p>(1) 動員区分 勤務時間内に災害が発生した場合、「勤務時間外における配備体制」に準ずる。 ただし、次の者は除く。 ア 応急対策を実施する事業所等にある者 イ 施設にある市民（児童等）の保護等の特別の理由により、<u>避難所・区役所</u>へ参集できない状態にある者 ウ その他、災害対策本部により指定された者 ※ なお、地域要員の参集場所は、参集する避難所の所在する区本部（区役所）とする。また、<u>区初動対応支援職員の参集場所は、災害対策本部事務局室とする。</u></p> <p>(2) 活動内容 参集した職員は、原則として参集場所の所属長の指示に従い応急対策を実施する。</p> <p>3 職員への周知 各職員へ参集場所を周知し、参集場所において参集する職員を把握するため、動員区分に基づき、毎年、災害時職員動員名簿を作成し、各所属へ配布する。 また、活動内容を熟知し、災害対応の迅速化を図るため、各局室区において、活動マニュアルを作成し、各職員に周知する。</p>
P107	<p>第2節 配備体制及び基準 2 初動時の体制 (1) 配備体制及び基準</p>	<p>第2節 配備体制及び基準 2 初動時の体制 (1) 配備体制及び基準</p>

頁	修正後					修正前				
P108	名称	基準	配備区分	参集	備考	名称	基準	配備区分	参集	備考
川崎市災害警戒体制	川崎市内で震度4の地震があったとき(※)		予め指定された危機管理室員	自動参集	・被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。	川崎市内で震度4の地震があったとき(※)		予め指定された危機管理室員	自動参集	・被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。
			指示を受けた ・本部要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集				指示を受けた ・本部要員 ・地域要員	指示による参集	
	川崎市内で震度5弱の地震があったとき(※)		・危機管理室員 ・ <u>予め指定された本部要員</u>	自動参集	・被害状況の把握と市民からの陳情等への対応を強化する。	川崎市内で震度5弱の地震があったとき(※)		・危機管理室員 ・本部事務局員 ・指定された局の本部連絡員 ・各部連絡員 ・区連絡員3人(全区)	自動参集	・指定された局とは、 <u>応急活動を行う局(総務企画局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、交通局、病院局、消防局)</u>
		指示を受けた ・本部要員 ・ <u>区本部要員</u> ・ <u>避難所運営要員</u>	指示による参集	指示を受けた ・本部要員 ・ <u>応急活動要員</u> ・ <u>地域要員</u>		指示による参集	・被害状況の把握と市民からの陳情等への対応を強化する。			
川崎市災害対策本部	川崎市内で震度5強以上の地震があったとき(※)		全職員	自動参集		川崎市災害対策本部	川崎市内で震度5強以上の地震があったとき(※)	全職員	自動参集	

※「川崎市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したとき

東海地震に関する情報発表時

名称	基準	配備区分	参集	備考
川崎市災害警戒体制	東海地震に関する調査情報(臨時)発表時	予め指定された危機管理室員	自動参集	
川崎市東海地震警戒本部	東海地震注意情報発表時	・本部要員 ・ <u>予め指定された区本部要員</u>	自動参集	
川崎市災害対策本部	東海地震予知情報発表時 警戒宣言発令時	・ <u>本部要員</u> ・ <u>区本部要員</u>	自動参集	
		<u>上記以外の職員</u>	<u>指示による参集</u>	

※平成29年11月1日より、気象庁により「南海トラフ地震に関する情報」が発表される仕

※「川崎市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したとき

東海地震に関する情報発表時

名称	基準	配備区分	参集	備考
川崎市災害警戒体制	東海地震に関する調査情報(臨時)発表時	予め指定された危機管理室員	自動参集	
川崎市東海地震警戒本部	東海地震注意情報発表時	本部要員	自動参集	
川崎市災害対策本部	東海地震予知情報発表時 警戒宣言発令時	<u>本部要員</u> <u>応急活動要員</u>	<u>自動参集</u>	

頁	修正後	修正前																																																								
P109	<p><u>組みが運用開始されたことに伴い、当面の間、表中の「東海地震に関連する調査情報（臨時）」は「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に読み替えて運用するものとする。</u></p> <p>大津波警報・津波警報・津波注意報発表時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>配備区分</th> <th>参集</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">川崎市 災害警戒体制</td> <td rowspan="2">津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき</td> <td>予め指定された危機管理室員</td> <td>自動参集</td> <td rowspan="2">・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。</td> </tr> <tr> <td>指示を受けた ・本部要員 ・<u>区本部</u>要員</td> <td>指示による参集</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">川崎市災害対策本部</td> <td rowspan="3">津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部要員 ・<u>区本部</u>要員 ・<u>避難所運営</u>要員 ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く。 </td> <td>自動参集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の<u>あらかじめ指定された区本部要員</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>指示による参集</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき</td> <td>全職員</td> <td>自動参集</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	配備区分	参集	備考	川崎市 災害警戒体制	津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき	予め指定された危機管理室員	自動参集	・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。	指示を受けた ・本部要員 ・ <u>区本部</u> 要員	指示による参集	川崎市災害対策本部	津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・本部要員 ・<u>区本部</u>要員 ・<u>避難所運営</u>要員 ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く。	自動参集		中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の <u>あらかじめ指定された区本部要員</u>			上記以外の職員	指示による参集			津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき	全職員	自動参集		<p>大津波警報・津波警報・津波注意報発表時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>基準</th> <th>配備区分</th> <th>参集</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">川崎市 災害警戒体制</td> <td rowspan="2">津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき</td> <td>予め指定された危機管理室員</td> <td>自動参集</td> <td rowspan="2">・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。</td> </tr> <tr> <td>指示を受けた ・本部要員 ・<u>応急活動</u>要員</td> <td>指示による参集</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">川崎市災害対策本部</td> <td rowspan="3">津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本部要員 ・<u>応急活動</u>要員 ・<u>地域</u>要員 ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く </td> <td>自動参集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の ・<u>区連絡員</u> 3人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>指示による参集</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき</td> <td>全職員</td> <td>自動参集</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	基準	配備区分	参集	備考	川崎市 災害警戒体制	津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき	予め指定された危機管理室員	自動参集	・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。	指示を受けた ・本部要員 ・ <u>応急活動</u> 要員	指示による参集	川崎市災害対策本部	津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・本部要員 ・<u>応急活動</u>要員 ・<u>地域</u>要員 ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く	自動参集		中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の ・ <u>区連絡員</u> 3人			上記以外の職員	指示による参集			津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき	全職員	自動参集	
名称	基準	配備区分	参集	備考																																																						
川崎市 災害警戒体制	津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき	予め指定された危機管理室員	自動参集	・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。																																																						
		指示を受けた ・本部要員 ・ <u>区本部</u> 要員	指示による参集																																																							
川崎市災害対策本部	津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・本部要員 ・<u>区本部</u>要員 ・<u>避難所運営</u>要員 ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く。	自動参集																																																							
		中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の <u>あらかじめ指定された区本部要員</u>																																																								
		上記以外の職員	指示による参集																																																							
	津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき	全職員	自動参集																																																							
名称	基準	配備区分	参集	備考																																																						
川崎市 災害警戒体制	津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき	予め指定された危機管理室員	自動参集	・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。																																																						
		指示を受けた ・本部要員 ・ <u>応急活動</u> 要員	指示による参集																																																							
川崎市災害対策本部	津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・本部要員 ・<u>応急活動</u>要員 ・<u>地域</u>要員 ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く	自動参集																																																							
		中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の ・ <u>区連絡員</u> 3人																																																								
		上記以外の職員	指示による参集																																																							
	津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき	全職員	自動参集																																																							
P111	<p>第3章 初動活動体制【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 災害対策本部における各要員の初動体制</p> <p>2 災害対策本部事務局長の初動体制</p> <p>災害対策本部事務局長は、地震が発生したときは、直ちに当直及び宿日直職員と連絡をとり、本部長に震度情報ネットワークシステム及び<u>震災被害シミュレーション</u>による震度情報、被害予測等の災害情報を連絡し、職員の動員体制・災害対策本部の設置等必要な指示を得、直ちに災害対策本部へ参集する。</p> <p>3 本部要員の初動体制</p>	<p>第3章 初動活動体制【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 災害対策本部における各要員の初動体制</p> <p>2 災害対策本部事務局長の初動体制</p> <p>災害対策本部事務局長は、地震が発生したときは、直ちに当直及び宿日直職員と連絡をとり、本部長に震度情報ネットワークシステム及び<u>震災総合シミュレーションシステム</u>による震度情報、被害予測等の災害情報を連絡し、職員の動員体制・災害対策本部の設置等必要な指示を得、直ちに災害対策本部へ参集する。</p> <p>3 <u>災害対策本部及び各部における本部要員の初動体制</u></p>																																																								

頁	修正後	修正前
P112	<p>本部要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに災害対策本部 <u>または</u> 各部へ参集するものとする。</p> <p>4 区本部要員の初動体制 区本部要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに区本部へ参集するものとする。</p> <p>5 応急<u>対策</u>要員の初動体制 応急<u>対策</u>要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された事業所等へ参集するものとする。</p> <p>6 <u>業務継続</u>要員の初動体制 <u>業務継続</u>要員は、地震が発生したときは、<u>インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに通常の職場へ参集するものとする。</u></p> <p>7 <u>避難所運営</u>要員の初動体制 <u>避難所運営</u>要員は、地震が発生したときは、<u>市内在住の職員にあっては自宅周辺の被害状況等を調査し、また市外在住の職員にあってはインターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された避難所に参集するものとする。</u></p> <p>8 当直及び宿日直担当者の初動体制 夜間・休日等の勤務時間外における災害発生に備え、第3庁舎7階防災センター等で当直及び宿日直体制を執るが、地震が発生したときは、直ちに、庁内の安全確認を行うとともに、震度情報ネットワークシステム及び<u>震災被害シミュレーション</u>、国及び県等の防災関係機関から情報収集し、本部長及び災害対策本部事務局長へ連絡する。</p> <p>第2節 災害対策本部・区本部の初動体制</p> <p>1 災害対策本部 災害対策本部が設置された場合、参集した<u>関係職員</u>は、直ちに災害対策本部が機能できるよう、<u>必要な情報の収集及び物品等の配置を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>災害対策本部及び各部における本部要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに災害対策本部及び各部へ参集するものとする。</p> <p>4 区本部における各要員の初動体制 区本部における各要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ、<u>MCA</u>等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに区本部へ参集するものとする。</p> <p>5 応急活動要員の初動体制 応急活動要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された、<u>区本部及び区本部に所属する事業所等へ参集するものとする。</u></p> <p>6 <u>地域</u>要員の初動体制 <u>地域</u>要員は、地震が発生したときは、<u>自宅周辺の被害状況等を調査し、直ちに指定された避難所に参集するものとする。</u></p> <p>7 <u>支援</u>要員の初動体制 <u>支援</u>要員は、地震が発生したときは、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された<u>区本部</u>に参集するものとする。</p> <p>8 当直及び宿日直担当者の初動体制 夜間・休日等の勤務時間外における災害発生に備え、第3庁舎7階防災センター等で当直及び宿日直体制を執るが、地震が発生したときは、直ちに、庁内の安全確認を行うとともに、震度情報ネットワークシステム及び<u>震災総合シミュレーションシステム</u>、国及び県等の防災関係機関から情報収集し、本部長及び災害対策本部事務局長へ連絡する。</p> <p>第2節 災害対策本部・区本部の初動体制</p> <p>1 災害対策本部 災害対策本部が設置された場合、参集した<u>本部事務局員</u>は、直ちに災害対策本部が機能できるよう開設準備をする。</p> <p>(1) 本部室で準備するもの</p> <p>ア <u>震災総合シミュレーションシステムによる予測結果</u> イ <u>震度情報ネットワークシステムによる震度情報</u> ウ <u>市防災行政無線、MCA、NTT電話等通信手段の確保</u> エ <u>災害情報カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの映像</u> オ <u>中央防災無線網テレビ会議システム</u> カ <u>総合防災情報システム端末</u> キ <u>被害状況表示板</u> ク <u>携帯ラジオ</u></p> <p>(2) 事務局室で準備するもの</p> <p>ア <u>震災総合シミュレーションシステムによる予測結果</u> イ <u>震度情報ネットワークシステムによる震度情報</u> ウ <u>市防災行政無線、MCA、NTT電話等通信手段の確保</u> エ <u>災害情報カメラ及びヘリコプターテレビ電送システムの映像</u> オ <u>県防災行政通信網の確保</u> カ <u>総合防災情報システム端末</u> キ <u>携帯ラジオ</u> ク <u>ホワイトボード等</u></p>

頁	修正後	修正前
P112	<p>第3節 災害対策本部・区本部における初動対応 災害対策本部体制を執った時点において、消防局ではいち早く、消防指揮本部体制が執られており、又、119番通報により、ある程度の被害状況把握も進んでいる。したがって、<u>震災被害シミュレーション</u>の被害予測結果と、消防局からの情報、災害情報カメラやヘリコプターテレビ電送システムによる映像情報等に基づき、災害対策本部での災害対応の基本方針を決定する。</p> <p>2 区本部における災害対応方針 区本部における情報収集は、消防署・<u>避難所運営</u>要員・市災害対策本部・その他の関係機関からの各種情報等により区本部の基本方針を決定する。</p>	<p>第3節 災害対策本部・区本部における初動対応 災害対策本部体制を執った時点において、消防局ではいち早く、消防指揮本部体制が執られており、又、119番通報により、ある程度の被害状況把握も進んでいる。したがって、<u>震災総合シミュレーションシステム</u>の被害予測結果と、消防局からの情報、災害情報カメラやヘリコプターテレビ電送システムによる映像情報等に基づき、災害対策本部での災害対応の基本方針を決定する。</p> <p>2 区本部における災害対応方針 区本部における情報収集は、消防署・<u>地域要員</u>・市災害対策本部・その他の関係機関からの各種情報等により区本部の基本方針を決定する。</p>
	<p>第4章 災害情報の収集・伝達【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区、消防局、各局室区】</p>	<p>第4章 災害情報の収集・伝達【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区、消防局、各局室区】</p>
P116	<p>第2節 通信の確保 2 通信設備の確保 (2) 災害時の通信設備 ア 防災行政無線設備 有線通信設備（以下、「有線等」という。）が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種市防災行政無線を使用する。また、市防災行政無線を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。 (7) 多重系防災行政無線 市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びFAXによる通信を行う。 (イ) デジタル移動系防災行政無線 市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはFAXによる通信も整備している。 (ロ) 同報系防災行政無線 屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。 (エ) MCA 市災害対策本部長、<u>市災害対策副本部長</u>、<u>市災害対策本部事務局長</u>、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。 (オ) 衛星通信設備 国及び他自治体との情報連絡並びに災害映像の送受信、別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うため、地域衛星通信ネットワークを活用する。 (カ) 神奈川県防災行政通信網 神奈川県及び県内の自治体との間で、音声及びFAXによる通信を行うとともに、神奈川県から地震情報及び各種気象情報を入手するのに利用する。 (キ) 中央防災無線網 国、都道府県及び首都圏政令市との間で、音声による通信、映像の送受信、テレビ会議などを行う。</p>	<p>第2節 通信の確保 2 通信設備の確保 (2) 災害時の通信設備 ア 防災行政無線設備 有線通信設備（以下、「有線等」という。）が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種市防災行政無線を使用する。また、市防災行政無線を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。 (7) 多重系防災行政無線 市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びFAXによる通信を行う。 (イ) デジタル移動系防災行政無線 市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはFAXによる通信も整備している。 (ロ) 同報系防災行政無線 屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。 (エ) MCA 市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。 (オ) 衛星通信設備 国及び他自治体との情報連絡並びに災害映像の送受信、別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うため、地域衛星通信ネットワークを活用する。 (カ) 神奈川県防災行政通信網 神奈川県及び県内の自治体との間で、音声及びFAXによる通信を行うとともに、神奈川県から地震情報及び各種気象情報を入手するのに利用する。 (キ) 中央防災無線網 国、都道府県及び首都圏政令市との間で、音声による通信、映像の送受信、テレビ会議などを行う。</p>
P119	<p>第4節 防災行政無線等の運用 2 運用 市防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。</p>	<p>第4節 防災行政無線等の運用 2 運用 市防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。</p>

頁	修正後	修正前												
P119	<p>(1) 無線通信の手段</p> <p>ア 多重系は、市役所、区役所、支所等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。</p> <p>イ デジタル移動系は、市役所、区役所、支所、指定避難所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。</p> <p>ウ 衛星系は、本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。</p> <p>エ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。</p> <p>オ テレメータ系は、雨量、水位及び潮位の観測データの通信を行う。</p> <p>カ MCAは、市災害対策本部長、<u>市災害対策副本部長</u>、<u>市災害対策本部事務局長</u>、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。</p> <p>キ アナログ移動系は、他自治体等の応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との間で、防災相互通信用無線として音声による通信を行う。詳細は、第6節に記載する。</p>	<p>(1) 無線通信の手段</p> <p>ア 多重系は、市役所、区役所、支所等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。</p> <p>イ デジタル移動系は、市役所、区役所、支所、指定避難所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。</p> <p>ウ 衛星系は、本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。</p> <p>エ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。</p> <p>オ テレメータ系は、雨量、水位及び潮位の観測データの通信を行う。</p> <p>カ MCAは、市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。</p> <p>キ アナログ移動系は、他自治体等の応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との間で、防災相互通信用無線として音声による通信を行う。詳細は、第6節に記載する。</p>												
P120	<p>第5節 衛星通信の運用</p> <p>国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。</p> <p>1 無線設備の配置</p> <p>電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置 (TVRO)を配置する。</p> <p>2 運用</p> <p>(1) 衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき運用する。</p> <p>(2) 市役所に設置する衛星地球局の通信内容は、次のとおりとする。</p> <p>国及び他自治体との電話、ファクシミリ、データ及び映像情報の送受信</p> <p>(3) 消防局に設置する受令装置等の通信内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 国（消防庁）からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信</p> <p>イ 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信</p> <p>(4) 各区役所及び多摩防災センターにおける通信内容は、次のとおりとする。</p> <p>市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信</p>	<p>第5節 衛星通信の運用</p> <p>国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。</p> <p>1 無線設備の配置</p> <p>電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置 (TVRO)を配置する。</p> <p>2 運用</p> <p>(1) 衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき運用する。</p> <p>(2) 市役所に設置する衛星地球局の通信内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>ア 国からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信</u></p> <p><u>イ 国及び他自治体との電話、ファクシミリ、データ及び映像情報の送受信</u></p> <p>(3) 消防局に設置する受令装置等の通信内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 国（消防庁）からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信</p> <p>イ 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信</p> <p>(4) 各区役所及び多摩防災センターにおける通信内容は、次のとおりとする。</p> <p>市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信</p>												
P121	<p>第8節 地震関連情報の収集・伝達</p> <p>1 地震関連情報</p> <p>横浜地方気象台から、神奈川県を通じて通報される地震関連情報は、次のとおりとする。（津波関連情報については第2部第14章に、東海地震に関連する情報については第6部第2章に掲載する。）</p>	<p>第8節 地震関連情報の収集・伝達</p> <p>1 地震関連情報</p> <p>横浜地方気象台から、神奈川県を通じて通報される地震関連情報は、次のとおりとする。（津波関連情報については第2部第14章に、東海地震に関連する情報については第6部第2章に掲載する。）</p>												
P122	<p><u>(1) 地震情報</u></p> <table border="1" data-bbox="397 1549 1525 1787"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報。	<table border="1" data-bbox="1676 1549 2804 1818"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を187地域に区分）と地震の発生時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を187地域に区分）と地震の発生時刻を速報。
地震情報の種類	発表基準	内容												
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報。												
地震情報の種類	発表基準	内容												
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を187地域に区分）と地震の発生時刻を速報。												

頁	修正後			修正前		
P123	震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上（<u>大津波警報</u>、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 <u>大津波警報</u>、津波警報または津波注意報発表時 若干の海面変動がある場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 津波警報または津波注意報発表時 若干の海面変動がある場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
	<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>国内で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>マグニチュード7.0以上</u> <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u> 	<u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響に関する記述も記述して発表。</u>	推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
	<u>その他の情報</u>	<u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等</u> を発表。			
	推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。			
		(3) 気象庁が震度を発表する市内の震度観測点			(3) 気象庁が震度を発表する市内の震度観測点	
	観測点			観測点		
	川崎川崎区宮前町※、川崎川崎区千鳥町、 <u>川崎川崎区中島</u> 、川崎幸区戸手本町、川崎中原区小杉陣屋町※、川崎中原区小杉町、川崎高津区下作延、川崎宮前区宮前平、川崎宮前区野川、川崎多摩区登戸、川崎麻生区万福寺、川崎麻生区片平			川崎川崎区宮前町※、川崎川崎区千鳥町、川崎幸区戸手本町、川崎中原区小杉陣屋町※、川崎中原区小杉町、川崎高津区下作延、川崎宮前区宮前平、川崎宮前区野川、川崎多摩区登戸、川崎麻生区万福寺、川崎麻生区片平		
	(計12か所)			(計11か所)		

【震災対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前																																																																														
	※：本市以外で設置したもの	※：本市以外で設置したもの																																																																														
P123	<p>2 地震関連情報の伝達</p> <p>県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、電子メール、市防災行政無線等により直ちに関係機関、住民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第1節 連絡体制」によるものとする。また、市防災行政無線の放送基準は次の要領による。</p>	<p>2 地震関連情報の伝達</p> <p>県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、電子メール、市防災行政無線等により直ちに関係機関、住民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第1節 連絡体制」によるものとする。また、市防災行政無線の放送基準は次の要領による。</p>																																																																														
P124	<table border="1"> <thead> <tr> <th>放送手段</th> <th colspan="2">手動放送</th> <th>自動放送 (全市一斉)</th> </tr> <tr> <th>被害有無 通報区分</th> <th>被害：多数</th> <th>被害：無・少</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度4</td> <td colspan="2">(選択ボタン：全市一斉) 震度情報・被害情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度5弱</td> <td colspan="2" rowspan="2">(選択ボタン：全市一斉) 震度情報、被害情報</td> <td rowspan="2">安全確認情報 「ただいま、川崎市内に強い地震がありました。火の元や身の安全に気をつけ、落ち着いて行動してください。」</td> </tr> <tr> <td>震度5強</td> </tr> <tr> <td>震度6弱以上</td> <td colspan="2">(選択ボタン：緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難勧告及び指示、避難所開設情報 (地震発生後は、サイレンを使用しない)</td> <td>注意喚起情報 「ただいま、大変強い地震がありました。火を消してください。あわてて、外に飛び出さないでください。落ち着いて行動してください。」</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2">(選択ボタン：川崎区、対象地区) ・津波注意報 ・大津波・津波警報（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする） ・津波注意報解除、警報解除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライフライン</td> <td colspan="2">(選択ボタン：対象地区一斉) ・「大規模事故に係る防災行政無線活用申し合わせ」に基づく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誤報</td> <td colspan="2">(選択ボタン：対象地区一斉) 誤報訂正情報（自動放送の誤動作に伴う訂正放送）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td colspan="2">(選択ボタン：全市一斉) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ・警戒宣言（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に関連する情報</td> <td colspan="2">(選択ボタン：全市一斉) ・臨時情報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放送手段	手動放送		自動放送 (全市一斉)	被害有無 通報区分	被害：多数	被害：無・少		震度4	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報・被害情報			震度5弱	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報、被害情報		安全確認情報 「ただいま、川崎市内に強い地震がありました。火の元や身の安全に気をつけ、落ち着いて行動してください。」	震度5強	震度6弱以上	(選択ボタン：緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難勧告及び指示、避難所開設情報 (地震発生後は、サイレンを使用しない)		注意喚起情報 「ただいま、大変強い地震がありました。火を消してください。あわてて、外に飛び出さないでください。落ち着いて行動してください。」	津波	(選択ボタン：川崎区、対象地区) ・津波注意報 ・大津波・津波警報（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする） ・津波注意報解除、警報解除			ライフライン	(選択ボタン：対象地区一斉) ・「大規模事故に係る防災行政無線活用申し合わせ」に基づく			誤報	(選択ボタン：対象地区一斉) 誤報訂正情報（自動放送の誤動作に伴う訂正放送）			東海地震予知情報	(選択ボタン：全市一斉) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ・警戒宣言（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする）			南海トラフ地震に関連する情報	(選択ボタン：全市一斉) ・臨時情報			<table border="1"> <thead> <tr> <th>放送手段</th> <th colspan="2">手動放送</th> <th>自動放送 (全市一斉)</th> </tr> <tr> <th>被害有無 通報区分</th> <th>被害：多数</th> <th>被害：無・少</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度4</td> <td colspan="2">(選択ボタン：全市一斉) 震度情報・被害情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度5弱</td> <td colspan="2" rowspan="2">(選択ボタン：全市一斉) 震度情報、被害情報</td> <td rowspan="2">安全確認情報 「ただいま、川崎市内に強い地震がありました。火の元や身の安全に気をつけ、落ち着いて行動してください。」</td> </tr> <tr> <td>震度5強</td> </tr> <tr> <td>震度6弱以上</td> <td colspan="2">(選択ボタン：緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難勧告及び指示、避難所開設情報 (地震発生後は、サイレンを使用しない)</td> <td>注意喚起情報 「ただいま、大変強い地震がありました。火を消してください。あわてて、外に飛び出さないでください。落ち着いて行動してください。」</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2">(選択ボタン：川崎区、対象地区) ・津波注意報 ・大津波・津波警報（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする） ・津波注意報解除、警報解除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライフライン</td> <td colspan="2">(選択ボタン：対象地区一斉) ・「大規模事故に係る防災行政無線活用申し合わせ」に基づく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>誤報</td> <td colspan="2">(選択ボタン：対象地区一斉) 誤報訂正情報（自動放送の誤動作に伴う訂正放送）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海地震予知情報</td> <td colspan="2">(選択ボタン：全市一斉) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ・警戒宣言（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	放送手段	手動放送		自動放送 (全市一斉)	被害有無 通報区分	被害：多数	被害：無・少		震度4	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報・被害情報			震度5弱	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報、被害情報		安全確認情報 「ただいま、川崎市内に強い地震がありました。火の元や身の安全に気をつけ、落ち着いて行動してください。」	震度5強	震度6弱以上	(選択ボタン：緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難勧告及び指示、避難所開設情報 (地震発生後は、サイレンを使用しない)		注意喚起情報 「ただいま、大変強い地震がありました。火を消してください。あわてて、外に飛び出さないでください。落ち着いて行動してください。」	津波	(選択ボタン：川崎区、対象地区) ・津波注意報 ・大津波・津波警報（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする） ・津波注意報解除、警報解除			ライフライン	(選択ボタン：対象地区一斉) ・「大規模事故に係る防災行政無線活用申し合わせ」に基づく			誤報	(選択ボタン：対象地区一斉) 誤報訂正情報（自動放送の誤動作に伴う訂正放送）			東海地震予知情報	(選択ボタン：全市一斉) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ・警戒宣言（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする）		
放送手段	手動放送		自動放送 (全市一斉)																																																																													
被害有無 通報区分	被害：多数	被害：無・少																																																																														
震度4	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報・被害情報																																																																															
震度5弱	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報、被害情報		安全確認情報 「ただいま、川崎市内に強い地震がありました。火の元や身の安全に気をつけ、落ち着いて行動してください。」																																																																													
震度5強																																																																																
震度6弱以上	(選択ボタン：緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難勧告及び指示、避難所開設情報 (地震発生後は、サイレンを使用しない)		注意喚起情報 「ただいま、大変強い地震がありました。火を消してください。あわてて、外に飛び出さないでください。落ち着いて行動してください。」																																																																													
津波	(選択ボタン：川崎区、対象地区) ・津波注意報 ・大津波・津波警報（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする） ・津波注意報解除、警報解除																																																																															
ライフライン	(選択ボタン：対象地区一斉) ・「大規模事故に係る防災行政無線活用申し合わせ」に基づく																																																																															
誤報	(選択ボタン：対象地区一斉) 誤報訂正情報（自動放送の誤動作に伴う訂正放送）																																																																															
東海地震予知情報	(選択ボタン：全市一斉) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ・警戒宣言（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする）																																																																															
南海トラフ地震に関連する情報	(選択ボタン：全市一斉) ・臨時情報																																																																															
放送手段	手動放送		自動放送 (全市一斉)																																																																													
被害有無 通報区分	被害：多数	被害：無・少																																																																														
震度4	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報・被害情報																																																																															
震度5弱	(選択ボタン：全市一斉) 震度情報、被害情報		安全確認情報 「ただいま、川崎市内に強い地震がありました。火の元や身の安全に気をつけ、落ち着いて行動してください。」																																																																													
震度5強																																																																																
震度6弱以上	(選択ボタン：緊急一斉) 震度情報、被害情報、避難勧告及び指示、避難所開設情報 (地震発生後は、サイレンを使用しない)		注意喚起情報 「ただいま、大変強い地震がありました。火を消してください。あわてて、外に飛び出さないでください。落ち着いて行動してください。」																																																																													
津波	(選択ボタン：川崎区、対象地区) ・津波注意報 ・大津波・津波警報（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする） ・津波注意報解除、警報解除																																																																															
ライフライン	(選択ボタン：対象地区一斉) ・「大規模事故に係る防災行政無線活用申し合わせ」に基づく																																																																															
誤報	(選択ボタン：対象地区一斉) 誤報訂正情報（自動放送の誤動作に伴う訂正放送）																																																																															
東海地震予知情報	(選択ボタン：全市一斉) ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ・警戒宣言（サイレン吹鳴：音声+サイレン+音声とする）																																																																															

頁	修正後	修正前
<p>P129</p> <p>P136</p>	<p>第4部 応急対策計画</p> <p>第1章 消防対策【消防局】</p> <p>第2節 警防活動</p> <p>7 応援消防隊等の要請 消防指揮本部長が本市消防力で対応困難と判断したときは、<u>神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき県消防応援隊又は、</u>消防組織法の規定に基づく緊急消防援助隊等を要請する。</p> <p>第3章 交通対策【建設緑政局、総務企画局、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】</p> <p>第2節 車両の移動【総務企画局、建設緑政局、<u>港湾局</u>、区】 道路管理者及び港湾管理者は、<u>自ら管理する道路において</u>災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>1 車両等の移動命令 道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。(災害対策基本法第76条の6)</p> <p>2 指定区間の周知 道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、その他の広報手段により、周知する。</p> <p>3 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動 車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。</p> <p>4 措置に伴う損失補償 車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者又は港湾管理者は損失の補償を行う。</p> <p>第4章 医療救護【健康福祉局、病院局、区】</p> <p>第1節 医療救護活動体制の整備</p> <p>1 災害対策本部健康福祉部の役割 災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。<u>健康福祉部は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。</u> <u>また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</u> <u>(1) 保健医療調整本部</u> <u>第3部第1章第2節に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は第3庁舎5階会議室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、</u></p>	<p>第4部 応急対策計画</p> <p>第1章 消防対策【消防局】</p> <p>第2節 警防活動</p> <p>7 応援消防隊等の要請 消防指揮本部長が本市消防力で対応困難と判断したときは、消防組織法の規定に基づき緊急消防援助隊等を要請する。</p> <p>第3章 交通対策【建設緑政局、総務企画局、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】</p> <p>第2節 車両の移動【総務企画局、建設緑政局、区】 道路管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>1 車両等の移動命令 道路管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。(災害対策基本法第76条の6)</p> <p>2 指定区間の周知 道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、その他の広報手段により、周知する。</p> <p>3 道路管理者による車両等の移動 車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。</p> <p>4 措置に伴う損失補償 車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。</p> <p>第4章 医療救護【健康福祉局、病院局、区】</p> <p>第1節 医療救護活動体制の整備</p> <p>1 災害対策本部健康福祉部の役割 災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。<u>川崎市災害医療コーディネーターは、健康福祉部において、効果的な医療救護体制を整備するために、収集された情報の整理、神奈川県医療救護本部や関係機関との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。また、市災害医療コーディネーターは、災害状況に応じ、健康福祉部を支援するDMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、その他関係機関等とともにコーディネートチームを構成し、そのリーダー的役割を担う。</u> <u>災害時における医療救護体制は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確</u></p>
<p>P142</p>	<p><u>また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</u> <u>(1) 保健医療調整本部</u> <u>第3部第1章第2節に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は第3庁舎5階会議室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、</u></p>	<p><u>また、市災害医療コーディネーターは、災害状況に応じ、健康福祉部を支援するDMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、その他関係機関等とともにコーディネートチームを構成し、そのリーダー的役割を担う。</u> <u>災害時における医療救護体制は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確</u></p>

頁	修正後	修正前
P143	<p><u>設置するものとする。</u> <u>保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。</u></p> <p>(2) <u>川崎市災害医療コーディネーター</u> <u>川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療調整本部や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（DMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、日本赤十字社等、その他関係機関等）との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。</u></p> <p>(3) <u>川崎市災害医療対策会議</u> <u>川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。</u></p> <p>2 区本部医療・衛生班の役割 災害対策本部又は区本部は、保健福祉センターに、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による医療・衛生班を設置する。医療・衛生班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の<u>区内搬送調整等</u>を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接医療救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。<u>区内の</u>コーディネーターに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。 また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。 <u>なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催する。</u></p> <p>3（修正なし）</p> <p>4 地域の医療関係団体との連携 市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。 (1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、<u>各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、</u>医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。 (2) 川崎市病院協会 川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。 (3) 川崎市歯科医師会 川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。 (4) 川崎市薬剤師会 川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保</p>	<p><u>立する。</u> <u>また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</u></p> <p>2 区本部医療・衛生班の役割 災害対策本部又は区本部は、保健福祉センターに、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による医療・衛生班を設置する。医療・衛生班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の搬送等の<u>コーディネーター</u>を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接医療救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。コーディネーターに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。また、災害時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等を実施する。</p> <p>3 市立病院の役割 市立病院は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、各病院の位置付けに応じて、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。また、医療救護活動に必要な災害用医療資材及び医薬品等の備蓄を進める。</p> <p>4 地域の医療関係団体との連携 市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。 (1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。 (2) 川崎市病院協会 川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。 (3) 川崎市歯科医師会 川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。 (4) 川崎市薬剤師会 川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病</p>

頁	修正後	修正前
	<p>を行う。</p> <p>(5) 川崎市看護協会 川崎市看護協会は、<u>災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い</u>、医療救護班の<u>編成</u>に協力し、傷病者等に対し<u>医療救護活動</u>を行う。</p> <p>(6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。</p> <p>(7) 川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。</p>	<p>者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。</p> <p>(5) 川崎市看護協会 川崎市看護協会は、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し<u>救急看護</u>を提供するとともに、<u>看護ボランティアの派遣調整</u>を行う。</p> <p>(6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。</p> <p>(7) 川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。</p>
P143	<p>5 市内病院の役割</p> <p>災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付ける。</p> <p>全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。</p> <p>なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、<u>保健医療調整本部</u>が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。</p>	<p>5 市内病院の役割</p> <p>災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付ける。</p> <p>全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。</p> <p>なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、<u>災害対策本部健康福祉部</u>が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。</p>
P144	<p>(1) レベル1（救命救急センターを有する災害拠点病院） 神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として<u>保健医療調整本部</u>が調整を行うものとする。</p> <p>なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として<u>保健医療調整本部</u>が、神奈川県<u>保健医療調整本部</u>や市外の当該機関等と調整を行う。</p> <p>(2) レベル2（区内災害医療強化病院） 次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有しない災害拠点病院 ・神奈川県が指定する災害協力病院 ・上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院 <p>(3) レベル3（区内災害医療連携病院） 所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。</p> <p>(4) レベル4（区内災害時支援病院） 所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。</p>	<p>(1) レベル1（救命救急センターを有する災害拠点病院） 神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として<u>災害対策本部健康福祉部</u>が調整を行うものとする。</p> <p>なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として<u>災害対策本部健康福祉部</u>が、神奈川県<u>医療救護本部</u>や市外の当該機関等と調整を行う。</p> <p>(2) レベル2（区内災害医療強化病院） 次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有しない災害拠点病院 ・神奈川県が指定する災害協力病院 ・上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院 <p>(3) レベル3（区内災害医療連携病院） 所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。</p> <p>(4) レベル4（区内災害時支援病院） 所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。</p> <p>※市内病院の位置付け、市内の災害拠点病院の図は省略</p>

頁	修正後	修正前																																																																																																		
P145	<p>市内の災害拠点病院（平成29年10月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>許可病床数</th> <th>救命救急センター</th> <th>神奈川DMAT指定</th> <th>川崎DMAT指定</th> <th>離着陸場（病院との距離）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立川崎病院</td> <td>川崎区新川通12-1</td> <td>713</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>川崎病院専用ヘリポート（屋上）</td> </tr> <tr> <td>関東労災病院</td> <td>中原区木月住吉町1-1</td> <td>610</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>関東労災病院専用ヘリポート（屋上）</td> </tr> <tr> <td>日本医科大学 武蔵小杉病院</td> <td>中原区小杉町1-396</td> <td>372</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>日本医科大学グラウンド（100m）</td> </tr> <tr> <td>帝京大学医学部 附属溝口病院</td> <td>高津区二子5-1-1</td> <td>400</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>諏訪河川敷（1500m）</td> </tr> <tr> <td>聖マリアンナ医科大学病院</td> <td>宮前区菅生2-16-1</td> <td>1,208</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>明治製菓百合丘総合センター（1600m）</td> </tr> <tr> <td>市立多摩病院</td> <td>多摩区宿河原1-30-37</td> <td>376</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>多摩病院専用ヘリポート（屋上）</td> </tr> </tbody> </table> <p>6（修正なし）</p>	医療機関名	所在地	許可病床数	救命救急センター	神奈川DMAT指定	川崎DMAT指定	離着陸場（病院との距離）	市立川崎病院	川崎区新川通12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）	関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	372	○	○	○	日本医科大学グラウンド（100m）	帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区二子5-1-1	400		○		諏訪河川敷（1500m）	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合センター（1600m）	市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）	<p>市内の災害拠点病院（平成27年9月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>許可病床数</th> <th>救命救急センター</th> <th>神奈川DMAT指定</th> <th>川崎DMAT指定</th> <th>離着陸場（病院との距離）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立川崎病院</td> <td>川崎区新川通12-1</td> <td>713</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>川崎病院専用ヘリポート（屋上）</td> </tr> <tr> <td>関東労災病院</td> <td>中原区木月住吉町1-1</td> <td>610</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>関東労災病院専用ヘリポート（屋上）</td> </tr> <tr> <td>日本医科大学 武蔵小杉病院</td> <td>中原区小杉町1-396</td> <td>372</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>日本医科大学グラウンド（100m）</td> </tr> <tr> <td>帝京大学医学部 附属溝口病院</td> <td>高津区溝口3-8-3</td> <td>400</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>諏訪河川敷（1500m）</td> </tr> <tr> <td>聖マリアンナ医科大学病院</td> <td>宮前区菅生2-16-1</td> <td>1,208</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>明治製菓百合丘総合センター（1600m）</td> </tr> <tr> <td>市立多摩病院</td> <td>多摩区宿河原1-30-37</td> <td>376</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>多摩病院専用ヘリポート（屋上）</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 診療所の役割 診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告する。 従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とする。なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合においては、地域の医療資源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定する。</p>	医療機関名	所在地	許可病床数	救命救急センター	神奈川DMAT指定	川崎DMAT指定	離着陸場（病院との距離）	市立川崎病院	川崎区新川通12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）	関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	372	○	○	○	日本医科大学グラウンド（100m）	帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口3-8-3	400		○		諏訪河川敷（1500m）	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合センター（1600m）	市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）
医療機関名	所在地	許可病床数	救命救急センター	神奈川DMAT指定	川崎DMAT指定	離着陸場（病院との距離）																																																																																														
市立川崎病院	川崎区新川通12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）																																																																																														
関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）																																																																																														
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	372	○	○	○	日本医科大学グラウンド（100m）																																																																																														
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区二子5-1-1	400		○		諏訪河川敷（1500m）																																																																																														
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合センター（1600m）																																																																																														
市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）																																																																																														
医療機関名	所在地	許可病床数	救命救急センター	神奈川DMAT指定	川崎DMAT指定	離着陸場（病院との距離）																																																																																														
市立川崎病院	川崎区新川通12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）																																																																																														
関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）																																																																																														
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	372	○	○	○	日本医科大学グラウンド（100m）																																																																																														
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口3-8-3	400		○		諏訪河川敷（1500m）																																																																																														
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合センター（1600m）																																																																																														
市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）																																																																																														
P146	<p>7 災害時情報伝達体制の整備</p> <p>市は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。</p> <p>なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部医療・衛生班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部医療・衛生班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 緊急時入力（災害発生直後） 被災状況を速やかに確認するとともに、EMISの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。 ア 倒壊状況 イ ライフライン・サプライ状況 ウ 患者受診状況</p>	<p>7 災害時情報伝達体制の整備</p> <p>市は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。</p> <p>なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部医療・衛生班に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部医療・衛生班は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 緊急時入力（災害発生直後） 被災状況を速やかに確認するとともに、EMISの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信する。 ア 倒壊状況 イ ライフライン・サプライ状況 ウ 患者受診状況</p>																																																																																																		

頁	修正後	修正前
P146	<p>エ 職員状況 オ その他 (2) 詳細入力 続報が入り次第、EMISの「詳細入力」から、(1)の各項目について具体的な情報を随時発信する。</p> <p>第2節 医療救護班等の編成・活動 1 (修正なし)</p>	<p>エ 職員状況 オ その他 (2) 詳細入力 続報が入り次第、EMISの「詳細入力」から、(1)の各項目について具体的な情報を随時発信する。</p> <p>第2節 医療救護班等の編成・活動 1 市内の医療関係団体等 (1) 医療救護班の編成 市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成する。 ア 川崎市医師会 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班）を編成する。 イ 地域の医療関係団体 川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣する。 (2) 医療救護班の出動 ア 川崎市医師会医療救護班の出動要請 災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。 イ 川崎市医師会長等の指示による出動 川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあつて、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあつて、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用する。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとする。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとする。 ウ 地域の医療関係団体への出動要請等 ア及びイの規定は、地域の医療関係団体へ準用する。 (3) 医療救護班の活動内容 医療救護班の活動は次のとおりとする。 ア 応急医療 イ トリアージ ウ 患者搬送指示 エ 薬剤又は治療材料の支給 オ 看護 カ 助産救護（搬送指示） キ 口腔ケア ク 死亡の確認 ケ 死体の検案</p>
P147	<p>2 市外の医療関係団体等 <u>保健医療調整本部</u>は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県<u>保健医療調整本部</u>に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災</p>	<p>2 市外の医療関係団体等 <u>災害対策本部健康福祉部</u>は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県<u>医療救護本部</u>に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会</p>

頁	修正後	修正前
P148	<p>害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p> <p>なお、医療ボランティアは、第4部第5章第7節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さず、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部医療・衛生班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。</p> <p>3（修正なし）</p> <p>4 医療救護班及び医療救護所の標示 医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。</p> <p>5（修正なし）</p>	<p>災害医療チーム（JMAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p> <p>なお、医療ボランティアは、第4部第5章第7節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、災害対策本部健康福祉部に設置する医療ボランティア本部を通さず、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部医療・衛生班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。</p> <p>3 医療救護所の設置 災害対策本部健康福祉部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置する。 ※医療救護所の目的別分類は省略 (1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所） 各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置する。 特に、レベル1及び2に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとする。 (2) 地区臨時診療所型救護所 周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置する。 なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとする。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとする。 (3) 避難所巡回型救護所 長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置する。原則として、避難所を巡回する形式とする。</p> <p>4 医療救護班及び医療救護所の標示 医療救護活動を行う医師及び職員は、「川崎市医療救護班」の腕章（派遣元団体名を明示したもの）を着用し、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。</p> <p>5 書類の整備 医療救護を行うにあたっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとする。</p>
P148	<p>第3節（修正なし）</p>	<p>第3節 被災傷病者の収容医療施設</p> <p>1 病院等の医療機関への搬送受入要請 災害の規模及び傷病者の発生状況に応じ、被災傷病者の搬送受入れが必要な場合、市長は、川崎市病院協会長に迅速な対応を要請するものとする。</p> <p>2 川崎市病院協会の対応 川崎市病院協会長は、市内の医療機関（川崎市病院協会及び川崎市救急告示医療機関協会）に対し、各病院の位置付けに応じて直ちに被災傷病者等の外来治療に応ずるとともに、現場、避難所等から搬送される被災傷病者等の受入れに可能な限り応じるよう指示するものとする。 医療機関は、搬送される被災傷病者等の収容及び診療等に応じられるよう平時から準備を行い、即応体制を整備するものとする。</p>

頁	修正後	修正前
P149	<p>第4節 市内における医療資源等の確保</p> <p><u>区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>1 患者の搬送</p> <p><u>市は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。</u></p> <p>2 医薬品等の確保</p> <p><u>市は医療救護班が使用する医薬品・医療資器材を備蓄するほか、医療機関等において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。</u></p> <p>3 ライフラインの確保</p> <p><u>市は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。</u></p> <p>4 食料、生活必需品等の確保</p> <p><u>医療機関等において各施設の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第4部第9章に基づき供給体制を整備する。</u></p> <p><u>5 川崎DMATの派遣要請</u></p> <p><u>川崎市において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMAT指定病院の長に対して川崎DMATの派遣を要請する。</u></p>	<p>3 病院体制の維持・向上</p> <p>市が各病院の位置付けを行うに当たっては、各病院の運営、施設・設備等の状況を十分考慮するが、各病院が、日頃から位置付け及び求められる役割を十分認識して体制の維持・向上に努めることができるよう、市は必要な支援を行う。</p> <p>第4節 市内における医療資源等の確保</p> <p><u>区長は、区内の医療救護所及び収容医療施設における医療資源等の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市長に要請を行うものとする。市長は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>1 患者の搬送</p> <p><u>市長は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。</u></p> <p>2 医薬品等の確保</p> <p><u>医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、市が備蓄するほか、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。</u></p> <p>3 ライフラインの確保</p> <p><u>市長は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。</u></p> <p>4 食料、生活必需品等の確保</p> <p><u>避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第4部第9章に基づき供給体制を整備するとともに、収容医療施設等において各施設の備蓄だけでは不足が生じた場合には、速やかに各種協定を締結している関係局と調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。</u></p>
P150	<p>第5節 市外への応援要請</p> <p><u>市は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。</u></p> <p>1 (修正なし)</p> <p>2 (修正なし)</p>	<p>第5節 市外への応援要請</p> <p>市長は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。</p> <p>1 医師・保健師等の派遣</p> <p>市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の派遣を要請する。</p> <p>2 医薬品等の提供</p>

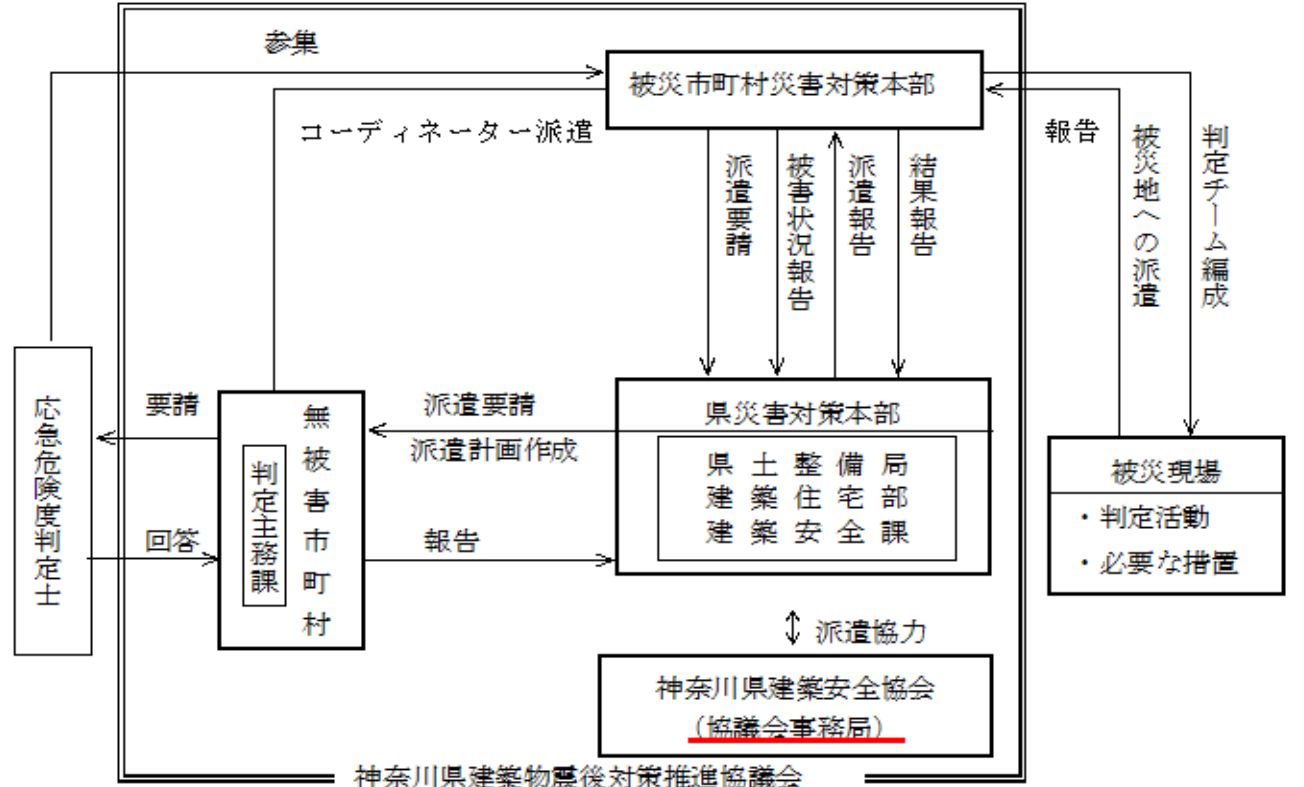
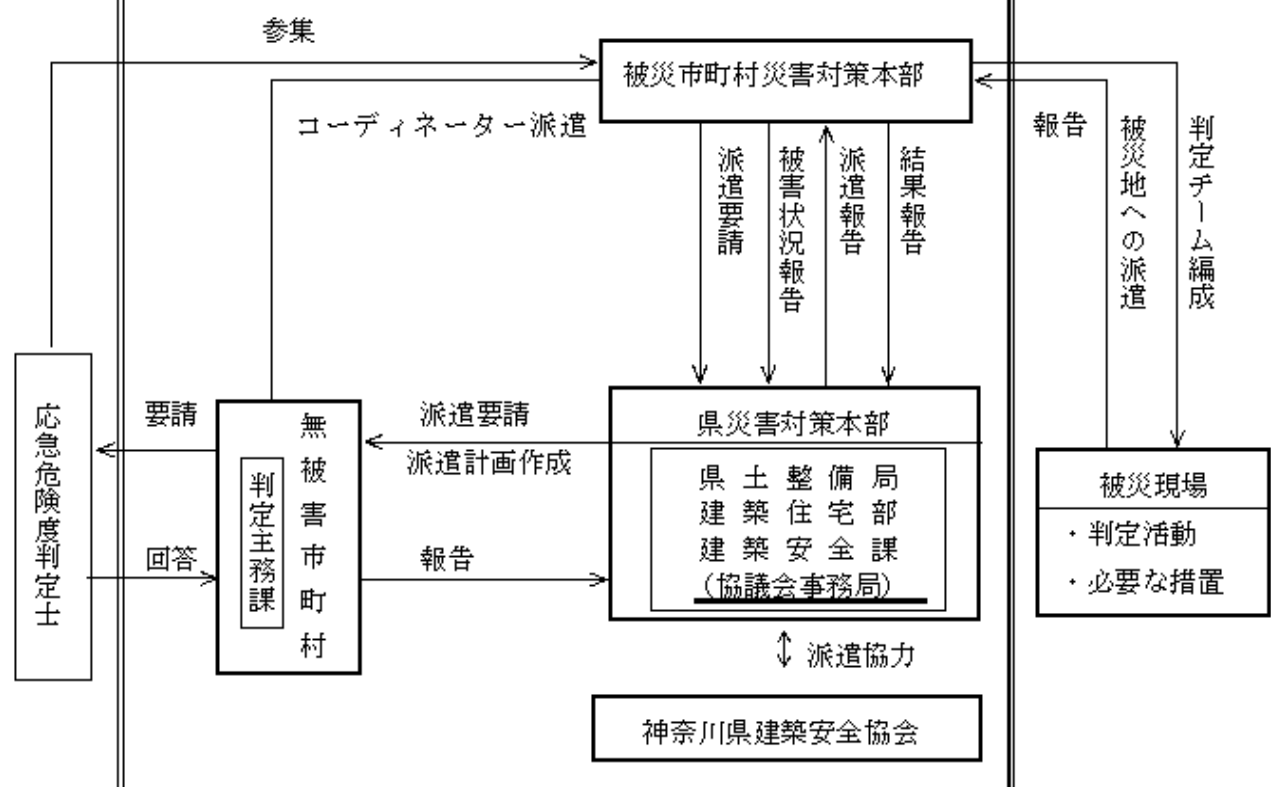
頁	修正後	修正前
<p>P151</p> <p>P152</p>	<p>3 (修正なし)</p> <p>4 DMATの派遣要請</p> <p>(1) 神奈川DMAT又はDMAT-Lの派遣要請 局地災害が発生し、20人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川DMAT又は神奈川DMAT-Lの派遣を要請する。</p> <p>(2) 日本DMATの派遣要請 広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県の日本DMAT派遣を要請する。</p> <p>5 DPATの派遣要請 災害によって市内の精神保健医療機能が低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大した場合、神奈川県とDPAT派遣について調整のうえ、DPAT派遣を要請する。</p> <p>第5章 応援体制【総務企画局危機管理室、市民文化局、まちづくり局、消防局、健康福祉局、各局室区】</p> <p>発生した震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施する。<u>その際、平成29年7月に策定した「川崎市受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受入れる体制等を整えるものとする。</u></p> <p>第4節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。</p> <p>1 派遣要請の範囲 派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路の啓開 (7) 応急医療、救護及び防疫 	<p>市における医療救護活動における医薬品等の確保に不足が認められる場合、国・県・他自治体に対して、相互応援協定等による医薬品等の供給・搬送を要請する。</p> <p>3 後方医療機関の確保 大規模な災害発生時においては、広域協力体制に基づく被災地外の後方医療機関の確保を、国・県・他自治体に対して要請し、被災重症者等の受入れ・搬送体制を確立する。</p> <p>4 DMATの派遣要請</p> <p>(1) 川崎DMATの派遣要請 <u>川崎市内において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMAT指定病院の長に対して川崎DMATの派遣を要請する。</u></p> <p>(2) 神奈川DMAT又はDMAT-Lの派遣要請 局地災害が発生し、20人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川DMAT又は神奈川DMAT-Lの派遣を要請する。</p> <p>(3) 日本DMATの派遣要請 広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県の日本DMAT派遣を要請する。</p> <p>第5章 応援体制【総務企画局危機管理室、市民文化局、まちづくり局、消防局、健康福祉局、各局室区】</p> <p>発生した震災の規模や被害状況から、国、他都県市、民間企業、各種団体等の協力が必要と認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により速やかに協力を要請し、広域的な応援による迅速な災害対策を実施する。</p> <p>第4節 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第83条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。</p> <p>1 派遣要請の範囲 派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路の啓開 (7) 応急医療、救護及び防疫

頁	修正後	修正前																												
P153	<p>(8) 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>(9) <u>炊飯、給水及び入浴支援</u></p> <p>(10) 物資の無償貸付又は譲与</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去</p> <p>(12) その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの</p> <p>2 派遣要請依頼</p> <p>(1) 県知事が行う派遣要請先</p> <table border="1" data-bbox="371 556 1528 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>担当区域</th> <th>あて先</th> <th>担当窓口／所在地 電話 県防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>県内全域</td> <td>第1師団長 (第31普通科連隊第3科)</td> <td>第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊に対するもの</td> <td>県内全域 ただし、主として海岸地域</td> <td>横須賀地方 総監</td> <td>横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 <u>内線 2543</u> 046(822)3522 (直通) 県防災行政通信網9-637-9201</td> </tr> </tbody> </table>	区分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地 電話 県防災無線	陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科連隊第3科)	第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 <u>内線 2543</u> 046(822)3522 (直通) 県防災行政通信網9-637-9201	<p>(8) 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>(9) <u>炊飯及び給水</u></p> <p>(10) 物資の無償貸付又は譲与</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去</p> <p>(12) その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの</p> <p>2 派遣要請依頼</p> <p>(1) 県知事が行う派遣要請先</p> <table border="1" data-bbox="1632 556 2789 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>担当区域</th> <th>あて先</th> <th>担当窓口／所在地 電話 県防災無線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊に対するもの</td> <td>県内全域</td> <td>第1師団長 (第31普通科連隊第3科)</td> <td>第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊に対するもの</td> <td>県内全域 ただし、主として海岸地域</td> <td>横須賀地方 総監</td> <td>横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 046(822)3522 (直通) 県防災行政通信網9-637-9201</td> </tr> </tbody> </table>	区分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地 電話 県防災無線	陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科連隊第3科)	第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 046(822)3522 (直通) 県防災行政通信網9-637-9201				
区分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地 電話 県防災無線																											
陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科連隊第3科)	第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201																											
海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 <u>内線 2543</u> 046(822)3522 (直通) 県防災行政通信網9-637-9201																											
区分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地 電話 県防災無線																											
陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科連隊第3科)	第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201																											
海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 046(822)3522 (直通) 県防災行政通信網9-637-9201																											
P154	<p>(3) 状況が急を要し、知事の要請を待っていては時機を失すると認められるときは、市長が<u>陸上自衛隊にあっては</u>第31普通科連隊長を経由して第1師団長に、又は直接第1師団等に、<u>海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部</u>に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。</p> <p>(緊急の場合の連絡先)</p> <table border="1" data-bbox="400 1239 1528 1785"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部隊名</th> <th colspan="2">電話番号・神奈川県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)</td> <td>046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201</td> <td>046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3500 <u>内線 2543</u> 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201</td> <td>046-822-3500 <u>内線 2222 / 2223</u> 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 派遣部隊の受入体制の整備</p> <p>(5) 派遣部隊の受入れ 派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの<u>離着陸場所</u>を用意する。</p>	部隊名		電話番号・神奈川県防災行政無線		時間内	時間外	陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201	海上自衛隊	横須賀地方総監部	046-822-3500 <u>内線 2543</u> 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201	046-822-3500 <u>内線 2222 / 2223</u> 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201	<p>(3) 状況が急を要し、知事の要請を待っていては時機を失すると認められるときは、市長が第31普通科連隊長を経由して第1師団長に、又は直接第1師団等に、その旨及び当該地域に係る災害の状況を通知する。</p> <p>(緊急の場合の連絡先)</p> <table border="1" data-bbox="1647 1239 2775 1785"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">部隊名</th> <th colspan="2">電話番号・神奈川県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)</td> <td>046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201</td> <td>046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3500 <u>内(2543)</u> 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201</td> <td>046-822-3500 <u>内(2222・2223)</u> 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 派遣部隊の受入体制の整備</p> <p>(5) 派遣部隊の受入れ 派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの<u>発着場所</u>を用意する。</p>	部隊名		電話番号・神奈川県防災行政無線		時間内	時間外	陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201	海上自衛隊	横須賀地方総監部	046-822-3500 <u>内(2543)</u> 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201	046-822-3500 <u>内(2222・2223)</u> 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201
部隊名				電話番号・神奈川県防災行政無線																										
		時間内	時間外																											
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201																											
海上自衛隊	横須賀地方総監部	046-822-3500 <u>内線 2543</u> 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201	046-822-3500 <u>内線 2222 / 2223</u> 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201																											
部隊名		電話番号・神奈川県防災行政無線																												
		時間内	時間外																											
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201																											
海上自衛隊	横須賀地方総監部	046-822-3500 <u>内(2543)</u> 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201	046-822-3500 <u>内(2222・2223)</u> 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網 9-637-9201																											

頁	修正後	修正前
P162	<p>5 ヘリコプターの離着陸場 第8章第4節に定めるヘリコプターの離着陸場を適用する。</p> <p>第6章 避難対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、港湾局、区、消防局、教育委員会】</p> <p>第4節 避難誘導【総務企画局危機管理室、消防局、区】</p> <p>1 関係機関等との連携 消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。</p> <p>2 災害時要援護者の避難支援 避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。<u>合わせて、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動を行うものとする。</u></p>	<p>5 ヘリコプターの離着陸場所 第8章第4節に定めるヘリコプターの離着陸場を適用する。</p> <p>第6章 避難対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、港湾局、区、消防局、教育委員会】</p> <p>第4節 避難誘導【総務企画局危機管理室、消防局、区】</p> <p>1 関係機関等との連携 消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。</p> <p>2 災害時要援護者の避難支援 避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している市民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。</p>
P163	<p>第5節 被災者の受入れ</p> <p>1 受入対象者 震災により、建物が被害を受け又は被害を受けるおそれがあり、居住場所を失った者とする。</p> <p>2 受入施設 原則として指定された避難所（市内の市立小・中・高等学校〔跡地利用を含む。〕）等で受入れを行う。また、受入施設については原則体育館を優先して使用し、不足が生じた場合<u>や要配慮者向けスペースの確保が必要な場合は避難所運営会議で協議し、その他体育館以外の施設も含め</u>収容場所の確保に努めるものとする。なお、避難所はあらかじめ原則として小学校の通学区域を基本に町丁単位等で指定されているが、被害の状況により、他の避難所においても受入れを行う。</p>	<p>第5節 被災者の受入れ</p> <p>1 受入対象者 震災により、建物が被害を受け又は被害を受けるおそれがあり、居住場所を失った者とする。</p> <p>2 受入施設 原則として指定された避難所（市内の市立小・中・高等学校〔跡地利用を含む。〕）等で受入れを行う。また、受入施設については原則体育館を優先して使用し、不足が生じた場合は避難所運営会議で協議し、収容場所の確保に努めるものとする。なお、避難所はあらかじめ原則として小学校の通学区域を基本に町丁単位等で指定されているが、被害の状況により、他の避難所においても受入れを行う。</p>
P164	<p>5 避難所の管理運営 避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、女性の参画を推進しながら地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、<u>避難者や避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力も得ながら</u>その管理運営を行うものとする。 なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。</p>	<p>5 避難所の管理運営 避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、女性の参画を推進しながら地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。 なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。</p>
P165	<p>6 その他の避難施設の確保等 (2) <u>要配慮者</u>の避難施設（二次避難所）の確保 区長は、避難所では生活が困難な<u>要配慮者</u>の避難施設として、市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、<u>要配慮者</u>を介護者とともに、社会福祉施設等へ二次避難させる場合は、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応については関係局長との連絡調整にあたるものとする。</p>	<p>6 その他の避難施設の確保等 (2) <u>災害時要援護者</u>の避難施設（二次避難所）の確保 区長は、避難所では生活が困難な<u>災害時要援護者</u>の避難施設として、市内社会福祉施設等の利用を図るものとする。なお、<u>災害時要援護者</u>を介護者とともに、社会福祉施設等へ二次避難させる場合は、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応については関係局長との連絡調整にあたるものとする。</p>

頁	修正後	修正前
P165	<p>8 避難所の閉鎖及び統合</p> <p>区長は、避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定するものとする。なお閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合も実施する。<u>なお、避難所を統合するにあたっては予め指定した避難所以外の公共施設等も含めて検討し対応することとする。</u></p>	<p>8 避難所の閉鎖</p> <p>区長は、避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定するものとする。<u>なお</u>閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合も実施する。</p>
P170	<p>第8章 輸送計画【総務企画局、建設緑政局、消防局、港湾局、交通局、区】</p> <p>大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、関係機関と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。 <u>なお、「川崎市受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</u></p> <p>第2節 輸送の実施【総務企画局危機管理室、港湾局、交通局、消防局】</p> <p>3 航空機 輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。なお、航空機の離発着場所は「臨時離着陸場一覧表」のとおりとする。 <u>7 輸送実施機関の調整</u> <u>各輸送実施機関の支援の調整は、総務企画局危機管理室が中心となり各局室と調整し行う。</u></p> <p>第3節 救援物資等の市集積場所・区輸送拠点【総務企画局、経済労働局、港湾局、建設緑政局、区】</p>	<p>第8章 輸送計画【総務企画局、建設緑政局、消防局、港湾局、交通局、区】</p> <p>大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、関係機関と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進める。</p> <p>第2節 輸送の実施【総務企画局危機管理室、港湾局、交通局、消防局】</p> <p>3 航空機 輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。なお、航空機の離発着場所は「臨時離着陸場一覧表」のとおりとし、管制及び離発着場所での誘導は、消防局が統括し、必要に応じて各輸送実施機関の支援を受ける。 <u>(新設)</u></p> <p>第3節 救援物資等の市集積場所・区輸送拠点【総務企画局、経済労働局、港湾局、建設緑政局、区】</p>
P173	<p>(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、 輸送及び荷役作業に関する協定書(北部市場・南部市場内各事業者)) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会)) (資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定(アクティオ)) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、 港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部))</p>	<p>(資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、 輸送及び荷役作業に関する協定書(北部市場内各事業者)) (資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定(神奈川倉庫協会)) (資料編 災害時における応急対策用資機材等の供給協力に関する協定(アクティオ)) (資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目(川崎港運協会、 港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部))</p>
P173	<p>第5節 ヘリコプターの離着陸場及び管制等【消防局】</p> <p>2 ヘリコプターの管制及び誘導 ヘリコプターの管制及び離着陸場での誘導は、<u>消防局が行う。</u></p>	<p>第5節 ヘリコプターの離着陸場及び管制等【消防局】</p> <p>2 ヘリコプターの管制及び誘導等 ヘリコプターの管制及び離着陸場での誘導は、<u>消防局航空隊が統括し、必要により各輸送実施機関の支援を受け行う。</u></p>
P174	<p>第9章 物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、総務企画局、環境局、港湾局、区】</p> <p>市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。 <u>なお、「川崎市受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</u></p> <p>第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】</p>	<p>第9章 物資等の供給【上下水道局、経済労働局、健康福祉局、総務企画局、環境局、港湾局、区】</p> <p>市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。</p> <p>第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】</p>

頁	修正後	修正前																																																												
P175	<p>3 応急給水方法等 (3) 発災から3日目以降は、順次管路による応急給水へ移行する事を努めるものとする。応急給水の方法としては、半径約750m内に1箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。</p> <p>4 災害時確保水量 上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池分の水量及び災害対策用貯水槽等の水量を次表のとおり確保している。</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="371 609 1513 1081"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>水量</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長沢配水池</td> <td>20,311 m³</td> <td>多摩区長沢5-1-1</td> </tr> <tr> <td>生田配水池</td> <td>23,849 m³</td> <td>多摩区生田5-30-1</td> </tr> <tr> <td>潮見台配水池</td> <td>13,920 m³</td> <td>宮前区潮見台4-1</td> </tr> <tr> <td>鷺沼配水池</td> <td>54,804 m³</td> <td>宮前区土橋3-1-2</td> </tr> <tr> <td>末吉配水池</td> <td>36,180 m³</td> <td>鶴見区上末吉1-4-1</td> </tr> <tr> <td>高石配水塔</td> <td>3,140 m³</td> <td>多摩区西生田5-28-1</td> </tr> <tr> <td>黒川高区配水池</td> <td>666 m³</td> <td>麻生区黒川1643</td> </tr> <tr> <td>災害対策用貯水槽等</td> <td>4,930 m³</td> <td>災害対策用貯水槽 市内31箇所</td> </tr> <tr> <td>貯水量合計</td> <td>157,800 m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※配水池・配水塔の確保水量は、1池分の有効容量として算出</p>	名称	水量	所在地	長沢配水池	20,311 m ³	多摩区長沢5-1-1	生田配水池	23,849 m ³	多摩区生田5-30-1	潮見台配水池	13,920 m ³	宮前区潮見台4-1	鷺沼配水池	54,804 m ³	宮前区土橋3-1-2	末吉配水池	36,180 m ³	鶴見区上末吉1-4-1	高石配水塔	3,140 m ³	多摩区西生田5-28-1	黒川高区配水池	666 m ³	麻生区黒川1643	災害対策用貯水槽等	4,930 m ³	災害対策用貯水槽 市内31箇所	貯水量合計	157,800 m ³		<p>3 応急給水方法等 (3) 発災から3日目以降は、順次管路による応急給水へ移行する事を努めるものとする。応急給水の方法としては、<u>管路の空気弁あるいは消火栓を利用して</u>、半径約750m内に1箇所の割合で応急給水拠点を開設し、拠点給水を行うものとする。</p> <p>4 災害時確保水量 上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池分の水量及び災害対策用貯水槽等の水量を次表のとおり確保している。</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="1632 609 2775 1081"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>水量</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長沢配水池</td> <td>20,311 m³</td> <td>多摩区長沢5-1-1</td> </tr> <tr> <td>生田配水池</td> <td>18,533 m³</td> <td>多摩区生田5-30-1</td> </tr> <tr> <td>潮見台配水池</td> <td>13,920 m³</td> <td>宮前区潮見台4-1</td> </tr> <tr> <td>鷺沼配水池</td> <td>56,319 m³</td> <td>宮前区土橋3-1-2</td> </tr> <tr> <td>末吉配水池</td> <td>36,180 m³</td> <td>鶴見区上末吉1-4-1</td> </tr> <tr> <td>高石配水塔</td> <td>3,140 m³</td> <td>多摩区西生田5-28-1</td> </tr> <tr> <td>黒川高区配水池</td> <td>666 m³</td> <td>麻生区黒川1643</td> </tr> <tr> <td>災害対策用貯水槽等</td> <td>4,930 m³</td> <td>災害対策用貯水槽 市内31箇所</td> </tr> <tr> <td>貯水量合計</td> <td>153,999 m³</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※配水池・配水塔の確保水量は、1池分の有効容量として算出</p>	名称	水量	所在地	長沢配水池	20,311 m ³	多摩区長沢5-1-1	生田配水池	18,533 m ³	多摩区生田5-30-1	潮見台配水池	13,920 m ³	宮前区潮見台4-1	鷺沼配水池	56,319 m ³	宮前区土橋3-1-2	末吉配水池	36,180 m ³	鶴見区上末吉1-4-1	高石配水塔	3,140 m ³	多摩区西生田5-28-1	黒川高区配水池	666 m ³	麻生区黒川1643	災害対策用貯水槽等	4,930 m ³	災害対策用貯水槽 市内31箇所	貯水量合計	153,999 m ³	
名称	水量	所在地																																																												
長沢配水池	20,311 m ³	多摩区長沢5-1-1																																																												
生田配水池	23,849 m ³	多摩区生田5-30-1																																																												
潮見台配水池	13,920 m ³	宮前区潮見台4-1																																																												
鷺沼配水池	54,804 m ³	宮前区土橋3-1-2																																																												
末吉配水池	36,180 m ³	鶴見区上末吉1-4-1																																																												
高石配水塔	3,140 m ³	多摩区西生田5-28-1																																																												
黒川高区配水池	666 m ³	麻生区黒川1643																																																												
災害対策用貯水槽等	4,930 m ³	災害対策用貯水槽 市内31箇所																																																												
貯水量合計	157,800 m ³																																																													
名称	水量	所在地																																																												
長沢配水池	20,311 m ³	多摩区長沢5-1-1																																																												
生田配水池	18,533 m ³	多摩区生田5-30-1																																																												
潮見台配水池	13,920 m ³	宮前区潮見台4-1																																																												
鷺沼配水池	56,319 m ³	宮前区土橋3-1-2																																																												
末吉配水池	36,180 m ³	鶴見区上末吉1-4-1																																																												
高石配水塔	3,140 m ³	多摩区西生田5-28-1																																																												
黒川高区配水池	666 m ³	麻生区黒川1643																																																												
災害対策用貯水槽等	4,930 m ³	災害対策用貯水槽 市内31箇所																																																												
貯水量合計	153,999 m ³																																																													
P176	<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、都市農業振興センター、中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局地域福祉課、港湾局、区】</p> <p>1 食料の応急供給の基準 (5) 要配慮者への優先供給 高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。</p> <p>2 食料の調達方法及び手続き</p> <table border="1" data-bbox="326 1480 1558 1879"> <thead> <tr> <th>物資区分</th> <th>協定等名称</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">食料等の調達</td> <td>・</td> <td rowspan="5">経済労働局</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 「<u>全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書</u>」 「災害時における生鮮食料品等の供給、<u>輸送及び荷役作業</u>に関する協定書」</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	物資区分	協定等名称	実施者	食料等の調達	・	経済労働局	・	・	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 「 <u>全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書</u> 」 「災害時における生鮮食料品等の供給、 <u>輸送及び荷役作業</u> に関する協定書」	・	<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、都市農業振興センター、中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局地域福祉課、港湾局、区】</p> <p>1 食料の応急供給の基準 (5) 要援護者への優先供給 高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。</p> <p>2 食料の調達方法及び手続き</p> <table border="1" data-bbox="1587 1480 2789 1879"> <thead> <tr> <th>物資区分</th> <th>協定等名称</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">食料等の調達</td> <td>・</td> <td rowspan="5">経済労働局</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> <tr> <td>「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 (新設) 「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」</td> </tr> <tr> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	物資区分	協定等名称	実施者	食料等の調達	・	経済労働局	・	・	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 (新設) 「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」	・																																								
物資区分	協定等名称	実施者																																																												
食料等の調達	・	経済労働局																																																												
	・																																																													
	・																																																													
	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 「 <u>全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書</u> 」 「災害時における生鮮食料品等の供給、 <u>輸送及び荷役作業</u> に関する協定書」																																																													
	・																																																													
物資区分	協定等名称	実施者																																																												
食料等の調達	・	経済労働局																																																												
	・																																																													
	・																																																													
	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」 (新設) 「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」																																																													
	・																																																													
P177	<p>4 災害救助法適用災害の災害が発生した場合の措置</p>	<p>4 災害救助法適用災害の災害が発生した場合の措置</p>																																																												

頁	修正後	修正前
P181	<p>(資料編 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目) <u>(資料編 全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書)</u> (資料編 災害時における生鮮食料品等の供給、<u>輸送及び荷役作業</u>に関する協定書 (北部市場・南部市場内各事業者))</p> <p>第3節 生活必需品等の供給【経済労働局消費者行政センター、健康福祉局地域福祉課、 総務企画局、港湾局、区】</p> <p>2 生活必需品等の供給の品目及び基準 (3) 要配慮者への優先供給 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。</p> <p>第10章 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【まちづくり局】</p> <p>第1節 被災建築物応急危険度判定 1 神奈川県建築物震後対策推進協議会 <u>地震が発生した直後において、余震等による建物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するために行われる</u>応急危険度判定制度について、神奈川県及び県下33市町村で構成する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において推進してきたところである。</p> <p style="text-align: center;">応急危険度判定活動体系図</p> 	<p>(資料編 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定・実施細目) (新設) (資料編 災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書)</p> <p>第3節 生活必需品等の供給【経済労働局消費者行政センター、健康福祉局地域福祉課、 総務企画局、港湾局、区】</p> <p>2 生活必需品等の供給の品目及び基準 (3) 要援護者への優先供給 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。</p> <p>第10章 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定【まちづくり局】</p> <p>第1節 被災建築物応急危険度判定 1 神奈川県建築物震後対策推進協議会 大規模地震により被災した建物が引き続き安全に居住できるかどうかの判定作業を民間等の協力を得て行う応急危険度判定制度について、神奈川県及び県下33市町村で構成する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」において推進してきたところである。</p> <p style="text-align: center;">応急危険度判定活動体系図</p> 

頁	修正後	修正前																																																
P182	<p>6 応急危険度判定活動</p> <p>(1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、<u>応急危険度判定実施本部と各区役所に判定拠点が設置される。</u></p> <p>(2) <u>応急危険度判定実施本部は、「地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定」に基づき、状況に応じ、協定を締結した各団体を通じて一般判定士の参集要請を行う。</u></p> <p>(3) コーディネーターの指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行う。</p> <p style="text-align: center;">川崎市応急危険度判定活動フローチャート</p> <pre> graph TD A[被災状況把握] --> B[判定活動決定] B --> C[応急危険度判定実施本部設置] C --> D[重要建築物の判定] C --> E[一般建築物判定準備
(一般判定士に連絡)] C --> F[他都市から判定士派遣] C --> G[県へ応援要請] D --> H[行政判定士] E --> I[コーディネーター] F --> I G --> J[他都市から判定士派遣] I --> K[コーディネーター
(他市行政職員)
及び一般判定士] K --> L[一般建築物判定] </pre>	<p>6 応急危険度判定活動</p> <p>(1) 災害対策本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、<u>まちづくり部建築宅地調査班と各区役所に応急危険度判定活動実施本部と判定拠点を設置する。</u></p> <p>(2) コーディネーターの指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行う。</p> <p style="text-align: center;">川崎市応急危険度判定活動フローチャート</p> <pre> graph TD A[被災状況把握] --> B[判定活動決定] B --> C[応急危険度判定活動実施本部設置] C --> D[重要建築物の判定] C --> E[一般建築物判定準備
(一般判定士に連絡)] C --> F[他都市から判定士派遣] C --> G[県へ応援要請] D --> H[行政判定士] E --> I[コーディネーター] F --> I G --> J[他都市から判定士派遣] I --> K[コーディネーター
(他市行政職員)
及び一般判定士] K --> L[一般建築物判定] </pre>																																																
P183	<p>別表1 応急危険度判定資機材の配置倉庫一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>倉庫名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎区</td> <td><u>電公ビル</u></td> <td><u>川崎区宮本町3-4</u></td> </tr> <tr> <td>川崎区</td> <td>南部防災センター</td> <td>川崎区小田7-3-1</td> </tr> <tr> <td>幸区</td> <td>幸区備蓄倉庫</td> <td>幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td>中原区</td> <td>中原区役所備蓄倉庫</td> <td>中原区小杉町3-245</td> </tr> <tr> <td>高津区</td> <td>高津区役所内倉庫</td> <td>高津区下作延2-8-1</td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>宮前区役所内倉庫</td> <td>宮前区宮前平2-20-5</td> </tr> <tr> <td>多摩区</td> <td>多摩区役所内倉庫</td> <td>多摩区登戸1775-1</td> </tr> </tbody> </table>	区名	倉庫名	所在地	川崎区	<u>電公ビル</u>	<u>川崎区宮本町3-4</u>	川崎区	南部防災センター	川崎区小田7-3-1	幸区	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)	中原区	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245	高津区	高津区役所内倉庫	高津区下作延2-8-1	宮前区	宮前区役所内倉庫	宮前区宮前平2-20-5	多摩区	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸1775-1	<p>別表1 応急危険度判定資機材の配置倉庫一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>倉庫名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎区</td> <td>川崎区備蓄倉庫</td> <td>川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td>川崎区</td> <td>南部防災センター</td> <td>川崎区小田7-3-1</td> </tr> <tr> <td>幸区</td> <td>幸区備蓄倉庫</td> <td>幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)</td> </tr> <tr> <td>中原区</td> <td>中原区役所備蓄倉庫</td> <td>中原区小杉町3-245</td> </tr> <tr> <td>高津区</td> <td>高津区役所内倉庫</td> <td>高津区下作延2-8-1</td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>宮前区役所内倉庫</td> <td>宮前区宮前平2-20-5</td> </tr> <tr> <td>多摩区</td> <td>多摩区役所内倉庫</td> <td>多摩区登戸1775-1</td> </tr> </tbody> </table>	区名	倉庫名	所在地	川崎区	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)	川崎区	南部防災センター	川崎区小田7-3-1	幸区	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)	中原区	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245	高津区	高津区役所内倉庫	高津区下作延2-8-1	宮前区	宮前区役所内倉庫	宮前区宮前平2-20-5	多摩区	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸1775-1
区名	倉庫名	所在地																																																
川崎区	<u>電公ビル</u>	<u>川崎区宮本町3-4</u>																																																
川崎区	南部防災センター	川崎区小田7-3-1																																																
幸区	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)																																																
中原区	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245																																																
高津区	高津区役所内倉庫	高津区下作延2-8-1																																																
宮前区	宮前区役所内倉庫	宮前区宮前平2-20-5																																																
多摩区	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸1775-1																																																
区名	倉庫名	所在地																																																
川崎区	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島1-25-10 (川崎区道路公園センター内)																																																
川崎区	南部防災センター	川崎区小田7-3-1																																																
幸区	幸区備蓄倉庫	幸区下平間357-3 (幸区道路公園センター内)																																																
中原区	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町3-245																																																
高津区	高津区役所内倉庫	高津区下作延2-8-1																																																
宮前区	宮前区役所内倉庫	宮前区宮前平2-20-5																																																
多摩区	多摩区役所内倉庫	多摩区登戸1775-1																																																

頁	修正後	修正前																											
	<table border="1"> <tr> <td>麻生区</td> <td>麻生区役所内倉庫</td> <td>麻生区万福寺1-5-1</td> </tr> </table>	麻生区	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺1-5-1	<table border="1"> <tr> <td>麻生区</td> <td>麻生区役所内倉庫</td> <td>麻生区万福寺1-5-1</td> </tr> </table>	麻生区	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺1-5-1																					
麻生区	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺1-5-1																											
麻生区	麻生区役所内倉庫	麻生区万福寺1-5-1																											
P183	<p>別表2 応急危険度判定資機材等の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機材類</td> <td>ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計</td> </tr> <tr> <td>用紙類</td> <td>調査表、判定標識、<u>判定</u>マップ、受付台帳、<u>判定</u>結果集計表</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(資料編 地震災害時の被災建築物に関する応急危険度判定等に係る協定)</u></p>	種類	名称	機材類	ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計	用紙類	調査表、判定標識、 <u>判定</u> マップ、受付台帳、 <u>判定</u> 結果集計表	<p>別表2 応急危険度判定資機材等の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機材類</td> <td>ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計</td> </tr> <tr> <td>用紙類</td> <td>調査表、判定標識、<u>活動</u>マップ、受付台帳、<u>活動</u>結果集計表</td> </tr> </tbody> </table>	種類	名称	機材類	ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計	用紙類	調査表、判定標識、 <u>活動</u> マップ、受付台帳、 <u>活動</u> 結果集計表															
種類	名称																												
機材類	ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計																												
用紙類	調査表、判定標識、 <u>判定</u> マップ、受付台帳、 <u>判定</u> 結果集計表																												
種類	名称																												
機材類	ナップザック、ヘルメット 下げ振り、クラックスケール、傾斜計																												
用紙類	調査表、判定標識、 <u>活動</u> マップ、受付台帳、 <u>活動</u> 結果集計表																												
P184	<p>第11章 災害廃棄物等処理計画【環境局】</p> <p>大規模な震災等の発生に伴う建物倒壊等被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。</p> <p>本計画は、<u>災害廃棄物対策指針（環境省）及び災害廃棄物処理計画（神奈川県）及び阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等</u>における災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、本市の地域防災計画で想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために策定する。</p> <p><u>なお、廃棄物関連施設の耐震性や安全化等の取組みについては、第2部予防計画第2章第6節「廃棄物処理関連施設の安全対策」に別途定める。</u></p> <p><u>また、風水害により発生した災害廃棄物は、地域防災計画（風水害対策編）を基本とし、必要に応じ本計画を準用するものとする。</u></p> <p>第1節 計画の対象</p> <p><u>本計画の対象とする災害廃棄物は、次の種類のものとする。また、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物と併せて、以下「災害廃棄物等」という。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>可燃物</u></td> <td><u>繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物</u></td> </tr> <tr> <td><u>不燃物</u></td> <td><u>廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物</u></td> </tr> <tr> <td><u>コンクリートがら</u></td> <td><u>コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど</u></td> </tr> <tr> <td><u>金属くず</u></td> <td><u>鉄骨や鉄筋、アルミ材など</u></td> </tr> <tr> <td><u>木くず</u></td> <td><u>柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など</u></td> </tr> <tr> <td><u>腐敗性廃棄物</u></td> <td><u>畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃家電</u></td> <td><u>テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃自動車等</u></td> <td><u>使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃船舶</u></td> <td><u>使用できなくなった船舶</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	<u>可燃物</u>	<u>繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物</u>	<u>不燃物</u>	<u>廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物</u>	<u>コンクリートがら</u>	<u>コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど</u>	<u>金属くず</u>	<u>鉄骨や鉄筋、アルミ材など</u>	<u>木くず</u>	<u>柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など</u>	<u>腐敗性廃棄物</u>	<u>畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など</u>	<u>廃家電</u>	<u>テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの</u>	<u>廃自動車等</u>	<u>使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車</u>	<u>廃船舶</u>	<u>使用できなくなった船舶</u>	<p>第11章 災害廃棄物等処理計画【環境局】</p> <p>大規模な震災等の発生に伴う建物倒壊等被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要がある。</p> <p>本計画は、<u>阪神・淡路大震災及び東日本大震災における災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、本市の地域防災計画で想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために策定する。</u></p> <p><u>なお、風水害により発生した災害廃棄物は、地域防災計画（風水害対策編）を基本とし、必要に応じ本計画を準用するものとする。</u></p> <p>第1節 計画の対象</p> <p>本計画の対象は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害廃棄物等</td> <td>災害廃棄物</td> <td>地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する「木くず」、「コンクリート塊」、「金属くず」等及び「これらの混合物」で、本市が国庫補助を受けて処理を行う廃棄物</td> </tr> <tr> <td>ごみ</td> <td>普通ごみ（汚物処理袋を含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>災害用トイレのし尿及び緊急を要するし尿等</td> </tr> </tbody> </table>	災害廃棄物等	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する「木くず」、「コンクリート塊」、「金属くず」等及び「これらの混合物」で、本市が国庫補助を受けて処理を行う廃棄物	ごみ	普通ごみ（汚物処理袋を含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物	し尿	災害用トイレのし尿及び緊急を要するし尿等
種類	内容																												
<u>可燃物</u>	<u>繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物</u>																												
<u>不燃物</u>	<u>廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物</u>																												
<u>コンクリートがら</u>	<u>コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど</u>																												
<u>金属くず</u>	<u>鉄骨や鉄筋、アルミ材など</u>																												
<u>木くず</u>	<u>柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など</u>																												
<u>腐敗性廃棄物</u>	<u>畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など</u>																												
<u>廃家電</u>	<u>テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの</u>																												
<u>廃自動車等</u>	<u>使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車</u>																												
<u>廃船舶</u>	<u>使用できなくなった船舶</u>																												
災害廃棄物等	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する「木くず」、「コンクリート塊」、「金属くず」等及び「これらの混合物」で、本市が国庫補助を受けて処理を行う廃棄物																											
	ごみ	普通ごみ（汚物処理袋を含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物																											
	し尿	災害用トイレのし尿及び緊急を要するし尿等																											

頁	修正後	修正前														
P185	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 1967 572 520"></td> <td data-bbox="572 1967 825 520"><u>有害廃棄物</u></td> <td data-bbox="825 1967 1558 520"><u>アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 520 572 751"></td> <td data-bbox="572 520 825 751"><u>その他処理困難物</u></td> <td data-bbox="825 520 1558 751"><u>消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 751 572 961"></td> <td data-bbox="572 751 825 961"><u>津波堆積物</u></td> <td data-bbox="825 751 1558 961"><u>海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 961 572 1171" rowspan="2"><u>被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物</u></td> <td data-bbox="572 961 825 1171"><u>ごみ</u></td> <td data-bbox="825 961 1558 1171"><u>普通ごみ（携帯トイレを含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 1171 825 1381"><u>し尿</u></td> <td data-bbox="825 1171 1558 1381"><u>仮設トイレからの汲み取りし尿及び処理に緊急を要するし尿等</u></td> </tr> </table> <p>第2節 災害廃棄物等処理に係る組織体制</p> <p>災害対策本部環境部の中に次の班を設置する。災害廃棄物等処理は地震発生等に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。</p> <p><u>また、被災状況により、川崎市業務継続計画に定める各班の職員参集率に満たない班が出た場合には、総務班の指示により、各班の配置人員の調整を行う。</u></p> <p>なお、各班の統括は環境部長が行う。</p> <p>【組織図】</p> <pre> graph TD A[環境部長（環境局長）] --- B[副部長（総務部長）] A --- C[総務班（班長は総務部長）] B --- D[廃棄物収集班（班長は生活環境部長）] B --- E[廃棄物処理班（班長は施設部長）] B --- F[災害廃棄物処理班（班長は生活環境部担当部長（廃棄物政策担当））] </pre>		<u>有害廃棄物</u>	<u>アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物</u>		<u>その他処理困難物</u>	<u>消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど</u>		<u>津波堆積物</u>	<u>海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの</u>	<u>被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物</u>	<u>ごみ</u>	<u>普通ごみ（携帯トイレを含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物</u>	<u>し尿</u>	<u>仮設トイレからの汲み取りし尿及び処理に緊急を要するし尿等</u>	<p>第2節 災害廃棄物等処理に係る組織体制</p> <p>災害対策本部環境部の中に次の班を設置する。災害廃棄物等処理は地震発生等に伴い発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の体制を組織する。なお、各班の統括は環境部長が行う。</p> <p>【組織図】</p> <pre> graph TD A[環境部長（環境局長）] --- B[副部長（総務部長）] A --- C[総務班（班長は総務部長）] B --- D[廃棄物収集班（班長は生活環境部長）] B --- E[廃棄物処理班（班長は施設部長）] B --- F[災害廃棄物処理班（班長は生活環境部長）] </pre>
	<u>有害廃棄物</u>	<u>アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物</u>														
	<u>その他処理困難物</u>	<u>消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど</u>														
	<u>津波堆積物</u>	<u>海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの</u>														
<u>被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物</u>	<u>ごみ</u>	<u>普通ごみ（携帯トイレを含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物</u>														
	<u>し尿</u>	<u>仮設トイレからの汲み取りし尿及び処理に緊急を要するし尿等</u>														

頁	修正後	修正前
P186	<p style="text-align: center;">災害廃棄物等対策組織及び分担業務</p> <p>(組織) (分担業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務班 (班長) 総務部長 (担当課) 庶務課 廃棄物政策担当 減量推進課 <u>大気環境課</u> <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②災害対策本部との連絡 ③災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤住民・<u>事業者</u>への広報と相談の受付 ⑥県及び他市町村との連絡 ⑦支援の要請 ⑧国庫補助に関する事務体制の準備と実施 廃棄物収集班 (班長) 生活環境部長 (担当課) 収集計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ収集計画の更新 ②災害用トイレ設置計画の更新 ③災害用トイレ設置の基本方針 ④し尿等収集計画の更新 各区本部生活環境事業所隊 (協力依頼) (担当課) 生活環境事業所 <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②災害用トイレの設置及び運搬 ③収集車両の整備 ④ごみ・し尿等の収集 廃棄物処理班 (班長) 施設部長 <ul style="list-style-type: none"> ごみ・し尿等処理計画担当 (担当課) 処理計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ処理計画の更新 ②し尿等処理計画の更新 ごみ・し尿等処理業務担当 (担当課) 処理センター クリーンセンター <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②処理施設の整備 ③ごみ・し尿等の処理 施設修繕担当 (担当課) 施設整備課 施設建設課 <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②被災施設の把握と報告 ③施設の修繕 災害廃棄物処理班 (班長) <u>生活環境部担当部長</u> (<u>廃棄物政策担当</u>) <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画担当 (担当課) 廃棄物指導課 廃棄物政策担当 <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物発生量の推計 ②災害廃棄物処理計画の更新 倒壊家屋解体撤去事務担当 (担当課) 施設整備課 庶務課 <ul style="list-style-type: none"> ①倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ②建物確認・調査 ③業者への発注・作業管理 ④支払い等の経理 仮保管場所担当 (担当課) 処理計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①仮保管場所の開設準備 ②仮保管場所の運用 災害廃棄物処理担当 (担当課) 廃棄物指導課 処理計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ②災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③災害廃棄物の有効利用先の検討 ④再使用・再資源化、中間処理、最終処分 の進捗状況の把握と報告 	<p style="text-align: center;">災害廃棄物等対策組織及び分担業務</p> <p>(組織) (分担業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務班 (班長) 総務部長 (担当課) 庶務課 廃棄物政策担当 減量推進課 <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②災害対策本部との連絡 ③災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤住民への広報と相談の受付 ⑥県及び他市町村との連絡 ⑦支援の要請 ⑧国庫補助に関する事務体制の準備と実施 廃棄物収集班 (班長) 生活環境部長 (担当課) 収集計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ収集計画の更新 ②災害用トイレ設置計画の更新 ③災害用トイレ設置の基本方針 ④し尿等収集計画の更新 各区本部生活環境事業所隊 (協力依頼) (担当課) 生活環境事業所 <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②災害用トイレの設置及び運搬 ③収集車両の整備 ④ごみ・し尿等の収集 廃棄物処理班 (班長) 施設部長 <ul style="list-style-type: none"> ごみ・し尿等処理計画担当 (担当課) 処理計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①ごみ処理計画の更新 ②し尿等処理計画の更新 ごみ・し尿等処理業務担当 (担当課) 処理センター クリーンセンター <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②処理施設の整備 ③ごみ・し尿等の処理 施設修繕担当 (担当課) 施設整備課 施設建設課 <ul style="list-style-type: none"> ①職員の参集状況の確認と人員配置 ②被災施設の把握と報告 ③施設の修繕 災害廃棄物処理班 (班長) <u>生活環境部長</u> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画担当 (担当課) 廃棄物指導課 廃棄物政策担当 <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物発生量の推計 ②災害廃棄物処理計画の更新 倒壊家屋解体撤去事務担当 (担当課) 施設整備課 庶務課 <ul style="list-style-type: none"> ①倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ②建物確認・調査 ③業者への発注・作業管理 ④支払い等の経理 仮保管場所担当 (担当課) 処理計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①仮保管場所の開設準備 ②仮保管場所の運用 災害廃棄物処理担当 (担当課) 廃棄物指導課 処理計画課 <ul style="list-style-type: none"> ①災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ②災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③災害廃棄物の有効利用先の検討 ④再使用・再資源化、中間処理、最終処分 の進捗状況の把握と報告

頁	修正後	修正前
P187	<p>第3節 災害廃棄物等の処理に係る基本方針</p> <p>1 処理の基本方針</p> <p>(1) <u>計画的な処理</u> 被災状況を踏まえ、計画的な処理体制を構築し、災害廃棄物等の処理を推進する。</p> <p>(2) <u>生活環境の保全</u> 災害廃棄物等の処理にあたっては、周辺環境に配慮し、公衆衛生の悪化を防止する。</p> <p>(3) <u>再使用・再資源化の徹底</u> 災害に伴い発生するがれき等の処理にあたっては、最終処分量を低減させるために、倒壊家屋解体現場における事前の荒選別、仮保管場所での分別など様々な手法を用いて再使用・再資源化に努める。</p> <p>(4) <u>適切な情報発信</u> 市民・事業者の混乱を招かないよう、平時（発災前）、発災後において災害廃棄物等の処理に関する情報を適切に発信する。</p> <p>(5) <u>適正な保管・管理</u> 災害廃棄物等の円滑な処理のため、仮保管場所を設置し、処理を行うまでの間、適正に保管・管理を行う。</p> <p>2 具体的な対応 次の対応により、基本方針の内容に適合した災害廃棄物等の処理を推進するものとする。</p> <p>(1) <u>自区内処理</u> 自区内で計画的に処理・処分することを原則とする。ただし、被災状況等により自区内での処理での処理が完結できないと判断した場合は、他都市、民間事業者を含め処理方法等について検討する。</p> <p>(2) <u>収集・処理</u></p> <p>ア <u>ごみ</u> 収集・処理体制について、臨機の対応を図るものとし、災害発生時における分別区分及び対応については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>普通ごみ</u> 住民の在宅している世帯から発生する普通ごみを収集する。</p> <p>(イ) <u>避難所ごみ</u> 避難所から排出されるごみを収集する。</p> <p>(ウ) <u>粗大ごみ</u> 地震発生等に伴い発生する粗大ごみの収集を優先するため、電話による通常の粗大ごみ収集申込みの受付は中止し、粗大ごみ収集・処理体制が安定した後、受付を開始する。</p> <p>(エ) <u>資源物</u> 普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集する。</p> <p>(オ) <u>事業系一般廃棄物</u> 事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。</p> <p>(カ) <u>その他</u> 処理施設が稼働不能の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じる。</p>	<p>第3節 災害廃棄物等の処理に係る基本方針</p> <p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 市の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小事業者の事業所に限る。</p> <p>(2) 市の事業として行う解体撤去は、市が民間事業者による解体撤去と仮保管場所への運搬を発注する。発注は、市と業者との間の直接契約とする。</p> <p>(3) 災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、木くず、その他の可燃物、コンクリート塊、金属くず、その他の不燃物、及びこれらの混合物の6区分に分別する。</p> <p>(4) 災害廃棄物を再使用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管する仮保管場所を確保する。</p> <p>(5) 市（環境局）は原則として災害廃棄物を収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。</p> <p>2 ごみの収集・処理</p> <p>収集・処理体制について、臨機の対応を図る。</p> <p>(1) <u>普通ごみ</u> 住民の在宅している世帯及び避難所から発生する普通ごみを収集する。</p> <p>(2) <u>粗大ごみ</u> 地震発生等に伴い発生する粗大ごみの収集を優先するため、電話による通常の粗大ごみ収集申込みの受付は中止し、粗大ごみ収集・処理体制が安定した後、受付を開始する。</p> <p>(3) <u>資源物</u> 普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集する。</p> <p>(4) <u>その他</u> 処理施設が稼働不能の場合は、一時保管や近隣都市への支援要請などの対策を講じる。</p> <p>3 し尿の収集・処理</p> <p>収集・処理体制について、臨機の対応を図る。</p> <p>(1) 避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行う。</p> <p>(2) し尿の収集・処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時的に中止する。</p> <p>(3) 機器破損及びクリーンセンターでの希釈処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討する。</p> <p>(4) 災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行う。</p> <p>4 災害用トイレの設置</p> <p>(1) 災害用トイレの設置計画は、避難所の既設トイレの活用やし尿収集計画を踏まえ、廃棄物収集班が行う。</p> <p>(2) 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置する。</p> <p>(3) 災害用トイレの維持管理については、ボランティアの協力や感染症を防ぐため防疫指導等が必要となるため、総務班を通じて関係局区へ対応を要請する。</p>
P188	<p>イ 災害廃棄物</p> <p>(ア) <u>市の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小事業者の事業所に限る。</u></p> <p>(イ) <u>市の事業として行う解体撤去は、市が民間事業者による解体撤去と仮保管場所への運搬を発注する。発注は、市と業者との間の直接契約とする。</u></p> <p>(ウ) <u>災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、排出・選別・保管については、「可燃物」、「不燃物」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「腐敗性廃棄物」、「廃家電」、「廃</u></p>	

頁	修正後	修正前
	<p><u>自動車等」、「廃船舶」、「有害廃棄物」、「その他処理困難物」、「津波堆積物」の12区分に分別する。</u></p> <p><u>(エ) 災害廃棄物を再使用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管する仮保管場所を確保する。</u></p> <p><u>(オ) 市（環境局）は原則として災害廃棄物を収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。</u></p> <p>ウ し尿</p> <p><u>収集・処理体制について、臨機の対応を図る。</u></p> <p><u>(ア) 避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行う。</u></p> <p><u>(イ) し尿の収集・処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時的に中止する。</u></p> <p><u>(ウ) 機器破損及びクリーンセンター等での希釈処理が行えない場合は、下水処理場での一時貯留、直接処理などを検討する。</u></p> <p><u>(エ) 災害用トイレの設置等による収集業務の増大に対しては、近隣都市への支援要請等の対策を行う。</u></p> <p>(3) 災害用トイレの設置</p> <p><u>ア 災害用トイレの設置計画は、避難所の既設トイレの活用やし尿収集計画を踏まえ、廃棄物収集班が行う。</u></p> <p><u>イ 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレは、避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置する。</u></p> <p><u>ウ 災害用トイレの維持管理については、ボランティアの協力や感染症を防ぐため防疫指導等が必要となるため、総務班を通じて関係局区へ対応を要請する。</u></p> <p>(4) 市民・事業者への情報発信</p> <p><u>ア 平時（発災前）において、ホームページ、リーフレット等により、廃棄物の分別方法等について情報発信を行う。</u></p> <p><u>イ 発災後において、リーフレット、貼り紙の掲出等の可能な手段で収集体制の変更、倒壊家屋の解体撤去について情報発信を行う。</u></p>	

頁	修正後	修正前																					
P189	<p>3 業務の着手時期 各班の分担業務の着手時期を次のとおり示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 275 736 333">初動期 (発災後3日以内)</th> <th data-bbox="736 275 1160 333">応急期 (発災後3日～1月以内)</th> <th data-bbox="1160 275 1576 333">復旧・復興期 (発災後1月以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 333 736 617"> <p>【総務班】(庶・政・減) ○総務担当(庶・政・減) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請</p> </td> <td data-bbox="736 333 1160 617"> <p>【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施</p> </td> <td data-bbox="1160 333 1576 617"> <p>【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 617 736 921"> <p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ○生活環境事業所隊(生) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集</p> </td> <td data-bbox="736 617 1160 921"> <p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)</p> </td> <td data-bbox="1160 617 1576 921"> <p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 921 736 1247"> <p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理業務 ○施設修繕担当(整・建) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕</p> </td> <td data-bbox="736 921 1160 1247"> <p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕</p> </td> <td data-bbox="1160 921 1576 1247"> <p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 1247 736 1755"> <p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ○仮保管場所担当(処) ○災害廃棄物処理担当(指・処)</p> </td> <td data-bbox="736 1247 1160 1755"> <p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の有効利用先の検討</p> </td> <td data-bbox="1160 1247 1576 1755"> <p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</p> </td> </tr> </tbody> </table>	初動期 (発災後3日以内)	応急期 (発災後3日～1月以内)	復旧・復興期 (発災後1月以降)	<p>【総務班】(庶・政・減) ○総務担当(庶・政・減) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請</p>	<p>【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施</p>	<p>【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大)</p>	<p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ○生活環境事業所隊(生) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集</p>	<p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)</p>	<p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)</p>	<p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理業務 ○施設修繕担当(整・建) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕</p>	<p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕</p>	<p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕</p>	<p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ○仮保管場所担当(処) ○災害廃棄物処理担当(指・処)</p>	<p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の有効利用先の検討</p>	<p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</p>	<p>5 業務の着手時期 各班の分担業務の着手時期を次のとおり示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 275 2000 333">初動期 (発災後3日以内)</th> <th data-bbox="2000 275 2424 333">応急期 (発災後3日～1月以内)</th> <th data-bbox="2424 275 2819 333">復旧・復興期 (発災後1月以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 333 2000 1045"> <p>【総務班】 ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請 【廃棄物収集班】 ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ・収集車両の整備及び燃料の確保 【廃棄物処理班】 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・ごみ・し尿等の収集 【被災施設の把握と報告】 ・被災施設の把握と報告</p> </td> <td data-bbox="2000 333 2424 1045"> <p>【総務班】 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施 【災害廃棄物処理班】 ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ・仮保管場所の開設準備 【廃棄物処理班】 ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ・施設の修繕</p> </td> <td data-bbox="2424 333 2819 1045"> <p>【災害廃棄物処理班】 ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ・仮保管場所の運用 ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</p> </td> </tr> </tbody> </table>	初動期 (発災後3日以内)	応急期 (発災後3日～1月以内)	復旧・復興期 (発災後1月以降)	<p>【総務班】 ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請 【廃棄物収集班】 ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ・収集車両の整備及び燃料の確保 【廃棄物処理班】 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・ごみ・し尿等の収集 【被災施設の把握と報告】 ・被災施設の把握と報告</p>	<p>【総務班】 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施 【災害廃棄物処理班】 ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ・仮保管場所の開設準備 【廃棄物処理班】 ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ・施設の修繕</p>	<p>【災害廃棄物処理班】 ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ・仮保管場所の運用 ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</p>
初動期 (発災後3日以内)	応急期 (発災後3日～1月以内)	復旧・復興期 (発災後1月以降)																					
<p>【総務班】(庶・政・減) ○総務担当(庶・政・減) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請</p>	<p>【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大) ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民・事業者への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施</p>	<p>【総務班】(庶・政・減・大) ○総務担当(庶・政・減・大)</p>																					
<p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿等収集計画担当(収) ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ○生活環境事業所隊(生) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・収集車両の整備及び燃料の確保 ・ごみ・し尿等の収集</p>	<p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)</p>	<p>【廃棄物収集班】(収・生) ○ごみ・し尿収集計画担当(収) ○生活環境事業所隊(生)</p>																					
<p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等処理業務 ○施設修繕担当(整・建) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・被災施設の把握と報告 ・施設の修繕</p>	<p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕</p>	<p>【廃棄物処理班】(処・整・建・セ・ク) ○ごみ・し尿等処理計画担当(処) ○ごみ・し尿等処理業務担当(セ・ク) ○施設修繕担当(整・建) ・施設の修繕</p>																					
<p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ○仮保管場所担当(処) ○災害廃棄物処理担当(指・処)</p>	<p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の開設準備 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の有効利用先の検討</p>	<p>【災害廃棄物処理班】(庶・指・政・処・整) ○災害廃棄物処理計画担当(指・政) ○倒壊家屋解体撤去事務担当(整・庶) ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ○仮保管場所担当(処) ・仮保管場所の運用 ○災害廃棄物処理担当(指・処) ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</p>																					
初動期 (発災後3日以内)	応急期 (発災後3日～1月以内)	復旧・復興期 (発災後1月以降)																					
<p>【総務班】 ・職員^の参集状況の確認と人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ・県及び他市町村との連絡 ・支援の要請 【廃棄物収集班】 ・ごみ収集計画の更新 ・災害用トイレ設置計画の更新 ・災害用トイレ設置の基本方針 ・し尿等収集計画の更新 ・収集車両の整備及び燃料の確保 【廃棄物処理班】 ・災害用トイレの設置及び運搬 ・ごみ・し尿等の収集 【被災施設の把握と報告】 ・被災施設の把握と報告</p>	<p>【総務班】 ・災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ・住民への広報と相談の受付 ・国庫補助に関する事務体制の準備と実施 【災害廃棄物処理班】 ・災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 ・倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ・建物確認・調査 ・業者への発注・作業管理 ・仮保管場所の開設準備 【廃棄物処理班】 ・ごみ・し尿等処理計画の更新 ・処理施設の整備 ・ごみ・し尿等の処理 ・施設の修繕</p>	<p>【災害廃棄物処理班】 ・倒壊家屋の解体撤去受注業者への支払い等経理 ・仮保管場所の運用 ・災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ・災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ・災害廃棄物有効利用先の検討 ・再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況把握と報告</p>																					

頁	修正後	修正前																																			
P190	<p>第4節 各班の主な業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 239 388 275">班</th> <th data-bbox="388 239 750 275">担当</th> <th data-bbox="750 239 1567 275">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 275 388 558">総務班</td> <td data-bbox="388 275 750 558">総務担当</td> <td data-bbox="750 275 1567 558"> ① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害対策本部との連絡 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤ 住民・事業者への広報と相談の受付 ⑥ 県及び他市町村との連絡 ⑦ 支援の要請 ⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 558 388 699">廃棄物収集班</td> <td data-bbox="388 558 750 699">ごみ・し尿等収集計画担当</td> <td data-bbox="750 558 1567 699"> ① ごみ収集計画の更新 ② 災害用トイレ設置計画の更新 ③ 災害用トイレ設置の基本方針 ④ し尿等収集計画の更新 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 699 388 840">廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 699 750 840">各区本部生活環境事業所隊</td> <td data-bbox="750 699 1567 840"> ① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害用トイレの設置及び運搬 ③ 収集車両の整備及び燃料の確保 ④ ごみ・し尿等の収集 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 840 388 909">廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 840 750 909">ごみ・し尿等処理計画担当</td> <td data-bbox="750 840 1567 909"> ① ごみ処理計画の更新 ② し尿等処理計画の更新 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 909 388 1014">廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 909 750 1014">ごみ・し尿等処理業務担当</td> <td data-bbox="750 909 1567 1014"> ① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 処理施設の整備 ③ ごみ・し尿等の処理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1014 388 1119">廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 1014 750 1119">施設修繕担当</td> <td data-bbox="750 1014 1567 1119"> ① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 被災施設の把握と報告 ③ 施設の修繕 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1119 388 1188">災害廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 1119 750 1188">災害廃棄物処理計画担当</td> <td data-bbox="750 1119 1567 1188"> ① 災害廃棄物発生量の推計 ② 災害廃棄物処理計画の更新 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1188 388 1329">災害廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 1188 750 1329">倒壊家屋撤去事務担当</td> <td data-bbox="750 1188 1567 1329"> ① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ② 建物確認・調査 ③ 業者への発注・作業管理 ④ 支払い等の経理 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1329 388 1398">災害廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 1329 750 1398">仮保管場所担当</td> <td data-bbox="750 1329 1567 1398"> ① 仮保管場所の開設準備 ② 仮保管場所の運用 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1398 388 1581">災害廃棄物処理班</td> <td data-bbox="388 1398 750 1581">災害廃棄物処理担当</td> <td data-bbox="750 1398 1567 1581"> ① 災害廃棄物の市処理施設（中間処理施設）での処理 ② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③ 災害廃棄物の有効利用先の検討 ④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告 </td> </tr> </tbody> </table>	班	担当	業務内容	総務班	総務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害対策本部との連絡 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤ 住民・事業者への広報と相談の受付 ⑥ 県及び他市町村との連絡 ⑦ 支援の要請 ⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施	廃棄物収集班	ごみ・し尿等収集計画担当	① ごみ収集計画の更新 ② 災害用トイレ設置計画の更新 ③ 災害用トイレ設置の基本方針 ④ し尿等収集計画の更新	廃棄物処理班	各区本部生活環境事業所隊	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害用トイレの設置及び運搬 ③ 収集車両の整備及び燃料の確保 ④ ごみ・し尿等の収集	廃棄物処理班	ごみ・し尿等処理計画担当	① ごみ処理計画の更新 ② し尿等処理計画の更新	廃棄物処理班	ごみ・し尿等処理業務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 処理施設の整備 ③ ごみ・し尿等の処理	廃棄物処理班	施設修繕担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 被災施設の把握と報告 ③ 施設の修繕	災害廃棄物処理班	災害廃棄物処理計画担当	① 災害廃棄物発生量の推計 ② 災害廃棄物処理計画の更新	災害廃棄物処理班	倒壊家屋撤去事務担当	① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ② 建物確認・調査 ③ 業者への発注・作業管理 ④ 支払い等の経理	災害廃棄物処理班	仮保管場所担当	① 仮保管場所の開設準備 ② 仮保管場所の運用	災害廃棄物処理班	災害廃棄物処理担当	① 災害廃棄物の市処理施設（中間処理施設）での処理 ② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③ 災害廃棄物の有効利用先の検討 ④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告	<p>第4節 総務班の業務</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1584 239 2338 636"> ① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害対策本部との連絡 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤ 住民への広報と相談の受付 ⑥ 県及び他市町村との連絡 ⑦ 支援の要請 ⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 636 2338 1948"> ① 職員の参集状況の確認と人員配置 (1) 参集職員の確認 職員の参集状況及び参集した職員の勤務可能状況を確認する。 (2) 未参集の職員については、連絡がとれる場合は、被災状況、安全の確認、人命救助等緊急事態への対応の必要性などを確認し、業務復帰の見込み等について把握する。 (3) 配置人員の調整 総務班、災害廃棄物処理班、廃棄物収集班、廃棄物処理班の4つの班に対しそれぞれ職員を配置する。全体の進行管理上、各班の業務量の変化に応じて、適宜、職員の補充、配置替えを行う。 ② 災害対策本部との連絡 災害廃棄物等処理計画の企画立案の基礎情報とするため、次の情報を災害対策本部から収集し、各班に周知する。 [情報収集項目] (1) 避難所と避難者数 ア 避難所名 イ 各避難所の収容人数 (2) 上下水道・道路の被災、復旧状況 ア 水道施設の被災状況 イ 断水の状況と復旧の見通し ウ 下水処理施設の被災状況 エ 主要道路の被災、復旧状況 オ 津波の浸水範囲 (3) 家屋の被害状況 ア 家屋の全壊及び半壊棟数 イ 家屋の焼失棟数 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 (1) 災害廃棄物等処理に関する全体進行管理 ごみ・し尿処理施設の被災状況、処理計画の状況などを総合的に把握し、各班間の連絡調整を行う。 (2) 関係部室課との連絡調整 災害廃棄物等処理計画の更新及び処理の実施にあたり、関係部室課との連絡調整を行う。 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 廃棄物処理班からの情報提供に基づいてごみ・し尿処理施設の被災状況を把握し、対策本部及び県に報告する。県への報告は、所定の様式により行う。 ⑤ 住民への広報と相談の受付 (1) 住民への広報 </td> </tr> </tbody> </table>	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害対策本部との連絡 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤ 住民への広報と相談の受付 ⑥ 県及び他市町村との連絡 ⑦ 支援の要請 ⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施	① 職員の参集状況の確認と人員配置 (1) 参集職員の確認 職員の参集状況及び参集した職員の勤務可能状況を確認する。 (2) 未参集の職員については、連絡がとれる場合は、被災状況、安全の確認、人命救助等緊急事態への対応の必要性などを確認し、業務復帰の見込み等について把握する。 (3) 配置人員の調整 総務班、災害廃棄物処理班、廃棄物収集班、廃棄物処理班の4つの班に対しそれぞれ職員を配置する。全体の進行管理上、各班の業務量の変化に応じて、適宜、職員の補充、配置替えを行う。 ② 災害対策本部との連絡 災害廃棄物等処理計画の企画立案の基礎情報とするため、次の情報を災害対策本部から収集し、各班に周知する。 [情報収集項目] (1) 避難所と避難者数 ア 避難所名 イ 各避難所の収容人数 (2) 上下水道・道路の被災、復旧状況 ア 水道施設の被災状況 イ 断水の状況と復旧の見通し ウ 下水処理施設の被災状況 エ 主要道路の被災、復旧状況 オ 津波の浸水範囲 (3) 家屋の被害状況 ア 家屋の全壊及び半壊棟数 イ 家屋の焼失棟数 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 (1) 災害廃棄物等処理に関する全体進行管理 ごみ・し尿処理施設の被災状況、処理計画の状況などを総合的に把握し、各班間の連絡調整を行う。 (2) 関係部室課との連絡調整 災害廃棄物等処理計画の更新及び処理の実施にあたり、関係部室課との連絡調整を行う。 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 廃棄物処理班からの情報提供に基づいてごみ・し尿処理施設の被災状況を把握し、対策本部及び県に報告する。県への報告は、所定の様式により行う。 ⑤ 住民への広報と相談の受付 (1) 住民への広報
班	担当	業務内容																																			
総務班	総務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害対策本部との連絡 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤ 住民・事業者への広報と相談の受付 ⑥ 県及び他市町村との連絡 ⑦ 支援の要請 ⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施																																			
廃棄物収集班	ごみ・し尿等収集計画担当	① ごみ収集計画の更新 ② 災害用トイレ設置計画の更新 ③ 災害用トイレ設置の基本方針 ④ し尿等収集計画の更新																																			
廃棄物処理班	各区本部生活環境事業所隊	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害用トイレの設置及び運搬 ③ 収集車両の整備及び燃料の確保 ④ ごみ・し尿等の収集																																			
廃棄物処理班	ごみ・し尿等処理計画担当	① ごみ処理計画の更新 ② し尿等処理計画の更新																																			
廃棄物処理班	ごみ・し尿等処理業務担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 処理施設の整備 ③ ごみ・し尿等の処理																																			
廃棄物処理班	施設修繕担当	① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 被災施設の把握と報告 ③ 施設の修繕																																			
災害廃棄物処理班	災害廃棄物処理計画担当	① 災害廃棄物発生量の推計 ② 災害廃棄物処理計画の更新																																			
災害廃棄物処理班	倒壊家屋撤去事務担当	① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付 ② 建物確認・調査 ③ 業者への発注・作業管理 ④ 支払い等の経理																																			
災害廃棄物処理班	仮保管場所担当	① 仮保管場所の開設準備 ② 仮保管場所の運用																																			
災害廃棄物処理班	災害廃棄物処理担当	① 災害廃棄物の市処理施設（中間処理施設）での処理 ② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③ 災害廃棄物の有効利用先の検討 ④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告																																			
① 職員の参集状況の確認と人員配置 ② 災害対策本部との連絡 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 ⑤ 住民への広報と相談の受付 ⑥ 県及び他市町村との連絡 ⑦ 支援の要請 ⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施																																					
① 職員の参集状況の確認と人員配置 (1) 参集職員の確認 職員の参集状況及び参集した職員の勤務可能状況を確認する。 (2) 未参集の職員については、連絡がとれる場合は、被災状況、安全の確認、人命救助等緊急事態への対応の必要性などを確認し、業務復帰の見込み等について把握する。 (3) 配置人員の調整 総務班、災害廃棄物処理班、廃棄物収集班、廃棄物処理班の4つの班に対しそれぞれ職員を配置する。全体の進行管理上、各班の業務量の変化に応じて、適宜、職員の補充、配置替えを行う。 ② 災害対策本部との連絡 災害廃棄物等処理計画の企画立案の基礎情報とするため、次の情報を災害対策本部から収集し、各班に周知する。 [情報収集項目] (1) 避難所と避難者数 ア 避難所名 イ 各避難所の収容人数 (2) 上下水道・道路の被災、復旧状況 ア 水道施設の被災状況 イ 断水の状況と復旧の見通し ウ 下水処理施設の被災状況 エ 主要道路の被災、復旧状況 オ 津波の浸水範囲 (3) 家屋の被害状況 ア 家屋の全壊及び半壊棟数 イ 家屋の焼失棟数 ③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整 (1) 災害廃棄物等処理に関する全体進行管理 ごみ・し尿処理施設の被災状況、処理計画の状況などを総合的に把握し、各班間の連絡調整を行う。 (2) 関係部室課との連絡調整 災害廃棄物等処理計画の更新及び処理の実施にあたり、関係部室課との連絡調整を行う。 ④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 廃棄物処理班からの情報提供に基づいてごみ・し尿処理施設の被災状況を把握し、対策本部及び県に報告する。県への報告は、所定の様式により行う。 ⑤ 住民への広報と相談の受付 (1) 住民への広報																																					

頁	修正後	修正前																																																																																																																							
P191	<p>資料</p> <p>○災害廃棄物発生量の推計</p> <p>1 家屋の倒壊状況の把握 災害対策本部から発表される家屋の全壊棟数及び焼失棟数について、総務班を通じて把握する。</p> <p>2 災害廃棄物発生量の推計 (1) 災害廃棄物発生量推計の基礎資料として、全壊・半壊棟数、焼失棟数及び津波による被害棟数を把握する。焼失棟数については、木造・非木造の棟数についても把握する。</p> <p>被害棟数の想定（川崎市直下の地震） ※1 (棟)</p> <table border="1" data-bbox="439 527 1546 1115"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">全壊</td> <td>8,403</td> <td>4,899</td> <td>7,487</td> <td>6,386</td> <td>3,252</td> <td>1,992</td> <td>1,442</td> <td>33,862</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半壊</td> <td>11,707</td> <td>6,445</td> <td>9,417</td> <td>8,901</td> <td>7,667</td> <td>6,778</td> <td>5,786</td> <td>56,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床上浸水</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床下浸水</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">焼失 ※2</td> <td>木造</td> <td>1,727</td> <td>866</td> <td>1,397</td> <td>759</td> <td>843</td> <td>984</td> <td>1,057</td> <td>7,632</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>1,289</td> <td>408</td> <td>798</td> <td>344</td> <td>301</td> <td>389</td> <td>298</td> <td>3,827</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>23,127</td> <td>12,618</td> <td>19,099</td> <td>16,389</td> <td>12,062</td> <td>10,143</td> <td>8,583</td> <td>102,022</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成 22 年と平成 25 年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用（合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり）</p> <p>※2 焼失については、冬 18 時の数値を使用。平成 25 年調査の全建物棟数と上記の焼失以外の被害棟数の比から、焼失以外の被害と重複している棟数分について推定して算出し、平成 26 年作成環境省災害廃棄物対策指針の考え方により、焼失以外の被害の区分にて算出（調査報告の焼失棟数×1－焼失以外の被害棟数／全建物棟数）。また、木造・非木造の内訳は地震被害想定調査では数値が示されていないため、平成 25 年調査の全建物棟数の木造・非木造の比から算出</p> <p>津波による被害棟数の想定（慶長型地震） ※3 (棟)</p> <table border="1" data-bbox="439 1514 1546 1755"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">全壊</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半壊(床上浸水)</td> <td>10,025</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10,025</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(床下) 浸水</td> <td>4,606</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,617</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書より。当調査報告書では半壊と床上浸水を区分せず半壊として計上</p>			川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市	全壊		8,403	4,899	7,487	6,386	3,252	1,992	1,442	33,862	半壊		11,707	6,445	9,417	8,901	7,667	6,778	5,786	56,700	床上浸水		0	0	0	0	0	0	0	0	床下浸水		2	0	0	0	0	0	0	2	焼失 ※2	木造	1,727	866	1,397	759	843	984	1,057	7,632	非木造	1,289	408	798	344	301	389	298	3,827	合計		23,127	12,618	19,099	16,389	12,062	10,143	8,583	102,022			川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市	全壊		8	0	0	0	0	0	0	8	半壊(床上浸水)		10,025	0	0	0	0	0	0	10,025	(床下) 浸水		4,606	11	0	0	0	0	0	4,617	<p>災害廃棄物等処理計画及び実施状況を集約し、広報計画に基づいて住民に広報する。なお、広報の方法については、総務企画局秘書部ブランド戦略担当及び広報担当と連絡調整の上、使用可能な様々</p> <p>① 職員の参集状況の確認と人員配置</p> <p>(1) 参集職員の確認 職員の参集状況及び参集した職員の勤務可能状況を確認する。</p> <p>(2) 未参集の職員については、連絡がとれる場合は、被災状況、安全の確認、人命救助等緊急事態への対応の必要性などを確認し、業務復帰の見込み等について把握する。</p> <p>(3) 配置人員の調整 総務班、災害廃棄物処理班、廃棄物収集班、廃棄物処理班の 4 つの班に対しそれぞれ職員を配置する。全体の進行管理上、各班の業務量の変化に応じて、適宜、職員の補充、配置替えを行う。</p> <p>② 災害対策本部との連絡 災害廃棄物等処理計画の企画立案の基礎情報とするため、次の情報を災害対策本部から収集し、各班に周知する。</p> <p>〔情報収集項目〕</p> <p>(1) 避難所と避難者数 ア 避難所名 イ 各避難所の収容人数</p> <p>(2) 上下水道・道路の被災、復旧状況 ア 水道施設の被災状況 イ 断水の状況と復旧の見通し ウ 下水処理施設の被災状況 エ 主要道路の被災、復旧状況 オ 津波の浸水範囲</p> <p>(3) 家屋の被害状況 ア 家屋の全壊及び半壊棟数 イ 家屋の焼失棟数</p> <p>③ 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調整</p> <p>(1) 災害廃棄物等処理に関する全体進行管理 ごみ・し尿処理施設の被災状況、処理計画の状況などを総合的に把握し、各班間の連絡調整を行う。</p> <p>(2) 関係部室課との連絡調整 災害廃棄物等処理計画の更新及び処理の実施にあたり、関係部室課との連絡調整を行う。</p> <p>④ ごみ・し尿処理施設の被災状況の把握と報告 廃棄物処理班からの情報提供に基づいてごみ・し尿処理施設の被災状況を把握し、対策本部及び県に報告する。県への報告は、所定の様式により行う。</p> <p>⑤ 住民への広報と相談の受付</p> <p>(1) 住民への広報 災害廃棄物等処理計画及び実施状況を集約し、広報計画に基づいて住民に広報する。なお、広報の方法については、総務企画局秘書部ブランド戦略担当及び広報担当と連絡調整の上、使用可能な様々な媒体を用いて行う。</p> <p>〔広報の内容〕</p> <p>ア 災害用トイレの設置状況 イ 災害用トイレの維持管理方法 ウ ごみの排出方法（汚物処理を含む） エ ごみ及びし尿収集体制の変更内容 オ 倒壊家屋の撤去方針及び解体撤去の申請方法</p> <p>(2) 住民からの相談・要望の受付</p>
		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																																
全壊		8,403	4,899	7,487	6,386	3,252	1,992	1,442	33,862																																																																																																																
半壊		11,707	6,445	9,417	8,901	7,667	6,778	5,786	56,700																																																																																																																
床上浸水		0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																
床下浸水		2	0	0	0	0	0	0	2																																																																																																																
焼失 ※2	木造	1,727	866	1,397	759	843	984	1,057	7,632																																																																																																																
	非木造	1,289	408	798	344	301	389	298	3,827																																																																																																																
合計		23,127	12,618	19,099	16,389	12,062	10,143	8,583	102,022																																																																																																																
		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																																
全壊		8	0	0	0	0	0	0	8																																																																																																																
半壊(床上浸水)		10,025	0	0	0	0	0	0	10,025																																																																																																																
(床下) 浸水		4,606	11	0	0	0	0	0	4,617																																																																																																																

頁	修正後	修正前																																																										
P192	<p><u>(2) 推計に用いる1棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）は、次の数値を使用する。</u></p> <p><u>1棟当たりの災害廃棄物発生量（発生原単位）（t/棟）</u></p> <table border="1" data-bbox="430 304 1558 567"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> <th rowspan="2">床上浸水</th> <th rowspan="2">床下浸水</th> <th colspan="2">焼失</th> </tr> <tr> <th>木造</th> <th>非木造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波浸水地域以外</td> <td>161</td> <td>32</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>106.26</td> <td>135.24</td> </tr> <tr> <td>津波浸水地域</td> <td>117</td> <td>23</td> <td>4.6</td> <td>0.62</td> <td>77.22</td> <td>98.28</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（平成26年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による）</u></p> <p><u>(3) 推計に用いる災害廃棄物種類別の発生割合は、次の数値を使用する。</u></p> <p><u>災害廃棄物種類別発生割合</u></p> <table border="1" data-bbox="460 745 1231 1186"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="3">津波浸水地域以外</th> <th rowspan="3">津波浸水地域</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">火災焼失以外</th> <th colspan="2">火災焼失</th> </tr> <tr> <th>木造</th> <th>非木造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物</td> <td>8%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>28%</td> <td>65%</td> <td>20%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートがら</td> <td>58%</td> <td>31%</td> <td>76%</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>3%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>柱角材</td> <td>3%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>5.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（平成26年作成環境省災害廃棄物対策指針の数値による）</u></p> <p><u>(4) 次の式により災害廃棄物発生量を推計する</u></p> <p><u>ア 災害廃棄物発生量（t）</u></p> <p><u>= 発生原単位【全壊】（t/棟）×全壊棟数</u></p> <p><u>+ 発生原単位【半壊】（t/棟）×半壊棟数</u></p> <p><u>+ 発生原単位【木造焼失】（t/棟）×木造焼失棟数</u></p> <p><u>+ 発生原単位【非木造焼失】（t/棟）×非木造焼失棟数</u></p> <p><u>+ 発生原単位【床上浸水】（t/棟）×床上浸水棟数</u></p> <p><u>+ 発生原単位【床下浸水】（t/棟）×床下浸水棟数</u></p> <p><u>イ 種類別災害廃棄物発生量（t）</u></p> <p><u>= 火災焼失以外の災害廃棄物発生量（t）×種類別発生割合（%）</u></p> <p><u>+ 火災焼失による災害廃棄物発生量（t）×種類別発生割合（%）</u></p>		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	焼失		木造	非木造	津波浸水地域以外	161	32	二	二	106.26	135.24	津波浸水地域	117	23	4.6	0.62	77.22	98.28		津波浸水地域以外			津波浸水地域	火災焼失以外	火災焼失		木造	非木造	可燃物	8%	0.1%	0.1%	18%	不燃物	28%	65%	20%	18%	コンクリートがら	58%	31%	76%	52%	金属	3%	4%	4%	6.6%	柱角材	3%	0%	0%	5.4%	<p>住民からの相談あるいは要望への対応体制を整える。要望の多くは、災害用トイレの設置、ごみ及びし尿の収集、家屋の解体撤去申請に関するものと想定されるため、最新情報を各班から収集し、相談・要望への対応に備える。</p> <p>なお、住民からの相談あるいは要望については、その内容と対応を記録、整理し、各班に伝える。</p> <p>⑥ 県及び他市町村との連絡</p> <p>(1) 連絡経路と担当者の確認 県災害廃棄物等対策組織の市町村担当者の氏名、電話番号、ファックス番号を確認する。</p> <p>(2) 県への報告 県への報告内容及び支援要請の報告は、所定の様式により行う。</p> <p>(3) 県からの情報収集 災害廃棄物等の処理に関する県の基本方針及び国の動向について、県から情報収集を行う。 県の基本方針及び国の動向、その他県や国からの連絡、通達等は、速やかに関係する班に伝達する。</p> <p>(4) 他市町村との連絡 他市町村における被災の有無等に関する情報を収集し、支援要請の参考とするため関係する各班に伝達する。</p> <p>⑦ 支援の要請</p> <p>(1) 支援の必要性の把握及び支援要請 災害廃棄物処理班、廃棄物収集班、廃棄物処理班の各班から、災害廃棄物等の処理、災害用トイレの設置、ごみ収集・処理、し尿収集・処理に関する支援等の必要性と要請内容を把握する。</p> <p>(2) 支援要請 第4部第5章に基づき、災害対策本部等と連携し次のとおり支援要請を行うこととする。</p> <p>ア 他都市等への支援要請 「九都県市災害時相互応援に関する協定」を含む他市町村との協定及び地域ブロック協議会の広域連携に関する計画等に基づき支援要請を行う。また、状況に応じて、それ以外の広域的な処理への支援要請についても検討を行う。</p> <p>イ 民間事業者への協力要請 車両等の機材を有している民間事業者へ協力要請を行う。</p> <p>(3) 支援受諾の確認と内容の調整 支援要請先から支援受諾の連絡を受けた場合は、速やかに当該の班に連絡する。</p> <p>(4) 支援の実施状況の把握 支援の受入状況、開始及び実施状況について、各班を通じて把握し、その状況をとりまとめ、県に報告する。</p> <p>⑧ 国庫補助に関する事務体制の準備と実施 倒壊家屋等の解体で発生した災害廃棄物の収集、運搬及び処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき市町村が実施し、国はその費用の2分の1以内の額を補助することができることとなっている。 「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」及び「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」等に基づく国庫補助に係る事務を円滑に進めるため、県から国の動向に関する情報を収集し、その事務体制の準備と事務処理を実施する。</p> <p>第5節 災害廃棄物処理班の業務</p> <p>1 災害廃棄物処理計画担当の業務</p> <div data-bbox="1617 1774 2062 1879" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 災害廃棄物発生量の推計</p> <p>② 災害廃棄物処理計画の更新</p> </div> <p>① 災害廃棄物発生量の推計</p>
	全壊						半壊	床上浸水	床下浸水	焼失																																																		
		木造	非木造																																																									
津波浸水地域以外	161	32	二	二	106.26	135.24																																																						
津波浸水地域	117	23	4.6	0.62	77.22	98.28																																																						
	津波浸水地域以外			津波浸水地域																																																								
	火災焼失以外	火災焼失																																																										
		木造	非木造																																																									
可燃物	8%	0.1%	0.1%	18%																																																								
不燃物	28%	65%	20%	18%																																																								
コンクリートがら	58%	31%	76%	52%																																																								
金属	3%	4%	4%	6.6%																																																								
柱角材	3%	0%	0%	5.4%																																																								

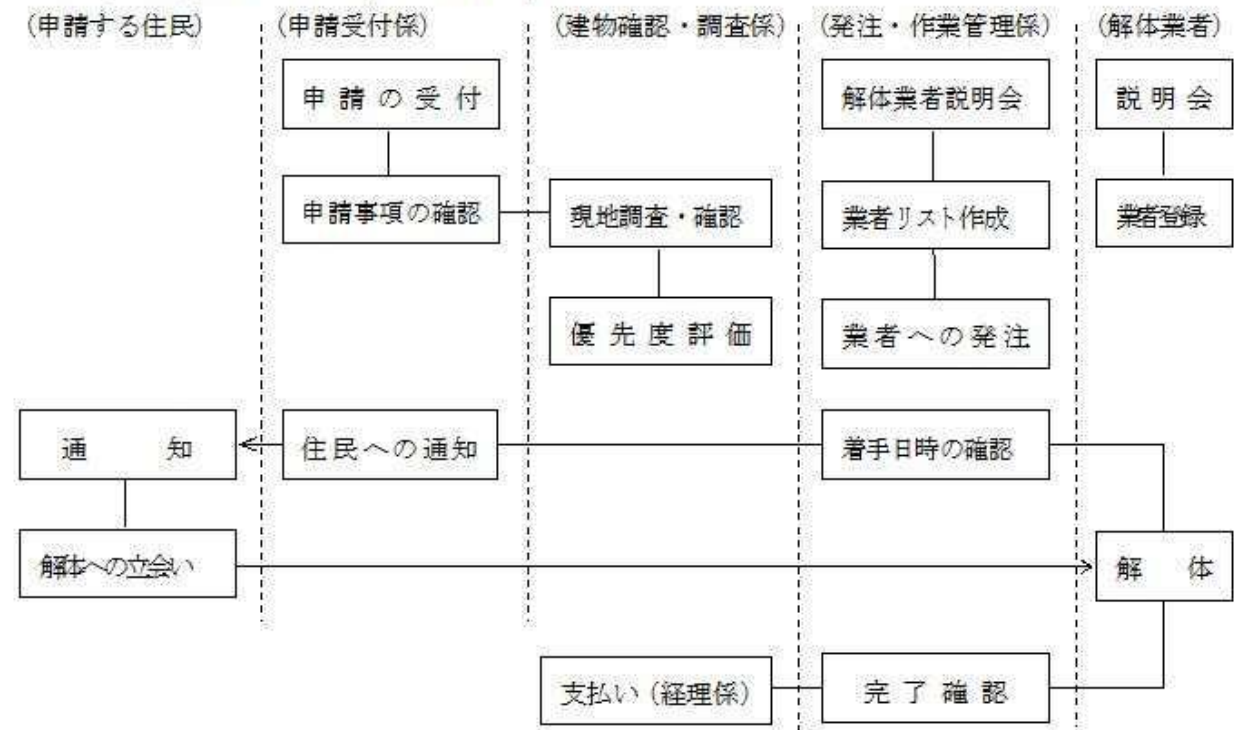
頁	修正後	修正前																																																																																																																																																																																																																																														
P193	<p><u>被害想定^{※4}の災害廃棄物推計発生量（川崎市直下の地震）</u> (t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物</td> <td>138,558</td> <td>79,746</td> <td>120,796</td> <td>105,165</td> <td>61,643</td> <td>43,166</td> <td>33,538</td> <td>582,612</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>637,823</td> <td>349,451</td> <td>539,940</td> <td>429,338</td> <td>281,636</td> <td>229,005</td> <td>197,909</td> <td>2,665,102</td> </tr> <tr> <td>コンクリート がら</td> <td>1,191,281</td> <td>647,579</td> <td>1,001,977</td> <td>821,840</td> <td>504,633</td> <td>384,190</td> <td>307,498</td> <td>4,858,998</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>66,136</td> <td>35,739</td> <td>55,457</td> <td>44,473</td> <td>28,276</td> <td>22,414</td> <td>18,624</td> <td>271,119</td> </tr> <tr> <td>柱角材</td> <td>51,825</td> <td>29,849</td> <td>45,203</td> <td>39,389</td> <td>23,067</td> <td>16,128</td> <td>12,519</td> <td>217,980</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,085,223</td> <td>1,142,364</td> <td>1,763,373</td> <td>1,440,205</td> <td>899,255</td> <td>694,903</td> <td>570,088</td> <td>8,595,811</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>津波による被害想定^{※4}の推計発生量（慶長型地震）</u> ※4 (t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物</td> <td>8,983</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8,984</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>8,983</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8,984</td> </tr> <tr> <td>コンクリート がら</td> <td>25,951</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>25,955</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>3,294</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3,294</td> </tr> <tr> <td>柱角材</td> <td>2,695</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,695</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49,907</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>49,914</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4 合計は四捨五入等端数計算処理の関係で合わない場合あり。平成25年川崎市地震被害想定調査報告書では半壊と床上浸水を区分していないため、この発生原単位については全て床上浸水のものを使用</p>		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市	可燃物	138,558	79,746	120,796	105,165	61,643	43,166	33,538	582,612	不燃物	637,823	349,451	539,940	429,338	281,636	229,005	197,909	2,665,102	コンクリート がら	1,191,281	647,579	1,001,977	821,840	504,633	384,190	307,498	4,858,998	金属	66,136	35,739	55,457	44,473	28,276	22,414	18,624	271,119	柱角材	51,825	29,849	45,203	39,389	23,067	16,128	12,519	217,980	合計	2,085,223	1,142,364	1,763,373	1,440,205	899,255	694,903	570,088	8,595,811		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市	可燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984	不燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984	コンクリート がら	25,951	4	0	0	0	0	0	25,955	金属	3,294	0	0	0	0	0	0	3,294	柱角材	2,695	0	0	0	0	0	0	2,695	合計	49,907	7	0	0	0	0	0	49,914	<p>(1) 家屋の倒壊状況の把握 災害対策本部から発表される家屋の全壊棟数及び焼失棟数について、総務班を通じて把握する。</p> <p>(2) 災害廃棄物発生量の推計 ア 災害廃棄物発生量推計の基礎資料として、全壊・半壊棟数、焼失棟数及び津波による被害棟数を把握する。 イ 震災による災害廃棄物発生量推計に使用する被害家屋の対象は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 木造建築物 「全壊家屋」、「半壊家屋」、「焼失家屋」のうち、「全壊家屋」と「焼失家屋」及び「半壊家屋」の半数を対象とする。</p> <p>(4) 非木造建築物（鉄筋コンクリート造、鉄骨造・軽量鉄骨造） 「大破」、「中破」、「小破」のうち、「大破」及び「中破」の半数を対象とする。</p> <p>※被害の程度の定義については、川崎市地震被害想定調査報告書参照</p> <p>被害棟数の想定（川崎市直下の地震） (棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">木造</td> <td>全壊</td> <td>2,289</td> <td>1,582</td> <td>2,508</td> <td>2,231</td> <td>1,004</td> <td>538</td> <td>412</td> <td>10,564</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>2,660</td> <td>1,746</td> <td>2,590</td> <td>2,267</td> <td>1,290</td> <td>914</td> <td>741</td> <td>12,208</td> </tr> <tr> <td>焼失</td> <td>5,386</td> <td>2,394</td> <td>4,161</td> <td>2,028</td> <td>1,663</td> <td>1,783</td> <td>1,683</td> <td>19,098</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート造</td> <td>大破</td> <td>136</td> <td>44</td> <td>97</td> <td>75</td> <td>43</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>257</td> <td>89</td> <td>198</td> <td>162</td> <td>116</td> <td>72</td> <td>61</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造・軽量鉄骨造</td> <td>大破</td> <td>825</td> <td>276</td> <td>466</td> <td>331</td> <td>136</td> <td>98</td> <td>63</td> <td>2,195</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>1,176</td> <td>392</td> <td>642</td> <td>456</td> <td>213</td> <td>169</td> <td>111</td> <td>3,159</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波による被害</td> <td>床上</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>床下</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成22年と平成25年の被害想定調査を比較して被害件数が多いものを使用。（全壊・半壊及び大破・中破の棟数は、揺れ・液状化・急傾斜地崩壊の合計。焼失については、冬18時の数値を使用。）</p> <p>津波による被害棟数の想定（慶長型地震） (棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市	木造	全壊	2,289	1,582	2,508	2,231	1,004	538	412	10,564	半壊	2,660	1,746	2,590	2,267	1,290	914	741	12,208	焼失	5,386	2,394	4,161	2,028	1,663	1,783	1,683	19,098	鉄筋コンクリート造	大破	136	44	97	75	43	20	17	432	中破	257	89	198	162	116	72	61	955	鉄骨造・軽量鉄骨造	大破	825	276	466	331	136	98	63	2,195	中破	1,176	392	642	456	213	169	111	3,159	津波による被害	床上	0	0	0	0	0	0	0	0	床下	2	0	0	0	0	0	0	2		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市									
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																																																																																																																																																								
可燃物	138,558	79,746	120,796	105,165	61,643	43,166	33,538	582,612																																																																																																																																																																																																																																								
不燃物	637,823	349,451	539,940	429,338	281,636	229,005	197,909	2,665,102																																																																																																																																																																																																																																								
コンクリート がら	1,191,281	647,579	1,001,977	821,840	504,633	384,190	307,498	4,858,998																																																																																																																																																																																																																																								
金属	66,136	35,739	55,457	44,473	28,276	22,414	18,624	271,119																																																																																																																																																																																																																																								
柱角材	51,825	29,849	45,203	39,389	23,067	16,128	12,519	217,980																																																																																																																																																																																																																																								
合計	2,085,223	1,142,364	1,763,373	1,440,205	899,255	694,903	570,088	8,595,811																																																																																																																																																																																																																																								
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																																																																																																																																																								
可燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984																																																																																																																																																																																																																																								
不燃物	8,983	1	0	0	0	0	0	8,984																																																																																																																																																																																																																																								
コンクリート がら	25,951	4	0	0	0	0	0	25,955																																																																																																																																																																																																																																								
金属	3,294	0	0	0	0	0	0	3,294																																																																																																																																																																																																																																								
柱角材	2,695	0	0	0	0	0	0	2,695																																																																																																																																																																																																																																								
合計	49,907	7	0	0	0	0	0	49,914																																																																																																																																																																																																																																								
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																																																																																																																																																								
木造	全壊	2,289	1,582	2,508	2,231	1,004	538	412	10,564																																																																																																																																																																																																																																							
	半壊	2,660	1,746	2,590	2,267	1,290	914	741	12,208																																																																																																																																																																																																																																							
	焼失	5,386	2,394	4,161	2,028	1,663	1,783	1,683	19,098																																																																																																																																																																																																																																							
鉄筋コンクリート造	大破	136	44	97	75	43	20	17	432																																																																																																																																																																																																																																							
	中破	257	89	198	162	116	72	61	955																																																																																																																																																																																																																																							
鉄骨造・軽量鉄骨造	大破	825	276	466	331	136	98	63	2,195																																																																																																																																																																																																																																							
	中破	1,176	392	642	456	213	169	111	3,159																																																																																																																																																																																																																																							
津波による被害	床上	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																							
	床下	2	0	0	0	0	0	0	2																																																																																																																																																																																																																																							
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																																																																																																																																																								

頁	修正後	修正前																																																																																																																																																																									
P194	<p>○災害時における石綿含有廃棄物の処理</p> <p>1 石綿含有廃棄物の発生量の予測 災害時における石綿含有廃棄物発生量は、石綿が非木造建物に多く使われていることを考慮し、次の算出方法によることとする。</p> <p>●算出式：<u>(鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造大破棟数+0.5×鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造中破棟数)×1棟あたり平均床面積×発生原単位×石綿含有率5重量%</u></p> <p>区別の石綿含有廃棄物推定発生量は、次の表のとおりとなる。</p> <p>・区別石綿含有廃棄物推定発生量</p> <p style="text-align: center;">川崎直下型の地震被害想定による推計発生量 (t)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量</th> <th style="text-align: center;">鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎区</td><td style="text-align: center;">17,347</td><td style="text-align: center;">27,423</td><td style="text-align: center;">44,770</td></tr> <tr><td>幸区</td><td style="text-align: center;">7,387</td><td style="text-align: center;">7,345</td><td style="text-align: center;">14,732</td></tr> <tr><td>中原区</td><td style="text-align: center;">7,540</td><td style="text-align: center;">6,728</td><td style="text-align: center;">14,268</td></tr> <tr><td>高津区</td><td style="text-align: center;">5,522</td><td style="text-align: center;">3,896</td><td style="text-align: center;">9,418</td></tr> <tr><td>宮前区</td><td style="text-align: center;">3,546</td><td style="text-align: center;">1,823</td><td style="text-align: center;">5,369</td></tr> <tr><td>多摩区</td><td style="text-align: center;">2,133</td><td style="text-align: center;">1,591</td><td style="text-align: center;">3,724</td></tr> <tr><td>麻生区</td><td style="text-align: center;">1,851</td><td style="text-align: center;">1,199</td><td style="text-align: center;">3,050</td></tr> <tr><td>全 市</td><td style="text-align: center;">45,326</td><td style="text-align: center;">50,005</td><td style="text-align: center;">95,331</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">元禄型関東地震被害想定による推計発生量 (t)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量</th> <th style="text-align: center;">鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎区</td><td style="text-align: center;">14,643</td><td style="text-align: center;">24,622</td><td style="text-align: center;">39,265</td></tr> <tr><td>幸区</td><td style="text-align: center;">1,944</td><td style="text-align: center;">2,456</td><td style="text-align: center;">4,400</td></tr> <tr><td>中原区</td><td style="text-align: center;">2,370</td><td style="text-align: center;">2,486</td><td style="text-align: center;">4,856</td></tr> <tr><td>高津区</td><td style="text-align: center;">1,613</td><td style="text-align: center;">1,295</td><td style="text-align: center;">2,908</td></tr> <tr><td>宮前区</td><td style="text-align: center;">1,927</td><td style="text-align: center;">944</td><td style="text-align: center;">2,871</td></tr> <tr><td>多摩区</td><td style="text-align: center;">668</td><td style="text-align: center;">548</td><td style="text-align: center;">1,216</td></tr> <tr><td>麻生区</td><td style="text-align: center;">845</td><td style="text-align: center;">618</td><td style="text-align: center;">1,463</td></tr> <tr><td>全 市</td><td style="text-align: center;">24,010</td><td style="text-align: center;">32,969</td><td style="text-align: center;">56,979</td></tr> </tbody> </table> <p>※鉄筋コンクリート造及び鉄骨造・軽量鉄骨造の災害廃棄物発生量は、川崎市地震被害想定調査報告書「元禄型関東地震被害想定」の数値に基づく。</p>		鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合 計	川崎区	17,347	27,423	44,770	幸区	7,387	7,345	14,732	中原区	7,540	6,728	14,268	高津区	5,522	3,896	9,418	宮前区	3,546	1,823	5,369	多摩区	2,133	1,591	3,724	麻生区	1,851	1,199	3,050	全 市	45,326	50,005	95,331		鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合 計	川崎区	14,643	24,622	39,265	幸区	1,944	2,456	4,400	中原区	2,370	2,486	4,856	高津区	1,613	1,295	2,908	宮前区	1,927	944	2,871	多摩区	668	548	1,216	麻生区	845	618	1,463	全 市	24,010	32,969	56,979	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">床上</td> <td style="text-align: center;">10,025</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">10,033</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">床下</td> <td style="text-align: center;">4,606</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4,617</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書より</p> <p>ウ 構造別平均床面積</p> <p>1 棟あたりの構造別平均床面積は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(平成 22 年) (㎡/棟)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th colspan="3">平均床面積</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">木造</th> <th style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造</th> <th style="text-align: center;">鉄骨造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎区</td><td style="text-align: center;">93</td><td style="text-align: center;">1,542</td><td style="text-align: center;">450</td></tr> <tr><td>幸区</td><td style="text-align: center;">95</td><td style="text-align: center;">1,653</td><td style="text-align: center;">288</td></tr> <tr><td>中原区</td><td style="text-align: center;">101</td><td style="text-align: center;">1,125</td><td style="text-align: center;">263</td></tr> <tr><td>高津区</td><td style="text-align: center;">100</td><td style="text-align: center;">1,247</td><td style="text-align: center;">235</td></tr> <tr><td>宮前区</td><td style="text-align: center;">104</td><td style="text-align: center;">1,083</td><td style="text-align: center;">213</td></tr> <tr><td>多摩区</td><td style="text-align: center;">112</td><td style="text-align: center;">841</td><td style="text-align: center;">213</td></tr> <tr><td>麻生区</td><td style="text-align: center;">112</td><td style="text-align: center;">874</td><td style="text-align: center;">210</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 22 年川崎市地震被害想定調査報告書より</p> <p style="text-align: center;">(平成 25 年) (㎡/棟)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区</th> <th colspan="3">平均床面積</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">木造</th> <th style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造</th> <th style="text-align: center;">鉄骨造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎区</td><td style="text-align: center;">94</td><td style="text-align: center;">1,664</td><td style="text-align: center;">465</td></tr> <tr><td>幸区</td><td style="text-align: center;">96</td><td style="text-align: center;">1,728</td><td style="text-align: center;">319</td></tr> <tr><td>中原区</td><td style="text-align: center;">103</td><td style="text-align: center;">1,231</td><td style="text-align: center;">271</td></tr> <tr><td>高津区</td><td style="text-align: center;">101</td><td style="text-align: center;">1,241</td><td style="text-align: center;">242</td></tr> <tr><td>宮前区</td><td style="text-align: center;">105</td><td style="text-align: center;">1,117</td><td style="text-align: center;">217</td></tr> <tr><td>多摩区</td><td style="text-align: center;">106</td><td style="text-align: center;">862</td><td style="text-align: center;">215</td></tr> <tr><td>麻生区</td><td style="text-align: center;">113</td><td style="text-align: center;">914</td><td style="text-align: center;">215</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 25 年川崎市地震被害想定調査報告書より</p> <p>エ 発生原単位</p> <p>再使用、再資源化を推進するため、木造・非木造別に設定し、1㎡あたりの発生量を次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">発生原単位 (震災) (t/㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>構 造</th> <th style="text-align: center;">全壊・大破</th> <th style="text-align: center;">焼失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木造</td> <td style="text-align: center;">0.6</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針 (平成 21 年 8 月改訂))</p>	床上	10,025	8	0	0	0	0	0	10,033	床下	4,606	11	0	0	0	0	0	4,617	区	平均床面積			木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	川崎区	93	1,542	450	幸区	95	1,653	288	中原区	101	1,125	263	高津区	100	1,247	235	宮前区	104	1,083	213	多摩区	112	841	213	麻生区	112	874	210	区	平均床面積			木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	川崎区	94	1,664	465	幸区	96	1,728	319	中原区	103	1,231	271	高津区	101	1,241	242	宮前区	105	1,117	217	多摩区	106	862	215	麻生区	113	914	215	構 造	全壊・大破	焼失	木造	0.6	0.23	非木造	1.0	0.23
	鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合 計																																																																																																																																																																								
川崎区	17,347	27,423	44,770																																																																																																																																																																								
幸区	7,387	7,345	14,732																																																																																																																																																																								
中原区	7,540	6,728	14,268																																																																																																																																																																								
高津区	5,522	3,896	9,418																																																																																																																																																																								
宮前区	3,546	1,823	5,369																																																																																																																																																																								
多摩区	2,133	1,591	3,724																																																																																																																																																																								
麻生区	1,851	1,199	3,050																																																																																																																																																																								
全 市	45,326	50,005	95,331																																																																																																																																																																								
	鉄筋コンクリート造 石綿含有廃棄物 推定発生量	鉄骨造・軽量鉄骨造 石綿含有廃棄物 推定発生量	合 計																																																																																																																																																																								
川崎区	14,643	24,622	39,265																																																																																																																																																																								
幸区	1,944	2,456	4,400																																																																																																																																																																								
中原区	2,370	2,486	4,856																																																																																																																																																																								
高津区	1,613	1,295	2,908																																																																																																																																																																								
宮前区	1,927	944	2,871																																																																																																																																																																								
多摩区	668	548	1,216																																																																																																																																																																								
麻生区	845	618	1,463																																																																																																																																																																								
全 市	24,010	32,969	56,979																																																																																																																																																																								
床上	10,025	8	0	0	0	0	0	10,033																																																																																																																																																																			
床下	4,606	11	0	0	0	0	0	4,617																																																																																																																																																																			
区	平均床面積																																																																																																																																																																										
	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造																																																																																																																																																																								
川崎区	93	1,542	450																																																																																																																																																																								
幸区	95	1,653	288																																																																																																																																																																								
中原区	101	1,125	263																																																																																																																																																																								
高津区	100	1,247	235																																																																																																																																																																								
宮前区	104	1,083	213																																																																																																																																																																								
多摩区	112	841	213																																																																																																																																																																								
麻生区	112	874	210																																																																																																																																																																								
区	平均床面積																																																																																																																																																																										
	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造																																																																																																																																																																								
川崎区	94	1,664	465																																																																																																																																																																								
幸区	96	1,728	319																																																																																																																																																																								
中原区	103	1,231	271																																																																																																																																																																								
高津区	101	1,241	242																																																																																																																																																																								
宮前区	105	1,117	217																																																																																																																																																																								
多摩区	106	862	215																																																																																																																																																																								
麻生区	113	914	215																																																																																																																																																																								
構 造	全壊・大破	焼失																																																																																																																																																																									
木造	0.6	0.23																																																																																																																																																																									
非木造	1.0	0.23																																																																																																																																																																									

頁	修正後	修正前																																																																																																																				
P195	<p>○ごみ発生量の推計</p> <p>1 家庭系普通ごみ</p> <p>(1) 発生量推計式</p> <p>ア 総発生量 一日発生量＝避難所からのごみ発生量＋在宅世帯からのごみ発生量</p> <p>イ 避難所からのごみ発生量 一日発生量＝発生原単位×当該期間の避難住民数×1.71倍（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）</p> <p>ウ 在宅世帯からのごみ発生量 一日発生量＝（総人口－避難所人口）×発生原単位</p> <p>(2) 原単位等の設定</p> <p>ア り災者の発生原単位 538g ・平成28年度実績の全市平均とし、在宅世帯と同量を見込む。 ・事業系一般廃棄物・家庭系粗大ごみを除く</p> <p>イ り災者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・18時による被害想定）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎</th> <th>幸</th> <th>中原</th> <th>高津</th> <th>宮前</th> <th>多摩</th> <th>麻生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>り災者数</td> <td>96,514</td> <td>79,063</td> <td>88,544</td> <td>77,473</td> <td>59,337</td> <td>46,310</td> <td>34,482</td> <td>481,723</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(人)</p> <p>ウ 避難所生活者数（川崎市地震被害想定調査報告書のうち「川崎市直下の地震」・冬18時による被害想定）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区名</th> <th>川崎</th> <th>幸</th> <th>中原</th> <th>高津</th> <th>宮前</th> <th>多摩</th> <th>麻生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">川崎市直下の地震</td> <td>1～3日後</td> <td>67,689</td> <td>56,363</td> <td>65,467</td> <td>58,457</td> <td>50,719</td> <td>33,575</td> <td>28,806</td> <td>36,1077</td> </tr> <tr> <td>10日後</td> <td>59,970</td> <td>54,131</td> <td>45,088</td> <td>40,872</td> <td>43,133</td> <td>13,281</td> <td>10,156</td> <td>26,6632</td> </tr> <tr> <td>28日後</td> <td>36,127</td> <td>30,616</td> <td>31,293</td> <td>24,423</td> <td>16,577</td> <td>13,281</td> <td>10,156</td> <td>16,2472</td> </tr> </tbody> </table>		川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計	り災者数	96,514	79,063	88,544	77,473	59,337	46,310	34,482	481,723		区名	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計	川崎市直下の地震	1～3日後	67,689	56,363	65,467	58,457	50,719	33,575	28,806	36,1077	10日後	59,970	54,131	45,088	40,872	43,133	13,281	10,156	26,6632	28日後	36,127	30,616	31,293	24,423	16,577	13,281	10,156	16,2472	<p style="text-align: center;">の数值による)</p> <p style="text-align: center;">発生原単位（水害）（t/棟）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>原単位体積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水</td> <td>3.79</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 平成25年川崎市地震被害想定調査報告書より</p> <p>オ 災害廃棄物発生量推計式 発生量＝〔（全壊・大破棟数＋0.5×半壊・中破棟数）×1棟あたり平均床面積×発生原単位〕＋〔焼失棟数×1棟あたり平均床面積×発生原単位〕＋〔水害による被害棟数×発生原単位〕</p> <p>※ 構造別に集計する際に、木造については焼失率の補正をさらに乗じて、ダブルカウント分を補正（焼失率の補正＝1－焼失棟数/全建物数）</p> <p>※ 平成25年川崎市地震被害想定調査報告書より</p> <p>カ 災害廃棄物推計発生量 災害廃棄物発生量推計式により、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p style="text-align: center;">本計画の被害想定による推計発生量 (t)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃物</td> <td>267,184</td> <td>96,536</td> <td>145,754</td> <td>113,583</td> <td>60,809</td> <td>38,125</td> <td>32,524</td> <td>754,515</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>1,068,737</td> <td>386,144</td> <td>583,018</td> <td>454,334</td> <td>243,236</td> <td>152,500</td> <td>130,098</td> <td>3,018,067</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,335,921</td> <td>482,680</td> <td>728,772</td> <td>567,917</td> <td>304,045</td> <td>190,625</td> <td>162,622</td> <td>3,772,582</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 震災による災害廃棄物については、兵庫県南部地震実績より【可燃物：不燃物＝2：8（重量比）】と仮定して推計。水害による災害廃棄物は全て不燃物とした。災害廃棄物推計発生量は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成22年と平成25年の被害想定調査を比較して被害件数が多いものを使用し算出。</p> <p style="text-align: center;">津波による推計発生量（慶長型地震）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不燃物</td> <td>38,394</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>38,395</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水害による廃棄物はすべて不燃とした。</p> <p>(3) 災害廃棄物処理に係る動向の把握</p> <p>ア 産業廃棄物処理施設の災害廃棄物受入状況の把握 市町村内及び近隣の産業廃棄物処理施設で、災害廃棄物の再使用・再資源化、中間処理・処</p>	種別	原単位体積	床上浸水	3.79	床下浸水	0.08		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市	可燃物	267,184	96,536	145,754	113,583	60,809	38,125	32,524	754,515	不燃物	1,068,737	386,144	583,018	454,334	243,236	152,500	130,098	3,018,067	合計	1,335,921	482,680	728,772	567,917	304,045	190,625	162,622	3,772,582		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市	不燃物	38,394	1	0	0	0	0	0	38,395
	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計																																																																																																														
り災者数	96,514	79,063	88,544	77,473	59,337	46,310	34,482	481,723																																																																																																														
	区名	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計																																																																																																													
川崎市直下の地震	1～3日後	67,689	56,363	65,467	58,457	50,719	33,575	28,806	36,1077																																																																																																													
	10日後	59,970	54,131	45,088	40,872	43,133	13,281	10,156	26,6632																																																																																																													
	28日後	36,127	30,616	31,293	24,423	16,577	13,281	10,156	16,2472																																																																																																													
種別	原単位体積																																																																																																																					
床上浸水	3.79																																																																																																																					
床下浸水	0.08																																																																																																																					
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																														
可燃物	267,184	96,536	145,754	113,583	60,809	38,125	32,524	754,515																																																																																																														
不燃物	1,068,737	386,144	583,018	454,334	243,236	152,500	130,098	3,018,067																																																																																																														
合計	1,335,921	482,680	728,772	567,917	304,045	190,625	162,622	3,772,582																																																																																																														
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市																																																																																																														
不燃物	38,394	1	0	0	0	0	0	38,395																																																																																																														

頁	修正後	修正前																																																																																																																																			
P196	<p><u>(3) 推計発生量(1日あたり)</u></p> <table border="1" data-bbox="463 241 1403 1010"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="8" style="text-align: center;"><u>(t)</u></th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>川崎</th> <th>幸</th> <th>中原</th> <th>高津</th> <th>宮前</th> <th>多摩</th> <th>麻生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総発生量</td> <td>発生～0.5か月</td> <td>144</td> <td>107</td> <td>153</td> <td>138</td> <td>137</td> <td>123</td> <td>100</td> <td>902</td> </tr> <tr> <td>0.5～1.5か月</td> <td>137</td> <td>101</td> <td>148</td> <td>133</td> <td>130</td> <td>122</td> <td>99</td> <td>870</td> </tr> <tr> <td>1.5～2.5か月</td> <td>137</td> <td>101</td> <td>148</td> <td>133</td> <td>130</td> <td>122</td> <td>99</td> <td>870</td> </tr> <tr> <td>2.5～3.5か月</td> <td>137</td> <td>101</td> <td>148</td> <td>133</td> <td>130</td> <td>122</td> <td>99</td> <td>870</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">避難所帯</td> <td>発生～0.5か月</td> <td>48</td> <td>42</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>0.5～1.5か月</td> <td>33</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>22</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>1.5～2.5か月</td> <td>33</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>22</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>2.5～3.5か月</td> <td>33</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>22</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">在宅世帯</td> <td>発生～0.5か月</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>113</td> <td>104</td> <td>105</td> <td>108</td> <td>88</td> <td>677</td> </tr> <tr> <td>0.5～1.5か月</td> <td>104</td> <td>72</td> <td>119</td> <td>111</td> <td>114</td> <td>109</td> <td>90</td> <td>719</td> </tr> <tr> <td>1.5～2.5か月</td> <td>104</td> <td>72</td> <td>119</td> <td>111</td> <td>114</td> <td>109</td> <td>90</td> <td>719</td> </tr> <tr> <td>2.5～3.5か月</td> <td>104</td> <td>72</td> <td>119</td> <td>111</td> <td>114</td> <td>109</td> <td>90</td> <td>719</td> </tr> </tbody> </table>			<u>(t)</u>										川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計	総発生量	発生～0.5か月	144	107	153	138	137	123	100	902	0.5～1.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870	1.5～2.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870	2.5～3.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870	避難所帯	発生～0.5か月	48	42	40	35	32	15	12	244	0.5～1.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148	1.5～2.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148	2.5～3.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148	在宅世帯	発生～0.5か月	95	64	113	104	105	108	88	677	0.5～1.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719	1.5～2.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719	2.5～3.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719	<p>分が可能な施設に対し、災害廃棄物の受入可能状況に関する次の事項を問い合わせる。</p> <p>(7) 木くずの再使用・再資源化、破碎、焼却</p> <p>(イ) コンクリート塊の破碎及び再資源化</p> <p>(ロ) 金属くずの破碎及び再資源化</p> <p>(エ) 最終処分</p> <p>なお、県も受入可能な産業廃棄物処理施設の情報を収集しているので、問い合わせる。</p> <p>イ 災害廃棄物処理に関する県の基本方針の把握 県が更新する災害廃棄物処理に関する基本方針を総務班を通じて把握し、災害廃棄物処理計画の更新の際に考慮する。</p> <p>ウ 災害廃棄物処理に関する国の動向の把握 災害廃棄物処理に関する国庫補助等、国の動向について、総務班を通じて県から情報収集を行い、災害廃棄物処理計画の更新の際に考慮する。</p> <p>② 災害廃棄物処理計画の更新</p> <p>(1) 計画の更新</p> <p>ア 更新の目的 現実の被災状況を踏まえ、事前に定めた災害廃棄物処理計画を実施計画として更新する。 また、全体の作業量を予測し、処理体制の整備と支援要請の基礎資料とする。</p> <p>イ 計画更新の手順 計画更新の基礎情報を整理し、災害廃棄物処理計画（解体撤去、仮保管、再使用・再資源化、最終処分）を更新する。</p> <p>ウ 解体撤去の計画内容 計画内容として次の事項を定める。</p> <p>(7) 住民からの解体撤去申請受付事務の体制</p> <p>(イ) 解体業者との契約方式</p> <p>(ロ) 解体撤去の優先度評価の基準</p> <p>(エ) 解体撤去業者への発注・完了確認・支払いの手順</p> <p>(オ) 解体撤去作業の管理・指導の要領</p> <p>(カ) 作業スケジュール</p> <p>[更新時の考慮事項]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの解体撤去申請受付事務について、関係局・区役所等との協議体制の確立を図るとともに、建物の解体撤去に伴い発見されたアルバム等は思い出の品として取り扱うよう配慮する。 ・解体撤去申請の受付の際に、固定資産課税台帳等により解体申請のあった建物の面積確認などを行う必要があるため、担当部署（資産税担当課）等との協議体制の確立を図る。 ・解体撤去の優先度判定のための建物調査は、多くの補強人員を要するため、建築関連団体からの協力体制の確立を図る。 </div> <p>エ 仮保管の計画内容 計画内容として次の事項を定める。</p> <p>(7) 必要とされる保管容量の推計</p> <p>(イ) 保管場所用地の選定</p> <p>(ロ) 搬入ルートの設定</p> <p>(エ) 仮保管場所の運用時間</p> <p>(オ) 分別ごとの受入区画の設定</p> <p>(カ) 車両の誘導及び廃棄物の積み下ろしに関する指導方法</p> <p>(キ) 受け入れた廃棄物の重機による積み上げや二次分別の方法（分別の徹底）</p> <p>(ク) 仮保管場所の夜間の警備体制</p>
		<u>(t)</u>																																																																																																																																			
		川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計																																																																																																																												
総発生量	発生～0.5か月	144	107	153	138	137	123	100	902																																																																																																																												
	0.5～1.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870																																																																																																																												
	1.5～2.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870																																																																																																																												
	2.5～3.5か月	137	101	148	133	130	122	99	870																																																																																																																												
避難所帯	発生～0.5か月	48	42	40	35	32	15	12	244																																																																																																																												
	0.5～1.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148																																																																																																																												
	1.5～2.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148																																																																																																																												
	2.5～3.5か月	33	28	29	22	15	12	9	148																																																																																																																												
在宅世帯	発生～0.5か月	95	64	113	104	105	108	88	677																																																																																																																												
	0.5～1.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719																																																																																																																												
	1.5～2.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719																																																																																																																												
	2.5～3.5か月	104	72	119	111	114	109	90	719																																																																																																																												

頁	修正後	修正前																																																																																																										
P197	<p><u>2 粗大ごみ</u></p> <p><u>(1) 発生量推計式</u></p> <p>一日発生量＝通常分（平成28年度粗大ごみ実績量÷年間日数）＋増加分（通常分×5.5（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より抜粋）×当該期間の一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率）</p> <p><u>ア 粗大ごみ増加分</u></p> <p>通常分×5.5倍とする。（堺市災害廃棄物処理計画の想定災害における推計結果より）</p> <p><u>イ 一日あたりの粗大ごみ増加分の排出率</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出時期</th> <th>地震発生～0.5か月</th> <th>0.5～1.5か月</th> <th>1.5～2.5か月</th> <th>2.5～3.5か月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一日あたりの排出率</td> <td>9.7%</td> <td>11.4%</td> <td>6.0%</td> <td>2.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 粗大ごみ推計発生量</u></p> <p style="text-align: right;">(t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>川崎</th> <th>幸</th> <th>中原</th> <th>高津</th> <th>宮前</th> <th>多摩</th> <th>麻生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常分</td> <td>3.8</td> <td>3.0</td> <td>4.8</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">増加分</td> <td>発生～0.5か月</td> <td>20.3</td> <td>16.0</td> <td>25.6</td> <td>21.3</td> <td>20.8</td> <td>18.7</td> <td>15.5</td> <td>138.2</td> </tr> <tr> <td>0.5～1.5か月</td> <td>23.8</td> <td>18.8</td> <td>30.1</td> <td>25.1</td> <td>24.5</td> <td>21.9</td> <td>18.2</td> <td>162.4</td> </tr> <tr> <td>1.5～2.5か月</td> <td>12.5</td> <td>9.9</td> <td>15.8</td> <td>13.2</td> <td>12.9</td> <td>11.6</td> <td>9.6</td> <td>85.5</td> </tr> <tr> <td>2.5～3.5か月</td> <td>4.8</td> <td>3.8</td> <td>6.1</td> <td>5.1</td> <td>4.9</td> <td>4.4</td> <td>3.7</td> <td>32.8</td> </tr> <tr> <td>一日発生量</td> <td>24.1</td> <td>19.0</td> <td>30.4</td> <td>25.3</td> <td>24.7</td> <td>22.2</td> <td>18.4</td> <td>164.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一日発生量</td> <td>0.5～1.5か月</td> <td>27.6</td> <td>21.8</td> <td>34.9</td> <td>29.1</td> <td>28.4</td> <td>25.4</td> <td>21.1</td> <td>188.3</td> </tr> <tr> <td>1.5～2.5か月</td> <td>16.3</td> <td>12.9</td> <td>20.5</td> <td>17.2</td> <td>16.8</td> <td>15.1</td> <td>12.5</td> <td>111.4</td> </tr> <tr> <td>2.5～3.5か月</td> <td>8.6</td> <td>6.8</td> <td>10.9</td> <td>9.1</td> <td>8.8</td> <td>7.9</td> <td>6.6</td> <td>58.7</td> </tr> </tbody> </table>	排出時期	地震発生～0.5か月	0.5～1.5か月	1.5～2.5か月	2.5～3.5か月	一日あたりの排出率	9.7%	11.4%	6.0%	2.3%	種別	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計	通常分	3.8	3.0	4.8	4.0	3.9	3.5	2.9	25.9	増加分	発生～0.5か月	20.3	16.0	25.6	21.3	20.8	18.7	15.5	138.2	0.5～1.5か月	23.8	18.8	30.1	25.1	24.5	21.9	18.2	162.4	1.5～2.5か月	12.5	9.9	15.8	13.2	12.9	11.6	9.6	85.5	2.5～3.5か月	4.8	3.8	6.1	5.1	4.9	4.4	3.7	32.8	一日発生量	24.1	19.0	30.4	25.3	24.7	22.2	18.4	164.1	一日発生量	0.5～1.5か月	27.6	21.8	34.9	29.1	28.4	25.4	21.1	188.3	1.5～2.5か月	16.3	12.9	20.5	17.2	16.8	15.1	12.5	111.4	2.5～3.5か月	8.6	6.8	10.9	9.1	8.8	7.9	6.6	58.7	<p>[更新時の考慮事項]</p> <p>・災害廃棄物の再使用・再資源化、中間処理、最終処分の量を考慮して、必要な保管容量を予測する。</p> <p>・仮保管場所の容量が不足する場合は、新たな候補地を確保する。</p> <p>オ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の計画内容 計画内容として次の事項を定める。</p> <p>(7) 分別区分ごとの再使用・再資源化の計画量</p> <p>(4) 市施設で行う再使用・再資源化及び中間処理の方法と計画量</p> <p>(6) 民間産業廃棄物処理施設に委託して行う再使用・再資源化及び中間処理の方法と計画量</p> <p>(e) 仮保管場所からの搬出方法</p> <p>(f) 最終処分量の推計と最終処分の方法</p> <p>[更新時の考慮事項]</p> <p>・再使用・再資源化が困難な部分は、破碎・焼却等を最大限実施するため、市施設での処理、臨時的な中間処理設備への搬入、産業廃棄物処理施設への委託による中間処理計画を策定する。</p> <p>・長期的、広域的な観点から最終処分方を策定する。</p> <p>(2) 適正処理が困難な廃棄物等に関する対応方針 倒壊家屋内にアスベストなどの有害物質含有廃棄物が発見された場合、業者による解体撤去時に搬出し、適正処理を図る。また、その旨を対象家屋の所有者に周知する。</p> <p>2 解体撤去事務担当の業務</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付</td> </tr> <tr> <td>② 建物確認・調査</td> </tr> <tr> <td>③ 業者への発注・作業管理</td> </tr> <tr> <td>④ 支払い等の経理</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 倒壊家屋の解体撤去に関する業務分担 家屋の解体撤去事務担当に次の係を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付係 解体撤去に関する申請書類の受付、書類の確認 ・ 建物確認・調査係 申請書に基づく現地調査と解体優先度の評価 ・ 発注・作業管理係 解体業者への発注と作業管理及び作業完了確認 ・ 経理係 解体業者への支払い等に関する業務 	① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付	② 建物確認・調査	③ 業者への発注・作業管理	④ 支払い等の経理
排出時期	地震発生～0.5か月	0.5～1.5か月	1.5～2.5か月	2.5～3.5か月																																																																																																								
一日あたりの排出率	9.7%	11.4%	6.0%	2.3%																																																																																																								
種別	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計																																																																																																				
通常分	3.8	3.0	4.8	4.0	3.9	3.5	2.9	25.9																																																																																																				
増加分	発生～0.5か月	20.3	16.0	25.6	21.3	20.8	18.7	15.5	138.2																																																																																																			
	0.5～1.5か月	23.8	18.8	30.1	25.1	24.5	21.9	18.2	162.4																																																																																																			
	1.5～2.5か月	12.5	9.9	15.8	13.2	12.9	11.6	9.6	85.5																																																																																																			
	2.5～3.5か月	4.8	3.8	6.1	5.1	4.9	4.4	3.7	32.8																																																																																																			
	一日発生量	24.1	19.0	30.4	25.3	24.7	22.2	18.4	164.1																																																																																																			
一日発生量	0.5～1.5か月	27.6	21.8	34.9	29.1	28.4	25.4	21.1	188.3																																																																																																			
	1.5～2.5か月	16.3	12.9	20.5	17.2	16.8	15.1	12.5	111.4																																																																																																			
	2.5～3.5か月	8.6	6.8	10.9	9.1	8.8	7.9	6.6	58.7																																																																																																			
	① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付																																																																																																											
② 建物確認・調査																																																																																																												
③ 業者への発注・作業管理																																																																																																												
④ 支払い等の経理																																																																																																												

頁	修正後	修正前																											
P198	<p>3 事業系一般廃棄物</p> <p>(1) 推計発生量</p> <p>ア 発生原単位の設定 事業系一般廃棄物の発生原単位 約327t/日 ・平成27年度実績(119,547t)÷日数(366日)≒327t ・災害廃棄物を除く</p> <p>イ 推計発生量(1日あたり) 事業系一般廃棄物の推計発生量 約193t/日 ・一日発生量=発生原単位-(発生原単位×(被害棟数÷総棟数)) ・193/日t≒327-(327t×(102,017棟÷249,368棟))</p> <table border="1" data-bbox="460 598 1469 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎</th> <th>幸</th> <th>中原</th> <th>高津</th> <th>宮前</th> <th>多摩</th> <th>麻生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所総数</td> <td>11,278</td> <td>4,777</td> <td>7,285</td> <td>6,146</td> <td>4,368</td> <td>5,077</td> <td>3,685</td> <td>42,616</td> </tr> <tr> <td>事業系一般廃棄物発生量(案分)</td> <td>51</td> <td>21</td> <td>33</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>193</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業所総数出典：平成26年経済センサス-基礎調査結果 事業所数及び従業者数</p> <p>※ 被害棟数は、川崎市地震被害想定調査報告書の平成22年と平成25年の被害想定調査を比較して区別・被害別に被害件数が多いものを使用</p>		川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計	事業所総数	11,278	4,777	7,285	6,146	4,368	5,077	3,685	42,616	事業系一般廃棄物発生量(案分)	51	21	33	28	20	23	17	193	<p>〔倒壊家屋の解体撤去事務に関する各係の業務フロー〕</p> <p>〔倒壊家屋の解体撤去事務に関する各係の業務フロー〕</p>  <p>① 倒壊家屋の解体撤去に関する申請受付（申請受付係の業務）</p> <p>(1) 申請書類の書式の用意 市が行う契約方式（原則として市と解体業者との二者契約）に応じて、申請方法の説明文書、倒壊家屋の解体撤去の申請書、解体撤去作業委託に関する市と業者、住民との契約書、解体撤去作業委託仕様書等の書式を用意する。</p> <p>(2) 住民への広報 市の事業として行う解体処理の概要、申請方法、申請書類の配付場所、添付する書類、受付場所と受付時期について、住民への広報を総務班に依頼する。</p> <p>(3) 申請書類の受付 申請書は市による解体撤去への同意書を兼ねており、申請者は当該建物の所有者となる。 申請書類として、申請書、罹災証明書、占有者の同意書、返信用封筒の提出を求める。</p> <p>(4) 記入事項の確認 申請書類を受け付ける際は、記入もれがないか確認する。 建物の延べ床面積は固定資産税台帳等により確認するため、担当部署（資産税担当課）との連絡体制を確立する。</p> <p>(5) 建物の確認・調査の依頼 申請書及び住宅地図のコピーを建物確認・調査係に提出し、現地調査を依頼する。</p> <p>(6) 申請者への解体日時の通知 建物の確認・調査、優先度評価の後、発注・作業管理係は業者に解体作業を発注し、解体作業への着手日時を申請受付係に報告する。 解体作業の着手日時の報告を受け、解体撤去作業通知書に日時を記入し申請者に返送する。</p> <p>② 建物確認・調査（建物確認・調査係の業務）</p> <p>(1) 建物確認 申請受付係より提出された申請書と住宅地図のコピーに基づき、現地調査を行い、建物の立地、地域、損壊度を確認する。</p> <p>(2) 発注・作業係への報告</p>
	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計																					
事業所総数	11,278	4,777	7,285	6,146	4,368	5,077	3,685	42,616																					
事業系一般廃棄物発生量(案分)	51	21	33	28	20	23	17	193																					

頁	修正後	修正前																																																									
P199	<p>○し尿発生量の推計</p> <p><u>1 基礎数値</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎資料として、避難所の収容人数を把握する。 し尿収集対象人口（おむつ使用者及び簡易トイレ使用者を除く）し尿人口 発生原単位 1人1日 1.5Lとする。（平成28年4月内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」より） <p><u>2 発生量推計式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所からのし尿発生量推計式 一日発生量＝〔発生原単位〕×〔避難人口〕部地震想 災害用トイレからのし尿発生推計量〔発生原単位〕×〔トイレ基数〕×60（1基あたり使用人数） 携帯トイレ発生推計量〔発生原単位〕×〔避難人口〕－〔災害用トイレからのし尿発生推計量〕 <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1" data-bbox="409 821 1484 1140"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難人口</td> <td>55,318</td> <td>38,215</td> <td>59,692</td> <td>46,519</td> <td>31,828</td> <td>20,307</td> <td>15,84</td> <td>267,720</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ組立式人口</td> <td>50,500</td> <td>34,886</td> <td>54,493</td> <td>42,467</td> <td>29,056</td> <td>18,538</td> <td>14,461</td> <td>244,401</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ等人口</td> <td>4,818</td> <td>3,329</td> <td>5,199</td> <td>4,052</td> <td>2,772</td> <td>1,769</td> <td>1,380</td> <td>23,319</td> </tr> </tbody> </table> <p>・対象人口の推移率</p> <table border="1" data-bbox="460 1173 976 1528"> <thead> <tr> <th>日数</th> <th>推移率</th> <th>避難者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災～4日目</td> <td>100%</td> <td>267,720</td> </tr> <tr> <td>5日目</td> <td>98%</td> <td>262,366</td> </tr> <tr> <td>6日目</td> <td>95%</td> <td>254,334</td> </tr> <tr> <td>7～9日目</td> <td>90%</td> <td>240,948</td> </tr> <tr> <td>10～19日目</td> <td>80%</td> <td>214,176</td> </tr> <tr> <td>20～29日目</td> <td>65%</td> <td>174,018</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成8年1月神戸市「阪神・淡路大震災 ―神戸市の記録 1995年―」を参考に推計</p>		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生	合計	避難人口	55,318	38,215	59,692	46,519	31,828	20,307	15,84	267,720	仮設トイレ組立式人口	50,500	34,886	54,493	42,467	29,056	18,538	14,461	244,401	簡易トイレ等人口	4,818	3,329	5,199	4,052	2,772	1,769	1,380	23,319	日数	推移率	避難者数(人)	発災～4日目	100%	267,720	5日目	98%	262,366	6日目	95%	254,334	7～9日目	90%	240,948	10～19日目	80%	214,176	20～29日目	65%	174,018	<p>現地調査の結果をもとに、危険性、公益性を考慮して解体優先度を評価する。申請書に優先度を記入して発注・作業係に提出する。</p> <p>③ 業者への発注・作業管理（発注・作業管理系の業務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 解体業者への説明会の開催 市が行う解体業務受注を希望する業者に対し、関連業界等を通じ、あるいは市の広報により、解体発注に関する説明会の開催を広報するよう総務班に依頼する。 説明会では、市への登録方法、契約方式、解体撤去の単価、発注手続きの概要を説明する。 解体業者の市への登録 発注先業者リストを作成するため、解体業務受注を希望する業者に対し、市への登録を求める。登録は、各業者からの登録書提出により行い、登録の際に、業務実績を示す書類の提出を求め、解体能力を把握する。 解体撤去作業の発注・契約 優先度の評価による解体の順序に従って業者リストから解体業者を選定し発注する。 市と業者との間で契約書を作成し、作業着手日時を明確にし、解体業者に着手届けの提出と工期（完了見込み）の報告を求める。 発注時の解体業者への周知事項 市が定めた「解体撤去作業指針」及び「搬入・運搬作業指針」を配付する。 仮保管場所への搬入路、受入区画等の案内図を渡す。 作業着手前及び作業完了後に、それぞれ建物の位置が特定できるよう背景を入れた写真を3方向から撮影し、作業完了確認用とする。 作業着手日時の申請者への通知 発注契約完了後直ちに、着手予定日時を申請係に連絡する。 解体撤去作業の完了確認 解体撤去作業の確認のため、解体前と解体後の状況を写した写真（建物の位置が特定できるよう背景を入れて3方向より撮影したもの計6枚）の提出を求める。 解体撤去作業の完了を確認後、作業完了確認書を交付し、契約書に記載された契約額に基づく請求書を添付して、経理係に提出するよう伝える。 <p>④ 支払い等の経理（経理系の業務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 解体業者への支払い 解体業者から作業完了確認書と請求書の提出を受け、契約書を参照して記載内容、契約額を確認し、業者への支払い手続きを行う。 解体費用の調整 解体作業に要した費用については、被災者生活再建支援法に基づく申請者への支援金支給状況等を考慮しながら、総務班を通じて関係機関と調整する。 また、倒壊家屋等の解体についても阪神・淡路大震災及び東日本大震災において国庫補助事業の対象となっていたことから、総務班を通じて国の動向を把握する。 <p>3 仮保管場所担当の業務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① 仮保管場所の開設準備</p> <p>② 仮保管場所の運用</p> </div> <p>① 仮保管場所の開設準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 仮保管計画に基づき、搬入・積み下ろしのための場内ルートを設定する。 仮保管場所の受入時間、受入基準、受入区画と使用順序を示す文書、場内ルート及び仮保管場所周辺の搬入ルートを示す地図を作成し、解体撤去事務担当の発注・作業管理係に提出し、解体業者、運搬業者への周知を図る。 分別ごとの区画、積み下ろし場所などを表示する標識を場内に設営する。
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生	合計																																																			
避難人口	55,318	38,215	59,692	46,519	31,828	20,307	15,84	267,720																																																			
仮設トイレ組立式人口	50,500	34,886	54,493	42,467	29,056	18,538	14,461	244,401																																																			
簡易トイレ等人口	4,818	3,329	5,199	4,052	2,772	1,769	1,380	23,319																																																			
日数	推移率	避難者数(人)																																																									
発災～4日目	100%	267,720																																																									
5日目	98%	262,366																																																									
6日目	95%	254,334																																																									
7～9日目	90%	240,948																																																									
10～19日目	80%	214,176																																																									
20～29日目	65%	174,018																																																									

頁	修正後	修正前																																																																																																																																																																																																								
P200	<p><u>推計発生量</u> <u>(地震発生～1か月)</u> <u>(1) 仮設トイレ組立式し尿推計発生量</u></p> <p style="text-align: right;">単位：kL</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>合計 (日)</th> <th>合計 (延べ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災日</td> <td>31.7</td> <td>21.9</td> <td>34.2</td> <td>26.6</td> <td>18.2</td> <td>11.6</td> <td>9.0</td> <td>153.2</td> <td>153.2</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>43.9</td> <td>30.3</td> <td>47.4</td> <td>36.9</td> <td>25.3</td> <td>16.1</td> <td>12.6</td> <td>212.5</td> <td>365.7</td> </tr> <tr> <td>3日目</td> <td>56.2</td> <td>38.8</td> <td>60.6</td> <td>47.3</td> <td>32.3</td> <td>20.6</td> <td>16.1</td> <td>271.9</td> <td>637.6</td> </tr> <tr> <td>4日目</td> <td>56.2</td> <td>38.8</td> <td>60.6</td> <td>47.3</td> <td>32.3</td> <td>20.6</td> <td>16.1</td> <td>271.9</td> <td>909.5</td> </tr> <tr> <td>5日目</td> <td>56.2</td> <td>38.8</td> <td>60.6</td> <td>47.3</td> <td>32.3</td> <td>20.6</td> <td>16.1</td> <td>271.9</td> <td>1181.4</td> </tr> <tr> <td>6日目</td> <td>56.2</td> <td>38.8</td> <td>60.6</td> <td>47.3</td> <td>32.3</td> <td>20.6</td> <td>16.1</td> <td>271.9</td> <td>1453.3</td> </tr> <tr> <td>7～9 日目</td> <td>52.6</td> <td>36.3</td> <td>56.8</td> <td>44.2</td> <td>30.3</td> <td>19.3</td> <td>15.0</td> <td>254.5</td> <td>2216.8</td> </tr> <tr> <td>10～19 日目</td> <td>45.0</td> <td>31.1</td> <td>48.6</td> <td>37.9</td> <td>25.9</td> <td>16.5</td> <td>12.8</td> <td>217.8</td> <td>4394.8</td> </tr> <tr> <td>20～29 日目</td> <td>39.3</td> <td>27.2</td> <td>42.5</td> <td>33.1</td> <td>22.6</td> <td>14.4</td> <td>11.2</td> <td>190.3</td> <td>6297.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初動対応時の運搬・設置にかかる日数を考慮した。</p> <p><u>(2) 携帯トイレ(ごみ)推計発生量</u></p> <p style="text-align: right;">単位：t</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> <th>合計 (日)</th> <th>合計 (延べ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災日</td> <td>44.9</td> <td>31.0</td> <td>48.5</td> <td>37.8</td> <td>25.8</td> <td>16.5</td> <td>12.8</td> <td>217.3</td> <td>217.3</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>32.6</td> <td>22.5</td> <td>35.3</td> <td>27.5</td> <td>18.8</td> <td>12.0</td> <td>9.3</td> <td>158.0</td> <td>375.3</td> </tr> <tr> <td>3日目</td> <td>20.4</td> <td>14.1</td> <td>22.0</td> <td>17.1</td> <td>11.7</td> <td>7.5</td> <td>5.8</td> <td>98.6</td> <td>473.9</td> </tr> <tr> <td>4日目</td> <td>20.4</td> <td>14.1</td> <td>22.0</td> <td>17.1</td> <td>11.7</td> <td>7.5</td> <td>5.8</td> <td>98.6</td> <td>572.5</td> </tr> <tr> <td>5日目</td> <td>18.8</td> <td>13.0</td> <td>20.3</td> <td>15.8</td> <td>10.8</td> <td>6.9</td> <td>5.4</td> <td>91.0</td> <td>663.5</td> </tr> <tr> <td>6日目</td> <td>16.4</td> <td>11.3</td> <td>17.8</td> <td>13.8</td> <td>9.4</td> <td>6.0</td> <td>4.7</td> <td>79.4</td> <td>742.9</td> </tr> <tr> <td>7～9 日目</td> <td>16.0</td> <td>11.1</td> <td>17.3</td> <td>13.5</td> <td>9.2</td> <td>5.9</td> <td>4.6</td> <td>77.6</td> <td>975.7</td> </tr> <tr> <td>10～19 日目</td> <td>15.7</td> <td>10.9</td> <td>17.0</td> <td>13.2</td> <td>9.0</td> <td>5.8</td> <td>4.5</td> <td>76.1</td> <td>1736.7</td> </tr> <tr> <td>20～29 日目</td> <td>9.5</td> <td>6.6</td> <td>10.4</td> <td>8.0</td> <td>5.5</td> <td>3.5</td> <td>2.7</td> <td>46.2</td> <td>2198.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※仮設トイレ組立式人口に含まれる人口の一部も避難所等の既存便座を活用し携帯トイレを使用する想定である。</p>		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計 (日)	合計 (延べ)	発災日	31.7	21.9	34.2	26.6	18.2	11.6	9.0	153.2	153.2	2日目	43.9	30.3	47.4	36.9	25.3	16.1	12.6	212.5	365.7	3日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	637.6	4日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	909.5	5日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	1181.4	6日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	1453.3	7～9 日目	52.6	36.3	56.8	44.2	30.3	19.3	15.0	254.5	2216.8	10～19 日目	45.0	31.1	48.6	37.9	25.9	16.5	12.8	217.8	4394.8	20～29 日目	39.3	27.2	42.5	33.1	22.6	14.4	11.2	190.3	6297.8		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計 (日)	合計 (延べ)	発災日	44.9	31.0	48.5	37.8	25.8	16.5	12.8	217.3	217.3	2日目	32.6	22.5	35.3	27.5	18.8	12.0	9.3	158.0	375.3	3日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	98.6	473.9	4日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	98.6	572.5	5日目	18.8	13.0	20.3	15.8	10.8	6.9	5.4	91.0	663.5	6日目	16.4	11.3	17.8	13.8	9.4	6.0	4.7	79.4	742.9	7～9 日目	16.0	11.1	17.3	13.5	9.2	5.9	4.6	77.6	975.7	10～19 日目	15.7	10.9	17.0	13.2	9.0	5.8	4.5	76.1	1736.7	20～29 日目	9.5	6.6	10.4	8.0	5.5	3.5	2.7	46.2	2198.7	<p>(4) 仮保管場所入口での搬入券の確認体制、場内区画での積み下ろしの指示体制を確立する。 (5) 場内での二次分別、場内整理のための積み上げ、廃棄物の再使用・再資源化、最終処分のための搬出車両への積み込みのための重機及び運転人員を民間事業者へ委託して確保する。 (6) 不法投棄を防止するための体制を整える。 (7) 飛散防止、悪臭・害虫の発生防止対策を整える。</p> <p>② 仮保管場所の運用</p> <p>(1) 仮保管場所への搬入作業の管理・指導 ア 仮保管場所の入口で、搬入券及び搬入物の確認を行う。 イ 車両誘導員を配置して、搬入物の分別区分ごとに搬入させる。なお、体積・比重からの換算方法等により、可能な限り数量把握を行う。</p> <p>(2) 仮保管場所の運用計画 ア 仮保管場所での災害廃棄物の積み上げは5メートル以下とする。 イ 木くず及びその他の可燃物の保管場所には消火器を設置し、火災に備える。 ウ 災害廃棄物を覆うシートなどを準備し、飛散防止、悪臭・害虫の発生に備える。</p> <p>(3) 再使用・再資源化施設、処理施設、処分場への搬出 仮保管場所から再使用・再資源化施設等への災害廃棄物の搬出は、運搬業者に委託した車両を用い、効率的に行う。</p> <p>4 災害廃棄物処理担当の業務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理 ② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 ③ 災害廃棄物の有効利用先の検討 ④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告</p> </div> <p>① 災害廃棄物の市処理施設(中間処理施設)での処理</p> <p>(1) 中間処理施設は既存施設によることを原則とするが、臨時の中間処理施設が必要と考えられる場合、災害廃棄物処理計画に従い、臨時の中間処理(破碎・焼却)設備の設置について検討する。設置場所としては、仮保管場所としている市有地などの候補地から選定する。 (2) 発注から設置完了までの期間を考慮し、設備の稼働計画を策定する。</p> <p>② 災害廃棄物の民間事業者への処理委託の調整 廃棄物の分別区分に応じて、委託先とする民間産業廃棄物処理施設を選定する。必要に応じて県及び産業廃棄物協会から情報を得る。</p> <p>③ 災害廃棄物の有効利用先の検討 (1) コンクリート塊の路盤材、路床材への有効利用法を検討し、事業者の協力を求める。 (2) 木くず及び金属くずも有効利用法を検討し、事業者の協力を求める。</p> <p>④ 再使用・再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握と報告 再使用・再資源化、中間処理、最終処分は中長期にわたるため、毎月の進捗状況を把握し、全体の処理計画のうちどの程度まで処理がすすんでいるかを把握し、総務担当に報告する。</p> <p>(資料編 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(神奈川県産業廃棄物協会)) (資料編 地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去等に関する協定 (神奈川県建物解体業協会、川崎市建物解体業協同組合、川崎建設業協会))</p> <p>第6節 廃棄物収集班の業務 1 ゴミ・し尿等収集計画担当の業務</p>
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計 (日)	合計 (延べ)																																																																																																																																																																																																	
発災日	31.7	21.9	34.2	26.6	18.2	11.6	9.0	153.2	153.2																																																																																																																																																																																																	
2日目	43.9	30.3	47.4	36.9	25.3	16.1	12.6	212.5	365.7																																																																																																																																																																																																	
3日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	637.6																																																																																																																																																																																																	
4日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	909.5																																																																																																																																																																																																	
5日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	1181.4																																																																																																																																																																																																	
6日目	56.2	38.8	60.6	47.3	32.3	20.6	16.1	271.9	1453.3																																																																																																																																																																																																	
7～9 日目	52.6	36.3	56.8	44.2	30.3	19.3	15.0	254.5	2216.8																																																																																																																																																																																																	
10～19 日目	45.0	31.1	48.6	37.9	25.9	16.5	12.8	217.8	4394.8																																																																																																																																																																																																	
20～29 日目	39.3	27.2	42.5	33.1	22.6	14.4	11.2	190.3	6297.8																																																																																																																																																																																																	
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計 (日)	合計 (延べ)																																																																																																																																																																																																	
発災日	44.9	31.0	48.5	37.8	25.8	16.5	12.8	217.3	217.3																																																																																																																																																																																																	
2日目	32.6	22.5	35.3	27.5	18.8	12.0	9.3	158.0	375.3																																																																																																																																																																																																	
3日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	98.6	473.9																																																																																																																																																																																																	
4日目	20.4	14.1	22.0	17.1	11.7	7.5	5.8	98.6	572.5																																																																																																																																																																																																	
5日目	18.8	13.0	20.3	15.8	10.8	6.9	5.4	91.0	663.5																																																																																																																																																																																																	
6日目	16.4	11.3	17.8	13.8	9.4	6.0	4.7	79.4	742.9																																																																																																																																																																																																	
7～9 日目	16.0	11.1	17.3	13.5	9.2	5.9	4.6	77.6	975.7																																																																																																																																																																																																	
10～19 日目	15.7	10.9	17.0	13.2	9.0	5.8	4.5	76.1	1736.7																																																																																																																																																																																																	
20～29 日目	9.5	6.6	10.4	8.0	5.5	3.5	2.7	46.2	2198.7																																																																																																																																																																																																	

頁	修正後	修正前																																												
P201	<p>○災害廃棄物処理可能量推計</p> <p>被災時に本市焼却処理施設が被災し、処理能力が不足した場合には、必要となる補完処理能力を検討する。</p> <p>1 要災害廃棄物処理能力</p> <p>(1) 焼却が必要となる災害廃棄物の量 廃棄物量 582,567 t</p> <p>(2) 処理に要する期間（災害廃棄物の処理が完了するまでの期間） 3つの区分（1年、2年、3年）を仮定</p> <p>(3) 要災害廃棄物処理能力の算出 1年：582,567t ÷ 365日 = 1,597 t/日 2年：582,567t ÷ 730日 = 799 t/日 3年：582,567t ÷ 1,095日 = 533 t/日</p> <p>2 補完が必要となる焼却処理能力</p> <p>(1) 処理施設の処理能力 各施設稼働時の処理能力を次に示す 浮島処理センター：610t/日（一般廃棄物 509t/日、災害廃棄物 101t/日） 堤根処理センター：225t/日（一般廃棄物 188t/日、災害廃棄物 37t/日） 王禅寺処理センター：342t/日（一般廃棄物 285t/日、災害廃棄物 57t/日） ※一般廃棄物については平成28年度平均処理量を引用し、一般廃棄物の最大20%を災害廃棄物の処理に充てるものと仮定</p> <p>(2) 算出パターン 本市焼却処理施設である3処理施設の被災有無により想定されるパターンは8つあるため、それぞれについて検討</p> <p style="text-align: center;">処理施設の被災有無による検討パターン</p> <table border="1" data-bbox="439 1220 1451 1562"> <thead> <tr> <th>検討パターン</th> <th>浮島処理センター</th> <th>堤根処理センター</th> <th>王禅寺処理センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>稼働</td><td>稼働</td><td>稼働</td></tr> <tr><td>2</td><td>稼働</td><td>被災</td><td>稼働</td></tr> <tr><td>3</td><td>稼働</td><td>稼働</td><td>被災</td></tr> <tr><td>4</td><td>稼働</td><td>被災</td><td>被災</td></tr> <tr><td>5</td><td>被災</td><td>稼働</td><td>稼働</td></tr> <tr><td>6</td><td>被災</td><td>被災</td><td>稼働</td></tr> <tr><td>7</td><td>被災</td><td>稼働</td><td>被災</td></tr> <tr><td>8</td><td>被災</td><td>被災</td><td>被災</td></tr> </tbody> </table> <p>1：3処理施設とも稼働 2：堤根処理センターが被災し、他の2処理施設で処理 3：王禅寺処理センターが被災し、他の2処理施設で処理 4：堤根・王禅寺処理センターが被災し、浮島処理センターのみで処理 5：浮島処理センターが被災し、他の2処理施設で処理 6：浮島・堤根処理センターが被災し、王禅寺処理センターのみで処理 7：浮島・王禅寺処理センターが被災し、堤根処理センターのみで処理 8：3処理施設とも被災</p>	検討パターン	浮島処理センター	堤根処理センター	王禅寺処理センター	1	稼働	稼働	稼働	2	稼働	被災	稼働	3	稼働	稼働	被災	4	稼働	被災	被災	5	被災	稼働	稼働	6	被災	被災	稼働	7	被災	稼働	被災	8	被災	被災	被災	<p>① ごみ収集計画の更新 ② 災害用トイレ設置計画の更新 ③ 災害用トイレ設置の基本方針 ④ し尿等収集計画の更新</p> <p>① ごみ収集計画の更新 現実の被災状況等を踏まえ、事前に定めたごみ収集計画を適宜更新する。また、ごみ発生量が通常時の収集能力を超える場合の収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎資料とする。</p> <p>(1) 更新の手順 ア 情報の整理 (ア) 避難所からのごみ推計発生量 (イ) 住民が在宅する地域からのごみ推計発生量 (ウ) 粗大ごみの発生動向と推計発生量 (エ) ごみ収集車の稼働可能車数と収集可能日量 (オ) 粗大ごみの保管場所の必要性の有無 (カ) 収集ルートの開通状況</p> <p>イ 収集体制の確保 (ア) 避難場所を含めた収集ルート (イ) 処理施設への搬入ルート (ウ) 粗大ごみの応急時の収集体制 (エ) 粗大ごみの仮保管場所の開設計画と搬入ルート (オ) 収集スケジュール (カ) 適正処理が困難な廃棄物等への対応方針</p> <p>[更新時の考慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集車両の燃料を確保する方法を検討する。 ・避難住民が集中している場所など、発生量が多いと予測される場所を考慮して収集頻度を定める。 ・住民が帰宅するにつれて、粗大ごみの発生量が増加するため逐次収集計画を更新する。 ・粗大ごみの一時的な増加に対応するため、期間を限定した特別の収集体制を検討する。 <p>(2) ごみ収集の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集車両の燃料を確保する方法を検討する。 ・避難住民が集中している場所など、発生量が多いと予測される場所を考慮して収集頻度を定める。 ・住民が帰宅するにつれて、粗大ごみの発生量が増加するため逐次収集計画を更新する。 ・粗大ごみの一時的な増加に対応するため、期間を限定した特別の収集体制を検討する。 <p>(2) ごみ収集の基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1706 1793 2801 1961"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基本方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系普通ごみ</td> <td>避難所及び一般世帯から排出される普通ごみを収集する。</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ</td> <td>原則として収集を行わない。</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>電話申込みによる通常の粗大ごみ収集は当分の間中止する。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本方針	家庭系普通ごみ	避難所及び一般世帯から排出される普通ごみを収集する。	事業系ごみ	原則として収集を行わない。	粗大ごみ	電話申込みによる通常の粗大ごみ収集は当分の間中止する。
検討パターン	浮島処理センター	堤根処理センター	王禅寺処理センター																																											
1	稼働	稼働	稼働																																											
2	稼働	被災	稼働																																											
3	稼働	稼働	被災																																											
4	稼働	被災	被災																																											
5	被災	稼働	稼働																																											
6	被災	被災	稼働																																											
7	被災	稼働	被災																																											
8	被災	被災	被災																																											
種別	基本方針																																													
家庭系普通ごみ	避難所及び一般世帯から排出される普通ごみを収集する。																																													
事業系ごみ	原則として収集を行わない。																																													
粗大ごみ	電話申込みによる通常の粗大ごみ収集は当分の間中止する。																																													

頁	修正後	修正前																																																													
P202	<p><u>(3) 補完が必要となる焼却処理能力</u> 本市焼却処理施設の被災パターン毎に、処理に要する期間が1年、2年、3年の場合の、焼却処理施設の不足する処理能力を次の表に示す。</p> <p style="text-align: center;">不足する処理能力 単位 (t/日)</p> <table border="1" data-bbox="371 388 1558 766"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検討パターン</th> <th rowspan="2">処理能力 合計</th> <th colspan="3">災害時に必要となる処理能力</th> <th colspan="3">不足する処理能力 ※</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>195</td> <td rowspan="8">1,597</td> <td rowspan="8">799</td> <td rowspan="8">533</td> <td>1,402</td> <td>604</td> <td>338</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>158</td> <td>1,439</td> <td>641</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>138</td> <td>1,459</td> <td>661</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>101</td> <td>1,496</td> <td>698</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>94</td> <td>1,503</td> <td>705</td> <td>439</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>57</td> <td>1,540</td> <td>742</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>37</td> <td>1,560</td> <td>762</td> <td>496</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>0</td> <td>1,597</td> <td>799</td> <td>533</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 不足する処理能力：要災害廃棄物処理能力ー処理能力合計</p> <p><u>3 市の処理施設で処理出来ない場合、能力が不足する場合</u> 市の処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、仮設処理施設の設置等により処理能力の補完を検討する。また、他自治体又は民間事業者等に処理協力を要請する。</p>	検討パターン	処理能力 合計	災害時に必要となる処理能力			不足する処理能力 ※			1年	2年	3年	1年	2年	3年	1	195	1,597	799	533	1,402	604	338	2	158	1,439	641	375	3	138	1,459	661	395	4	101	1,496	698	432	5	94	1,503	705	439	6	57	1,540	742	476	7	37	1,560	762	496	8	0	1,597	799	533	<table border="1" data-bbox="1706 201 2804 346"> <tr> <td>資源物</td> <td>普通ごみの収集を優先的に行うため資源物の収集は一時的に中止する。</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>原則としては収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。</td> </tr> </table> <p><u>(3) ごみ収集に関する住民への広報内容の報告</u> ア ごみ収集計画に基づき、ごみの排出方法や、収集場所、収集スケジュール、粗大ごみの収集方式の変更など、避難住民、在宅住民の両者に広報する内容を明確にし総務班に報告する。 イ 粗大ごみの排出増加に備え、収集方式や排出の際の申込先、留意事項など、広報する内容を明確にして、総務班に報告する。</p> <p><u>(4) 適正処理が困難な廃棄物等の処分方法の確立</u> ア 適正処理が困難な廃棄物等は、業者による回収を原則として、その処分方法を品目ごとに整理して関係業界と協議し、回収依頼先、依頼方法などを定め総務班に住民広報を依頼する。 イ 避難場所からのカセットコンロのボンベの排出増加が予想されるため、使い切ってから排出することを周知するとともに、特定の排出場所を定め、その場所に排出するよう周知する。</p> <p><u>(5) ごみ収集の進捗状況の把握と報告</u> ア 収集作業の進捗状況を把握し、総務班に報告する。 イ 収集、処理体制の強化が必要な場合は、追加支援の要請を検討し、総務班に報告する。</p> <p><u>(6) 復旧計画の策定</u> 避難住民の帰宅状況、粗大ごみの増減の動向を踏まえ、ごみ収集体制の通常時への復旧計画あるいは、中期的体制への移行計画を策定する。</p> <p><u>(7) 復旧状況の把握と報告</u> ごみ収集体制の復旧計画の見直しを行い、総務班に報告する。</p> <p><u>② 災害用トイレ設置計画の更新</u> <u>(1) 計画更新の目的</u> ア 災害用トイレ設置計画に定めた災害用トイレの配置計画を現実の必要性と照らし合わせ、修正する。 イ 災害用トイレの必要性が備蓄数を超える場合の調達や、収集、維持管理に関する人的支援の必要性を明確にし、協定リース会社への要請等、支援要請の基礎情報とする。</p> <p><u>(2) 更新の手順</u> ア 災害用トイレの地域ごとの必要性を把握するため、次の情報を総務班あるいは、災害対策本部から把握する。 <u>(7) 住民の避難状況</u> <u>(イ) 上下水道の被災状況と復旧の見通し</u> イ 災害対策本部等から得た情報に基づき、避難場所への災害用トイレの設置の必要性、及び断水や下水道の損壊により水洗トイレが使用不能となった在宅住民を対象とした災害用トイレの必要性を把握する。 ウ 事前に策定した災害用トイレの配置計画に必要な変更を加え災害用トイレ設置計画を更新する。 エ 災害用トイレ設置計画を更新した場合は、生活環境事業所隊に連絡し、設置予定場所、設置予定スケジュール等を報告する。 オ 災害用トイレ設置計画を更新した場合は、総務班に連絡し、設置予定場所、設置予定スケジュール等を住民に広報する。</p> <p><u>(3) 各生活環境事業所隊との連絡調整</u> 更新した災害用トイレ設置計画の内容について、各生活環境事業所隊へ連絡し、必要な指示調整を行う。</p>	資源物	普通ごみの収集を優先的に行うため資源物の収集は一時的に中止する。	災害廃棄物	原則としては収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。
検討パターン	処理能力 合計			災害時に必要となる処理能力			不足する処理能力 ※																																																								
		1年	2年	3年	1年	2年	3年																																																								
1	195	1,597	799	533	1,402	604	338																																																								
2	158				1,439	641	375																																																								
3	138				1,459	661	395																																																								
4	101				1,496	698	432																																																								
5	94				1,503	705	439																																																								
6	57				1,540	742	476																																																								
7	37				1,560	762	496																																																								
8	0				1,597	799	533																																																								
資源物	普通ごみの収集を優先的に行うため資源物の収集は一時的に中止する。																																																														
災害廃棄物	原則としては収集しないが、発災後等においては状況に応じて臨時的に収集する。																																																														

頁	修正後	修正前
		<p>[更新時の考慮事項]</p> <p>・災害用トイレの設置については、避難所を中心に本市活動拠点や地域からの要請に対応できるように、組立式の災害用トイレによるほか、簡易トイレ等の活用など代替手段となる方策も講じる。(組立式の災害用トイレ備蓄数3,420基(平成27年度末現在))</p> <p>・必要に応じて、事前に契約している災害用トイレのリース業者からの調達を検討する。</p> <p>・長期に使用が見込まれる場所に本市の備蓄分を配置し、比較的早期の撤去が見込まれる場所に、支援により提供されたものを配置するよう計画する。</p> <p>・在宅住民で断水等のため、近隣の避難場所の災害用トイレを利用する可能性も考慮する。</p> <p>・高齢者や障害者の使用に配慮した型式の災害用トイレを適正に配置する。</p> <p>・下水道マンホールを利用した型式の災害用トイレの適正な配置を進める。</p> <p>・設置作業は一つの場所から順番に行うのではなく、各設置場所で平行的に設置するよう計画する。</p> <p>③ 災害用トイレ設置の基本方針</p> <p>(1) 設置体制と人員の確保</p> <p>ア 災害用トイレの設置はできるだけ速やかに行う必要があるため、自主防災組織や住民等にも協力を要請する。</p> <p>イ また、防災訓練等での災害用トイレ設置訓練経験者を募り、設置作業への協力を要請する。</p> <p>イ 避難所に設置する場合は、各避難所ごとに維持管理担当者を選任する。</p> <p>(2) 災害用トイレ設置</p> <p>ア 夜間の照明やし尿収集車の動線を勘案して設置する。</p> <p>イ 災害用トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先などを明示した文書を災害用トイレに貼付する。</p> <p>ウ し尿処理班は、設置基数と設置場所の配置図を作成するなど、詳細を把握する。</p> <p>(3) 災害用トイレの維持管理計画の策定</p> <p>ア 維持管理計画には、衛生状態や故障の確認、頻度などについて定める。</p> <p>イ 維持管理計画の策定にあつては、保健福祉センターや衛生関連課と協議し、協力支援体制を確保する。</p> <p>ウ ボランティアの協力が得られる場合は、災害用トイレの設置及び巡回並びに維持管理業務を計画に組み込む。</p> <p>エ 維持管理計画を策定後、計画の概要と故障時等の連絡先を明記した文書を関係機関、関係者に配付する。</p> <p>(4) 災害用トイレの設置に関する住民への広報内容の報告</p> <p>維持管理計画を策定後、災害用トイレの設置場所及び使用方法、収集依頼の連絡先、維持管理への協力依頼など、住民に広報する内容を明確にし、総務班に報告する。</p> <p>(5) 災害用トイレの不足状況の把握と支援要請内容の報告</p> <p>ア 災害用トイレの不足数、設置人員の不足などを早期に把握し、支援を必要とする場合は、調達の必要数及び設置人員の支援の必要性などの要請内容を明確にし、総務班に報告する。</p> <p>イ 配置計画の実施段階で不足が認められる場合は、追加的に調達が必要な数を正確に見積もる。初期の配置計画を見直し、不要な場所に設置したもの、あるいは断水の復旧により不要となったものを移動させて活用する方策を決定する。</p> <p>(6) 上下水道の復旧状況の把握</p> <p>上下水道の復旧、特に通水により災害用トイレが不要になるため、上水道、下水道の担当部課から復旧時期を把握し、配置計画の見直しや撤去計画の資料とする。</p> <p>(7) 災害用トイレの撤去計画の策定</p> <p>ア 避難命令・勧告の解除あるいは上下水道の復旧に伴い、災害用トイレの必要数を正確に把握し復旧状況と適合した撤去計画を策定する。</p> <p>イ 撤去計画を策定後、撤去予定を住民に知らせるため、災害用トイレに撤去時期を掲示する。</p> <p>④ し尿等収集計画の更新</p>

頁	修正後	修正前
		<p>現実の被災状況を踏まえ、事前に定めたし尿等収集計画を更新する。また、し尿発生量が通常時の収集能力を超える場合の収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎資料とする。</p> <p>(1) 更新の手順</p> <p>ア 情報の整理</p> <p>(ア) 災害用トイレの配置と災害用トイレからのし尿推計発生量</p> <p>(イ) 通常時よりし尿収集を行っている地域のし尿推計発生量</p> <p>(ウ) し尿収集車の稼働可能台数と収集可能日量</p> <p>(エ) 収集ルートの開通状況</p> <p>イ 収集体制の確立</p> <p>(ア) 災害用トイレを含めた収集ルート</p> <p>(イ) 処理施設への搬入ルート</p> <p>(ウ) 収集スケジュール</p> <p>[更新時の考慮事項]</p> <p>・緊急を要さない一般世帯等からのし尿収集及び浄化清掃を、当分の間中止するなど収集頻度を調整する。</p> <p>・発生量の増大により、既存の処理能力を超える場合は、一時的な貯留、下水処理場での処理などの補完方法を検討する。</p> <p>(2) し尿収集体制の確保と支援要請内容の報告</p> <p>非常時におけるし尿収集体制を確保し、収集車両や人員など支援要請を行う場合はその内容を明確にして総務班に報告する。</p> <p>(3) し尿収集の進捗状況の把握と報告</p> <p>し尿収集の進捗状況を把握し、総務班に報告する。</p> <p>(4) 復旧計画の策定</p> <p>被害の復旧状況に伴い、し尿収集体制の通常時への復旧計画あるいは中期的体制への移行計画を策定する。そのため、次の情報を収集する。</p> <p>ア 避難住民の帰宅状況</p> <p>イ 災害用トイレの撤去状況</p> <p>ウ 仮設住宅の建設、入居状況</p> <p>(5) 復旧状況の把握と報告</p> <p>災害用トイレの撤去状況、仮設住宅への入居状況を踏まえて、し尿収集・処理体制の復旧計画の見直しを行い、その内容を総務班に報告する。</p> <p>2 生活環境事業所隊の業務</p> <p>① 職員の参集状況の確認と人員配置</p> <p>② 災害用トイレの設置及び運搬</p> <p>③ 収集車両の整備及び燃料の確保</p> <p>④ ごみ・し尿等の収集</p> <p>① 職員の参集状況の確認と人員配置</p> <p>(1) 職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、ごみ・し尿等の収集業務に従事する職員を配置する。</p> <p>(2) 職員の参集状況及び配置状況をごみ・し尿等収集計画担当へ報告する。</p> <p>(3) ごみ・し尿等の業務量の変化に応じて、適宜、職員の補充、配置替えを行う。</p> <p>② 災害用トイレの設置及び運搬</p> <p>(1) 廃棄物収集班から開設された避難所の情報を入手し、各避難所に災害用トイレを速やかに設置</p>

頁	修正後	修正前
		<p> <u>するため、参集した人員の役割分担を行う。</u> <u>ア 備蓄のある避難所については、各避難所にそれぞれ急行し、倉庫等から災害用トイレを運び出して設置する。</u> <u>イ 備蓄のない避難所については、各運搬車両により別の備蓄場所から調達し避難所に搬入した後に設置する。</u> <u>(2) 避難所での災害用トイレ設置</u> <u>避難所では、自主防災組織や住民等の協力を得て設置作業を行う。</u> <u>③ 収集車両の整備及び燃料の確保</u> <u>(1) 発災後ただちに収集車両の点検を行い被災状況を把握する。</u> <u>(2) 被災車両についてはただちに修理し、業務実施体制を整えるが、稼動できない場合は、臨機の体制を整える。</u> <u>(3) 収集車両の燃料の確保に努めるものとする。</u> <u>④ ごみ・し尿等の収集</u> <u>(1) 収集開始日</u> <u>収集開始日は次のとおりとする。</u> <u>災害用トイレからのし尿収集 発災後2日目</u> <u>ごみ・し尿の収集 発災後3日目</u> <u>(2) ごみ・し尿等の収集業務</u> <u>ア 業務に従事可能な職員数、車両数に基づいて収集業務を行う。</u> <u>イ 「ごみ収集の基本方針」に基づいてごみ収集を行う。</u> <u>ウ 災害用トイレ及び通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿収集を行う。</u> <u>エ ごみ・し尿収集の進捗状況をごみ・し尿等収集計画担当へ報告する。</u> <u>(3) 災害用トイレの設置、維持管理、撤去</u> <u>ごみ・し尿等収集計画担当が作成した災害用トイレ設置計画に基づき、災害用トイレの設置、維持管理、撤去に関する業務及び関係者との連絡調整を行う。</u> <u>(4) 災害用トイレからのし尿収集</u> <u>ア ごみ・し尿等収集計画担当から、設置予定場所、設置予定スケジュール等に関する情報を収集し、災害用トイレからのし尿収集計画を作成する。</u> <u>イ 災害用トイレからのし尿収集計画に基づいて収集業務を行う。</u> <u>ウ 災害用トイレからのし尿収集の進捗状況をごみ・し尿等収集計画担当へ報告する。</u> <u>(5) 他都市等からの支援受入れ</u> <u>ア 他都市等からの支援者、支援車両の受入体制及び民間事業者からの協力者、協力車両の受入体制を整える。</u> <u>イ 収集場所や収集方法等に関する業務体制を整え、的確な指示を行う。</u> <u>(6) 住民への広報、相談・要望の受付</u> <u>ア 災害用トイレの設置状況やごみの排出方法等、ごみ・し尿等に関して住民に周知する必要がある事項について、広報を行う。</u> <u>イ 住民からの相談・要望については、把握している情報、計画等を伝えて対応する。</u> </p> <p> <u>(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書 (旭ハウス工業株式会社))</u> </p> <p> 第7節 廃棄物処理班の業務 1 ごみ・し尿等処理計画担当の業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ① ごみ処理計画の更新 ② し尿等処理計画の更新 </div> ① ごみ処理計画の更新 </p>

頁	修正後	修正前												
		<p>発災後ただちに処理施設の被災状況を把握し、総務班及び施設修繕担当に報告するとともに、現実の被災状況等を踏まえ、事前に定めたごみ処理計画を適宜更新する。また、ごみ発生量が通常時の処理能力を超える場合の処理施設、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎資料とする。</p> <p>(1) 更新の手順</p> <p>ア 情報の整理</p> <p>① 廃棄物収集班で推計したごみ推計発生量</p> <p>② 各処理施設の被災状況、各処理センターピット残量及び処理可能量の把握</p> <p>イ 処理体制の確保</p> <p>① 被災した処理施設の運転可能見込み</p> <p>② 被災した処理施設の構内搬入ルート</p> <p>③ 構内及び構外での仮保管場所の必要性・可能性の有無</p> <p>(2) ごみ処理の基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1706 676 2801 945"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>基 本 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通ごみ</td> <td>市が収集した普通ごみを全て処理する。</td> </tr> <tr> <td>粗 大 ご み</td> <td>市が収集した粗大ごみを処理する。</td> </tr> <tr> <td>事業系一般廃棄物</td> <td>市収集の普通ごみ及び災害廃棄物を優先的に処理するため、処理能力の範囲内で事業系一般廃棄物を受け入れる。</td> </tr> <tr> <td>資源物</td> <td>資源物の処理は一時的に中止する。</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物（可燃物）</td> <td>処理能力の範囲内で災害廃棄物を処理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 処理体制の確保と支援要請内容の報告</p> <p>ア 非常時の処理体制として人員、処理施設を確保する。</p> <p>イ 処理施設が損壊あるいは稼動不能の場合及び処理施設の能力が不足する場合は、支援の必要性、支援内容を明確にして、総務班に報告する。</p> <p>(4) 適正処理が困難な廃棄物等の処分方法の確立</p> <p>適正処理が困難な廃棄物等は、業者による回収を原則として、その処分方法を品目ごとに整理して関係業界と協議し、回収依頼先、依頼方法などを定める。</p> <p>(5) ごみ処理の進捗状況の把握と報告</p> <p>処理の進捗状況を把握し、総務班に報告する。</p> <p>(6) 復旧計画の策定</p> <p>処理の進捗状況にあわせて、処理体制の通常時への復旧計画あるいは、中期的体制への移行計画を策定する。</p> <p>(7) 復旧状況の把握と報告</p> <p>処理体制の復旧計画の見直しを行い、総務班に報告する。</p> <p>② し尿等処理計画の更新</p> <p>発災後ただちに処理施設の被災状況を把握し、施設修繕担当に報告するとともに、現実の被災状況等を踏まえ、事前に定めたし尿処理計画を適宜更新する。また、し尿発生量が通常時の処理能力を超える場合の処理施設、人員の確保や支援の必要性を明確にし、支援要請の基礎資料とする。</p> <p>(1) 更新の手順</p> <p>ア 情報の整理</p> <p>① 廃棄物収集班で推計したし尿推計発生量</p> <p>② 各処理施設の被災状況</p> <p>③ 上下水道局より水処理センターの状況把握（圧送可能量の把握）</p> <p>イ 処理体制の確保</p> <p>① 被災した処理施設の運転可能見込み</p> <p>② 被災した処理施設の構内搬入ルート</p> <p>(2) し尿等処理計画の基本方針</p> <p>ア 市（他都市等からの支援を含む）が収集したし尿等は全て処理する。</p>	種 別	基 本 方 針	普通ごみ	市が収集した普通ごみを全て処理する。	粗 大 ご み	市が収集した粗大ごみを処理する。	事業系一般廃棄物	市収集の普通ごみ及び災害廃棄物を優先的に処理するため、処理能力の範囲内で事業系一般廃棄物を受け入れる。	資源物	資源物の処理は一時的に中止する。	災害廃棄物（可燃物）	処理能力の範囲内で災害廃棄物を処理する。
種 別	基 本 方 針													
普通ごみ	市が収集した普通ごみを全て処理する。													
粗 大 ご み	市が収集した粗大ごみを処理する。													
事業系一般廃棄物	市収集の普通ごみ及び災害廃棄物を優先的に処理するため、処理能力の範囲内で事業系一般廃棄物を受け入れる。													
資源物	資源物の処理は一時的に中止する。													
災害廃棄物（可燃物）	処理能力の範囲内で災害廃棄物を処理する。													

頁	修正後	修正前
		<p><u>イ 機器破損及びクリーンセンターでの希釈処理が行えない場合は、下水処理施設での一時貯留、処理などを行う。</u></p> <p>(3) <u>処理体制の確保と支援要請内容の報告</u> <u>ア 非常時の処理体制として人員、処理施設を確保する。</u> <u>イ 処理施設が損壊あるいは稼動不能の場合及び処理施設の能力が不足する場合は、支援の必要性、支援内容を明確にして、総務班に報告する。</u></p> <p>(4) <u>し尿処理の進捗状況の把握と報告</u> <u>し尿処理の進捗状況を把握し、総務班に報告する。</u></p> <p>(5) <u>復旧計画の策定</u> <u>被害の復旧状況に伴い、し尿処理体制の通常時への復旧計画あるいは中期的体制への移行計画を策定する。</u></p> <p>(6) <u>復旧状況の把握と報告</u> <u>災害用トイレの撤去状況、仮設住宅への入居状況を踏まえて、し尿処理体制の復旧計画の見直しを行い、その内容を総務班に報告する。</u></p> <p>2 <u>ごみ・し尿等処理業務担当の業務</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>① <u>職員の参集状況の確認と人員配置</u></p> <p>② <u>処理施設の整備</u></p> <p>③ <u>ごみ・し尿等の処理</u></p> </div> <p>① <u>職員の参集状況の確認と人員配置</u> <u>(1) 職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、ごみ・し尿等の処理業務に従事する職員を配置する。</u> <u>(2) 職員の参集状況及び配置状況をごみ・し尿等処理計画担当へ報告する。</u></p> <p>② <u>処理施設の整備</u> <u>(1) 発災後ただちに処理施設の点検を行い被災状況を把握する。</u> <u>(2) 被災箇所についてはただちにごみ・し尿等処理計画担当へ報告し、自己修理が可能なものについては修理を行う。</u></p> <p>③ <u>ごみ・し尿等処理業務</u> <u>(1) 「ごみ処理の基本方針」等に基づいてごみ・し尿等の処理を行う。</u> <u>(2) ごみ・し尿等処理の進捗状況をごみ・し尿等処理計画担当へ報告する。</u></p> <p>3 <u>施設修繕担当の業務</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>① <u>職員の参集状況の確認と人員配置</u></p> <p>② <u>被災施設の把握と報告</u></p> <p>③ <u>施設の修繕</u></p> </div> <p>① <u>職員の参集状況の確認と人員配置</u> <u>職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、施設修繕業務に従事する職員を配置するとともに総務班へ報告する。</u></p> <p>② <u>被災施設の把握と報告</u> <u>発災後、ごみ・し尿等処理計画担当で把握した処理施設の被災状況報告に基づき、ただちに詳細を確認し、総務班に報告する。</u></p> <p>③ <u>施設の修繕</u> <u>(1) 情報の整理</u> <u>ごみ・し尿等処理計画担当で把握した処理施設の被災状況</u> <u>(2) 施設修繕体制の確保</u> <u>ア 処理施設の被災状況に応じた修繕方法の選定</u> <u>イ 業者に修繕を依頼する場合は、修繕に応じた業者の選定</u></p>

頁	修正後	修正前																																										
		<p>(3) 施設修繕の進捗状況把握と報告 施設修繕の進捗状況を把握し、ごみ・し尿等処理計画担当及び総務班へ報告する。</p> <p>資料 (本章末資料 施設の処理能力等)</p> <p>施設の処理能力等</p> <p>1 廃棄物処理施設最大処理量</p> <p>(1) ごみ焼却処理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 炉運転時</th> <th>2 炉運転時</th> <th>3 炉運転時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮島処理センター</td> <td>300 t / 24 h</td> <td>600 t / 24 h</td> <td>900 t / 24 h</td> </tr> <tr> <td>堤根処理センター</td> <td>300 t / 24 h</td> <td>600 t / 24 h</td> <td>—————</td> </tr> <tr> <td>橘処理センター</td> <td>200 t / 24 h</td> <td>400 t / 24 h</td> <td>600 t / 24 h</td> </tr> <tr> <td>玉禅寺処理センター</td> <td>150 t / 24 h</td> <td>300 t / 24 h</td> <td>450 t / 24 h</td> </tr> </tbody> </table> <p>※橘処理センターは建替えのため、平成27年度から平成33年度まで閉鎖</p> <p>(2) 資源化処理施設</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>南部リサイクルセンター</td> <td>空き缶28 t / 7 h、空きびん45 t / 5 h、 ペットボトル7 t / 7 h</td> </tr> <tr> <td>堤根処理センター 資源化処理施設</td> <td>空き缶15 t / 5 h、空きびん20 t / 5 h、 ペットボトル1.5 t / 5 h</td> </tr> <tr> <td>浮島処理センター 粗大ごみ処理施設</td> <td>50 t / 5 h (不燃性25 t / 5 h、可燃性25 t / 5 h)</td> </tr> <tr> <td>橘処理センター 粗大ごみ処理施設</td> <td>50 t / 5 h (不燃性25 t / 5 h、可燃性25 t / 5 h)</td> </tr> <tr> <td>浮島処理センター 資源化処理施設</td> <td>ミックスペーパー70 t / 10 h、 プラスチック製容器包装55 t / 10 h</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 埋立処分施設</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">浮島廃棄物埋立処分場</td> <td>面積</td> <td>168,600 m²</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>2,673,500 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) し尿・浄化槽施設</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>入江崎クリーンセンター</td> <td>110kl (20kl×5.5時間)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宮前生活環境事業所</td> <td>し尿貯留施設</td> <td>100kl / 日</td> </tr> <tr> <td>下水道投入施設</td> <td>65kl / 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 環境局保有車両一覧表 (平成25年3月31日現在)</p> <p>(1) ごみ収集関係車両</p>		1 炉運転時	2 炉運転時	3 炉運転時	浮島処理センター	300 t / 24 h	600 t / 24 h	900 t / 24 h	堤根処理センター	300 t / 24 h	600 t / 24 h	—————	橘処理センター	200 t / 24 h	400 t / 24 h	600 t / 24 h	玉禅寺処理センター	150 t / 24 h	300 t / 24 h	450 t / 24 h	南部リサイクルセンター	空き缶28 t / 7 h、空きびん45 t / 5 h、 ペットボトル7 t / 7 h	堤根処理センター 資源化処理施設	空き缶15 t / 5 h、空きびん20 t / 5 h、 ペットボトル1.5 t / 5 h	浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h (不燃性25 t / 5 h、可燃性25 t / 5 h)	橘処理センター 粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h (不燃性25 t / 5 h、可燃性25 t / 5 h)	浮島処理センター 資源化処理施設	ミックスペーパー70 t / 10 h、 プラスチック製容器包装55 t / 10 h	浮島廃棄物埋立処分場	面積	168,600 m ²	容量	2,673,500 m ³	入江崎クリーンセンター	110kl (20kl×5.5時間)	宮前生活環境事業所	し尿貯留施設	100kl / 日	下水道投入施設	65kl / 日
	1 炉運転時	2 炉運転時	3 炉運転時																																									
浮島処理センター	300 t / 24 h	600 t / 24 h	900 t / 24 h																																									
堤根処理センター	300 t / 24 h	600 t / 24 h	—————																																									
橘処理センター	200 t / 24 h	400 t / 24 h	600 t / 24 h																																									
玉禅寺処理センター	150 t / 24 h	300 t / 24 h	450 t / 24 h																																									
南部リサイクルセンター	空き缶28 t / 7 h、空きびん45 t / 5 h、 ペットボトル7 t / 7 h																																											
堤根処理センター 資源化処理施設	空き缶15 t / 5 h、空きびん20 t / 5 h、 ペットボトル1.5 t / 5 h																																											
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h (不燃性25 t / 5 h、可燃性25 t / 5 h)																																											
橘処理センター 粗大ごみ処理施設	50 t / 5 h (不燃性25 t / 5 h、可燃性25 t / 5 h)																																											
浮島処理センター 資源化処理施設	ミックスペーパー70 t / 10 h、 プラスチック製容器包装55 t / 10 h																																											
浮島廃棄物埋立処分場	面積	168,600 m ²																																										
	容量	2,673,500 m ³																																										
入江崎クリーンセンター	110kl (20kl×5.5時間)																																											
宮前生活環境事業所	し尿貯留施設	100kl / 日																																										
	下水道投入施設	65kl / 日																																										

頁	修正後	修正前																																													
P203	<p>第12章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】</p> <p>第1節 防疫対策</p> <p>1 防疫体制の確立</p> <p>健康福祉部は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関と緊密な情報交換を行い、<u>区本部</u>と連携して防疫体制の確立を図る。</p> <p>2 感染症発生状況等の調査及び健康診断</p> <p>(1) <u>区本部は</u>、避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施する。調査の結果、必要に応じて、医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施する。</p> <p>(2) <u>健康福祉部は</u>、市内医療機関等の関係機関からの情報把握に努める。</p> <p>3 感染症のまん延防止対策</p> <p>感染症が発生した場合には、<u>健康福祉部と区本部</u>が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき<u>積極的疫学調査を実施する。</u> <u>また、患者等に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延防止に努める。</u> <u>災害時の衛生状態の悪化を防止し、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止する必要がある場合は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に対し、協定に基づく防疫活動の実施を要請する。</u></p> <p>4 消毒の実施</p> <p>(1) <u>区本部は</u>、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を実施する。</p> <p>(2) <u>健康福祉部は</u>、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>積載量</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型ごみ車</td> <td>2 t</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>小型粗大ごみ車</td> <td>2 t</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>中型ごみ車(回転板式)</td> <td>2.2 t</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>中型ごみ車(圧縮式)</td> <td>2 t</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>中型粗大ごみ車</td> <td>3.1 t</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>小型空瓶収集車</td> <td>2 t</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) し尿収集関係車両</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>積載量</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型し尿車・浄化槽車</td> <td>1.8 m³</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>中型浄化槽車</td> <td>3.1 m³</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>大型し尿運搬車</td> <td>9.2 m³</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大型浄化槽車</td> <td>6.8 m³</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大型浄化槽車</td> <td>9.7 m³</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>第12章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】</p> <p>第1節 防疫対策</p> <p>1 防疫体制の確立</p> <p>健康福祉局は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関と緊密な情報交換を行い、<u>区</u>と連携して防疫体制の確立を図る。</p> <p>2 感染症発生状況等の調査及び健康診断</p> <p>(1) <u>区は</u>、感染症の発生を予防するため医療・衛生班を編成するなど、<u>避難所を重点とした被災住民の健康調査を実施する。</u>調査の結果、必要に応じて、医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施する。</p> <p>(2) <u>健康福祉局は</u>、市内医療機関等の関係機関からの情報把握に努める。</p> <p>3 感染症のまん延防止対策</p> <p>感染症が発生した場合には、<u>健康福祉局と区</u>が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき<u>感染経路等を調査の上、患者等に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延防止に努める。</u></p> <p>4 消毒の実施</p> <p>(1) <u>避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を実施する。</u></p> <p>(2) <u>薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。</u></p>	車種	積載量	台数	小型ごみ車	2 t	98	小型粗大ごみ車	2 t	3	中型ごみ車(回転板式)	2.2 t	83	中型ごみ車(圧縮式)	2 t	17	中型粗大ごみ車	3.1 t	10	小型空瓶収集車	2 t	7	合計		218	車種	積載量	台数	小型し尿車・浄化槽車	1.8 m ³	14	中型浄化槽車	3.1 m ³	10	大型し尿運搬車	9.2 m ³	2	大型浄化槽車	6.8 m ³	2	大型浄化槽車	9.7 m ³	1	合計		29
車種	積載量	台数																																													
小型ごみ車	2 t	98																																													
小型粗大ごみ車	2 t	3																																													
中型ごみ車(回転板式)	2.2 t	83																																													
中型ごみ車(圧縮式)	2 t	17																																													
中型粗大ごみ車	3.1 t	10																																													
小型空瓶収集車	2 t	7																																													
合計		218																																													
車種	積載量	台数																																													
小型し尿車・浄化槽車	1.8 m ³	14																																													
中型浄化槽車	3.1 m ³	10																																													
大型し尿運搬車	9.2 m ³	2																																													
大型浄化槽車	6.8 m ³	2																																													
大型浄化槽車	9.7 m ³	1																																													
合計		29																																													

頁	修正後	修正前
	<p>5 ねずみ族、昆虫等の駆除 (1) <u>区本部は</u>、避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除の指導を実施する。 (2) <u>健康福祉部は</u>、薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。 また、噴霧器等の器材についても、点検整備を行い不足分を補充し適切な場所に配置する。</p> <p>6 臨時予防接種の実施 感染症予防上必要と認めるときは、<u>健康福祉部、区本部</u>、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行う。</p> <p>7 避難所の防疫指導等 避難所は、多数の避難者の収容による衛生状況の悪化が予想されるため、<u>区本部</u>は感染症発生予防の観点から施設管理者等の協力を得て防疫指導を実施する。</p> <p>8 その他 <u>健康福祉部は、国、県、他自治体や関係機関との連絡調整を図りながら、区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。</u></p> <p><u>(資料編 災害時の防疫活動に係る協力に関する協定書)</u></p>	<p>5 ねずみ族、昆虫等の駆除 (1) 避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除の指導を実施する。 (2) 薬剤等の使用量を算出し、保管量を確認の上、不足分を補充し必要な場所に配置する。 また、噴霧器等の器材についても、点検整備を行い不足分を補充し適切な場所に配置する。</p> <p>6 臨時予防接種の実施 感染症予防上必要と認めるときは、<u>健康福祉局、区</u>、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行う。</p> <p>7 避難所の防疫指導等 避難所は、多数の避難者の収容による衛生状況の悪化が予想されるため、<u>区</u>は感染症発生予防の観点から施設管理者等の協力を得て防疫指導を実施する。</p> <p>8 その他 <u>被災地内の区のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健所の協力を得て班を編成する。</u></p>
P204	<p>第2節 環境・食品衛生対策等</p> <p>1 食品衛生対策 <u>健康福祉部及び区本部は、食中毒の発生及び拡大を防止するために、病院や避難所等の衛生指導を実施する。</u></p> <p>2 環境衛生対策 (1) <u>健康福祉部</u>は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、環境衛生対策を総括し、<u>区本部と支援や応援要請に関する調整を行う。</u> (2) <u>区本部</u>は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行う。</p> <p>3 生活用水等の確保 <u>区本部</u>は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。</p> <p>4 災害時の動物救護対策 市は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。</p> <p>(1) 川崎市動物救援本部の設置 <u>健康福祉部</u>は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。 災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。 また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 動物救護センター等の設置 <u>健康福祉部</u>は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。 また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療 ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談 ・ 被災動物の健康相談等 <p>(3) 避難所における動物の適正飼養</p>	<p>第2節 環境・食品衛生対策等</p> <p>1 食品衛生対策 <u>健康福祉局及び区は、震災時の食品事故を予防するため食品監視体制を確立し、病院・避難所の給食配送の衛生管理の指導、避難所等における弁当の保管等に対して衛生指導を実施する。</u></p> <p>2 環境衛生対策 (1) <u>健康福祉局</u>は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、<u>区</u>における環境衛生対策を総括し、支援や応援要請を行う。 (2) <u>区</u>は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて<u>及び</u>衛生指導を行う。</p> <p>3 生活用水等の確保 <u>区長</u>は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図る。</p> <p>4 災害時の動物救護対策 市は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。</p> <p>(1) 川崎市動物救援本部の設置 <u>健康福祉局長</u>は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。 災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。 また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 動物救護センター等の設置 <u>健康福祉局長</u>は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。 また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療 ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談 ・ 被災動物の健康相談等 <p>(3) 避難所における動物の適正飼養</p>

頁	修正後	修正前
P205	<p><u>市</u>は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。</p> <p><u>区本部</u>は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。</p> <p>(4) 逸走した犬の捕獲収容</p> <p><u>健康福祉部</u>は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。</p> <p>(5) 特定動物対策</p> <p><u>健康福祉部</u>は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。</p> <p>特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。</p> <p>(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱)</p> <p>(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)</p> <p>(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)</p> <p>(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)</p> <p>第3節 保健衛生対策【健康福祉局、区】</p> <p>1 <u>被災者の健康管理</u></p> <p><u>(1)保健医療調整本部は、被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）に関するニーズ等の情報の集約、整理及び分析を行うとともに、市内の健康管理にかかる指揮及び派遣されて支援に当たるチーム等に関する必要な調整を行う。</u></p> <p><u>(2)区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。</u></p> <p><u>また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供する。</u></p> <p><u>並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行う。</u></p> <p><u>(3)市または保健医療調整本部は、国、県、他自治体、関係機関等と堅密に情報連携するとともに、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合、市は、災害対策基本法、相互応援協定等による国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。</u></p> <p><u>(4)保健医療調整本部は、集約した情報を基に、食料調達の関係部局と連携しつつ、食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めるものとする。</u></p> <p>2 精神保健（メンタルケア）対策</p> <p><u>災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要</u>に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、災害対策本部健康福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センター等に精神科救護所を設置してDPAAT等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>健康福祉局長</u>は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。</p> <p><u>区長</u>は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。</p> <p>(4) 逸走した犬の捕獲収容</p> <p><u>健康福祉局長</u>は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。</p> <p>(5) 特定動物対策</p> <p><u>健康福祉局長</u>は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。</p> <p>特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。</p> <p>(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱)</p> <p>(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)</p> <p>(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)</p> <p>(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)</p> <p>第3節 保健衛生対策【健康福祉局、区】</p> <p>1 <u>健康管理・健康相談・栄養指導</u></p> <p><u>被害が長期化する場合又は避難所が多数設置されている場合は、衛生状態の悪化による感染性疾患のまん延や栄養不良、蓄積するストレスやPTSD（心的外傷後ストレス障害）災害ストレス等を軽減させるために、各保健福祉センターの保健師・栄養士等を中心とした支援（巡回・健康相談・栄養指導等）を行う。</u></p> <p><u>被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、災害対策本部健康福祉部が窓口となり、災害対策基本法、相互応援協定等による国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。</u></p> <p>2 精神保健（メンタルケア）対策</p> <p><u>災害がもたらすPTSD等の「心の傷」</u>に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、災害対策本部健康福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センターに精神科救護所を設置して医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。</p> <p>3 <u>歯科保健対策</u></p> <p><u>誤嚥性肺炎の予防、口腔環境の悪化の予防、口腔衛生の維持等を図るための歯科保健活動を行う。</u></p> <p><u>なお、歯科保健活動に際して歯科医師・歯科衛生士・その他のスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。</u></p>

頁	修正後	修正前																																								
P206	<p>(資料編 21大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)</p> <p>第13章 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い【健康福祉局、建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】</p> <p>第2節 遺体の取扱い【区、県警察、健康福祉局】</p> <p>1 遺体安置所</p> <p>(1) 施設の指定</p> <p>遺体安置所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="445 766 1335 1291"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u></td> <td>川崎区富士見1-1-4</td> </tr> <tr> <td>幸スポーツセンター</td> <td>幸区戸手本町1-11-3</td> </tr> <tr> <td>石川記念武道館</td> <td>幸区下平間357</td> </tr> <tr> <td>とどろきアリーナ</td> <td>中原区等々力1-3</td> </tr> <tr> <td>高津スポーツセンター</td> <td>高津区二子3-15-1</td> </tr> <tr> <td>高津高等学校体育館</td> <td>高津区久本3-11-1</td> </tr> <tr> <td>宮前スポーツセンター</td> <td>宮前区犬蔵1-10-3</td> </tr> <tr> <td>多摩スポーツセンター</td> <td>多摩区菅北浦4-12-5</td> </tr> <tr> <td>麻生スポーツセンター</td> <td>麻生区上麻生3-6-1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	<u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u>	川崎区富士見1-1-4	幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3	石川記念武道館	幸区下平間357	とどろきアリーナ	中原区等々力1-3	高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1	高津高等学校体育館	高津区久本3-11-1	宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵1-10-3	多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4-12-5	麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1	<p>(資料編 21大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)</p> <p>第13章 行方不明者・遺体の捜索、遺体の取扱い【健康福祉局、建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】</p> <p>第2節 遺体の取扱い【健康福祉局生活衛生課、区、県警察】</p> <p>1 遺体安置所</p> <p>(1) 施設の指定</p> <p>遺体安置所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1751 766 2597 1291"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市体育館*</td> <td>川崎区富士見1-1-4</td> </tr> <tr> <td>幸スポーツセンター</td> <td>幸区戸手本町1-11-3</td> </tr> <tr> <td>石川記念武道館</td> <td>幸区下平間357</td> </tr> <tr> <td>とどろきアリーナ</td> <td>中原区等々力1-3</td> </tr> <tr> <td>高津スポーツセンター</td> <td>高津区二子3-15-1</td> </tr> <tr> <td>高津高等学校体育館</td> <td>高津区久本3-11-1</td> </tr> <tr> <td>宮前スポーツセンター</td> <td>宮前区犬蔵1-10-3</td> </tr> <tr> <td>多摩スポーツセンター</td> <td>多摩区菅北浦4-12-5</td> </tr> <tr> <td>麻生スポーツセンター</td> <td>麻生区上麻生3-6-1</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※平成26年12月から平成29年10月(予定)まで再整備で使用不可のため、かわさき健康づくりセンター(川崎区渡田新町3-2-1)を代替施設とする。</small></p>	名称	所在地	川崎市体育館*	川崎区富士見1-1-4	幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3	石川記念武道館	幸区下平間357	とどろきアリーナ	中原区等々力1-3	高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1	高津高等学校体育館	高津区久本3-11-1	宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵1-10-3	多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4-12-5	麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1
名称	所在地																																									
<u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u>	川崎区富士見1-1-4																																									
幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3																																									
石川記念武道館	幸区下平間357																																									
とどろきアリーナ	中原区等々力1-3																																									
高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1																																									
高津高等学校体育館	高津区久本3-11-1																																									
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵1-10-3																																									
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4-12-5																																									
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1																																									
名称	所在地																																									
川崎市体育館*	川崎区富士見1-1-4																																									
幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3																																									
石川記念武道館	幸区下平間357																																									
とどろきアリーナ	中原区等々力1-3																																									
高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1																																									
高津高等学校体育館	高津区久本3-11-1																																									
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵1-10-3																																									
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4-12-5																																									
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1																																									
P207	<p>(2) 開設・運営</p> <p>ア 災害対策本部は、被害状況等から必要と認める場合、多数の遺体が発生することに備え、警察及び関係局区と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区に遺体安置所の開設を要請する。</p> <p>イ 要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の補完、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施する。</p> <p>(3) 遺体安置所への職員の配置等【総務企画局、関係局室区】</p> <p>災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。</p>	<p>(2) 開設・運営</p> <p>ア 災害対策本部は、被害状況等から必要と認める場合、多数の遺体が発生することに備え、警察及び関係局区と協議の上、原則として被害の大きな区及び近隣区に遺体安置所の開設を要請する。</p> <p>イ 要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の補完、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施する。</p> <p>(3) 遺体安置所への職員の配置等【総務企画局、健康福祉局、_____区】</p> <p>災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。</p>																																								
P212	<p>第14章 文教対策【教育委員会、こども未来局】</p> <p>第6節 学校給食の対応【教育委員会】</p> <p>1 <u>学校長又は学校給食センター長は</u>、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、<u>教育長からの指示により</u>簡易給食を実施する。</p> <p>2 <u>学校長又は学校給食センター長は</u>、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長か</p>	<p>第14章 文教対策【教育委員会、こども未来局】</p> <p>第6節 学校給食等の確保【教育委員会】</p> <p>1 <u>学校長は</u>学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。</p> <p>2 <u>学校長は</u>、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中</p>																																								

頁	修正後	修正前
	<p>らの指示により、給食中止の措置をとる。 (1) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合 (2) 給食用物資の入手が困難な場合 (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合 (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧計画をたてて、<u>学校給食衛生管理基準等に照らし、特に衛生管理に留意し、</u>正常な学校給食の実施に努める。 <u>4 (削除)</u></p>	<p>止の措置をとる。 (1) 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合 (2) 給食用物資の入手が困難な場合 (3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合 (4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合 3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたてて、正常な学校給食の実施に努める。 <u>4 その他災害発生時には、特に衛生管理に留意し、児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。</u></p>
P213	<p>第15章 応急住宅対策【まちづくり局】 災害救助法に基づき、<u>県から委任された事務又は県が実施する救助の補助</u>として、市は、<u>住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与に関して、県の業務を支援し、</u>被災者の居住安定を図る。 <u>また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。</u></p>	<p>第15章 応急住宅対策【まちづくり局】 災害救助法に基づき、<u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務</u>として、市は、災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、当該住家の必要最小限度の部分を応急的に修理して、被災者の居住安定を図る。</p>
P213	<p>第1節 住宅の応急修理 <u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、被災住宅を応急的に修理する。</u> 1 対象者 <u>原則として以下の要件を満たす者（世帯）</u> (1) <u>災害のため半壊若しくは半焼又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者</u> (2) <u>自らの資力では応急修理をすることができない者</u> (3) <u>応急修理を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者</u> 2 修理の範囲 <u>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所</u> 3 期間 <u>原則として、災害発生の日から1か月以内に完了すること。</u></p> <p>第2節 障害物の除去 <u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼし</u></p>	<p>第1節 応急仮設住宅 1 供与対象者 <u>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では、住宅を得ることができないもの。</u> 2 建築基準 <u>災害救助法に定める基準に基づく。</u> 3 住宅仕様 <u>「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」による。</u> 4 建築予定場所 <u>まちづくり局長は、県からの要請に応じて、応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、原則としてあらかじめ定めた「応急仮設住宅建設候補地」の中から、適当な用地を選定する。ただし、これにより難いときは適当な公有地、私有地とすることができる。</u> 5 供与期間 <u>建築工事完了後原則、2年以内とする。（発災後、内閣府と県の協議により、変更される場合あり）</u> 6 災害時要援護者に対する配慮 <u>仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書（川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会）)</u> <u>(資料編 災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会）)</u> <u>(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川県建設重機協同組合）)</u></p> <p>第2節 住宅の応急修理 1 住宅の修理を受ける者 <u>住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。</u> 2 修理基準</p>

頁	修正後	修正前
	<p><u>ているものの除去を行う。</u></p> <p><u>1 対象者</u> <u>原則として以下の要件を満たす者（世帯）</u> <u>(1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家被害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態にある者</u> <u>(2) 自らの資力では障害物の除去をすることができない者</u> <u>(3) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者</u></p> <p><u>2 除去の範囲</u> <u>居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適当な箇所など</u></p> <p><u>3 期間</u> <u>原則として、災害発生の日から10日以内に完了すること。</u></p>	<p><u>(1) 修理の範囲</u> <u>世帯単位（居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。）</u></p> <p><u>(2) 修理期間</u> <u>災害発生の日から1か月以内に完了すること。</u></p>
P213	<p>第3節 応急仮設住宅 <u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（民賃借上げタイプ）及び買取方式若しくはリース方式により建設した応急仮設住宅（建設タイプ）を被災者へ供与する。</u></p>	<p>第3節 民間住宅等の提供 <u>応急仮設住宅の設置を補完するものとして、民間の賃貸住宅を借り上げて、確保するものとする。</u></p>
P214	<p><u>1 建設タイプ</u> <u>(1) 対象者</u> <u>災害による被災者（罹災証明書が発行された者又は発行が見込まれる者）で、原則として次のいずれかの項目に該当する者</u> <u>ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</u> <u>イ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者と同等と見なす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない者（災害救助法に基づく、応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者）</u> <u>(2) 住宅仕様</u> <u>「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」による。</u> <u>(3) 建設用地</u> <u>応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、原則としてあらかじめ定めた「応急仮設住宅建設候補地」の中から、適当な用地を選定する。ただし、これにより難しいときは適当な公有地、私有地とすることができる。</u> <u>(4) 供与期間</u> <u>建築工事完了後、2年以内とする。（内閣府と県の協議により、変更される場合あり）</u> <u>(5) 災害時要援護者に対する配慮</u> <u>応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書（川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会））</u> <u>(資料編 災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会））</u> <u>(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合））</u></p> <p><u>2 民賃借上げタイプ</u> <u>(1) 対象者</u> <u>建設タイプと同じ。</u> <u>(2) 借上げ条件</u> <u>市や不動産団体から県が意見を聴取し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。</u></p>	

頁	修正後	修正前
P216	<p><u>(3) 供与期間</u> <u>賃貸借契約による。(最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣府と県の協議により、変更される場合あり)</u></p> <p>第16章 公共施設等の応急対策【建設緑政局、まちづくり局、上下水道局、港湾局、区】</p> <p>第1節 土木施設の応急対策【建設緑政局、区道路公園センター】</p> <p>5 資機材の整備、備蓄 道路・河川の応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。</p> <p>(1) <u>フレコン</u>、碎石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。</p> <p>(2) 水防用資機材を河川近隣の水防倉庫において備蓄する。</p>	<p>第16章 公共施設等の応急対策【建設緑政局、まちづくり局、上下水道局、港湾局、区】</p> <p>第1節 土木施設の応急対策【建設緑政局、区道路公園センター】</p> <p>5 資機材の整備、備蓄 道路・河川の応急対策の実施に必要な資機材等は、次により調達、整備を図るものとする。</p> <p>(1) <u>フルコン</u>、碎石、木材、合材等の資材は、区道路公園センターにおいて備蓄する。</p> <p>(2) 水防用資機材を河川近隣の水防倉庫において備蓄する。</p>

頁	修正後	修正前																																																																																																										
	<p>第5部 復旧計画・復興体制</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置【健康福祉局、財政局、まちづくり局、 こども未来局、経済労働局、区、関係局】</p>	<p>第5部 復旧計画・復興体制</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置【健康福祉局、財政局、まちづくり局、 こども未来局、経済労働局、区、関係局】</p>																																																																																																										
P231	第5節 市税・保険料等の減免措置等	第5節 市税・保険料等の減免措置等																																																																																																										
P232	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">減免する範囲</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">個人の 市民税 (県民税 を含む)</td> <td colspan="3">災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。</td> <td>10分の9</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">納税者が所有 する住宅(その 方の居住に 係るものに 限る。)又は家財 が被災した場 合</td> <td rowspan="3">損害の程 度が10分 の5以上 のとき</td> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">損害の程 度が10分 の3以上 10分の5 未満のとき</td> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき</td> <td>8分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固定資産税</td> <td rowspan="4">土 地</td> <td rowspan="4">災害によ る地形の 変形程度</td> <td>10分の7以上</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10分の5以上</td> <td>10分の7</td> </tr> <tr> <td>10分の3以上</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上</td> <td>10分の3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都市計画税</td> <td rowspan="5">家 屋 償却資産</td> <td rowspan="5">災害によ る被害の 程度</td> <td>10分の7以上</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10分の5以上</td> <td>10分の7</td> </tr> <tr> <td>10分の3以上</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上</td> <td>10分の3</td> </tr> <tr> <td>10分の1以上</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免する範囲			減免額	個人の 市民税 (県民税 を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			全額	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			10分の9	納税者が所有 する住宅(その 方の居住に 係るものに 限る。)又は家財 が被災した場 合	損害の程 度が10分 の5以上 のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	全額	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	2分の1	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	4分の1	損害の程 度が10分 の3以上 10分の5 未満のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	2分の1	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	4分の1	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	8分の1	固定資産税	土 地	災害によ る地形の 変形程度	10分の7以上	全額	10分の5以上	10分の7	10分の3以上	10分の5	10分の2以上	10分の3	都市計画税	家 屋 償却資産	災害によ る被害の 程度	10分の7以上	全額	10分の5以上	10分の7	10分の3以上	10分の5	10分の2以上	10分の3	10分の1以上	10分の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">減免する範囲</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">個人の 市民税 (県民税 を含む)</td> <td colspan="3">災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。</td> <td>10分の9</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">納税者が所有 する家屋又は 家財(その方 の居住に関す るものに限 る。)が被災し た場合</td> <td rowspan="3">損害の程 度が10分 の5以上 のとき</td> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">損害の程 度が10分 の3以上 10分の5 未満のとき</td> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき</td> <td>8分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固定資産税</td> <td rowspan="4">土 地</td> <td rowspan="4">災害によ る地形の 変形程度</td> <td>10分の7以上</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10分の5以上</td> <td>10分の7</td> </tr> <tr> <td>10分の3以上</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上</td> <td>10分の3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都市計画税</td> <td rowspan="5">家 屋 償却資産</td> <td rowspan="5">災害によ る被害の 程度</td> <td>10分の7以上</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>10分の5以上</td> <td>10分の7</td> </tr> <tr> <td>10分の3以上</td> <td>10分の5</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上</td> <td>10分の3</td> </tr> <tr> <td>10分の1以上</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免する範囲			減免額	個人の 市民税 (県民税 を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			全額	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			10分の9	納税者が所有 する家屋又は 家財(その方 の居住に関す るものに限 る。)が被災し た場合	損害の程 度が10分 の5以上 のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	全額	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	2分の1	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	4分の1	損害の程 度が10分 の3以上 10分の5 未満のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	2分の1	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	4分の1	前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	8分の1	固定資産税	土 地	災害によ る地形の 変形程度	10分の7以上	全額	10分の5以上	10分の7	10分の3以上	10分の5	10分の2以上	10分の3	都市計画税	家 屋 償却資産	災害によ る被害の 程度	10分の7以上	全額	10分の5以上	10分の7	10分の3以上	10分の5	10分の2以上	10分の3	10分の1以上	10分の1
区分	減免する範囲			減免額																																																																																																								
個人の 市民税 (県民税 を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			全額																																																																																																								
	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			10分の9																																																																																																								
	納税者が所有 する住宅(その 方の居住に 係るものに 限る。)又は家財 が被災した場 合	損害の程 度が10分 の5以上 のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	全額																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	2分の1																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	4分の1																																																																																																								
		損害の程 度が10分 の3以上 10分の5 未満のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	2分の1																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	4分の1																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	8分の1																																																																																																								
	固定資産税	土 地	災害によ る地形の 変形程度	10分の7以上	全額																																																																																																							
				10分の5以上	10分の7																																																																																																							
10分の3以上				10分の5																																																																																																								
10分の2以上				10分の3																																																																																																								
都市計画税	家 屋 償却資産	災害によ る被害の 程度	10分の7以上	全額																																																																																																								
			10分の5以上	10分の7																																																																																																								
			10分の3以上	10分の5																																																																																																								
			10分の2以上	10分の3																																																																																																								
			10分の1以上	10分の1																																																																																																								
区分	減免する範囲			減免額																																																																																																								
個人の 市民税 (県民税 を含む)	災害により納税者が死亡した場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			全額																																																																																																								
	災害により納税者が特別障害者となった場合 ただし、当該納税者の前年の合計所得金額が 10,000,000 円を超える 場合を除く。			10分の9																																																																																																								
	納税者が所有 する家屋又は 家財(その方 の居住に関す るものに限 る。)が被災し た場合	損害の程 度が10分 の5以上 のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	全額																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	2分の1																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	4分の1																																																																																																								
		損害の程 度が10分 の3以上 10分の5 未満のとき	前年の合計所得金額が 5,000,000 円 以下であるとき	2分の1																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 5,000,000 円 を超え 7,500,000 円以下であるとき	4分の1																																																																																																								
			前年の合計所得金額が 7,500,000 円 を超え 10,000,000 円以下であるとき	8分の1																																																																																																								
	固定資産税	土 地	災害によ る地形の 変形程度	10分の7以上	全額																																																																																																							
				10分の5以上	10分の7																																																																																																							
10分の3以上				10分の5																																																																																																								
10分の2以上				10分の3																																																																																																								
都市計画税	家 屋 償却資産	災害によ る被害の 程度	10分の7以上	全額																																																																																																								
			10分の5以上	10分の7																																																																																																								
			10分の3以上	10分の5																																																																																																								
			10分の2以上	10分の3																																																																																																								
			10分の1以上	10分の1																																																																																																								

頁	修正後	修正前
P243	<p>第6部 震災 東海地震に係る事前対策計画</p> <p>第1章 基本方針【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 主旨 市域は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下第6部では「大震法」という。）第3条の規定に基づく地震防災対策強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の発令等に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、大震法第6条に基づき、「地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、市の東海地震対策を定める。</p> <p>第2節 計画の方針 この計画は、警戒宣言発令前の東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、及び警戒宣言に伴う東海地震予知情報（以下、「東海地震に関連する情報」という。）が発表された時から、地震発生までの間における対応を規定する。 <u>※平成29年11月1日から、東海地震に関連する情報の発表は実施されず、異常現象が検知された場合は気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとなっている。このことから、本計画においては、当面の間「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」に読み替えて運用することとする。</u></p>	<p>第6部 震災 東海地震に係る事前対策計画</p> <p>第1章 基本方針【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 主旨 市域は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下第6部では「大震法」という。）第3条の規定に基づく地震防災対策強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の発令等に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、大震法第6条に基づき、「地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、市の東海地震対策を定める。</p> <p>第2節 計画の方針 この計画は、警戒宣言発令前の東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、及び警戒宣言に伴う東海地震予知情報（以下、「東海地震に関連する情報」という。）が発表された時から、地震発生までの間における対応を規定する。 （新設）</p>
P266	<p>第4章 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の対応措置</p> <p style="text-align: right;">【総務企画局危機管理室】</p> <p>第15節 公共機関の事前対策【指定公共機関】</p> <p>1 電気（東京電力 <u>パワーグリッド</u>株式会社）</p>	<p>第4章 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の対応措置</p> <p style="text-align: right;">【総務企画局危機管理室】</p> <p>第15節 公共機関の事前対策【指定公共機関】</p> <p>1 電気（東京電力株式会社）</p>

頁	修正後	修正前																														
	<p>第7部 公共事業施設防災計画</p>	<p>第7部 公共事業施設防災計画</p>																														
P273	<p>第1章 電力施設防災計画【東京電力パワーグリッド株式会社】</p>	<p>第1章 電力施設防災計画【東京電力株式会社】</p>																														
P274	<p>第2節 防災体制</p> <p>2 非常態勢の組織</p> <p>本店、店所ならびに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は下表のとおりとする。</p>	<p>第2節 防災体制</p> <p>2 非常態勢の組織</p> <p>本店、店所ならびに第一線機関等が、非常態勢に対応し設置する組織（非常災害対策本部と非常災害対策支部）は下表のとおりとする。</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>組織</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>非常災害対策本社本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本社における非常災害対策活動の実施 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 </td> </tr> <tr> <td>第一線機関（支社、その他指定事業所）等</td> <td>非常災害対策支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 </td> </tr> <tr> <td>総支社等</td> <td>非常災害対策総支社本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 自エリアに所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 </td> </tr> <tr> <td>第一線機関等支社 その他指定事業所</td> <td>非常災害対策支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	事業所	組織	機能	本社	非常災害対策本社本部	<ul style="list-style-type: none"> 本社における非常災害対策活動の実施 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 	第一線機関（支社、その他指定事業所）等	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 	総支社等	非常災害対策総支社本部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 自エリアに所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 	第一線機関等支社 その他指定事業所	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>組織</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店</td> <td>非常災害対策本店本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本店における非常災害対策活動の実施 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 </td> </tr> <tr> <td>第一線機関（支社、火力発電所、その他指定事業所）等</td> <td>非常災害対策支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 </td> </tr> <tr> <td>店所等</td> <td>非常災害対策店所本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 </td> </tr> <tr> <td>第一線機関等支社、火力発電所 その他指定事業所</td> <td>非常災害対策支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	事業所	組織	機能	本店	非常災害対策本店本部	<ul style="list-style-type: none"> 本店における非常災害対策活動の実施 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 	第一線機関（支社、火力発電所、その他指定事業所）等	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 	店所等	非常災害対策店所本部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 	第一線機関等支社、火力発電所 その他指定事業所	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施
事業所	組織	機能																														
本社	非常災害対策本社本部	<ul style="list-style-type: none"> 本社における非常災害対策活動の実施 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 																														
第一線機関（支社、その他指定事業所）等	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 																														
総支社等	非常災害対策総支社本部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 自エリアに所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 																														
第一線機関等支社 その他指定事業所	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 																														
事業所	組織	機能																														
本店	非常災害対策本店本部	<ul style="list-style-type: none"> 本店における非常災害対策活動の実施 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 																														
第一線機関（支社、火力発電所、その他指定事業所）等	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 																														
店所等	非常災害対策店所本部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 自店所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括および指揮 																														
第一線機関等支社、火力発電所 その他指定事業所	非常災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 																														
	<p>第3節 非常災害対策活動</p> <p>3 被害の復旧</p> <p>(3) 復旧作業上の留意事項</p> <p>イ 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド復旧作業であることを明示する。</p>	<p>第3節 非常災害対策活動</p> <p>3 被害の復旧</p> <p>(3) 復旧作業上の留意事項</p> <p>イ 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業であることを明示する。</p>																														
P275	<p>4 広報活動</p> <p>(2) 報道機関を通じた広報</p> <p>ア 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故および電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。</p> <p>イ 報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本社本部、総支社本部情報班が調整のうえ実施する。迅速な対応の観点等から、総支社本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本社本部へ報告する。</p> <p>ウ 首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度5強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本社広報班は、あらかじめ定められた手続きに従い、本社広報室に設置してある端末により、NHKおよび在京ラジオ6社に同時広報を行う。</p>	<p>4 広報活動</p> <p>(2) 報道機関を通じた広報</p> <p>ア 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧見込み、感電事故および電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。</p> <p>イ 報道機関への対応は、原則として支部は行わず、本店本部、支店本部情報班が調整のうえ実施する。迅速な対応の観点等から、店所本部がそれぞれの受持区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに本店本部へ報告する。</p> <p>ウ 首都圏（東京都、千葉、神奈川、埼玉県）で震度5強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、本店広報班は、あらかじめ定められた手続きに従い、本店広報部に設置してある端末により、NHKおよび在京ラジオ6社に同時広報を行う。</p>																														

頁	修正後	修正前														
P276	<p>第2章 ガス施設防災計画【東京ガス株式会社】</p> <p>第2節 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 非常体制の区分 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という）に対処するための非常体制の区分は次による。</p>	<p>第2章 ガス施設防災計画【東京ガス株式会社】</p> <p>第2節 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 非常体制の区分 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という）に対処するための非常体制の区分は次による。</p>														
P277	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常体制</td> <td>1. <u>震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</u></td> </tr> <tr> <td>第一次非常体制</td> <td>1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給支障となる</u>期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第二次非常体制</td> <td>1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. <u>供給支障となる</u>期間が24時間以上の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	適用条件	第0次非常体制	1. <u>震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</u>	第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給支障となる</u> 期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合	第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. <u>供給支障となる</u> 期間が24時間以上の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次体制</td> <td>1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給停止（予想）</u>期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>第二次体制</td> <td>1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. <u>供給停止（予想）</u>期間が24時間を<u>超える</u>地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	適用条件	第一次体制	1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給停止（予想）</u> 期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合	第二次体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. <u>供給停止（予想）</u> 期間が24時間を <u>超える</u> 地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合
体制区分	適用条件															
第0次非常体制	1. <u>震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</u>															
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給支障となる</u> 期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合															
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. <u>供給支障となる</u> 期間が24時間以上の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合															
体制区分	適用条件															
第一次体制	1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. <u>供給停止（予想）</u> 期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合															
第二次体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. <u>供給停止（予想）</u> 期間が24時間を <u>超える</u> 地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合															
	<p>4 情報の収集・報告 (4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、<u>復旧</u>作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報</p>	<p>4 情報の収集・報告 (4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、<u>普及</u>作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報</p>														
	<p>第5章 東京急行電鉄株式会社防災計画</p>	<p>第5章 東京急行電鉄株式会社防災計画</p>														
P287	<p>第3節 施設の災害予防計画</p> <p>1 各施設の点検整備計画 新設建造物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、<u>定期的に検査</u>を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。</p>	<p>第3節 施設の災害予防計画</p> <p>1 各施設の点検整備計画 新設建造物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、<u>毎年1回各線別に線路建造物の定期検査</u>を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。</p>														
P288	<p>第4節 応急対策</p> <p>2 地震時における緊急措置 (1) 運転規制の内容（運輸司令所長の取扱い）</p> <p>震度4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・震動停止後、25km/h以下の注意運転を指令する。 ・構造物等に異常がない旨確認後、平常運転に復する。 <p>震度5弱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・<u>電力司令長より送電設備、駅長・区長から運転に関わる施設等に異常のない旨報告を受けたのち</u>、15km/h以下の注意運転で、先行列車があった場所まで運転する。 ・乗務員及び駅長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、25km/h以下の注意運転を指令する。 ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場 	<p>第4節 応急対策</p> <p>2 地震時における緊急措置 (1) 運転規制の内容（運輸司令所長の取扱い）</p> <p>震度4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・震動停止後、25km/n以下の注意運転を指令する。 ・構造物等に異常がない旨確認後、平常運転に復する。 <p>震度5弱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・<u>震動停止後</u>、15km/n以下の注意運転で、先行列車があった場所まで運転する。 ・乗務員及び駅長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、25km/n以下の注意運転を指令する。 ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、平常運転に復する。 														

頁	修正後	修正前																																																												
<p>P298</p>	<p>合は、平常運転に復する。</p> <p>震度5強以上 ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・<u>電力司令長から構造物等に異常がない旨、巡回係員等の安全確認完了、報告を受け指示した場所まで時速25km/h以下の注意運転を指示、乗務員より異常がある旨の報告がない場合は平常運転に復する。</u></p> <p>(2) 乗務員の対応 運転士は、進行中強い地震を感知した時、又は、運輸司令所長から停止指令を受けた時。 ア 地上部においては、橋梁、高架橋、隧道等をなるべく避けて直ちに停止する。 イ 地下部においては、<u>速度を25km/h以下まで低下させ駅に進入する。</u></p> <p>4 避難誘導計画 駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は<u>運輸司令所長または最寄駅長の指示に従う</u>。また、<u>その</u>指示を受けることの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。</p> <p>第7章 京王電鉄株式会社防災計画【京王電鉄株式会社】 第2節 施設の現況 京王電鉄全線84.7kmのうち、川崎市内に敷設してある3.018kmの施設の現況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="463 1205 1504 1564"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>箇所数</th> <th>延長 (m)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁</td> <td></td> <td>1</td> <td>158</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高架橋</td> <td></td> <td>3</td> <td>1,807</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td></td> <td>1</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td></td> <td>1</td> <td>973</td> <td>若葉台構内～トンネル</td> </tr> <tr> <td>駅舎</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>京王稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ブロック造</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 応急対策 1 地震発生時の措置 (1) 管区長は、地震により線路の支障等があると認めた場合は、列車の運転を見合わせる。また、通過列車であってもこれを停車させなければならない。 (2) 乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認めた場合、または運輸指令所長から停車の指令を受けたときは、直ちに列車を停止させなければならない。この場合、橋梁上等の危険な箇所は避けなければならない。 (3) 運輸指令所長は、当社の地震計により6カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に</p>	施設名	区分	箇所数	延長 (m)	摘要	橋梁		1	158		高架橋		3	1,807		トンネル		1	80		盛土		1	973	若葉台構内～トンネル	駅舎		2		京王稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ブロック造	<p>震度5強以上 ・直ちに全列車の停止を指令する。 ・<u>電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、25km/h以下の注意運転を指令し、5分間経過後平常運転に復する。</u></p> <p>(2) 乗務員の対応 運転士は、進行中強い地震を感知した時、又は、運輸司令所長から停止指令を受けた時。 ア 地上部においては、橋梁、高架橋、隧道等をなるべく避けて直ちに停止する。 イ 地下部においては、<u>速やかに乗降場に進入し停止する。</u></p> <p>4 避難誘導計画 駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は最寄駅長の指示に従う。また、<u>駅長の指示を受ける</u>ことの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。</p> <p>第7章 京王電鉄株式会社防災計画【京王電鉄株式会社】 第2節 施設の現況 京王電鉄全線84.7kmのうち、川崎市内に敷設してある3.018kmの施設の現況は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1703 1260 2745 1619"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>箇所数</th> <th>延長 (m)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁</td> <td></td> <td>1</td> <td>158</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高架橋</td> <td></td> <td>3</td> <td>1,807</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td></td> <td>1</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td></td> <td>1</td> <td>973</td> <td>若葉台構内～トンネル</td> </tr> <tr> <td>駅舎</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ブロック造</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 応急対策 1 地震発生時の措置 (1) 管区長は、地震により線路の支障等があると認めた場合は、列車の運転を見合わせる。また、通過列車であってもこれを停車させなければならない。 (2) 乗務員は、地震を感知し列車の運転が危険な状況にあると認めた場合、または運輸指令所長から停車の指令を受けたときは、直ちに列車を停止させなければならない。この場合、橋梁上等の</p>	施設名	区分	箇所数	延長 (m)	摘要	橋梁		1	158		高架橋		3	1,807		トンネル		1	80		盛土		1	973	若葉台構内～トンネル	駅舎		2		稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ブロック造
施設名	区分	箇所数	延長 (m)	摘要																																																										
橋梁		1	158																																																											
高架橋		3	1,807																																																											
トンネル		1	80																																																											
盛土		1	973	若葉台構内～トンネル																																																										
駅舎		2		京王稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ブロック造																																																										
施設名	区分	箇所数	延長 (m)	摘要																																																										
橋梁		1	158																																																											
高架橋		3	1,807																																																											
トンネル		1	80																																																											
盛土		1	973	若葉台構内～トンネル																																																										
駅舎		2		稲田堤駅：高架鉄骨造 若葉台駅：高架ブロック造																																																										

頁	修正後	修正前																																																												
P299	<p>対し、直ちに停車するように指令し、次の取扱をする。</p> <p>① 6カイン以上～12カイン未満と判明したエリア</p> <p>ア 列車の乗務員に対し、速度25km/h以下の注意運転と、線路等の状況の確認を指令する。異常を認めない場合は、運転速度規制の緩和をするまで注意運転の継続を指令する。</p> <p>イ 各現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに駅構内および要注意箇所点検を指令する。</p> <p>ウ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。</p> <p>② 12カイン以上と判明したエリア</p> <p>ア 現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに所属員を配置してエリア内全線にわたり点検を指令する。</p> <p>イ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、列車の運転再開を指令し、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。</p> <p><u>ウ 20カイン未満の場合で、駅間に停車した列車に対し、「線路・架線・踏切道・線路脇の建築物の状態に注意しかつ、速度15km/h以下のいつでも停車できる速度」で、最寄の停車場（有人・無人を問わず）または、後方停車場（退行した方が安全と判断した場合）まで移動することおよび旅客の避難を行った後、運転を見合わせることを指令する。</u></p>	<p>危険な箇所は避けなければならない。</p> <p>(3) 運輸指令所長は、当社の地震計により6カイン以上の地震を感知したときは運転中の全列車に対し、直ちに停車するように指令し、次の取扱をする。</p> <p>① 6カイン以上～12カイン未満と判明したエリア</p> <p>ア 列車の乗務員に対し、速度25km/h以下の注意運転と、線路等の状況の確認を指令する。異常を認めない場合は、運転速度規制の緩和をするまで注意運転の継続を指令する。</p> <p>イ 各現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに駅構内および要注意箇所点検を指令する。</p> <p>ウ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。</p> <p>② 12カイン以上と判明したエリア</p> <p>ア 現業長（技術系職場を含む）に対し、直ちに所属員を配置してエリア内全線にわたり点検を指令する。</p> <p>イ 各現業長から「点検異常なし」の報告を受けた後、列車の運転再開を指令し、状況により順次運転速度規制の緩和を指令する。</p>																																																												
P305	<p>第9章 首都高速道路株式会社防災計画【神奈川管理局】</p> <p>第2節 施設の現況</p> <p>1 道路の現況</p> <table border="1" data-bbox="371 1178 1587 1745"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>市内延長</th> <th>入口</th> <th>出口</th> <th>非常電話</th> <th>非常口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)</td> <td>6.4km</td> <td>〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田</td> <td>〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎</td> <td>上り 9箇所 下り 9箇所</td> <td>上り 16箇所 下り 16箇所</td> </tr> <tr> <td>高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)</td> <td>8.7km</td> <td>〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島</td> <td>〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島</td> <td>東行き 47箇所 西行き 43箇所</td> <td>東行き 6箇所 西行き 5箇所</td> </tr> <tr> <td>高速神奈川6号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)</td> <td>5.5km (営業中) 2.4km (建設中)</td> <td>〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見（建設中）</td> <td>〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見（建設中）</td> <td>上り 23箇所 下り 28箇所 建設中</td> <td>上り 16箇所 下り 14箇所 建設中</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23.0km</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	市内延長	入口	出口	非常電話	非常口	高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	6.4km	〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田	〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎	上り 9箇所 下り 9箇所	上り 16箇所 下り 16箇所	高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)	8.7km	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	東行き 47箇所 西行き 43箇所	東行き 6箇所 西行き 5箇所	高速神奈川6号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)	5.5km (営業中) 2.4km (建設中)	〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見（建設中）	〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見（建設中）	上り 23箇所 下り 28箇所 建設中	上り 16箇所 下り 14箇所 建設中	計	23.0km	—	—	—	—	<p>第9章 首都高速道路株式会社防災計画【神奈川管理局】</p> <p>第2節 施設の現況</p> <p>1 道路の現況</p> <table border="1" data-bbox="1611 1178 2828 1745"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>市内延長</th> <th>入口</th> <th>出口</th> <th>非常電話</th> <th>非常口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)</td> <td>6.4km</td> <td>〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田</td> <td>〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎</td> <td>上り 9箇所 下り 10箇所</td> <td>上り 6箇所 下り 6箇所</td> </tr> <tr> <td>高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)</td> <td>8.7km</td> <td>〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島</td> <td>〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島</td> <td>東行き 42箇所 西行き 43箇所</td> <td>東行き 5箇所 西行き 5箇所</td> </tr> <tr> <td>高速神奈川6号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)</td> <td>5.5km (営業中) 2.4km (建設中)</td> <td>〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見（建設中）</td> <td>〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見（建設中）</td> <td>上り 23箇所 下り 27箇所 建設中</td> <td>上り 9箇所 下り 9箇所 建設中</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23.0km</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名称	市内延長	入口	出口	非常電話	非常口	高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	6.4km	〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田	〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎	上り 9箇所 下り 10箇所	上り 6箇所 下り 6箇所	高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)	8.7km	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	東行き 42箇所 西行き 43箇所	東行き 5箇所 西行き 5箇所	高速神奈川6号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)	5.5km (営業中) 2.4km (建設中)	〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見（建設中）	〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見（建設中）	上り 23箇所 下り 27箇所 建設中	上り 9箇所 下り 9箇所 建設中	計	23.0km	—	—	—	—
名称	市内延長	入口	出口	非常電話	非常口																																																									
高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	6.4km	〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田	〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎	上り 9箇所 下り 9箇所	上り 16箇所 下り 16箇所																																																									
高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)	8.7km	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	東行き 47箇所 西行き 43箇所	東行き 6箇所 西行き 5箇所																																																									
高速神奈川6号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)	5.5km (営業中) 2.4km (建設中)	〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見（建設中）	〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見（建設中）	上り 23箇所 下り 28箇所 建設中	上り 16箇所 下り 14箇所 建設中																																																									
計	23.0km	—	—	—	—																																																									
名称	市内延長	入口	出口	非常電話	非常口																																																									
高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	6.4km	〔上り〕 浜川崎、大師 〔下り〕 浅田	〔上り〕 浅田 〔下り〕 大師、浜川崎	上り 9箇所 下り 10箇所	上り 6箇所 下り 6箇所																																																									
高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線)	8.7km	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	〔東行き〕 東扇島、浮島 〔西行き〕 浮島、東扇島	東行き 42箇所 西行き 43箇所	東行き 5箇所 西行き 5箇所																																																									
高速神奈川6号川崎線 (川崎市道高速縦貫線)	5.5km (営業中) 2.4km (建設中)	〔上り〕 殿町、大師 〔上り〕 富士見（建設中）	〔上り〕 大師 〔下り〕 殿町 〔下り〕 富士見（建設中）	上り 23箇所 下り 27箇所 建設中	上り 9箇所 下り 9箇所 建設中																																																									
計	23.0km	—	—	—	—																																																									

頁	修正後															修正前																		
P306	3 トンネルの現況															3 トンネルの現況																		
	トンネル名	路線名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導 設備 (非常口 高速上扉)	その他設備					トンネル名	路線名	延長 m	通報・警報設備					消火設備			避難誘導 設備 (非常口 高速上扉)	その他設備				
				非常電話	押ボタン式 通報装置	火災検知機	トンネル入口 警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備		ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t				非常電話	押ボタン式 通報装置	火災検知機	トンネル入口 警報表示板	信号機	消火器箱	泡消火栓	水噴霧設備		ラジオ再放送	監視用テレビ	換気設備	消火水槽 t	水噴霧水槽 t
	多摩川	高速湾岸線	2,170	47	90	183	2	有	178	90	有	68	有	46	有	379	消火兼	多摩川	高速湾岸線	2,170	45	90	185	2	有	178	90	有	68	有	46	有	379	消火兼
	川崎航路	高速湾岸線	1,954	39	80	162	2	有	158	80	有	62	有	43	有	384	消火兼	川崎航路	高速湾岸線	1,954	38	83	169	2	有	158	80	有	62	有	42	有	384	消火兼
	大師	6号川崎線	1,060	23	67	95	3	有	47	47	無	11	有	46	有	230	無	大師	6号川崎線	1,060	23	67	95	3	有	47	47	無	11	有	46	有	230	無
	第10章 中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画【中 日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター】															第10章 中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画【中 日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター】																		
P310	資料 (本章末資料1 保全・サービスセンターにおける風水害・地震防災体制発令基準及び道路通行規制等 基準)															資料 (本章末資料1 保全・サービスセンターにおける風水害・地震防災体制発令基準及び道路通行規制等 基準)																		

川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）に係るパブリックコメントの実施について

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の附属機関である川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編及び資料編で構成されています。

この度、災害対策基本法の改正や、国における防災基本計画の修正等を踏まえて、「川崎市地域防災計画震災対策編（修正素案）」を取りまとめました。

本計画の修正素案について、広く市民の御意見を伺うことを目的として、次のとおりパブリックコメントを実施します。

- ◇ 募 集 期 間 平成30年2月9日（金）～平成30年3月12日（月）
- ◇ 意見提出要件 市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方
- ◇ 資料閲覧場所 総務企画局危機管理室（川崎市防災会議事務局）、情報プラザ、区役所、支所、出張所、図書館、市ホームページ
- ◇ 提出方法 郵送、FAX、持参、電子メール
- ◇ 提 出 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市総務企画局危機管理室計画調整担当
（川崎市防災会議事務局）
FAX044（200）3972
- ◇ 今後のスケジュール 寄せられた御意見を踏まえ、庁内外の関係部署と再度の調整を行い、本市防災会議や、政策・調整会議等での承認後、4月を目途に公表予定